

パブリックコメント実施結果の概要

- 平成26年12月12日～平成27年1月11日までの1ヶ月間、外来種被害防止行動計画(案)について意見募集(パブリックコメント)を実施。
- 意見提出数は292件(個人275件、団体17件)で、延べ意見数は731件。

意見提出箇所	意見数
表紙	1
目次	1
前文	26
第1部 外来種対策を実施する上での基本指針	414
第1章 外来種対策に関する認識と目標	20
第1節 外来種対策をめぐる主な動向	12
第2節 外来種問題の基本認識	121
第3節 行動計画の目的及び役割	1
第4節 行動計画の対象及び目標	16
第2章 外来種による被害を防止するための考え方と指針	
第1節 社会において外来種対策を主流化するための基本的な考え方	193
第2節 各主体の役割と行動指針	51
第2部 外来種対策を推進するための行動計画	205
第1章 国による具体的な行動	
第1節 外来種対策における普及啓発・教育の推進と人材の育成	10
第2節 我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リストの作成と優先度を踏まえた外来種対策の推進	7
第3節 侵略的外来種の導入の防止(予防)	26
第4節 効果的、効率的な防除の推進	136
第5節 国内由来の外来種への対応	2
第6節 同種の生物導入による遺伝的攪乱への対応	5
第7節 情報基盤の構築及び調査研究の推進	17
第8節 その他の対策	0
第2章 実施状況の点検と見直し	2
図	13
ページ指定無し	71
合計	731

意見番号	ページ	行	それ以外の場所指定	意見	理由	対応	修文有無
1	表紙	16		総務省・経済産業省・文部科学省を追加すべき	本計画は、第1部第1章第3節にもあるとおり、各主体における外来種対策の主流化を目指すものであることから、計画の策定に当たっては地方自治体・情報機関を管轄する総務省、事業者を管轄する経済産業省、教育機関・研究機関を(また天然記念物やユネスコエコパーク等も)管轄する文部科学省とともに策定をし、策定後の実施状況の点検と見直しを連携して進めるべきだから。	外来種対策の中核を担う3省により検討を行っております。 実施にあたっては、必要に応じて他省庁とも連携してまいります。	
2	目次	36	目次:第1部第2章第1節4優先度を踏まえた効果的、効率的な防除の推進	この項目にあるようにどの種にも言えますが、その種が本当に在来種にとって危険なのか、悪なのか、優先的に駆除するのが適切であるのか等、熟考したうえで推進すべきと考え表向き一般の人間でも理解しやすいターゲットに絞る事なく優先度を決めて頂きたいと願います。 さらに現在外来魚種に対して行われている方法で言わせて頂きますと、生態系保全を考えるならば在来種にまで悪影響を与える駆除方法と言われている電気ショックによる駆除方法は「効果的な防除の方法」どころか「在来種への保護と逆行する「在来種死滅」の危険性もある行為であり駆除方法含む対策の改善を希望します。 悪即殺ではなく、在来種の保護、さらには今ある生命の命も考慮して頂きたいと心よりお願いいたします。 国民として、様々な魚や生命を愛する者としての意見です。 今後も勉強しようと、在来種、外来種の事を考えるきっかけになりました。 本当の在来種保護活動、大変とは思いますがささやかながら個人でも一緒に行動できればと思います。		ご意見の趣旨は今後の環境省においての施策の参考とさせていただきます。	
3	1 10 12 40	23 33 6 35	①在来種減少理由の特定と他の環境施策との連携 ②漁業者による放流魚の適正化	① 在来種の減少を外来生物だけで理由付けているのは強引だと思われまます。まず、生態系の三角形の構造で言えば極端な例と言えるし、護岸により産卵場所の減少、農業排水などでの大量死(田植えのシーズンの湖の様子を見てください)等、在来種減少の理由は複合的なものと考えられます。現在の生態系に組み込まれている外来種を強制的に排除すると、かえって生態系を崩すことになるとも考えられます。在来種減少の理由の特定と他の環境施策との連携が必要で。 ② オオクチバスの生息域が広がった原因のひとつとして考えられるのは、漁業者によるアユなどの放流魚に混ざっての拡散です。琵琶湖のアユの放流先の多くでオオクチバスが確認されていることがその証左と言えます。稚魚ではメダカとカダヤシの判別が難しいのと同様に、稚魚での判別は難しい場合が多いと思われまます。バスフィッシングを楽しむ人が釣った魚(そんなに大量に釣れる魚ではありません)を他の水域に放流し増殖したとはあまり考えられません。よって、漁業者による拡散防止策が必要です。		当然、在来種が減少している要因は外来種以外にも存在する可能性はありますが、本計画は、侵略的外来種による生態系等への被害の防止を目的としたものとなるため、外来種による生態系等への被害事例を表記しています。 ②のご意見の趣旨は、今後の環境省においての施策の参考とさせていただきます。	
4	1 10 26	23 31,32 23,31,32		①P1の23行目:琵琶湖などのオオクチバスなどがP10の31,32行目、P26の31,32行目:魚類の約90%がブルーギルとありますが、魚類の約90%がブルーギルという検証結果があるにも関わらず、P1ではオオクチバスなどとあり、ブルーギルという魚種が出てきません。「など」に含まれるという話かもしれませんが、であれば、P1で記載すべきは、オオクチバスではなく、ブルーギルではないでしょうか? ②P26の23行目:生態系のバランスが崩れ、悪影響が生じる場合があります。河川周辺の開発、住宅からの生活排水、企業からの工業排水などが、生態系への悪影響を及ぼすとは考えられないでしょうか?この環境汚染も含めて総合的に議論しないのは何故でしょうか?	①ブルーギルではなく、オオクチバスと記載することで、環境省という立場でありながら、あたかも、オオクチバスが悪の根源であるかのように国民に誤った周知をしているのは疑問である。 また、90%がブルーギルということを見ると、残り10%が他外来種という話になるかと思いますが、そこから推測しても、オオクチバスは少数であり、河口湖などのように経済魚として地域に貢献している実態もあることから、特定外来生物ではなく、産業管理外来種に指定頂く方が良いと思われまます。 ②河川周辺の開発、住宅からの生活排水、企業からの工業排水などの環境汚染も含めた、総合的な視点で議論すべきであるにも関わらず、特定外来生物に限った生態系への悪影響を周知しているのも疑問である。	本計画で挙げている事例は外来種問題の1事例です。特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、防除等の対策が求められています。 また、当然、在来種が減少している要因は外来種以外にも存在する可能性はありますが、本計画は、侵略的外来種による生態系等への被害の防止を目的としたものとなるため、外来種による生態系等への被害事例を表記しています。 なお、ご意見の趣旨は今後の環境省においての施策の参考とさせていただきます。	
5	1 24	26 11		栽培品種・園芸品種による遺伝的攪乱への言及	栽培・園芸植物の定義は、外国から輸入してきた植物、それも侵略的外来種に限られるように見受けられます。日本でも出回っている栽培植物の外来種問題は、人為的に作出された栽培・園芸品種の植栽による遺伝的攪乱の問題も存在し(山口ほか2013:加藤ほか2009など)、栽培・園芸品種による遺伝的攪乱の対策を普及啓発する必要があると考えまます。 栽培・園芸植物が引き起こす遺伝的攪乱の研究は遅れており、不稔性の栽培・園芸品種の開発の推進や適切な管理方法の検討が必要であると考え、栽培・園芸品種の利用に対する啓発も文言として入れる必要があると考えまます。	本計画では、外来種による生態系等への被害の防止を目的として策定しており、栽培品種等による遺伝的攪乱は外来種問題とは異なると考えられるため、原案どおりとします。 なお、栽培品種であっても、侵略的外来種の品種改良により作出された植物については、外来種問題として扱うことになると考えられます。	
6	1-104	6		オオクチバスを「適切な管理が必要な産業上重要な外来種」に指定すべきである。	この被害防止行動計画書にはいったい何回のオオクチバスやコクチバスの表現が出て来たのでしょうか。ここまで偏った文章を製作する環境省や農林水産省の方々はおもった本物の湖や河川の現状を知るべきである。現状にいったい何が起きているのか?どんな外来生物が本当に在来種や農林水産業に甚大な悪影響を及ぼしているのか?本当にわかっているのか?税金の無駄遣いをこれ以上しないほしい。 そして、目の敵にしているオオクチバスやコクチバスですが、これで生計を立てている漁業者・自動車産業・飲食産業・レジャー産業・船舶販売業・衣料販売業・漁具販売業多くの産業がこの恩恵を得て、生活をし、国民の義務である納税をしています。これらの産業を無視して駆除を推進し、ニジマス等の「適切な管理が必要な産業上重要な外来種」とはせずオオクチバスを一方向的にセアカゴケグモと同等の「総合的に対策が必要な外来種」に特定しているのは著しい間違いである。今一度オオクチバス・コクチバス共に関係法を早期見直しを行い、自然環境保護はもちろんですが、オオクチバス・コクチバス関係の産業で生計を立てている人達も多く居る事を配慮もして頂きながら、法整備を行って頂きたいと存じます。	「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」へのご意見と史料しますが、当該リストにおいて、産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているのではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるような代替性のないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。 オオクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く釣りの対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。 オオクチバスは既に外来生物法に基づく特定外来生物に指定され、輸入・飼養等が規制されています。本リストは法律に基づくものではなく、新たな法的規制をかけるものではありません。 なお、外来生物法は釣り自体を禁止するものではありません。外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生態の運搬等を伴わない釣り等は行うことができるものです。	
7	1-104	1-6		・京都・深泥池の調査結果に関して - 京都の深泥池での外来魚に関してあげていますが、外来魚率の特定方法に疑問があります。深泥池はエリによる魚の捕獲を行っているが、捕獲量をそのまま生息量として捉えるのは原則として間違っています。魚の生息域の変化によって捕獲量がかわることから、単純に捕獲量=生息量として捉えられないと考えまます。深泥池のように偏った場所にしかエリが設けられていない池で捕獲量を基準に現存量を述べるのにはデータが不十分であると考えまます。同時に深泥池のようなどても小さな池での事例をあげ、全国の河川でも同じことが起こると述べるのは無理があります。いろいろな河川でのデータを調べましたが、在来種が根絶されたという話は一度も聞いておりません。		本計画では、外来種による生態系等への被害事例のうちの1部を挙げています。生態系等への被害状況は、当然地域によって異なると考えています。	
8	1-104	1-6		・電気ショック漁法に関して - 本来違法である電気ショック漁法は在来種にも大きく影響する為、禁止すべきと考えまます。漁法導入時には電気ショックによって気絶した外来種は捕獲しない為、影響は無いとのことであったが、実際電気ショック漁法実施後の湖岸を見てみると鯉・鮒等多くの在来種の死魚が岸際に打ち上げられているのを見かえる。このことから、当初上げていた「在来種は捕獲しない為、影響は無い」と言われていた内容には誤りがあり、無差別に魚を殺めてしまう漁法は本来通り、禁止すべきであると考えまます。		琵琶湖などで行われている電気ショッカーは電流により魚を殺処分するものではなく、一時的に魚に電流によるショックを与え不動化させ、浮上したもののうち駆除対象となる魚種を捕獲するものです。ご意見のとおり、電気ショックにより影響を受ける個体もありますが、不動化は一時的であり、一定時間が経過すれば魚は再び動くことが可能とするもので、電気ショッカーを使用した駆除により在来魚が回復している事例も確認されています。	

9	1-104	1-6		<p>・オオクチバス、コクチバスの経済効果に関して - オオクチバス、コクチバスの釣り人口は非常に多く、地域を活性化させるべく各自治体が力を合わせて取り組んでいる(例: 徳島新聞 11月23日付記事「人気の釣り場 集客の期待」 http://www.topics.or.jp/special/12903062033/2010/11/2010_12904748537.html)。 釣具市場も1196億円(2013年度)と大きく、対前年比103%とまだ成長している市場である。ここまで市場規模があるオオクチバス・コクチバスは「緊急対策外来種」ではなく、「産業管理外来種」に指定されるべきだと考える。</p>		<p>「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」へのご意見と史料しますが、当該リストにおいて、産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているのではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというようないかなる代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。</p> <p>オオクチバス・コクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く釣りの対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。</p>
10	1-104	1-6		<p>・アンケート募集時期に関して - 意見の募集を行った時期が一年で最も多忙になる年末に行われ、かつ告知も行われずに非常に短期間の募集で実施されたことに疑問を覚える。我々が収めた税金でこのような活動を行っている以上、きちんと意見募集の告知を各メディアを通じて行い、もっと長い期間行うべきであると考えます。</p>		<p>ご意見の趣旨は、今後のパブリックコメントの実施にあたっての参考とさせていただきます。</p>
11		1 5-6		<p>誤解が無く細部にまで言及した結果の文章の量だということは理解しますが、広く意見を求めるパブリックコメントとしてこの文章の量は不適切だと感じます。この内容をすべて読解し、個人の意見を出せるとなると、内容閲覧が困難な環境の人や若年層、高齢者の方には難しい場合が多いと考えます。極論すれば「意見無ければ賛成」ともなる意見公募なら、万人に理解しやすいやすい方法をまず模索するべきだと感じました。</p> <p>例えば 今回指摘のあった部分について指摘の内容をカテゴリや対象生物毎に分けて列挙し、次回公募で賛否を問う等</p>		<p>ご意見の趣旨は今後の参考とさせていただきます。</p>
12		1 17-18		<p>日本は「動物輸出国」として扱われる程、動物に対する輸入規制や管理を行っておらず、昭和の時代までは、国や研究者でさえも外国産の動植物を国内で繁殖させてきた事(ジャワマングース、ウシガエル、アメリカザリガニ、ブルーギルなど)、また1992年に「生物多様性条約」の締結国となってから2005年に「外来生物法」が施行される直前まで、帰化動植物という名称で国内への受け入れを容認してきた事などを入れるべきである。</p>	<p>前文として歴史的な事実を要約する中で、過ちについても記述し、外来生物の問題は根本的に私たち人間が引き起こしている問題であり、防除される外来生物に非があるわけではない事を明記して頂きたい。</p>	<p>ご指摘の趣旨は、本計画内で記載しているコラム等で記載しているため、原案どおりとします。</p>
13		1 18		<p>「環境省が設置した生物多様性総合評価検討委員会が2010年(平成22年)5月に公表した「生物多様性総合評価報告書」においては、…」と修正すべき。</p>	<p>当該報告書は、我が国政府(環境省が設置した生物多様性総合評価検討委員会)が作成したものであるが、案では当該報告書の所以が不明確であることから、本行動計画の作成も当該報告書同様、我が国政府(環境省等)であることを踏まえ、作成者を明記する(同ページ32`35行目等の書きぶり)と統一)とともに、受け身の書きぶり(「公表された」)から主体的な書きぶり(「公表した」)にするべきと考えるから。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「環境省が設置した生物多様性総合評価検討委員会により、2010年(平成22年)5月に公表された「生物多様性総合評価報告書」においては、」</p>
14		1 18-31		<p>生物多様性の損失をもたらす4つの大きな要因の一つが、外来種の影響…であると書かれています。</p> <p>また、農林水産業を中心とした産業分野では、多くの外来種が利用され、その中に管理下から逸出することで問題が発生することもあるので生態系へリスクを提言する必要があります。との記述がありますが、新行動計画の骨子をなすこの前文には、甚だ承服出来かねます。</p>	<p>そもそも外来種の異常発生は、その外来種にとって、問題が発生した地域・水域が、外来種の繁殖に適した環境になっていることに起因しています。外来種が、その地域や水域を好んで侵入してきたわけではないのです。</p> <p>つまり、生物の多様性を失う原因は、単にマンメイド・人間のなれる技であることを念頭に置くべきであると主張します。</p> <p>今回の「外来種被害防止行動計画(案)」は、謂わば対症療法です。その視点を変えない限り、湯水の如き支出をしても、外来種の根絶は不可能です。</p> <p>また、農林水産業を中心とした産業分野での外来種の利用に、欠陥があることが、あからさまに指摘されていますが、そのいくつかの外来種を引き合いに出して、有用外来種を画一的に排除するのであれば、それは、農学等の学問を否定することになりかねません。</p> <p>人類は、特に、大航海時代以降、新種の発見・育種・種の保存を文明生活・向上の英知としてきました。</p> <p>最初は、グローバル化が更に加速していますから、外来種の移入や活用の度合いも加速しています。</p> <p>そのため、尚更のこと外来種の規制には、神経を尖らせる必要があることは、承知しています。</p> <p>しかし、既に、我が国に定着して久しい種については、その有効性と被害性を科学的に検証して、有用性が明らかであるものは、管理マニュアルの下で活用する姿勢が望まれます。</p> <p>そうした意味で、私どもが、水質浄化と合わせてCO2削減、酸素の供給、更には葉面からの蒸散作用による気温の抑制(ヒートアイランド現象の緩和)、バイオマス資源の利用、磷酸・カリ肥料のリサイクル化など、多面的な栽培効果が期待できる「シユロガヤツリ」は、カテゴリー概念図の「重点対策外来種」から外して頂くことを強く要望します。</p> <p>また、新しい視点から産業管理外来種として位置づけ、現在、ゆうこうな改善策が見いだせていない、池沼・クリークの水質浄化を担う植物種として活用の場を与えて頂くことを強く要望します。</p>	<p>当然、在来種が減少している要因は外来種以外にも存在する可能性はありますが、本計画は、侵略的外来種による生態系等への被害の防止を目的としたものとなるため、外来種による生態系等への被害事例を表記しています。</p> <p>なお、ご意見の趣旨は今後の環境省においての施策の参考とさせていただきます。</p>
15		1 20		<p>「4つの大きな要因の一つ」とあるが、その他の3つの要因も記述すべき</p>	<p>生態系の破壊がすべて外来生物によるものと誤解されるため、その他3つの要因も併記するのが総合的に生態系を守るための本筋である。</p>	<p>本計画では、外来種の被害防止に焦点を当てているため、原案どおりとします。</p>
16		1 21		<p>表の用語の定義が分かりにくいと思います。特に、「国内由来の外来種」などは非常に誤解しやすいと思います。</p>		<p>ご意見の趣旨は今後の環境省においての施策の参考とさせていただきます。</p>
17		1 23		<p>「オオクチバス」を「ブルーギル」と変更すべき</p>	<p>近年、琵琶湖等で駆除された外来魚の割合を見ると、圧倒的に「ブルーギル」の割合が高い。そのため、現在、琵琶湖等の主な外来種は「ブルーギル」であり、変更するのが適切である。</p>	<p>個体数の多さが被害の大きさに必ずしもつながるものではないと考えており、オオクチバスは、特定外来生物専門家会合の検討において、生態系の被害を及ぼすものとして評価されたものであることから、原案のとおりとさせていただきます。</p>
18		1 23		<p>琵琶湖のオオクチバスは特に生態系に大きな影響を与えるものではなく、既に在来種と共に定着しており、現在は安定期に入っていて、これ以上の在来種への被害はない。</p>	<p>また、既に定着している事を鑑みれば、駆除は不可能であり、むしろ駆除に充てる税金を大量投入する事こそが国民の意思に背くこととなり、その事こそが著しい問題である。むしろオオクチバスに代表されるスポーツレジャーフィッシングという有益な文化を取り入れ、社会基盤を支える税収も増え国民にとって負担の無い、社会を形成していくことこそが、何より重要と思います。</p>	<p>特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、現在も、防除等の対策が求められています。</p> <p>なお、オオクチバスは、外来生物法に基づく特定外来生物に指定されていますが、釣り自体が禁止されるものではなく、外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生態の運搬等を伴わない釣り等は行うことができるものです。</p>
19		1 23		<p>「琵琶湖等のオオクチバスなどが特に影響の大きなものとして」と記述されているが、ブルーギルの方が大きな影響を与えているので、「ブルーギル等が特に影響の大きなものとして」の表記が適切だと考えます。</p>	<p>資料1 外来種被害防止行動計画(案)10ページ31`32行目「さらに個体数に占める割合で見ると2009年には捕獲された魚類の約90%がブルーギルだったことが報告されています。」から</p>	<p>P10の31-32行目に示した事例は、全国で発生している外来魚問題の一部です。特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、現在も、防除等の対策が求められているため、原案どおりとします。</p>

20	1	23		「琵琶湖等のオオクチバス」を削除。	生物多様性の保全に対しオオクチバスが危害を与えるという絶対的、かつ、実質的根拠は無い我が国において、この記載はオオクチバスを象徴化して概念を誘導していると誤解されるため、かつ、恣意的文書と受け取られる誤解を無くするため。	特定外来生物は、我が国の生態系等に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、現在も、防除等の対策が求められていることから、原案どおりとします。	
21	1	23		「琵琶湖等のオオクチバスなどが特に影響の大きなものとして」と記述されているが、ブルーギルの方が大きな影響を与えているので、「ブルーギル等が特に影響の大きなものとして」の表記が適切だと考えます。	資料1 外来種被害防止行動計画(案)10ページ31~32行目、26ページ36~37行目 「さらに個体数に占める割合でみると2009年には捕獲された魚類の約90%がブルーギルだったことが報告されています。」から	本計画で挙げている事例は外来種問題の1事例です。 特定外来生物は、我が国の生態系等に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、防除等の対策が求められています。	
22	1	23		オオクチバス駆除の反対	オオクチバスは他の外来種と違い、それに関わることで生計を立てている人がたくさんいます。また地域の活性化にもつながる地域もあるので、単純にオオクチバスを駆除していくというのはどうかと思います。	特定外来生物は、我が国の生態系等に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、現在も、防除等の対策が求められています。 なお、オオクチバスは、外来生物法に基づく特定外来生物に指定されていますが、釣り自体が禁止されるものではなく、外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生態の運搬等を伴わない釣り等は行うことができるものです。	
23	1	24-25		「…セアカゴケグモによる咬傷等の人の生命・身体に係る被害やアライグマによる農作物被害等の農林水産業に係る被害もあります。」と修正すべき。	案では、アライグマによって農業だけでなく林業や水産業への被害もあるような誤解を招き得るため、明確に記すべきと考えるから(当方の意見では、アライグマに関する書きぶりに合わせてセアカゴケグモに関する書きぶりも修正している。)。また、案ではアライグマによる被害を「大きな」とされているが、農林水産省が公表している「全国の野生鳥獣による農作物被害状況(平成24年度)」によると、アライグマの被害は少なくはないが、農作物被害全体の状況から見ると、シカ、イノシシ、サルによる被害に比べて必ずしも大きいとは言え切れず、アライグマによる農作物被害を誇張するような表現となりかねないため。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「セアカゴケグモなどの咬傷等による人の生命・身体に係る被害、アライグマなどによる農作物被害等の農林水産業に係る被害もあります。」	○

24	1	29-31		同時に我々の社会と在来種への適切な関わり方も必要だと考えます。		本計画は、外来種による被害の防止を目的として策定しているため、原案どおりとします。	
25	2	6-9		「…、我が国は、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する国の基本的な計画として2002年(平成14年)3月に策定した「新・生物多様性国家戦略」において、生物多	当該戦略の策定及びその中での位置づけは、我が国政府が行ったものであることから、受け身の書きぶり(「策定された」「位置づけられました」)から主体的な書きぶり(「策定した」「位置づけました」)にするべきと考えるから。また、改訂前の戦略名を記載するのは冗長なので「生物多様性国家戦略」は割愛してもよいのではないかと。	本計画以外の施策については、これまでの取り組みを俯瞰した観点で記載していることから、原案どおりとします。	
26	2	20		「本計画は、2012年(平成24年)9月に閣議決定した「生物多様性国家戦略2012-2020」…と修正すべき。	当該戦略の決定は政府が行ったものであることから、受け身の書きぶり(「閣議決定された」)から主体的な書きぶり(「閣議決定した」)にするべきと考えるから。	本計画以外の施策については、これまでの取り組みを俯瞰した観点で記載していることから、原案どおりとします。	
27	3	21	付図	外来種のうち、人の生命又は身体、農林水産業等への被害を及ぼす又は及ぼす恐れがあるもの」との記述がありますが、「外来種のうち、人の生命又は身体、農林水産業等に貢献するもの」に関する視点が、本行動計画には、欠けていませんか。	私どもが、水質浄化のための植物として選択しているシュロガヤツリは、縣博士が、中国・中央稲作研究所の宋博士と共に行った研究結果によれば、200種類の比較栽培で、シュロガヤツリは、極めて有用な能力を備えた作物であることがわかっています。しかも、色々水産域でフロートを浮かせて栽培試験が行われています。実証済みの有用植物なのです。ついでに、外来種の区分として、被害を出す可能性のある外来種の他に有用外来種の項目を加えなければ、外来種の科学的な区分表になじみません。この点、是非、新しい外来種区分を新設ください。	本計画は、侵略的外来種による生態系等への被害の防止を目的としたものです。なお、有用な外来種の存在については、第1部第1章第2節3で言及しています。	
28	2	23		琵琶湖等のオオクチバスなどが特に影響のおおきなものとして挙げられます。	一番最初に述べた文章と同じです。オオクチバスの捕食でニゴロブナが減少したという言葉は間違っていると思います。私は小学生の頃から琵琶湖を約30年見てきましたが、その頃から比べると湖岸に道路が作られ水辺は大きく変わりました。ニゴロブナは南湖湖西の河口付近に昔は多く産卵のために集まってきたニゴロブナが多く見られました。ほとんどの川は護岸工事されコンクリートばかりになってからは見られる魚の姿は大きく変わりました。南湖東岸は道路ができてから浅瀬がなくなり、さらに沖には浚渫工事で水質も悪化し在来種が育つ環境は無いのは当然だと思います、単純にニゴロブナが産卵できる場所が少なくなったのが原因だと思います。	当然、在来種が減少している要因は外来種以外にも存在する可能性はありますが、本計画は、侵略的外来種による生態系等への被害の防止を目的としたものとなるため、外来種による生態系等への被害事例を表記しています。なお、ご意見の趣旨は今後の環境省においての施策の参考とさせていただきます。	
29	2	26	資料2-6	外来種は外来種である事を理由に駆除防除されるのですか。「ヒトによる利用状況」で、駆除防除の優先順位は左右されるのですか。資料2-6は検討中の事ですが、利用が「経済活動」に組み込まれているか否かという事であるならば、見直しが必要かと思われます。	外来種は外来種である事を理由に駆除防除されるべきとするなら、「ヒトはその例外なのか」という疑問が生じます。そうでないならば何を基準に駆除防除の優先順位を決定するのかということになります。「観光立国日本」の定義はハッキリしませんが、オオクチバスをはじめとする通称ブラックバスの類いや、ニジマス等のマス類は観光資源になる可能性があります。植物も然り、昆虫や動物も然りです。ヒトが日本国土を支配している限り、ヒトに害をなす物は駆除防除され、ヒトに利益をなすものは支配者であるヒトに保護され、繁殖します。完全に生物多様性を維持保護するのであれば、彼らの生活する環境からヒトを排除するか、影響を極限まで小さくする必要があります。今更、日本をガラパゴス諸島みたいには出来ないで、出来るだけ穏やかな対応をお願い致します。	外来生物法においても、日本の生態系等に被害を及ぼす外来種についての対策の実施を求めていることから、原案どおりとします。	
30	3		本計画の3項	私自身が業としている魚種のオオクチバスがタイワンザルやカミツキガメなどと同様に分類されてはならないと考えます。既にレジャーとして国内で数百万人が楽しむバスフィッシングの対象であるオオクチバスが、さも人類・人体に直接危害を加える生物と認識されることは避けたいと願います。オオクチバスにおきましては、あくまでも漁業、それも内水面漁業者にとっては害をなす一面を持っているだけであり、人類・人体にとつて全くの無害であることを位置づけなくてはならないと考えます。これが成されずに学校教育の現場での外来種に対する認識を広める教育や、一般メディアを通じての外来種の認識の拡大は、誤った方向への認識を広げるだけで、レジャーとしての業界に対して甚大な損害を与える可能性を秘めていると考えます。人体・人命に危害のある生物に対しては、直接有害侵略的外来種といった名称で呼び、環境や自然に対する被害が予測される生物には対環境有害侵略的外来種などという名称で呼ぶことで、分かり易くかつ興味を抱かせる呼び方が必要だと考えます。滋賀県と京都府にある教育機関で「ブラックバスは悪い魚だから釣って殺さない」という指導がなされております。情操教育も行なうべき教育機関が誤った一方的な指導を行なっていることを非常に残念に思いました。侵略的外来種でありながらも一つの命であり、それらをどう扱うかを考えさせる教育が望ましいと考える私にとつては、これらの教育機関では殺人を犯した人は絶対に死刑と教育するのだらうと思います。その殺人事件の背景にさへも、必ず何らかの事情がある場合もありますから裁判があり、執行猶予などの措置が認められています。こういった教育機関は短絡的に人を殺したんだから死刑と判断するものと考えられます。そこにあった真実に一切目をむけようせず、目をむけなさいとも指導せず教育がなされているという事実が存在しています。本計画の中にも外来種に対する正しい認識の周知拡大が目標と掲げられておりますので、それに対する事を含めても検討と修正を求めます。これに関しましてはオオクチバスとタイワンザルやカミツキガメを例に挙げましたが、他の外来種におきましても同様に誰が聞いても分かり易い種別の名称を検討して頂きたいと思っております。		特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、防除等の対策が求められています。特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系の被害を及ぼすものとして評価されたものであり、防除等の対策が求められています。なお、侵略的外来種は釣りが規制されるものではありません。また、オオクチバスは、外来生物法に基づく特定外来生物に指定されていますが、釣りが禁止されるものではなく、外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生態の運搬等を伴わない釣り等は行うことができるものです。	
31	3	21		外来生物の定義 なぜ、国外由来の外来種に限定するのか？ 「国内由来の外来種」も「国内由来の外来生物」ではいけないのか。 外来生物法には国内由来の外来種についての定義がないが、この外来種被害防止行動計画策定に伴い、外来生物法における定義を変更すべきである。		ご指摘を踏まえて、「外来生物」の用語の説明を削除し、本計画では、外来種に用語を統一したいと思います。	
32	3 4	21 30		四角の枠内の用語の定義を見直して頂きたいと思っております。	「外来種」「国外由来の外来種」「国内由来の外来種」「侵略的外来種」「外来生物」「特定外来生物」「定着予防外来種」「総合対策外来種」「産業管理外来種」全て過去ではあるが、全て日本人が仕出かした過ちだと思います。生き物の命のお陰で得た知識や学んだ事が現代社会にプラスに生きてもいる反面にマイナスに失っている事の現状の日本の自然と向き合っていかなければならないと思っております。医学においても生き物の命も守られ、保たれていることを忘れてははいませんか？	外来生物法等に基づき、外来種による生態系等への被害を防止することが求められているので、原案どおりとします。	
33	3 -4		3~4ページの用語の定義に関する表及び4ページ6~8行目	4ページ6~8行目に記載されている在来種の定義を、3~4ページの用語の定義に関する表中で整理すべき(挿入する位置としては「外来種」と「国外由来の外来種」の間が適切だと考える)。また、在来種の定義を表中で整理するに伴い、「国内由来の外来種」の定義を、「在来種のうち、その自然分布域を越えて国内の他地域に導入された生物種」と修正すべき。	在来種は外来種の対義語であり、本計画中に頻出し、外来種概念を整理する上でも重要な用語であるため、4ページ6~8行目に記載するよりも、3~4ページの用語の定義に関する表中で整理した方が読みやすさの観点からも適切であると考えるため。また、「国内由来の外来種」という用語も在来種という用語を用いながら説明した方が、国内由来の外来種の位置づけがより明確に表せると考えるから。	ご意見の趣旨を踏まえ、P3の表中の「国内由来の外来種」の定義を以下のとおり修正します。「我が国に自然分布域を有している(在来種)」が、その自然分布域を越えて国内の他地域に導入された生物種」	○
34	3 -4		3~4ページの用語の定義に関する表における侵略的外来種の定義	定義の最後に「なお、特定外来生物は侵略的外来種の中に含まれる。」と追記すべき。	本計画の中では、「侵略的外来種」と「特定外来生物」という用語が外来種問題及び対策の対象として頻出するが、相関関係を明確に説明する記載がないことから、表中で整理する必要があると考えるため。なお、ご意見の認識に誤りがあれば、訂正の上、相関関係を明記する必要があると考える。	ご意見を踏まえ、定義の最後に以下を追記します。「なお、侵略的外来種の一部について、法に基づいて特定外来生物に指定している。」	○

35	4	2-12		国内由来の外来種を外来生物法に含めることは時期尚早と考えるため、削除して頂きたい。	本計画(案)17頁20行目に記述してあるとおり、現在は「外来生物」の意味の周知が64.7%、内容を知る人は11.8%となっている。2020年の周知目標も意味で80%、内容では30%に過ぎない。この状態で国内由来の外来種まで外来生物法に準じた場合、混乱を招く事が否めないため、時期尚早と考える	国内由来の外来種を外来生物法の対象とすることについて、本計画内では記載していません。	
36	4	4		「・・・に係る被害を外来種問題として・・・」と修正すべき。	被害を防止するための対策は「外来種対策」であり、「外来種問題」は被害そのものを指すことが適切だと考えるから(図3)においても、対策自体を外来種問題としては扱っていない。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。「・・・に係る被害を外来種問題として・・・」	○
37	4	10		「・・・により生じる遺伝的攪乱の問題についても・・・」と修正すべき。	遺伝的攪乱に係る対策は「外来種対策」であり、「外来種問題に準ずるもの」は遺伝的攪乱の問題そのものを指すことが適切だと考えるから(図3)においても、対策自体を外来種問題としては扱っていない。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。「遺伝的攪乱の問題に」	○
38	4	15-19		次のとおり修正をお願いします。 ・・・被害を及ぼすおそれのある外来種リストを作成しています。このリストは、様々な主体の参画のもとで外来種対策の一層の進展を図ることを目的とし、国民の生物多様性保全への関心と知識を高め、適切な行動を呼びかけるためのツールとして活用します。また、本リストは、生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼす又はそのおそれがあるものを生態的特性及び社会的状況も踏まえて選定した外来種のリストであり、本計画同様に、我が国では初めて国内由来の外来種についても掲載するとともに、定着状況や対策の方向性、利用上の留意点等の情報を種ごとに整理しています。なお、本リストに掲載された外来種であっても、外来生物法の特定外来生物及び未判定外来生物以外は、外来生物法に基づく規制の対象にはなりません。	原案では外来種リストの目的や性格についての記述が不十分であり、誤解を招くおそれがあるので、リストの参考資料1「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト概要(案)」及び参考資料2-1「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト作成の基本方針(案:H26.12.12)」に記載されている表現を使って、明確に記述する必要があると考えます。また、「外来生物法に基づく特定外来生物の指定種のみならず、現時点で法規制のない種類も含めて、特に侵略性が高い外来種を対象として」という部分については、植物の場合、リストに掲載された植物種の大部分が特定外来生物以外の外来種となっていることから不適切であるとともに、特定外来生物と同様の基準で選定され、近い将来に規制対象となるとの誤解を招くおそれがあることから、削除すべきと考えます。	ご意見をふまえ、以下のとおり修正します。「被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」を作成しています。このリストは、我が国の生物多様性を保全するため、愛知目標の達成を目指すとともに、様々な主体の参画のもとで外来種対策の一層の進展を図ることを目的とし、生態系、人の生命・身体、農林水産魚に被害を及ぼす又は及ぼすおそれがあるものを生態的特性及び社会的状況も踏まえて選定した外来種のリストです。本計画同様に、我が国では初めて国内由来の外来種についても掲載しています。また、最新の定着状況や侵入経路、我が国における対策の方向性、利用上の留意点等についての情報を掲載種ごとに整理して示すものです。なお、特定外来生物及び未判定外来生物以外は外来生物法に基づく規制の対象ではありません。」	○
39	4	19		本計画における「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」の位置づけを明記すべき。また、17行目「特に侵略性の高い外来種」と侵略的外来種の関係性を明記すべき。	案では、当該リストの性質は述べられているが、本計画においてどのように位置づけられているのか(どのような関係性にあるのか)が不明確であり、なぜ本計画に記載されているのか分からないため(本計画の目標等として活用するのであればその旨を明記する必要があると考える)。また、案のままだと、「特に侵略性の高い外来種」=侵略的外来種とも、「特に侵略性の高い外来種」<侵略的外来種とも、「特に侵略性の高い外来種」>侵略的外来種とも読み取れるが、本計画における当該リストの位置づけを明記する上では、正確に記述する必要があると考えるため。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。「なお、リストは本計画で示す外来種対策を実施していくにあたっての基礎資料となるものです。このリストでは、」	○
40	4	20-30		表に3種の外来種カテゴリーの定義がありますがこれでは、園芸等には、対応できないものと考えます。 「被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」の「総合対策外来種」に、非常に多くの園芸作物が記載されていますが、このカテゴリーの定義には、防除、遺棄・導入・逸出防止のための普及啓発など総合的に対策が必要とされているのみです。 例えば、リストの120セイヨウカラシナなどは、奈良時代から利用されていると、資料2-2の利用状況に記載され、利用の必要性が認識されているにも関わらず、適切に利用するための項目がこのカテゴリーの定義にないのは、大きな問題と考えられます。 このようなものまで、防除などしか選択肢がなく、「入れない」、「捨てない」、「広げない」を強引に進めるべきものであるのかはなはだ疑問とせざるを得ません。 また、学校教育やマスコミから一方的な危険性の普及啓発などを行うことも公正さを欠くものと考えます。もっと利用とのバランスも重視すべきものと考えます。 一方、「産業管理外来種」は、主に工事などで実用的な利用を行うことが想定されているカテゴリーのようであり、趣味的な観賞用園芸種や食用種には適用が困難なものです。 これは趣味的なものに、代替性の追求などはそもそもそぐわないためです。バラが好きなのに桜で我慢するべきとのことで果たしてよいのか大変に疑問です。また、野沢菜が好きなのに、別のものを食べても生存に支障はないとのことでよいのでしょうか。このように、単に受粉できればよい西洋マルハナバチ利用を日本のマルハナバチ利用に転換しようとする研究などは、根本的に異なると考えられます。 以上から、少なくとも園芸作物については、利用とのバランスの取れたできれば別のカテゴリーを検討するなどが必要と考えます。		「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」においては、カテゴリー区分は特に重点を置くべき対策の方向性によって区分していますが、「総合対策外来種」については対策の選択肢が防除のみとなるわけではないことは、カテゴリー区分の説明において記載しており、防除等は地域ごとに被害状況等に照らして検討されるべきものと考えます。 なお、外来種被害防止三原則は、外来種による被害を防止するための基本的な態度として必要であると考えます。 社会・経済的に有用な外来種があることについては、本計画においても記載しているとおりであり、外来種問題の背景について正しい認識が広まるよう、普及啓発に努めていきます。	
41	4	21-24		定着予防外来種及び総合対策外来種の説明における「国内に」を「対象となる地域に」等に修正すべき。	案のままでは、国外由来の外来種のみを指している、国内由来の外来種が含まれないため(バブコメ中のリスト案においても国内由来の外来種が明記されているため)。	本計画を実施するにあたって、	
42	4	27		「産業管理外来種の定義」に関して、記載の変更を意見致します。変更事項は現在記載されている、「産業又は公益的役割において重要で、」を「農林水産・レジャーを始めとする各産業、又は公益的役割において重要で、」に変更をお願い致します。	産業と言う言葉の定義は「生活に必要な物的財貨および用役を生産する活動。農林漁業、鉱業、製造業、建設業、運輸・通信、商業、金融・保険・不動産・レジャー産業などの総称。または、生活していくための仕事。職業。なりわい。」を示します。 外来種を取り巻く産業は複雑多岐に渡り、どの産業を主体として考えるかで、外来種の適切な管理方法も変わってきます。 この計画案全体を通じては農林水産業という言葉は使われつつも、その他の産業に関しては記載がありませんので、現在の記載だと解釈の誤解を招きます。産業中でもことレジャー産業の「釣り」に関しては、外来種ではありながらもその魚(以下:外来魚)が存在することで成り立っており、いち産業として限りある資源として逆に特定の外来魚を保護していきたいという考えもありますが、水産事業者としては漁獲高の減少の一因として考えられる外来魚を駆除したい、という考えもあります。立場によって解釈が異なることもありますので、適切な表記を求めます。	「産業」には「レジャー産業」も含まれることから、原案のままとします。	

43	4	27		<p>「産業管理外来種の定義」につきまして、認識の変更を意図させていただきます。変更箇所は、現在記載されている「産業又は公益的役割において重要で」を、「レジャーを含む各産業、又は公益的役割において重要で」に変更をお願い致します。</p>	<p>すでにリリース禁止が制定されている場所でない限りにおきましては、釣ったオオクチバスをその場にリリースする(すなわち、オオクチバスの個体数にプラスもマイナスもない)ことを厳守させ、他の水域への拡散を防止することのみ厳しい罰則を設けることで十分であると考えます。</p> <p>なぜならば、むしろオオクチバスが人気のある釣り魚種であることを最大限に活かすことで、その地域の活性化に繋がると考えているからです。</p> <p>釣りに行けば、大概はその地域で食事(もしくはコンビニエンスストアで購入)をしますし、時には現地でガソリンを入れ、レンタルボートを借り、宿泊施設を利用し・・・と経済効果を生みます。オオクチバスの恩恵を受けるのは、決して釣具販売店や、釣り業界に身を置く人、または釣って楽しむ釣り人だけではありません。オオクチバスがいることでその地に釣り人が訪れ、その地にお金を落とすのです。これが、駆除を強制されるリリース禁止のようなルールがあると、オオクチバス釣りをする人の大半はオオクチバスに愛着があるわけですから、釣ったら殺さなければならぬ釣り場には行きたくないものです。また、駆除活動が活発化することでオオクチバスの個体数が極端に減少すれば、釣り場としての魅力も失せ、訪れる釣り人も減ります。これまでオオクチバス釣りの人が訪れることが増え、繋がっていた地域のお店等に関しましては、釣り人の減少は売上のダウンに直結し、衰退の一途を辿る可能性は十分にあります。</p> <p>オオクチバスは他の釣り魚種とは一線を画すほど、釣って楽しい、魅力のある釣り魚種です。そうでなければ、「食用目的でない魚をただ釣ることだけ」に、多くの釣り人が夢中にはならないはず。同じく釣り魚種として釣り人を集めるために養殖や放流を行わなければ釣り人を集めることが難しいニジマスやワカサギ等と比べても、そういったコストがかからず釣り人を集められる魚がオオクチバスです。その魅力ある産業価値を活かし、ニジマスやワカサギのようにレジャー資源として活用する方向性を推進する「共存」の方向性が望ましく、オオクチバスは、「産業外来種」としての扱いが妥当であると思います。</p> <p>最後に、オオクチバス釣りのメッカとして有名である茨城県の霞ヶ浦や千葉県の高滝湖、亀山湖など、には、他の魚、それこそオオクチバスが好んで食べるような小魚も沢山あります。言うまでもなく、オオクチバスとて食べるものがなくなれば自滅してしまうわけですから、自然の摂理として、オオクチバスが広域に分布して年数が経った現在においては、すでに個体数のバランスはとれていると感じます。実際に、オオクチバスを釣ろうと思ってもそう簡単に釣れるほど個体数が多いはず。そこに税金を投じて駆除に躍起になることは、果たしてどれほど効果のあることなのでしょうか？</p>	<p>「産業」には「レジャー産業」も含まれることから、原案のままとします。</p>
44	4 42	27-30 20-28		<p>産業管理外来種:「その利用にあたっては適切な管理を行うことが必要な外来種。種ごとに利用上の留意事項を示し、適切な管理をよびかける。」の「適切な管理」とは何か曖昧で、定義づけられていない。外来種対策は地域・事例ごとに具体的な中身が異なる。「外来種被害防止行動計画」も個別の事案に基づいて決められるべきである。個別具体的な指針を示すことができないのなら文書化するべきではない。</p>		<p>「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」へのご意見と史料しますが、当該リストにおいて、産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているものではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。</p> <p>なお、ご意見の趣旨は今後の環境省においての施策の参考とさせていただきます。</p>
45	4	28-29		<p>「産業管理外来種」というカテゴリを設けて他の外来種と区別したことは評価する。</p>	<p>ここにカテゴリ化された種は、「産業又は公益的役割において重要で、代替性がない」と位置付けられ、適切な管理のもとに利用されている。</p>	<p>ご意見の趣旨は今後の環境省においての施策の参考とさせていただきます。</p>
46	4			<p>「産業管理外来種」にオオクチバス、コクチバスを入れるべきではないでしょうか？</p>	<p>オオクチバス、コクチバスを釣りの対象として成り立っている産業が既に存在する事と、適切な管理を運営する事により、環境や生態系へのダメージは抑えられると思われる事から、有効活用する方策を探るのが、現在の様々な状況から察するにベターではないでしょうか？</p> <p>勿論、各地域や環境でのダメージ等の差はあるでしょうから、そういった問題も含めて、適切な管理、そして可能な限りの有効活用をして行くのが良いかと思えます。</p>	<p>「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」へのご意見と史料しますが、当該リストにおいて、産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているものではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。</p> <p>オオクチバス・コクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く釣りの対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。</p>
47	4	30		<p>適切な管理をよびかける 「適切な管理を徹底させる」とすべきである。</p>		<p>「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」は法的な規制ではなく、適切な行動をよびかけるツールとしていることから、原案のままとします。</p>
48	4-5			<p>外来種リストの緊急対策外来種の選択基準に満たしていないオオクチバスが緊急対策外来種の枠に入っているということ。</p>	<p>参考資料1 p4~5に記述があるように5つの基準を満たしている種のみ緊急対策外来種に分類されることになっているがオオクチバスは人の生命、身体などに被害を及ぼしているのかというところは満たしていないと考える。</p> <p>なぜならオオクチバスは戦前食欲のために輸入され繁殖させたためであり、食用としてブラックバスを食べても人の生命などに影響はないからと考える。</p> <p>また、オオクチバス、コクチバスを釣ることを職業とし、生活を送っている人もいます。</p> <p>さらに、発展していない町の河川などに釣り人が訪れることにより経済効果も考えることが出来る。</p> <p>このような意見からブラックバスは産業管理外来種に分類されるべきだと考える。</p>	<p>当該リストにおいて、産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているものではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。</p> <p>オオクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く釣りの対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。</p> <p>また、人の生命・身体への被害のおそれはないものの、水産業への被害が確認されていることから、要件に合致しています。</p>
49	5	19		<p>「・・・一つとして位置づけました」と修正すべき。</p>	<p>当該戦略の策定及びその中での位置づけは政府が行ったものであることから、受け身の書きぶり(「位置づけられました」)から主体的な書きぶり(「位置づけました」)にするべきと考えるから。</p>	<p>本計画以外の施策については、これまでの取り組みを俯瞰した観点で記載していることから、原案どおりとします。</p>
50	5	27		<p>「必要としました」と修正すべき。</p>	<p>当該戦略は政府が策定したものであり、その中での記述は受け身の書きぶり(「必要とされました」)から主体的な書きぶり(「必要としました」)にするべきと考えるから。</p>	<p>本計画以外の施策については、これまでの取り組みを俯瞰した観点で記載していることから、原案どおりとします。</p>

51	5 77	35 23		<p>2004年(平成16年)に国会の衆参両院の委員会において、緑化に際しては外来生物の使用を避け、地域在来の植物の活用を促す事を求める附帯決議が続けて行われている事を記す。また、この附帯決議を受け、公共事業における緑化について、地域在来の植物の利用を「基本」とした検討を進める。</p> <p>具体的には、該当箇所に以下の文章を追記する。 地域在来の植物の活用による緑化をさらに推進するため、引き続き、緑化を含む公共事業全般について地域材の植物の利用を「基本」とすることについて、検討を進めます。(環境省、国土交通省、農林水産省) また、2004年(平成16年)6月の通常国会において、緑化にあたっては、今後、外来種でなく地域在来種による緑化の推進に努めるべきとの附帯決議が、衆議院及び参議院で相次いで行われました。 77ページ35行目と24行目の間に改行して、以下を追記する。</p>	<p>2004年(平成16年)6月、国会の衆参両院の委員会において、緑化に際しては外来生物の使用を避け、地域在来の植物の活用を促す事を求める附帯決議が続けて行われています。(資料1) この附帯決議が大きな動力となり、その後の緑化関係の公共事業を所管する環境省、農林水産省、林野庁、国土交通省により、合同で外来生物による被害の防止等に配慮した緑化植物の取り扱いに関する検討が始められ、各省庁により緑化指針の改訂や手引きの策定がなされていくこととなりました。 第1部第1章第1節「外来対策をめぐる主な動向」において、これまでの外来種対策に関する政策動向が、おおよそ年代順に整理されていますが、この中に、この附帯決議について記すことが求められます。 また、第1部第2章第1節「社会において外来種対策を主流化するための基本的な考え方」等において、法面緑化に当たり生物多様性への保全に配慮していく旨の記述がありますが、対象を限定せず、公共事業全般において、地域在来の植物の活用による緑化が進められるよう、今後も引き続き検討を続けていくことが求められます。</p>	<p>法律の付帯決議については緑化以外にも多岐にわたる項目が付されていることから、ここでの詳細な記述は控えます。</p>	
52		6 2		<p>「とされています」と修正すべき。</p>	<p>案では、誰に認識されているのかが不明確であるため。なお、認識している主体が明確な場合は明記した方がよいと考えます。</p>	<p>本計画以外の施策については、これまでの取り組みを俯瞰した観点で記載していることから、原案どおりとします。</p>	
53		6 22		<p>「さらに、国土交通省では河川における外来種対策に関する検討を進め、…」と修正すべき。</p>	<p>当該動向は、我が国政府(国土交通省)が作成したものであるが、案では当該動向の主体が不明確であることから、本行動計画の作成も当該動向同様、我が国政府であることを踏まえ、主体を明記するとともに、受け身の書きぶり(「進められ」)から主体的な書きぶり(「進め」)にするべきと考えられるから。</p>	<p>ご意見のとおり修正致します。</p>	○
54		6 28		<p>「…公表しています」と修正すべき。</p>	<p>当該手引き等は我が国政府(国土交通省)が公表したものであることから、本行動計画の作成も当該手引き等と同様、我が国政府であることを踏まえ、受け身の書きぶり(「公表されています」)から主体的な書きぶり(「公表しています」)にするべきと考えられるから。また、同ページ26行目の書きぶりと揃える観点から。</p>	<p>ご意見のとおり修正致します。</p>	○
55		6 30		<p>動物園の、飼養していた動物の減少などで空いているスペースでの、防除または飼育できなくなったなどのアカミミガメの飼育(収容所)スペースを設ける</p>	<p>『コラム』内にもございますように、外来種の説明時に、企画として「アカミミガメ」のことも実施するにあたって、園内で飼育スペース(オス池・メス池とわける)があると、よりいっそう「どうしてここにいるのか」「自分の飼育しているアカミミガメは、どうやって飼育するのが望ましいのか」「こんなふうに飼育してあげると、本来の性質上もって快適で飼育者自身も楽しいよ」など啓蒙できるから。 実際は、動物園のスペースは限りがあり、いろんな動物を導入したいという園の担当者様の考えもあるかと思いますが、各市町村の生物多様性地域戦略なども年々活発化し、市民・国民の意識も高まっていく中で、動物園もミドリガメを導入していただくと、個人個人も活動しやすくなるのではと思うのと、「いきものログ」が立ち上がったとしても、実際ここ「アカミミガメが居た」と「通報」することはイコール「殺処分100%」と直結するのであれば、本来かめの観察に一番熱心であろう飼育者としては逆に「ここに居るとは言わないでおこう」という心理も働くことが予想され、かめに限って言えば「かめ飼育者」こそ「かめ防除」にもっとも味方となりうるのに連携できない、そしてアンケートにもございますように「ただ殺すだけ」では敵対し、戦略的によくないし、命を大切にすべきだと思うから。 これからの決定には、アカミミガメをはじめとするカメの飼育者は特に注目しているので、最初の発表で「国(環境省)はしょせんなんにもしてくれない」何も聞いてくれなかった」となってしまうような内容ですと、せっかく今活動されている方の士気も、今の飼育者も「今から何か自分もできることをがんばりたい」と思っている芽をつむようなことになりかねず、少しでもここに提出させていただきます飼育者の意見をくみとった内容に進んでいただければと、また働きかけやすくなりますし、自身「がんばろう」と思えますので、よき方向に2020年を目標に進んでゆくことを期待しています。</p>	<p>ご意見の趣旨は今後の環境省においての施策の参考とさせていただきます。</p>	
56		7 4		<p>「COP10を受け策定した…」と修正すべき。</p>	<p>当該戦略は我が国政府が策定したものであることから、受け身の書きぶり(「策定された」)から主体的な書きぶり(「策定した」)とするべきと考えられるから。</p>	<p>本計画以外の施策については、これまでの取り組みを俯瞰した観点で記載していることから、原案どおりとします。</p>	
57	7 8	11 15 8		<p>「我が国の生態系等に係る被害を及ぼす恐れのある外来種リスト」は「外来種ブラックリスト(仮称)」とし、注意書きで「外来種ブラックリスト(仮称)」は現在「我が国の生態系等に係る被害を及ぼす恐れのある外来種リスト」になったと記載する。</p>	<p>参照元である2012年12月13日の中央環境審議会野生生物部会において意見具申された「外来生物法の施行状況等を踏まえた今後高すべき必要な措置について」における内容を正確に反映させるべき。 http://www.env.go.jp/council/former2013/13wild/y130-24/mat01_3.pdf (11ページ33行目、12ページ19行目、15ページ26行目等)に記載の原案どおりの意見具申として承認されている。</p>	<p>本計画では、引用している場合であっても、固有名詞については、現時点の名称を用いることとするため、原案どおりとします。</p>	
58		8 2-4		<p>オオクチバス等の防除マニュアルについて意見を述べさせていただきます。 防除マニュアルに記載された駆除の方法では、相当な数の在来種も同時に駆除されるばかりか、環境そのものを破壊していると思えないものが散見されます。 私個人は琵琶湖でオオクチバスを釣ることを趣味としており、オオクチバスが琵琶湖の環境に影響があることに異論はないのですが、どう見ても公平に扱われていない気がします。 日本中の河川において、外来魚食魚であるニジマスが放流されていることには何も騒がれないことに強い違和感を覚えます。 オオクチバスはその立場において最も効率良く捕食できるものを主食とします。泳ぎも得意ではありません。 閉塞された狭い水域での影響については大きいといわざるを得ませんが、広大な水域においては一時的に増殖することはあっても、すべての在来種を食べつくすということはなく、エサの量や周囲の環境にたいして吊りあつた個体数へと自然に減少します。いわゆる「安定期」と呼ばれるものです。 現在 琵琶湖においてのオオクチバスの個体数は安定期に入っており、かなり減少傾向にあります。 在来種の減少の要因の中にオオクチバスの存在があることを否定はしませんが、在来種減少の主な要因は、護岸工事や葦等の在来種の産卵場所になりうる水生植物が減少したことだと考えます。 オオクチバスを釣る者の都合の良い解釈と捉えられるかもしれませんが、そうではないと考えています。 なぜなら私は幼少期より、在来魚食魚の極めて少ない水域において在来種の釣りも趣味としており(鯉や鮒、ワカサギ等々)在来種の減少も体感してきたからです。 外来種がほぼいないと言っているくらいに水域にもかかわらず、在来種はどんどん減少しています。 主な要因は生活排水や工場排水等の水質汚濁、それと護岸工事ではないでしょうか。</p>		<p>ご指摘のマニュアルについては、別途策定しているものです。 また、当然、在来種が減少している要因は外来種以外にも存在する可能性はありますが、特定外来生物は、我が国の生態系等に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、現在も、防除等の対策が求められています。</p>	
59		8 3-10		<p>「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト(案)」を見るとノイヌ・ネコなどが明記されている。これらは動物愛護法での保護管理を行い防除対象とすべきではない。</p>	<p>ノイヌ・ネコに関しては、ノラ犬・ノラ猫との違いが明確ではない。犬の場合は狂犬病予防法での捕獲で対応すべきであるし、ノラ猫の場合は、現在TNRという方法で殺生をせずに絶対数を減少させる取り組みが盛んに行われている中、生存自体を否定することは現行の繁殖防止施策を逆行させるものである。また、ノラ猫に対して過剰な排除(暴力的な殺害)を行う人がいる中、「外来種」という名称の認識だけが広がり、内容認識がない中、動物虐待の犯罪を助長させることが非常に危惧する。</p>	<p>「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」は生物多様性の保全を目的とし、我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種を選定しています。野外に定着したノイヌ・ネコによる生態系への被害が確認されているため、こうした被害を防止するための取組が必要と考えており、外来種問題と対策の必要性について正しい理解が進むよう普及啓発に努めます。</p>	

60	8 42 46	23-30 29-35 7-9	琵琶湖のオオクチバスは総合対策外来種から産業管理外来種にするべき	オオクチバスを釣ることを対象としたルアーフィッシング愛好家は全国に数十万人とみられ、さらに他の対象魚のルアーフィッシングも、間違いなくオオクチバス釣りから派生した釣り文化で、それまで合わせると趣味人口100万人以上が存在します。 釣り人は貸し船屋、宿泊施設、コンビニエンスストア、などを利用することで滋賀県の琵琶湖など釣り場によっては重要な経済効果があり、さらにオオクチバスを対象とした釣り道具の釣竿メーカー、ルアーメーカー、ボートメーカー、ガイド業を営む人など、これを生業とする人々は膨大で、無視できない規模の産業と言えます。産業管理外来種であるニジマスなどに比べてオオクチバスの経済効果は非常に高く、この大きな産業を包括的に守るためにも対象種であるオオクチバスを例えば琵琶湖も河口湖、芦ノ湖と同じ特区として認めるか、もしくは産業外来種として指定するべきだと考えます。	「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」へのご意見と史料しますが、当該リストにおいて、産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているものではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。 オオクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く釣りの対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。 オオクチバスは既に外来生物法に基づく特定外来生物に指定され、輸入・飼養等が規制されています。本リストは法律に基づくものではなく、新たな法的規制をかけるものではありません。 なお、外来生物法は釣り自体を禁止するものではありません。外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生態の運搬等を伴わない釣り等は行うことができるものです。	
61	9	2-34	外来種の対策は、人の生命又は身体の保護並びに農林水産業の健全な発展を図ることが目的であり、その目的を達成するための手段の一つです。と明記されています。私も大賛成です。	本行動計画が、上記の記述を全うするのであれば、「外来種を一律にはじくするのではなく、有効な外来種に関しては、人の生命又は身体、農林水産業等に貢献するもの」として、その受け入れに寛容でなければ」と考えます。	ご意見の趣旨は今後の環境省においての施策の参考とさせていただきます。	
62	9	4	人的に被害を及ぼす対策として賛同しますが、オオクチバス等レジャーに関連する生物等が該当となっている事について納得がいきません。	ブラックバス等ルアーフィッシングは現在、釣り業界並びに一般でも広く浸透し、且つこれらを対象とした業者も全国に沢山おられます。ブラックバス関連で生計を立てておられる方が失業や廃業と言った事となるではありませんか？	本計画では、外来種による生態系等への被害の防止を目的としていることから、原案どおりとします。 なお、侵略的外来種は釣りが規制されるものではありません。また、オオクチバスは、外来生物法に基づく特定外来生物に指定されていますが、釣り自体が禁止されるものではなく、外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生態の運搬等を伴わない釣り等は行うことができるものです。	
63	9	8	侵略的外来種の侵略性が発生する可能性 侵略性があるから侵略的外来種なのであり、侵略性を有しない外来種は存在しないと考える。		ご意見を踏まえ、「侵略的」を削除します。	○
64	9	10-15	社会生活において多くの外来種が利用され、生活の中に欠かせなくなっており、代替性がない場合、適切に管理することが必要と書かれていますが、実際にフィールドでは代替えができない外来種であるにも関わらず駆除という安易な方法で除外されようとしております。代替えができない産業的に生産性のある外来種は、積極的にかつ適切に管理し、活用していくべきであり、外来種問題の基本認識に書かれているように管理されるべきだと思います。	神奈川新聞の2014年11月22日の記事によりますと、神奈川県内水面漁業振興会と相模川漁業協同組合連合会(以下「相模川漁協」とする)が外来種(特にブラックバス)の駆除活動を行ったと記載があります。 相模川漁協はブラックバスを魚種認定しておりませんが、多くの釣り人が訪れ釣りを楽んでいます。 相模川はアユ釣りも盛んですが、相模川漁協のホームページの放流の情報によりますと、平成25年のアユの放流は10,963kg(相模川、中津川において)です。人工産、海産、琵琶湖産など混じりあった魚を放流しております。これでは、相模川の生物多様性や生態系に多大なる影響を与えるものですが、一切の規制は入っておりません。これは、外来種問題の基本認識に書かれている代替え性のできないものに該当しているものと思われる。 相模川のブラックバスは魚種認定されていない魚になりますが、多くの釣り人、またそれらを釣る釣り具の販売店、製造メーカーにとっては非常に有益な魚となり、釣り人が相模川を訪れることで相模川周辺の消費も行われ収益を上げています。 アユ同様に漁場の管理を行えば、多大な収益を上げることが可能で、代替えができない魚であると思います。 これ以外にも、ニジマス、ブラウントラウトなどの鱒類も自然環境の河川、湖沼において同様の効果を期待でき、また、管理釣り場では非常に多くの方がレジャーとして楽しんでいます。 これらも代替えのできない魚ですから、駆除を行うのではなく、共存の道を探るべきです。	ご意見のとおり、第1部第1章第2節3では「すぐに利用を控えることが困難な場合には、外来種の利用量を抑制する方法の採用や、生態系への影響がより小さく産業において同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないか検討し、利用量の抑制が困難である場合や、代替性がない場合は、適切な管理が必要である」との考え方を示しています。 しかし、特定外来生物は、我が国の生態系等に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、現在も、防除等の対策が求められています。 なお、オオクチバスは、外来生物法に基づく特定外来生物に指定されていますが、釣り自体が禁止されるものではなく、外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生態の運搬等を伴わない釣り等は行うことができるものです。	
65	9	10-18	ブラックバス釣りに関しては、適切な管理の上、運用していく方法を考えて頂きたい。例えば、単に駆除するだけを目的とするのではなく、その対象となる生物の不要な場所と必要としている場所での移動を行うなどの考えもありませんでしょうか。	地域によってはブラックバスを必要とし、経済効果がある事も事実としてある。	オオクチバスは、外来生物法に基づく特定外来生物に指定されており、生きたままの運搬や飼育等は規制されています。 特定外来生物は、我が国の生態系等に係る被害を防止する目的で指定され、生息場所では生態系等への被害が発生する可能性があることから、防除等の対策が求められています。	
66	9	12-15	「すぐに利用を控えることが困難な場合には、…適切な管理を行うことが必要である」を、同ページ19行目以降の「外来種対策を実施する上での基本認識」に移動すべき。	当該記述は、外来種自体に関する認識ではなく、外来種対策を実施する上での認識として整理すべき内容だから。	基本認識として、前文とのつながりが重要であるため、原案どおりとします。	
67	9	13	(12ページ23行、24ページ15行、39ページ31行、41ページ11行、54ページ24行も同様) 生態系への影響がより小さく産業において同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないか検討し、利用量の抑制が困難である場合や、代替性がない場合は、適切な管理を行うことが必要である。 あまりに同程度の社会経済的効果を求める事で、多少効果が劣っても有効と考えられる代替策が利用されずにいる事例が多いと考える。社会経済的効果だけにとらわれず、代替策を積極的に研究・開発していく必要があり、「利用量の抑制が困難である場合や、代替性がない場合は、適切な管理を行うことが必要である。」という言葉は不適切と考える。		社会経済的効果については、利用する者の考え次第であり、効果の大小が外来種問題の大小につながることはないため、原案どおりとします。	
68	9	19-27	外来種対策において重要かつ効果を最大限発揮できるのは、早期発見、早期防除であることは明らかです。ならば、外来種対策は、侵入が比較的新しい外来種から、優先度を設けて、重点的に行うことが望ましいと思います。 現状の外来種対策は、「目的を明確化し」と言いながら、実際は非常に不確かかつ非計画的です。容易に完全駆除という言葉が使われますが、実際は完全駆除は実現不可能に近い対象に半永久に対策費が使われており、対策費自体が目的となってしまうのでしょうか。	オオクチバスが国内に侵入したのは、90年前の話です。 すでに全国に広く生息域を広げており、完全駆除は実現不可能です。一方、チャネルキャットフィッシュのように、侵入が新しく、いまなら防除が可能かもしれない外来種の方に早急かつ重点的な対策が望まれます。 琵琶湖の外来種対策においても、もはや税金を投入することが目的となっていて、外来魚の絶対数は減っても、漁獲高は増えていません。パブリックコメントという名で意見を募集するなら、反対者も多い外来種に税金を投入するのではなく、反対者の少ない外来種から優先的に対策を講じるべきであって、一部の既得権益者の利になるための対策を講じるべきではないと考えます。	ご意見お主旨は第1部第2章第1節2に記載しているとおり、防除の実施の可否にあたっては、個別地域ごとに優先度を踏まえて判断されるものと考えています。	
69	9	20	20行目に次の文章を追記してください。 外来種には、侵略性を持つものと、そうでないものがある。特に侵略性が高い外来種を、我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リストに示した。	「すべての外来種が被害をもたらすわけではありません」(28ページ)。そこで、特に侵略性の高い種が選択されて外来種リストとして整理されているので、上記文章の追記が必要とします。	ご意見の趣旨は、P9L10に記載していることから、原案どおりとします。	
70	9	20	次の文章を追記してください。 ●侵略的外来種は、原則として可能な限り早急に防除(野外での取り除き、分布拡大の防止等)することが必要である。	4ページの総合対策外来種に対応策に示されていますので、ここでも表現しておくと思っております。	P4で示しているため、ここでの記載は控えさせていただきます。	
71	9	20	「また、当該外来種の分布拡大を防ぐために、生態系、在来種の生息地の保全・回復を図ります。」を加える		ご意見の趣旨は、P51L5以降に書かれていません。また、ご意見の箇所では、全ての考え方を記載する場所ではないため、原案どおりとします。	

72	10 15	36 10		在来種との競争はしようがないと思います。	自然界に人間が手を加えた以上、生態系も変化していくのは当然だと思います。人間だって外国の方と愛し合えばハーフやクウォーターの人が生まれる事じゃないですか？例えば日本人とアメリカ人の子供を悪者扱いするのでしょうか？ 11ページ目の10行目のアカゲザルの話も生き物の本態でおきた出き事をにほんじんとして受け入れなければならないのでしょうか？13ページ目の11行目～12行目の言葉は理解がまだまだ足りないと感じましたし富ばかり追求しては解決はないと感じます。矛盾してますよね？	外来生物法等に基づき、外来種による生態系等への被害を防止することが求められているので、原案どおりとします。
73	10 26	28 28	京都市深泥池	在来魚が絶滅・激減した理由がオオクチバス等外来魚が原因ともとれる内容ですが、その被害以外が原因ではないのですか？	レジャーの釣り対象として、オオクチバス(以下、バス)の生息する水域を長く見続けています。身近なところから県内外問わず自分の知る水域において、在来種の絶滅した例はありません。小さな水域では在来魚バスを含めて、一時的な増減はありますが、ある一定の期間でその水域に合った適正な生息数に落ちつくはずで、京都市新泥池の例は極端なケースではないでしょうか。1972年8.3%2000年60.0%の原因を考え直す必要はないでしょうか。 事実、河口湖芦ノ湖など特例のケースでは在来魚がいらないのでしょうか？バスの未定着水域への侵入を防ぐのは大切とは思いますが、防除事業は必要ではないと思います。全国各地のバス釣り場の状況(生息数、在来魚の種類、水質、鳥の被害、釣り人、業界、経済効果など)を大きくとらえて冷静な判断をお願いします。	当然、在来種が減少している要因は外来種以外にも存在する可能性はありますが、本計画は、侵略的外来種による生態系等への被害の防止を目的としたものとなるため、外来種による生態系等への被害が顕著な事例を挙げています。 なお、ご意見の趣旨は、今後の環境省においての施策の参考になるものと考えます。
74	10 26	31-32		外来魚類の内訳の「90%」がブルーギルと書かれております。残り10%程度の中に多くの外来魚が含まれることになり、このことから見て、指定されるべきはブルーギルだけでブラックバスはかなり少数のため、特定外来生物に指定しなくていいのではないのでしょうか？もしくは、同列に語るのではなく、90%のブルーギルと10%以下のブラックバス、もしくは10%以下の外来魚とで個別にデータ管理をするべきであると思います。	90%というブルーギルと10%以下に含まれるブラックバスとを同列で語り、10%以下のブラックバスへの対策と危惧ばかりが際立つことにより、NPOや広報もほとんどがブラックバスを前面に出す傾向が顕著であります。 その影響で、90%もの割合を占めるブルーギルへの国民の認識や駆除協力など、対策、研究、危惧があまりにもおざなりになっているように思われます。しっかりと明確にブルーギルとブラックバスとの駆除量を仕分けし、そのデータを取り、生態系への影響なども含めて優先順位、駆除方法・影響の検証・研究を行うほうがより効率も上がると思います。 影響の混同や対策の混同、広報における混同は、認識を間違えた方向に向け、今後の国民の認識に置いて誤解等が生じ、対策や対応の効果を下げることにつながると思われま	当然、本計画では、外来種による生態系等への被害の事例の一部を挙げています。 特定外来生物は、我が国の生態系等に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、現在も、防除等の対策が求められています。 なお、ご意見の趣旨は、今後の環境省においての施策の参考になるものと考えます。
75	10 26			外来魚類の内訳の「90%」がブルーギルと書かれております。残り10%程度の中に多くの外来魚が含まれることになり、このことから見て、指定されるべきはブルーギルだけでブラックバスはかなり少数であり、特定外来生物に指定しなくていいのではないのでしょうか？もしくは、同列に語るのではなく、90%のブルーギルと10%以下のバス、もしくは10%以下の外来魚とで個別にデータ管理をするべきであると思います。	90%というブルーギルと10%以下のバスとを同列で語り、何故か10%以下のバスへの対策と危惧ばかりが際立つことにより、NPOや広報もほとんどがバスを前面に出す傾向が顕著であります。 その影響で、90%もの割合を占めるブルーギルへの国民の認識や駆除協力など、対策、研究、危惧があまりにもおざなりになっているように思われます。しっかりと明確にブルーギルとブラックバスとの駆除量を仕分けし、そのデータを取り、生態系への影響なども含めて優先順位、駆除方法・影響の検証・研究を行うほうがより効率も上がると思います。 影響の混同や対策の混同、広報における混同は、認識を間違えた方向に向け、今後の国民の認識に置いて誤解等が生じ、対策や対応の効果を下げることにつながると思われま	本計画で挙げている事例は外来種問題の1事例です。 特定外来生物は、我が国の生態系等に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、防除等の対策が求められています。
76	10 26			10%程度の中に、多種類の外来魚がいるかと思われませんが、このことから見て指定されるべきである外来種とあけるのはブルーギルだけでブラックバスは現状個体数が極少数であることがわかっているはずですので、特定外来生物に指定しなくていいのではないのでしょうか… 例えるなら9匹のブルーギルと1匹のブラックバスがいて同等の被害がでるのでしょうか？	外来種の9割を占めるブルーギルと1割以下のブラックバスを同等、寧ろ9割がブラックバスの所為で外来種被害が起きているとの情報しか世間に響かせていない様に思われますし、1割以下のブラックバスへの対策ばかりが目立ち、通常違法である電気ショックを導入してまでブラックバスの被害を防止しようとする現状があります。 それに加え、9割を占めるブルーギルの駆除や対策が余りにも無く、この外来種被害防止行動計画(案)があるにも関わらず曖昧な部分がおかしいと感じておきたいです。 また例えるなら 100匹のブルーギルと 10匹のブラックバス 同じ外来種被害の対象とするのでは無く 捕れた分、別にデータを取り、生態系へ及ぼす影響など優先順位、駆除方法・研究を行い 本来どの程度の被害なのかを見直す必要があるのではないかと感じます 現状外来種は悪い魚と一方通行に国民は間違えた方向に認識しもはや行政の洗脳状態にあるとおもわれます これからも国民の認識に誤解等が生じれば改めて見直す事が不可能となり外来種の被害があるなら外来種をいなくすれば良いと簡単な部分に留まり曖昧な知識のまま外来種は悪い魚、いなくないばいいたただそれだけになってしまいます。 電気ショック船における在来種被害も考えていただきたいもあります。	本計画で挙げている事例は外来種問題の1事例です。 特定外来生物は、我が国の生態系等に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、防除等の対策が求められています。
77	10 26	28 28		外来魚類の内訳の90%がブルーギルだったと報告されている事からも、我が国の生態系等に被害を及ぼす恐れのある外来種リストにブラックバスを入れる必要は無いと思います。	90%というブルーギルと10%以下の内の一部分であるブラックバスを同列で語り、何故か10%以下のバスへの対策と危惧ばかりが際立つことにより、NPOや広報もほとんどがバスを前面に出す傾向が顕著であります。 その影響で、90%もの割合を占めるブルーギルへの危機感や殆どの国民は知る事も無く野放しの状態にあります。正確な根拠とデータをもとに、国民に今置かれている真の生態系等に被害を及ぼす恐れのある外来種の作成が必要だと思えます。	本計画で挙げている事例は外来種問題の1事例です。 特定外来生物は、我が国の生態系等に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、防除等の対策が求められています。
78	10 26			「さらに個体数に占める割合でみると2009年には捕獲された魚類の約90%がブルーギルだったことが報告されています」他「外来魚問題の項」各所でも同じく。 外来魚類の内訳の「90%」がブルーギルと書かれております。残り10%程度の中に多くの外来魚が含まれることになり、このことから見て、指定されるべきはブルーギルだけでブラックバスはかなり少数であり、特定外来生物に指定すべきではないのですか？	90%というブルーギルと10%以下のバスとを同列で語り、何故か10%以下のバスへの対策と危惧ばかりが際立つことにより、NPOや広報もほとんどがバスを前面に出す傾向が顕著であります。 その影響で、90%もの割合を占めるブルーギルへの国民の認識や駆除協力など、対策、研究、危惧があまりにもおざなりになっているように思われます。しっかりと明確にブルーギルとブラックバスとの駆除量を仕分けし、そのデータを取り、生態系への影響なども含めて優先順位、駆除方法・影響の検証・研究を行うほうがより効率も上がると思います。 影響の混同や対策の混同、広報における混同は、認識を間違えた方向に向け、今後の国民の認識に置いて誤解等が生じ、対策や対応の効果を下げることにつながると思われま	特定外来生物は、我が国の生態系等に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、現在も、防除等の対策が求められています。 なお、オオクチバスは、外来生物法に基づく特定外来生物に指定されていますが、釣り自体が禁止されるものではなく、外来生物法の許可を得た施設での飼養や生態の運搬等を伴わない釣り等は行うことができるものです。

79	10 26		「さらに個体数に占める割合でみると2009年には捕獲された魚類の約90%がブルーギルだったことが報告されています」他「外来魚問題の項」各所でも、この傾向が濃厚に見られます。	外来魚類の内訳の「90%」がブルーギルと書かれております。残り10%程度の中に多くの外来魚が含まれることとなります。このことから見て、指定されるべきはブルーギルだけでブラックバスはかなり少数であり、特定外来生物に指定しなくていいのではないのでしょうか？	90%というブルーギルと10%以下のバスとを同列で語り、何故か10%以下のバスへの対策と危惧ばかりが際立つことにより、NPOや広報もほとんどがバスを前面に出す傾向が顕著であります。 しっかりと明確にブルーギルとブラックバスとの駆除量を仕分けし、そのデータを取り、生態系への影響なども含めて優先順位、駆除方法・影響の検証・研究を行うほうがより効率も上がると思います。 影響の混同や対策の混同、広報における混同は、認識を間違った方向に向け、今後の国民の認識に置いても誤解等が生じ、対策や対応の効果を下げることにつながると思われま す。 また、近年では奇形のサカナを釣り上げたという話を良く聞きます。 これが外来種駆除の影響とは限定出来ませんが、何らかの影響が生じている可能性もあると思えます。 当然、外来種だけでなく在来種にも影響が生じている可能性があります。確かに90%を占めたブルーギルを駆除する事に関して必要性は感じますが、今の駆除の仕方では本来の在来種保護の目的を果たす前に、他の生物にも影響がないのでしょうか。	本計画で挙げている事例は外来種問題の1事例です。 特定外来生物は、我が国の生態系等に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、防除等の対策が求められています。
80	10 26 (p28の間違い?)		「さらに個体数に占める割合でみると2009年には捕獲された魚類の約90%がブルーギルだったことが報告されています」他「外来魚問題の項」各所でも、この傾向が濃厚に見られます。	外来魚類の内訳の「90%」がブルーギルと書かれております。残り10%程度の中に多くの外来魚が含まれることとなります。このことから見て、指定されるべきはブルーギルだけでブラックバスはかなり少数であり、特定外来生物に指定しなくていいのではないのでしょうか？もしくは、同列に語るのではなく、90%のブルーギルと10%以下のバス、もしくは10%以下の外来魚とで個別にデータ管理をするべきであると思えます。	90%というブルーギルと10%以下のバスとを同列で語り、何故か10%以下のバスへの対策と危惧ばかりが際立つことにより、NPOや広報もほとんどがバスを前面に出す傾向が顕著であります。 その影響で、90%もの割合を占めるブルーギルへの国民の認識や駆除協力など、対策、研究、危惧があまりにもおざなりになっているように思われます。 しっかりと明確にブルーギルとブラックバスとの駆除量を仕分けし、そのデータを取り、生態系への影響なども含めて優先順位、駆除方法・影響の検証・研究を行うほうがより効率も上がると思います。 影響の混同や対策の混同、広報における混同は、認識を間違った方向に向け、今後の国民の認識に置いても誤解等が生じ、対策や対応の効果を下げることにつながると思われま す。	本計画では、外来種による生態系等への被害の一部を事例として表記しています。 特定外来生物は、我が国の生態系等に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、防除等の対策が求められています。
81	10 93-95	28-33		京都市の深泥池の在来魚絶滅の8種が絶滅し、それがブラックバス等の外来魚の被害だという件の事例を防止策案の事例にするには不覚の根拠に値する点。また値するにはその環境の共通性に乏しい点。電気ショック等を用いた防除に関するの反対	まずこの深泥池の大きさの特徴から述べますと、400mほどの長さの細長い池で面積は東京ドーム2個分ほどしかありません。このような小さなフィールドですので、外来魚が要因だという点は必ずしも否定はできません。 ですが、小さなフィールドだから起こりえた事例としての面があり、そのほかのブラックバス等が生息する大小様々な作りの湖、池、川等全てに当てはまるとは言えないのでしょうか？ ブラックバス等外来魚の問題で良く事例等に挙げられる琵琶湖に関してのデータを例にしてみても、「平成23年(2011年)3月30日策定 滋賀県資源管理指針」内のデータの漁獲量のグラフは年々下がっている一方です。数百トン単位の外来魚駆除を続けているにもかかわらず、琵琶湖の漁獲量は回復傾向すら示していないのは、ブラックバス等の外来魚の食害による被害は、さほどのものではなく証拠ではないのでしょうか。もしくはそのフィールドに落ち着き、食物連鎖の構造組み込まれている証拠ではないのでしょうか？ また、被害を出す外来魚はブラックバスとブルーギルはセットとして考えられているような文章なので、「(河川水辺の国勢調査)の箇所」、深泥池で2009年に捕獲された魚類の約90%がブルーギルだったというように、生体が違う魚種ごとにしっかり分けて考え、行動計画を立てるべきだと思います。 電気ショック等を用いた防除に関するの反対の件ですが、これに関しては在来種にも多大なる被害を与える論文等が沢山あります。(脊髄や脳の損傷) 日本はもともとどおり(電気ショック漁)は禁止してまして、如何なものかと考えます。防除するフィールドの全ての水生生物にとっての無差別テロにしかならないと考えます。	本計画で挙げている事例は外来種問題の1事例です。 特定外来生物は、我が国の生態系等に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、防除等の対策が求められています。
82	10,20			90%のブルーギルと10%以下のその他の外来種という比率について	10%以下の外来種の中のブラックバスに集中しての駆除が大々的過ぎて それに見合っただけの方法の検討がされてほしいところ。 アメリカでは、ブラックバス釣りというレジャーが確立されて、それに伴う経済効果を自然保護に反映している前例があります それを国内に生かせないものかと考えます。 バスが移植されて90年 生息数も安定期から減少傾向へ 過剰過ぎない自然保護こそが自然淘汰された生態系の維持に繋がると思えます。	本計画で挙げている事例は外来種問題の1事例です。 特定外来生物は、我が国の生態系等に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、防除等の対策が求められています。
83	10,26			外来魚類の内訳の「90%」がブルーギルと書かれております。残り10%程度の中に多くの外来魚が含まれることとなります。このことから見て、指定されるべきはブルーギルだけでブラックバスはかなり少数であり、特定外来生物に指定しなくていいのではないのでしょうか？もしくは、同列に語るのではなく、90%のブルーギルと10%以下のバス、もしくは10%以下の外来魚とで個別にデータ管理をするべきであると思えます。	90%というブルーギルと10%以下のバスとを同列で語り、何故か10%以下のバスへの対策と危惧ばかりが際立つことにより、NPOや広報もほとんどがバスを前面に出す傾向が顕著であります。 その影響で、90%もの割合を占めるブルーギルへの国民の認識や駆除協力など、対策、研究、危惧があまりにもおざなりになっているように思われます。 しっかりと明確にブルーギルとブラックバスとの駆除量を仕分けし、そのデータを取り、生態系への影響なども含めて優先順位、駆除方法・影響の検証・研究を行うほうがより効率も上がると思います。 影響の混同や対策の混同、広報における混同は、認識を間違った方向に向け、今後の国民の認識に置いても誤解等が生じ、対策や対応の効果を下げることにつながると思われま す。	特定外来生物は、我が国の生態系等に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、防除等の対策が求められています。
84	10,26			外来魚類の内訳の「90%」がブルーギルと書かれています。残り10%程度の中に多くの外来魚が含まれることとなります。このことから見て、指定されるべきはブルーギルだけでブラックバスはかなり少数であり、特定外来生物に指定しなくていいのではないのでしょうか？もしくは、同列に語るのではなく、90%のブルーギルと10%以下のバス、もしくは10%以下の外来魚とで個別にデータ管理をするべきであると思えます。	90%というブルーギルと10%以下のバスとを同列で語り、何故か10%以下のバスへの対策と危惧ばかりが際立つことにより、NPOや広報もほとんどがバスを前面に出す傾向が顕著であります。 その影響で、90%もの割合を占めるブルーギルへの国民の認識や駆除協力など、対策、研究、危惧があまりにもおざなりになっているように思われます。 しっかりと明確にブルーギルとブラックバスとの駆除量を仕分けし、そのデータを取り、生態系への影響なども含めて優先順位、駆除方法・影響の検証・研究を行うほうがより効率も上がると思います。 影響の混同や対策の混同、広報における混同は、認識を間違った方向に向け、今後の国民の認識に置いても誤解等が生じ、対策や対応の効果を下げることにつながると思われま す。	本計画で挙げている事例は外来種問題の1事例です。 特定外来生物は、我が国の生態系等に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、防除等の対策が求められています。
85	10,26			外来魚類の内訳の「90%」がブルーギルと書かれており、残り10%程度の中に多くの外来魚が含まれることとなります。このことから見て指定されるべきはブルーギルであり、ブラックバスはかなり少数の為に特定外来生物に指定する必要は無いと思えます。または同列に語るのではなく、90%のブルーギルと10%以下のバス、もしくは10%以下の外来魚とで別のデータとして考慮すべきです。	90%というブルーギルと10%以下のバスを同列に考え、10%以下のバスへの対策と危惧ばかりを際立たせることにより、NPOや広報もほとんどがバスを前面に出す傾向が顕著であります。 その影響で、まず考えなければならないはずのブルーギルへの国民の認識や駆除協力など、対策、研究、危惧が遅れていると感じています。 明確にブルーギルとブラックバスとの駆除量を仕分けし、そのデータを取り、駆除方法や駆除方法毎の在来種へ与える影響の検証・研究を行うほうがより効率も上がると思いま す。	本計画で挙げている事例は外来種問題の1事例です。 特定外来生物は、我が国の生態系等に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、防除等の対策が求められています。

86	10.26			外来魚類の内訳の「90%」がブルーギルと書かれております。残り10%程度の中に多くの外来魚が含まれることとなります。このことから見て、指定されるべきはブルーギルだけでブラックバスはかなり少数であり、特定外来生物に指定しなくていいのではないのでしょうか？もしくは、同列に語るのではなく、90%のブルーギルと10%以下のバス、もしくは10%以下の外来魚とで個別にデータ管理をするべきであると思います。	90%というブルーギルと10%以下のバスとを同列で語り、何故か10%以下のバスへの対策と危惧ばかりが際立つことにより、NPOや広報もほとんどがバスを前面に出す傾向が顕著であります。その影響で、90%もの割合を占めるブルーギルへの国民の認識や駆除協力など、対策、研究、危惧があまりにもおざなりになっているように思われます。しっかりと明確にブルーギルとブラックバスとの駆除量を仕分けし、そのデータを取り、生態系への影響なども含めて優先順位、駆除方法・影響の検証・研究を行うほうがより効率も上がると思います。影響の混同や対策の混同、広報における混同は、認識を間違った方向に向け、今後の国民の認識に置いても誤解等が生じ、対策や対応の効果を下げることにつながると思われま	本計画で挙げている事例は外来種問題の1事例です。特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、防除等の対策が求められています。
87	10.26			オオクチバスの指定について。外来魚類の内訳では「90%」がブルーギルと書かれており、残りの外来種は10%程度となっています。特定外来生物の指定にあたり、その10%程度に含まれるオオクチバスをブルーギルと同じ対象として指定しなくても良いのではないのでしょうか？	90%というブルーギルと10%以下のオオクチバスという状況ながら、なぜか10%以下のオオクチバスへの対策と生態系への影響ばかり前面に出し、広報やメディア等もそれを取り上げる傾向があります。そのため、本来外来種の90%もの割合を占めるブルーギルへの国民の認識や駆除協力など、対策、研究、生態系への影響がほとんど認識されていません。やはり明確にブルーギルとオオクチバスの駆除量を仕分けし、それぞれの生態系への影響と研究、検証などを行なう必要があると思います。こういった生態系への影響や対策における混同、メディアや広報における混同は、今後の国民の認識に誤解等が生じるだけでなく根本的な対策や対応の効果には繋がらないと思われま	本計画で挙げている事例は外来種問題の1事例です。特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、防除等の対策が求められています。
88	10.26			外来魚類の内訳の「90%」がブルーギルと書かれています。という事は、残り10%程度の中に多くの外来魚が含まれることとなります。このことから見て、指定されるべきはブルーギルだけでブラックバスはかなり少数であり、特定外来生物に指定しなくていいのではないのでしょうか？もしくは、同列に語るのではなく、90%のブルーギルと10%以下のバス、もしくは10%以下の外来魚とで個別にデータ管理をするべきであると思います。	90%というブルーギルと10%以下のバスとを同列で語り、何故か10%以下のバスへの対策と危惧ばかりが際立つことにより、NPOや広報もほとんどがバスを前面に出す傾向が顕著であります。その影響で、90%もの割合を占めるブルーギルへの国民の認識や駆除協力など、対策、研究、危惧があまりにもおざなりになっているように思われます。しっかりと明確にブルーギルとブラックバスとの駆除量を仕分けし、そのデータを取り、生態系への影響なども含めて優先順位、駆除方法・影響の検証・研究を行うほうがより効率も上がると思います。影響の混同や対策の混同、広報における混同は、認識を間違った方向に向け、今後の国民の認識に置いても誤解等が生じ、対策や対応の効果を下げることにつながると思われま	本計画で挙げている事例は外来種問題の1事例です。特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、防除等の対策が求められています。
89	10.26			外来魚類の内訳の「90%」がブルーギルと書かれておりますが、残り10%程度の中に多くの種類の外来魚が含まれることとなります。このことから見て、指定されるべきはブルーギルだけでオオクチバスはかなり少数であり、特定外来生物に指定しなくていいのではないのでしょうか？もしくは、同列に語るのではなく、90%のブルーギルと10%以下のオオクチバス、もしくは10%以下の外来魚とで個別にデータ管理をするべきであると思います。	90%というブルーギルと10%以下のバスとを一緒に語り、何故か10%以下のバスへの対策と危惧ばかりが際立つことにより、NPOや広報もほとんどがオオクチバスを前面に出す傾向が顕著であります。その影響で、90%もの割合を占めるブルーギルへの国民の認識や駆除協力など、対策、研究、危惧があまりにもおざなりになっているように思われます。明確にブルーギルとオオクチバスとの駆除量を仕分けし、そのデータを取り、生態系への影響なども含めて優先順位、駆除方法・影響の検証・研究を行うほうがより効率も上がると思います。影響の混同や対策の混同、広報における混同は、認識を間違った方向に向け、今後の国民の認識に置いても誤解等が生じ、対策や対応の効果を下げることにつながると思われま	本計画で挙げている事例は外来種問題の1事例です。特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、防除等の対策が求められています。
90	10.26			外来魚類の内訳の「90%」がブルーギルと書かれております。残り10%程度の中に多くの外来魚が含まれることとなります。このことから見て、指定されるべきはブルーギルだけでブラックバスはかなり少数であり、特定外来生物に指定しなくていいのではないのでしょうか？もしくは、同列に語るのではなく、90%のブルーギルと10%以下のバス、もしくは10%以下の外来魚とで個別にデータ管理をするべきであると思います。	90%というブルーギルと10%以下のバスとを同列で語り、何故か10%以下のバスへの対策と危惧ばかりが際立つことにより、NPOや広報もほとんどがバスを前面に出す傾向が顕著であります。その影響で、90%もの割合を占めるブルーギルへの国民の認識や駆除協力など、対策、研究、危惧があまりにもおざなりになっているように思われます。しっかりと明確にブルーギルとブラックバスとの駆除量を仕分けし、そのデータを取り、生態系への影響なども含めて優先順位、駆除方法・影響の検証・研究を行うほうがより効率も上がると思います。影響の混同や対策の混同、広報における混同は、認識を間違った方向に向け、今後の国民の認識に置いても誤解等が生じ、対策や対応の効果を下げることにつながると思われま	本計画で挙げている事例は外来種問題の1事例です。特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、防除等の対策が求められています。
91	10-26		また個体数の割合について、2009年に捕獲された魚類の約90%が、ブルーギルだったこと。	外来魚の90%がブルーギルと書かれている→多くの外来魚は残り10%程度の中に含まれていることになると言える。このことから、ブラックバスは極めて少数と考えられる→指定されるべき外来魚はブルーギルのみに絞っても良いのではないだろうか。また外来魚をひとつにくりするのではなく、それぞれの個体の生態を調査・管理するべきだと考える。	90%→ブルーギル ブラックバスは10%以下というデータがあるにも関わらず、なぜか10%以下のバスへの対策と危惧ばかりが際立っている。このことから、90%の割合をもつブルーギルへの、国民の認知や意識が薄れているように感じる。ブルーギルとブラックバスの駆除量をきちんと仕分けるべきだ。改めて、今後の生態系への影響なども含め、駆除の方法、優先度などの検討や研究を行うほうがより効率も上がるのではないだろうか。	本計画で挙げている事例は外来種問題の1事例です。特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、防除等の対策が求められています。
92	10		京都市の深泥池の昔の在来種と外来種の生息割合と近年の割合が書かれていて、在来種の減少(生息数ではなく種類の減少、絶滅)と外来種の割合の増加	これを見るといかに外来種が幅をきかせているように見えます。確かにそういう一面もあるでしょう。これとは別に外来種がみられない水域での同様の調査も必要ではないかと思いません。場所によっては護岸等環境整備により自然が破壊され、繁殖にふさわしい環境がなくなり数が激減している地域もあるはず。また、もしかしら、環境悪化に在来種が弱くて、外来種が強いから生き残ったということは考えられないのか？とも思うのです。このように環境問題も考えた上で在来種の保護を考えていく必要があるのではないのでしょうか？	当然、在来種が減少している要因は外来種以外にも存在する可能性はありますが、本計画は、侵略的外来種による生態系等への被害の防止を目的としたものとなるため、外来種による生態系等への被害が顕著な事例を挙げています。なお、ご意見の趣旨は、今後の環境省においての施策の参考になるものと考えます。	
93	10			深泥池での調査を全国のフィールドに当てはめるのは無理があると思います。	閉鎖的な狭い水域である池の調査を、他の大きい湖に当てはめるのは無理があるとおもいます。①大きなフィールドでバスによって在来種が絶滅したという事例は聞いたことがない。②広い湖や川なら逃げ込める場所がたくさんある。③時間が経つにつれてバスの数は適正化される。	当然、在来種が減少している要因は外来種以外にも存在する可能性はありますが、本計画は、侵略的外来種による生態系等への被害の防止を目的としたものとなるため、外来種による生態系等への被害が顕著な事例を挙げています。
94	10			きわめて小規模な池での事例であり、バスの食害により在来種が絶滅するという論理を、様々な環境の異なる他の湖沼・河川に当てはめるのは適当と思えません。現在のバスという魚種が社会に与えるプラスの面を考慮すると、政策としてむしろ前向きに活用していくべきと思われま	この事例では、バスの食害の根拠としては不足	本計画で挙げている事例は外来種問題の1事例です。特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、防除等の対策が求められています。

95	10		資料3/10p	東西に400m程度の小さな湿地で起きた事象を、全国各地の淡水に当てはめて何かを言うのは乱暴で雑すぎる。深泥池のような閉鎖的水域への新たなオオクチバスの移動は徹底的に防ぐ(すでにある、移動防止の罰則規定は機能していると思う)としても、各地にすでにいるオオクチバスは老若男女にスポーツフィッシングの対象魚として深く愛されている。オオクチバスをターゲットとしたスポーツフィッシング愛好家は性別も年齢層も幅広い。彼らに理解される「行動計画」こそが実効性の高い計画なのではないか。オオクチバスで生計を立てている者、あるいはオオクチバス関連の税収がある地方自治体に意見を求め、個別に対応していくのが現実的だと思われる。オオクチバスが日本に入って90年、根絶は事実上、不可能。ならば、どう付き合っていくかを模索していただきたい。幼少時からすでにいたオオクチバスを釣って親しんできた者として、ただ中途半端に殺すという無駄な施策だけはとらないでいただきたい。		特定外来生物は、我が国の生態系等に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、現在も、防除等の対策が求められています。 なお、オオクチバスは、外来生物法に基づく特定外来生物に指定されていますが、釣り自体が禁止されるものではなく、外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生態の運搬等を伴わない釣り等は行うことができるものです。	
96	10 26		外来種被害防止行動計画10Pと26P、他「外来魚問題の項」全体で書かれています。「さらに個体数に占める割合でみると2009年には捕獲された魚類の約90%がブルーギルだったことが報告されています」	外来魚類の内訳の「90%」がブルーギルと書かれています。残り10%程度の中に多くの外来魚が含まれることとなります。このことから見て、指定されるべきはブルーギルだけでブラックバスはかなり少数であり、特定外来生物に指定しなくていいのではないのでしょうか？もしくは、同列に語るのではなく、90%のブルーギルと10%以下のバス、もしくは10%以下の外来魚とで個別にデータ管理をするべきであると思います。	90%というブルーギルと10%以下のバスとを同列で語り、何故か10%以下のバスへの対策と危惧ばかりが際立つことにより、NPOや広報もほとんどがバスを前面に出す傾向が顕著であります。その影響で、90%もの割合を占めるブルーギルへの国民の認識や駆除協力など、対策、研究、危惧があまりにもおざなりになっているように思われます。しっかりと明確にブルーギルとブラックバスとの駆除量を仕分けし、そのデータを取り、生態系への影響なども含めて優先順位、駆除方法・影響の検証・研究を行うほうがより効率も上がると思います。影響の混同や対策の混同、広報における混同は、認識を間違った方向に向け、今後の国民の認識に置いて誤解等が生じ、対策や対応の効果を下げることにつながると思われま	本計画では、外来種による生態系等への被害の一部を事例として表記しています。特定外来生物は、我が国の生態系等に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、防除等の対策が求められています。	
97	10		下から9行目	在来種の絶滅について	深泥池について調べたが、周囲1.5kmとあった。この極小さな池で仮にオオクチバスの影響で在来種が絶滅したとして、他の水域で同じ事が当てはまるか。大きな湖、例えば霞ヶ浦などでオオクチバスが原因による在来種の絶滅は起きていない。川などでも起きてはいないはずだ。この深泥池、調べて分かったが、川などが流れ込んでるわけでも、流れ出ているわけでもない。完全に閉鎖された水域で、ましてやこのような小さい池で起きた事が全国の水域で起きていると決めつけるのは、おかしいのではないかと。だが、同じような事が、全国各地にある同規模の水域で起こる可能性は十分にありえるかもしれない。(大規模な水域、河川及び川に繋がる池などは在来種の逃げ場などが確保できるため、小規模な閉鎖水域での話)まだオオクチバスの生息が確認されていない小規模な場所では外部からの放流が無いようにするのは必要だと考える。また、既にオオクチバスが在来種へダメージを与えてしまっている小規模な池などでは、全てを駆除するのは大量の労力、時間、お金を掛かる上に現実的に不可能である。そこで、どこかで線引きをして、在来種は在来種の生息する水域を作り、オオクチバスの残った水域は出来る限りの在来種を異動後、在来種の生息水域からオオクチバス、ブルーギル等を集めて一纏めにし、管理する事が良いのではと考える。そうする事で、在来種の保護及び、外来種の隔離、また全数駆除(現実的に不可能)に掛かる労力、時間、お金の削減を図る事ができる。そこから、同じ過ちを繰り返さない様に、密放流者への厳罰化、釣り人が原因による放流であれば、オオクチバス釣りのライセンス化などを図ってはいかかだろうか？最後に、確かに在来種への被害が多少なりとも起きているのかもしれませんが、私も違法放流などの拡散は認められません。バスは好きですが、在来種の魚も同じくらい好きなんです。両方が生きていける水域を残して頂きたいです。オオクチバス、コクチバスは商用魚として今の日本には必要な魚です。現にバス釣り産業は定着しており、琵琶湖、霞ヶ浦、河口湖など、周辺地域にバス釣り人が訪れる事で、生活が成り立っている方々がいるのも事実です。ただ大勢の人が訪れる事で、マナーの問題が出てくる場合もあります。上で書きましたが、バス釣り人以外でも、釣り人のライセンス化を求めたいと思います。机上の空論だけでなく、現場に立ち、水辺に住む全ての方の意見を耳を傾けて頂けないでしょうか？そうすれば一方的な駆除という名の環境破壊、税金の無駄遣いは減らせると思います	本計画で挙げている事例は外来種問題の1事例です。特定外来生物は、我が国の生態系等に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、防除等の対策が求められています。なお、オオクチバスは、外来生物法に基づく特定外来生物に指定されていますが、釣り自体が禁止されるものではなく、外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生態の運搬等を伴わない釣り等は行うことができるものです。	
98	10	3~4		「これは、仮に世界中の人が日本の国民と同じ生活をすれば、地球が2.5個も必要なほど多くの資源を消費する」との記載について、その典拠根拠を明記する。	資源消費の計算については様々な考え方があり、統一的な見解はないと思われるため、出展根拠が必要。なお、「生物多様性国家戦略2012-2020」においては、「世界自然保護基金(WWF)の「生きている地球レポート2012」によると、エコロジカル・フットプリントは(中略)世界の人が日本と同じ生活をした場合、地球が2.3個必要になります。」と出典を明記している。	ご意見を踏まえ、「地球が2.3個も必要」と修正します。	○
99	10	11	図-4	図-4について →未定着の段階から起こる被害/定着による被害/増殖による被害/交配等による被害の段階に分けた記載をお願いしたい	外来種の侵入→定着→増加/交配等の段階ごとに分けて記載しないとわかりづらいので改良をお願いしたい	外来種による被害は、生態系、人の生命及び身体、農林水産業等としていることから、本分類に沿ったものとするため、原案どおりとします。	
100	10	12-20		・外来種のせいでは悪臭が出ているのか？	まず、この文章は中学生の意見であると記しておきます。この文章では、外来種が全国の溜め池や河川に発生、又は放流されてしまったことが原因で近隣の住宅等に悪臭等々の何らかの問題が発生していると記されています。これに関して僕は、それは近隣の住宅から出る住宅排水のせいであって決して外来種(魚類)のせいではないと思います。近年でしか琵琶湖周辺の開発が進み住宅が出来たことで生活排水が琵琶湖に流れ込み琵琶湖の水質が悪化したというのが教科書に載っていました。生活排水は悪臭を発生します。また、生活排水に含まれる洗剤や油は魚・水鳥に大きく影響を及ぼし、死に追いやることとなります。ここに1つ外来魚が増えた原因が有ります。ブラックバス等の魚はそれなりに大きく体が丈夫です。それにたいして在来魚は体が小さいものが多く、そういう水質の変化に耐えられません。その事によって在来魚は減少していくのです。わかりますか？在来魚が減少したのは少なからず人間のせいなのです。勿論、外来魚の影響も有りますが、それ以上に人間のやっていることの方が在来魚に影響を与えているのです。話が反れましたが、悪臭の原因はそこに住む人間の生活排水のせいと僕は考えます。	当然、外来種による影響以外の影響もある可能性はありますが、本計画は、侵略的外来種による被害の防止を目的としたものとなるため、外来種による被害事例を表記しています。	
101	10	27-33		固有生態生物の種類、生態数の減少は、当たり前だと思います。オオクチバスは、食用ではありませんし、固有生態生物の減少は、人間が食しているから、減少経過にあると思います。その上、オオクチバスは、食せるものではありませんので、年々増加傾向にあるのは仕方がないことだと思います。なので、固有生態生物等の稚魚の放流や、禁漁区域などを見直した方がいいと思います。		当然、在来種が減少している要因は外来種以外にも存在する可能性はありますが、本計画は、侵略的外来種による生態系等への被害の防止を目的としたものとなるため、外来種による生態系等への被害事例を表記しています。 なお、ご意見の趣旨は今後の環境省においての施策の参考とさせていただきます。	

102	10	28		が入り垂種問題の現状として小規模湖沼の極端な例が挙げられている。	確かに深沼池のような小規模な湖沼では在来種に大きな影響があり、場合によっては絶滅する生物もあります。その一方で大規模な湖沼では同じことが言えるでしょうか。オオクチバスが湖に入った当初は個体数が増え在来種は減ります。しかし、時間の経過とともに湖のキャパシティに合った個体数に淘汰され、適切な数に減少するのがオオクチバスです。小規模な湖沼は在来種の数も少なく、さらに逃げ場が少ない為、初期段階のオオクチバスの増加に対応できず極端に減ったり、絶滅したりしています。そういった小規模湖沼を護るためには被害の防止は必要ですが、そうでない大衆きぼこしよでは在来種の数も逃げ場の多くあり、在来種が絶滅することはありません。そういったことを踏まえるとオオクチバスを含めた生態系が成り立っている湖沼が非常に多くあることにも目を向けるべきで、外来種問題の現状を極端な事例で表現するのは問題があると考えます。以上の事から、考えなくてはいけない事は「外来種被害防止行動計画(案)」という事です。外来種による被害を防止する行動計画なので、小規模湖沼では在来種を護るために様々な対策をすべきですが、一方の大規模湖沼のようなオオクチバスが定着し在来種と共存している場合は今後更なる被害が出るとは考え難いのでその点も明記すべきで、この計画には該当しないとも言えます。	本計画で挙げている事例は外来種問題の1事例です。
103	10	28		京都市 深泥池の事例ですが、この小規模なエリアで起きた事例が全国的に適用できるかということが疑問です。私の住む岡山の池や河川の殆どにオオクチバス、ブルーギルは定着していますが、魚が逃げる場所のある自然な場所では在来種の絶滅したという話は聞いたことがありません。また、一度は増えたオオクチバス、ブルーギルも近年ではバスフィッシングの流行と共に以前より数は減り続けているように思います。今や小学生から大人まで楽しんでいるバスフィッシングのレジャー市場の大きさを考慮すると、産業管理外来種などに設定し、しっかりと漁協などで、遊漁料を設定し、現状の水系から他の水系へ違法放流をしないよう適切に管理していく方が良いのではないのでしょうか。今やあまりに身近な魚になりすぎたため、外来種として、飼育の禁止や持ち出しの禁止を知らない方も私の周りには多くいますし、私の住む岡山の三大河川の吉井川、高梁川、旭川でバスフィッシングで遊漁券があると、きっちり認識されているのは旭川位です。まずは、こういったことを公表し、認知してもらうことで外来種の拡大防止になるのではと思います。		当然、在来種が減少している要因は外来種以外にも存在する可能性はありますが、本計画は、侵略的外来種による生態系等への被害の防止を目的としたものとなるため、外来種による生態系等への被害が顕著な事例を挙げています。なお、ご意見の趣旨は、今後の環境省においての施策の参考になるものと考えます。なお、外来生物法の周知については本計画の第1部第2章第1節1で記載しており、今後も引き続き法律の普及を図っていきたく考えています。
104	10	28-32		深泥池において	こちらの深泥池ですが私自身幼い頃によく遊んでた所です。小さな池での結果を大きな湖と一緒にするのはどうかと思います。小さな池でも在来種が絶滅した例は聞いたこともありません。現に小さな小魚の姿は今でも多く見られます。	本計画で挙げている事例は外来種問題の1事例です。特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、防除等の対策が求められています。
105	10	28-32		内容.該当部分の削除または表現の変更	該当部分は9.2haほどの池での特殊な事例であると考えられる。当事例が、広大な琵琶湖や霞ヶ浦・河川等にも当てはまるとは言えない。この特殊な事例を挙げて「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト(案)」のカテゴリ区分を分類しているのだろうか。そもそも当事例で在来種が減少した原因が外来魚によるものと決めつけてよいものだろうか。「外来種問題の基本認識」の「外来種問題の現状」として記載するうえでは該当箇所は不適切であると思われる。	本計画で挙げている事例は外来種問題の1事例です。また、在来種が減少している要因は外来種以外にも存在する可能性はありますが、本計画は、侵略的外来種による生態系等への被害の防止を目的としたものとなるため、外来種による生態系等への被害事例を表記しています。以上より、原案どおりとします。
106	10	28-32		挙げられている例が一般的ではない。また、それを判断材料にするのは適切ではないため、この文章は削除すべき。	ここで例として挙げられている深泥池は、周囲がわずか1.5kmほどの狭さであり、なおかつ流入河川も流出河川もない。いわば特異な閉鎖水域であり、そこに棲息する在来生物は逃げ場がなく、外来生物だけに限らず、天候、日照時間、水質の変化、増水、減水といったあらゆる事象から影響を受けやすいものであると考えられます。本来、生物は環境が悪くなれば移動するものです。深泥池にも流入河川や流出河川といった逃げ場があれば、在来種はこれほど減少しなかったと思われます。私が知る多くの水域は、前述のような特異な閉鎖水域ではなく、何かしらの逃げ場がある水域が大半を占めています。それゆえに該当箇所にあるような、在来種の激減、絶滅といった事態は起きていません。深泥池という全国的にも特異な閉鎖水域を例として挙げるのは適切ではありません。また近年増加し、被害が拡大しているカワウ(野鳥)による食害によって、在来種のカワウ、ヨシノボリ、スジエビ、ニホンイシガメ等が捕食されていると考えられます。琵琶湖に棲息するカワウは約4万羽といわれ、それらが捕食する魚類は年間約3,500トンにも及びます(琵琶湖の漁獲高は年間約1,900トン)。すでに琵琶湖だけではエサが足りなくなつたため、近県に移動して捕食しているのは周知の事実です。実際に深泥池においてもカワウが魚類を捕食している目撃情報があります。	当然、在来種が減少している要因は外来種以外にも存在する可能性はありますが、本計画は、侵略的外来種による生態系等への被害の防止を目的としたものとなるため、外来種による生態系等への被害事例を表記しています。なお、ご意見の趣旨は今後の環境省においての施策の参考とさせていただきます。
107	10	28-33		河川、「河川水辺の国勢調査」により調査対象河川の6割以上でオオクチバスやブルーギルが確認されています。	河川水辺の国勢調査自体がどのように行われているのか、一切内容報告が無い物であり、この文章自体の整合性はいささか疑問に思う。より公平な調査をした上での掲載を節に願います。	河川水辺の国勢調査の結果については、以下のHPで掲載しております。【河川水辺の国勢調査の公表HP(河川環境データベース)】 http://mizukoku.nilim.go.jp/ksnkankyo/
108	10	28-33		深泥池の在来種の減少と外来種の増加に対する記述に意図的にオオクチバスを悪と連想させている。	1.1972年に外来魚率8.3%だった時の魚種が明記されていない。 2.2009年に捕獲された魚類の90%がブルーギルだったのに以降の記述では外来魚＝オオクチバス等の表現は間違っている。 3.1972年から2009年の間の深泥池の環境変化(生活排水による水質悪化、護岸整備等)を記述していないのに在来種の減少＝外来魚が食べ尽くしたとイメージさせている。	当然、在来種が減少している要因は外来種以外にも存在する可能性はありますが、本計画は、侵略的外来種による生態系等への被害の防止を目的としたものとなるため、外来種による生態系等への被害が顕著な事例を挙げています。
109	10	28-33		確かに、オオクチバスやブルーギルは在来種を捕食していて、尚且、放置しておけば、数が増えていくのは事実だと思います。		ご意見の趣旨は、今後の環境省においての施策の参考になるものと考えます。
110	10	28-33		京都市の深泥池について書かれていますが、確かに数値としては事実かもしれませんがとても、小さな規模でしか見れていない数値ではないかと思えます。これが全国の湖、川、池に当てはまると思えません。	広大な湖では日々環境に応じて魚達は動いています。小魚達の隠れ家や逆にフィッシュイーター達が捕食する場所とそれはそれは人間が計り知れないところです。私の通う霞ヶ浦ではオオクチバス、ブルーギル、チャネルキャットフィッシュなどが在来種のワカサギなどを食べていますが毎年毎年ワカサギが豊漁で困ってしまうほどです。こんな大切なことを京都市の池の結果だけみて決めつけないでください。	本計画で挙げている事例は外来種問題の1事例です。特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバス、ブルーギル、チャネルキャットフィッシュは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系への被害を及ぼすものとして評価されたものであり、防除等の対策が求められています。

111	10	28-33		この段落を削除。	多くの内水面でオオクチバスの生息数は自然に経時的に減少し、かつ、在来生物の個体数へ直接影響しなくなる事実に対し、この段落により、文責者が自然科学を無視して作為的に行為を進めたいものと判明してしまうため。	特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバス、ブルーギルは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系の被害を及ぼすものとして評価されたものであり、現在も、防除等の対策が求められていることから、原案どおりとします。
112	10	28-33		深泥池(みぞろがいけ(京都市))ではオオクチバスやブルーギルによる地域固有の在来種の絶滅の事例にならない。	深泥池(みぞろがいけ(京都市))の面積は約9.2haの「池」であり、特別な事例である。これではプールや水槽での実験と同じである。 例えば、もっと広い池、川、湖であれば激滅した、といわれる他魚種も広さ、地形、障害物などによって、捕食され難いと思われるからである。よって特別な条件では事例になりえない。	本計画で挙げている事例は外来種問題の1事例です。 特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、防除等の対策が求められています。
113	10	28-33		外来種問題の現状として京都市内の池での在来魚激滅について書かれているが根本的な原因(オオクチバスやブルーギルがどのように在来種の激滅に係ったか)が書かれていない。これでは、文章そのものの正確性が証明できない。	文章内(29行目)のデータの年数が1972年とおよそ40年以上も前のもので40年も経てば、社会的な環境も大きく変化し、在来種が激滅した理由は外来種のプレッシャーによるものだけとは言い切れないのではないかとこれらデータについては、全国的に同条件で調査してデータ化し、正確に見比べる必要があるのではないのでしょうか？	当然、在来種が減少している要因は外来種以外にも存在する可能性はありますが、本計画は、侵略的外来種による生態系等への被害の防止を目的としたものとなるため、外来種による生態系等への被害事例を表記しています。 なお、ご意見の趣旨は今後の環境省においての施策の参考とさせていただきます。
114	10	28-33		深泥池という小規模で閉鎖的なエリアの事項が、全国の多種多様なエリアでも同じように適応されるのは疑問です。	全国各地のエリアで在来種が絶滅したという話しは聞いたことがないからです。 釣場近隣、釣具業界、日本の経済活性化などを考慮すれば、ブラックバスやスモールマウスバスを緊急対策外来種にして、駆除するのではなく、ニジマスなどと同様に産業管理外来種にするのが適切だと考えます。	本計画で挙げている事例は外来種問題の1事例です。 特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、防除等の対策が求められています。
115	10	28-33		私の意見として、この事例は京都の深泥池と呼ばれる小さな池(東京ドーム2個分)の外來魚の駆除を上げていますが、この池で行われた調査結果が、その他の地域にそのままあてはまるとは考えにくいです。 また、オオクチバス防除の大前提となるオオクチバスの食害について、調査結果である、「生息する在来魚は8種が絶滅し、15種から7種に激滅した」「捕獲された魚類の約90%がブルーギルだった」という事実に関しては、このまま広いエリアで適用されるとは甚だ疑問です。	理由として、2013年に長野大学・前川ゼミで行われた「経済魚としての琵琶湖でのブラックバス」では在来魚が減少した原因として、ブラックバスなどの外來魚のほかに、クレーク内の環境悪化や産卵場所の減少が挙げられており、外來種だけが一方的に悪いだけでは無いことが述べられています。	当然、在来種が減少している要因は外来種以外にも存在する可能性はありますが、本計画は、侵略的外来種による生態系等への被害の防止を目的としたものとなるため、外来種による生態系等への被害事例を表記しています。 なお、ご意見の趣旨は今後の環境省においての施策の参考とさせていただきます。
116	10	28-33		事実誤認の可能性	閉鎖水域である深泥池で起きた事象が、後半で述べられている調査した6割以上の調査対象河川でも、同様に起こっているかのような印象を与えます。 調査対象が深泥池の様な閉鎖水域であるとは考えにくいので、このようなミスリードを誘うかの様な記述はやめていただきたいと思えます。 併せて、他ページの記述においても特定の種名を意図的に連呼して、印象操作と感ずる部分が多々ありました点も付記いたします。	特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、防除等の対策が求められています。 本計画で挙げている事例は上記の対策の必要性を示すため、外来種問題の1事例として表記しているもので、それ以上の意味はありません。
117	10	28-33		意図的に輸入される外国来生物の規制について	木材の輸入等で非意図的に入って来ってしまう生物はさておき、輸入という明らかに意図的な形で入ってくる生物に関しては、厳罰を伴った規制が必要な段階にあるのではないのでしょうか。 近年では東京の多摩川や荒川ですら、北米原産のアリゲーターガールをはじめとする、明らかに観賞魚として飼育されていたと思われる魚の無秩序な放流が起きています。 これらは近所のペットショップで小学生のお小遣いでも買える値段で売られています。 昆虫や植物も然り。 まずは水際でしっかり食い止める。 この前提があつてこそその行動計画ではないのでしょうか。	本計画では、第1部第2章第1節3において、外来種被害予防三原則の必要性を記載していることから、原案どおりとします。
118	10	31		魚類の約90%がブルーギルだったことが報告されています。上記の通り90%がブルーギルと報告されているのにブラックバスが同等の害悪であるように表記されている点に疑問を持ちます。 ブラックバス釣りがもたらす地域への恩恵も考慮して頂きたいです。		特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、現在も、防除等の対策が求められています。
119	10	31		2009年に捕獲された、魚類の90%がブルーギルと報告されています。にも関わらず残り10%の中に含まれるブラックバスの方が外來種としての被害が大きいと取り上げられているのはどうでしょうか。	現在の日本の生態系において外來種(ブラックバス)の存在は大きい割合にあるのではないのでしょうか。 実際、ブラックバスを駆除した場所ではブラックバスが捕食していた生物が大量発生して別の被害の報告もあるのではないのでしょうか。 外來種を駆除するのに電気ショッカーなどが使われていますがそれは在来種をも減らす行動にならないのでしょうか。電気ショッカーから逃れた在来種も体に被害を受けているとも聞きます。 今現在の生態系を壊す方向にもっていくのではなく駆除の方法、量を調整して、現在の自然環境を保護していく必要があるのではないのでしょうか。	本計画で挙げている事例は外来種問題の1事例です。 特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、防除等の対策が求められています。
120	10	31		魚類の駆除対象はブルーギルに絞るほうが効果的に予算を配分できます。	2009年に捕獲された魚類の90%がブルーギルだったのなら、特定外来種に指定されている「オオクチバス」は10%以下という事。 その10%には在来種も含まれているのでオオクチバスが占める割合はさらに小さな数字になります。 駆除すべきはブルーギルであつてオオクチバスは除外してもいいレベルだとこの文章からは読み取れます。	特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、現在も、防除等の対策が求められています。 なお、対策を実施すべき外來魚については、生態系等への被害を及ぼしている地域ごとに判断され、実施されています。

121	10	31-32		観測データの採取方法や集計方法に問題があるのではないか。	確かにブルーギルという魚は繁殖力が強く、他魚の卵を食べることで有名ではありますが、それと同時にフィッシュイーター魚の格好のエサでもあります。それに河川でルアーフィッシングをしていればその習性から比較的簡単に釣れる魚でもあります。過去開催されたバスターナメント(数十名～数百名参加)に参加している自分もそんなに釣れたという話は聞いたことがありません。もし本当に90%もブルーギルが生息しているのであればブラックバスが1匹釣れた時にブルーギルは9匹釣れるとも考えることが出来るかと思いますが、そんな話は聞いたことがありません。よって経験則よりこの結果はあまり信憑性がないのではないかと考えます。	特にご意見のような問題があると考えていませんが、ご意見の趣旨は、今後の環境省においての施策の参考とさせていただきます。	
122	10	31-33		「捕獲された魚類の約90%がブルーギルだった」とあります。そうすると残りの10%がその他の魚類であり、オオクチバスの割合となると更に少なくなると考えられます。	「外来魚種＝オオクチバス」が記号化されてしまっている危険があります。2009年の深泥池での「90%がブルーギル」との具体的な事例があるにもかかわらず「オオクチバスやブルーギル」「オオクチバスなどが」と随所に表記しています。 ・P1 23行目 ・P10 33行目 ・P12 6行目 ・P40 35行目 ・P86 14行目 ・P88 18行目～P89 7行目までの間 ・P93 35行目～P95 4行目までの間 など これでは「外来魚種＝オオクチバス」のことを示すとの誤解や偏見を招きかねない非常に危険なものであると強く懸念しています。 外来魚種とは何を示すのか、何種類いるのかをはっきりとデータを示すことにより、その上で今後の我が国の在来種もしくは絶滅危惧種のより具体的な生息、育成に役立てるものになる考えます。 また世間の「オオクチバス」に対する誤解や偏見の改善にも積極的に取り組んでいただきたい所存です。	本計画では、外来魚による生態系等への被害事例の一部を挙げています。特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、現在も、防除等の対策が求められていることから、原案どおりとします。	
123	10	32		そもそもブルーギルが日本国内で生息・繁殖し始めたのは、天皇陛下(国家)にも原因がある。	天皇陛下は、1960年に渡米。シカゴ市長からブルーギルを寄贈され、天皇陛下はしっかりと受け取っている。「食用」として定着しなかったものの、日本国内に大々的にブルーギルを持ち込んだのは天皇陛下(国家)である。在来種が減少したことは事実だが、資料(案)内に、ブルーギルの繁殖に天皇陛下(国家)が関与していることが記載されていないのは、おかしいのではないかと。都合の悪い事実は、意図的に載せていないようにしか思えない。	本計画では、現在生態系等に対して被害を発生させている外来種への対策を推進することを目的としており、全ての外来種の導入経緯を記載するものではありません。なお、本計画では、意図的な導入により外来種問題がこれ以上発生することが無いよう「入れない」対策の必要性について言及しているところです。	
124	10	32		『調査対象河川の6割以上でオオクチバスやブルーギルが確認されています。』とありますが、6割以上のオオクチバスとブルーギルの内訳を提示して下さい。オオクチバスの割合は限りなく少ないと思います。		全国の一級河川を主な対象として、平成18年～平成22年の調査した結果になります。ブルーギルは、全国123河川のうち、77河川で確認(62.6%)され、オオクチバス(66.7%)は、82河川で確認しております。	
125	10	32		32行で「捕獲された90%の魚がブルーギルだった」との表記の後に33行では「6割がオオクチバスやブルーギル」	9割ブルーギルだったと悪い魚のイメージを与える文章の後に、あえて、オオクチバスをブルーギルと一緒に表記し、オオクチバスがブルーギルと同等またはそれ以上の悪いイメージを誘導して国民を誤解させる文章表記が問題である。	当然、本計画では、外来種による生態系等への被害の事例の一部を挙げています。 特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、現在も、防除等の対策が求められています。 なお、ご意見の趣旨は、今後の環境省においての施策の参考になるものと考えます。	
126	10	32-33		文章に論理的な必然性がなく、極めて恣意的である。それにより誤った判断を招く恐れがあるため、この一文は削除すべきである。	「河川水辺の国勢調査」において、対象河川の6割以上でオオクチバス、ブルーギルが確認されているとありますが、同じ「河川水辺の国勢調査」の対象河川の約9割でカワウ、ウミウ(いずれも野鳥)が確認されています。現在全国的に深刻化しているカワウ、ウミウの食害について言及していないのは偏った表現であり、論理的な必然性がなく誤った判断を招く恐れがあります。そのためこの一文は削除すべきであり、かつ外来種のみが在来生物減少の原因でないことも必ず触れるべきです。	当然、在来種が減少している要因は外来種以外にも存在する可能性はありますが、本計画は、侵略的外来種による生態系等への被害の防止を目的としたものとなるため、外来種による生態系等への被害事例を記載したいものであり、原案どおりとします。	
127	11			交雑が原因で、固有性が失われることは、非常に申告な問題と同感いたします。ただこうした事の繰り返しで、現在の世界もあるのではないかと考えられます。		ご意見の趣旨は今後の環境省においての施策の参考とさせていただきます。	
128	11	1		「北海道では、農作物の花粉媒介昆虫として輸入されたセイヨウオオマルハナバチが、日高地方や…」と修正すべき。	外来種問題の現状を整理する上では、当該生物種の導入が意図的か非意図的なのか、どのような経緯で導入されたのかを明記することが重要だと考えるから。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。「北海道では、農作物の受粉促進を目的として導入されたセイヨウオオマルハナバチが管理下から逸出し、」	○
129	11	15		意見内容 事例として、広域に生息するニホン固有種のニホンイシガメと中国大陸から移入されたベトナム由来のクサガメとの交雑種が全国各地で確認されていることを加える。	外来種問題を考える際には、広域に生じている問題を扱うことが教育的にも重要と考えます。その意味では、淡水性カメ類の世界で生じている様々な事例が最も教材としても適しているといえます。カミツキガメやアカミミガメ問題だけではなく、誤解のある外来生物クサガメのニホンイシガメへの遺伝子浸透問題も文章として加えることが必要といえます。	ご意見のとおり、両種の交雑事例は各所に存在し、現在、外来種クサガメと固有種ニホンイシガメの交雑が徐々に進行していると考えています。しかし、両種が出会ってからおそらく百数十年が経過しているにもかかわらず、交雑個体だけになってしまった集団は知られておらず、また、確実にクサガメの影響によって消失してしまったニホンイシガメの集団もほとんどありません(いくつかの原因のひとつとしてクサガメの交雑も挙げられる事例はある)。クサガメのニホンイシガメへの影響はきわめて深刻である可能性が高く、その点は十分に考慮し警戒すべきですが、たとえばタイリクバラタナゴの影響によるニッポンバラタナゴの地域的絶滅のように、複数の明確な事例が存在する訳ではないことから、代表事例としてここに挙げるのはふさわしくないと考えています。	
130	11	31-32		「…典型的に見られるように、自然環境や景観の創出等を目的として、種内の地理的な(中略)個体や個体群が意図的に導入されることにより…」と修正すべき。	外来種問題の現状を整理する上では、当該生物種の導入が意図的か非意図的なのか、どのような経緯で導入されたのかを明記することが重要だと考えるから。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。「見られるように、観光資源化等を目的として、種内の」	○

131	12 86	5-6 14-16		ニゴロブナ(在来種)の減少をブラックバスだけのせいと考えるのは現時点では早計と 考えます。	この問題に関しましては、バスフィッシングに携わる人間ならば誰もが知っている問題だと思います。その反論意見として護岸によりニゴロブナの産卵床がなくなったからという意見が反論としてよく上がっています。私自身もこれはまったく無関係とは思いませんが、それだけが原因とは思いません。といいますが、その判断をするだけの情報がありません。ブラックバスを釣るうえで必要な知識は持っていますが、ブラックバスという生物の学術的生態的観点からの知識がほとんどありません。多くの方がそうだと思います。それなのにネット上のうわさに近い情報に踊らされて上辺の意見を述べているのが現状であり、今でもその状態から抜け出せていないように思われます。これは業界内の人間が調べて説明していかなければならないことではあると思いますが、国レベルでの手助けがなければそもそも調べることもさえないほど大きな事だと考えております。一つの生物の生態系のことです。ですので、一度国と釣り人(各メーカーやアングラー個人)で協力してデータ収集などを機会を設けるなど出来ないものだろうか考えます。今の釣り業界ではマナーアップを各メーカーや団体が広めようとして、アメリカなどの制度をまねて遊漁券を導入し、きちんと管理していくべきという考え方が広まりつつあります。ですが、湖や川といった国民の共同財産に関することで業界内の組織だけで勝手に制度を決めたりすることが難しく、国や県レベルで共同でさせてもらわなければ動きたくても動けない部分も多々あるかと思われます。そういう意味でも何らかのチャンスを業界にいただければと考えております。	当然、在来種が減少している要因は外来種以外にも存在する可能性はありますが、本計画は、侵略的外来種による生態系等への被害の防止を目的としたものとなるため、外来種による生態系等への被害事例を表記しています。 なお、ご意見の趣旨は今後の環境省においての施策の参考とさせていただきます。
132	12	1		セアカゴケグモとオオクチバスやブルーギルが同じ目線で危険視されている。	私は小学生の頃からオオクチバスを素手で触ってきていますが1度も危険な状態に陥った事はありません。一緒に語られているのにびっくりしました。	オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系の被害を及ぼすものとして評価されたものであり、現在も、防除等の対策が求められています。
133	12	5		在来種減少に偏った表現がされていると感じます。	在来種の減少が外来種に起因するといった議論は、水掛け論的にこれまでも繰り返されてきました。しかしながら絶対的な論拠というものがないまま示されているとは感じられません。在来種の絶滅・減少が外来種に起因すると限定するならば、具体的且つ数値的に論拠を示すべきではないでしょうか？私感ですが、規模の大小はあるでしょうが、自然は自然を減ぼさないと考えます。人間の環境破壊こそが自然に対する最大の脅威であると思います。	当然、在来種が減少している要因は外来種以外にも存在する可能性はありますが、本計画は、侵略的外来種による生態系等への被害の防止を目的としたものとなるため、外来種による生態系等への被害事例を表記しています。 なお、ご意見の趣旨は今後の環境省においての施策の参考とさせていただきます。
134	12	5-6		ニゴロブナがオオクチバスやブルーギルの捕食により減少とありますが、田んぼなどの水路などの減少や水門の設置など整備が原因でニゴロブナの産卵場所が少なくなったことが減少した原因。	危険な農業や水路の整備などにより、残念ながら私のよく知る蘆ヶ浦では毎年田んぼの農業散布時期に大量の鮒が死んで行きます。オオクチバスやブルーギルが食べてしまったから、とはとても思えません。アフリカのライオンがシマウマや他の動物達を食い尽くし減少してきますか？在来種減少の1番の原因は好き勝手に自然を破壊し続ける人間です。	当然、在来種が減少している要因は外来種以外にも存在する可能性はありますが、本計画は、侵略的外来種による生態系等への被害の防止を目的としたものとなるため、外来種による生態系等への被害事例を表記しています。 なお、ご意見の趣旨は今後の環境省においての施策の参考とさせていただきます。
135	12	5-6		本文中ではニゴロブナの減少の原因について、オオクチバスやブルーギル等の捕食をあげていますが、在来種であるピロコオオナマズやハス、鯉(正確には外来種)の食卵、鳥害や湖岸の無駄な開発工事による水質の悪化などには触れておらず、本気でオオクチバスやブルーギルだけの被害だけが原因と判断されたのなら、極めて短絡的で調査不足を感じずにはいられない内容です。		当然、在来種が減少している要因は外来種以外にも存在する可能性はありますが、本計画は、侵略的外来種による生態系等への被害の防止を目的としたものとなるため、外来種による生態系等への被害事例を表記しています。 なお、ご意見の趣旨は今後の環境省においての施策の参考とさせていただきます。
136	12	5-6		琵琶湖におけるニゴロブナの激減がブラックバスやブルーギルの捕食等により減少したというのを、産卵期のニゴロブナを漁業者が乱獲したり、産卵場所である葦原等を環境開発により激減したためと訂正していただきたい。	琵琶湖におけるニゴロブナは、昔より鮒寿司の原料として使用されておりました。特に卵を持ったメスが好まれ、漁業者は競って捕獲しました。滋賀県のホームページによりますと、昭和40年には1,000トン(昭和29年以降最高値)の捕獲がありました。昭和61年の約600トンの漁獲から徐々に減少が始まり、平成3年以降は200トン未満の漁獲高となっています。平均で500トン程度の漁獲でしたが、産卵期におけるこれだけの漁獲(1匹300gとして換算すると、160~170万匹)をすれば、減少することも当然だと思います。また、産卵場所となる葦原などの沿岸部を琵琶湖総合開発により、産卵に適さない環境となり、資源の維持ができなくなってきています。滋賀県水産課によると、2006年秋の段階でその年に生まれたニゴロブナは619万匹としており、1994年の162万匹から4倍近く増えているとの報告もあります。これは、禁漁期の設定や漁獲の体調制限、稚魚の放流を行ったこと、外来魚の駆除、によるものとの見方をしているそうです。ブラックバス、ブルーギルを代表とする外来魚の被害の影響も0ではありませんが、それ以外の影響も大きいことを正しく記載すべきです。	当然、在来種が減少している要因は外来種以外にも存在する可能性はありますが、本計画は、侵略的外来種による生態系等への被害の防止を目的としたものとなるため、外来種による生態系等への被害事例を表記しているため、原案どおりとします。 なお、ご意見の趣旨は今後の環境省においての施策の参考とさせていただきます。
137	12	5-6		何を根拠に特定出来たのでしょうか？一概に外来魚の影響とは言えない。	人工的な河川や湖岸の整備によるニゴロブナの生息域や産卵場の減少、田畑からの農業等流出の影響もある。	当然、在来種が減少している要因は外来種以外にも存在する可能性はありますが、本計画は、侵略的外来種による生態系等への被害の防止を目的としたものとなるため、外来種による生態系等への被害事例を表記しています。 なお、ご意見の趣旨は今後の環境省においての施策の参考とさせていただきます。
138	12	5		オオクチバスの記載を削除。	需要減少によるニゴロブナの減少及び、環境破壊によるニゴロブナの減少にもなる利益補てんをオオクチバスに起因した減少へと転化させ達成させていること(新聞報道等に複数の漁業組合がオオクチバスの駆除とは関わりの無い用途に駆除補助金を支出してしまっているし、罰せられないことが報道されているため)を示すと、本文書の目的である生物多様性の保全の意義が無くなるため。	当然、在来種が減少している要因は外来種以外にも存在する可能性はありますが、本計画は、侵略的外来種による生態系等への被害の防止を目的としたものとなるため、外来種による生態系等への被害事例を表記しています。

139	12	5-6	鮎ずしの原料となる鮎をバス、ブルーギルが捕食 そもそも、湖岸を護岸工事でメダカや鮎などの繁殖すべく場所を無くしておいて長い年月にわたり定着した捕食系の魚だけの責任にするのは納得できない。在来種が減少していることを明確に確認できるデータが存在するのであれば出すべきである。 現在、オオクチバスの釣りは多くの釣りファンがおり産業としても日本に大きく根付いている。 日本での利用価値は大きく、釣りファンによっては日頃のストレスの解消や仲間との繋がりと多くの価値を生み出している。 外来種の中にアメリカナマズが入っていないようだが、ちゃんと調査しているのか？		本計画は、侵略的外来種による生態系等への被害の防止を目的としたものです。 特定外来生物は、我が国の生態系等に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、現在も、防除等の対策が求められています。 なお、外来生物法は釣り自体を禁止するものではありません。外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生態の運搬等を伴わない釣り等は行うことができるものです。 また、アメリカナマズはチャネルキャットフィッシュと同種であるが、オオクチバス同様に特定外来生物に指定されている。
140	12	5-6	『琵琶湖固有種のニゴロブナがオオクチバスやブルーギルの捕食等により減少』とありますが、その記述を訂正して頂きたいです。	参考文献『魚類学雑誌』60(1):57-63(2013年4月)藤岡康弘「琵琶湖固有(亜)種ホンモロコおよびニゴロブナ・ゲンゴロウナ激減の現状と回復への課題」を読んでも明らかですが、ニゴロブナの減少要因は、オオクチバスやブルーギルの捕食のみではありません。琵琶湖総合開発事業や、水質汚濁による富栄養化も大きな減少要因となっていることは明らかです。それを、「オオクチバスやブルーギルの捕食等」とだけ表記するのは、読み手に対し詳細な事実が伝わらないのではないかと考えます。偏った考え方を生み出す原因となるような記述は訂正するべきであると考えます。	当然、在来種が減少している要因は外来種以外にも存在する可能性はありますが、本計画は、侵略的外来種による生態系等への被害の防止を目的としたものとなるため、外来種による生態系等への被害事例を挙げているため、原案どおりとします。 なお、ご意見の趣旨は、今後の環境省においての施策の参考になるものと考えます。
141	12	5-6	実態調査内容が不明で数字の客観性が欠落しているため、被害の実態数を客観的に判断できる調査が必要である。	文面では【琵琶湖固有種のニゴロブナがオオクチバスやブルーギルの捕食等により減少したり】と結論づけているが、オオクチバスやブルーギルの捕食等により減少したという確固たる数字的実態調査が行われたかどうか、不明であり、客観性の高い実態調査が行われ、現実的にオオクチバスやブルーギルの捕食だけで数を減らしているのか再調査するべきである。 オオクチバスやブルーギルが琵琶湖で確認されたのが、1974年(山と溪谷社・日本の淡水魚より)であるが、丁度この時期に添うように琵琶湖湖岸の宅地開発や発展。護岸工事などが急激に進行し、ニゴロブナを始めとする固有種の生息環境も急激に変化、水質・環境の悪化が進んだと想定できる。 ゆえに、オオクチバスやブルーギルの捕食活動のみで減少したとは考え難い。 また、琵琶湖には琵琶湖固有種である魚食魚コイ科のハスも古くから生息しておりニゴロブナに捕食による被害が出ているのであればオオクチバスやブルーギルが1974年(山と溪谷社・日本の淡水魚より)に発見される以前から出ているはずである。	特定外来生物は、我が国の生態系等に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、防除等の対策が求められています。
142	12	5-6	明確なデータが出されていない中での、推定内容を記載する必要が無いと考えますので、削除をお願い致します。	明確に、オオクチバスやブルーギルの捕食等が原因であるというデータが存在していない現状では、『等』と言う表現がされてはおりますが、記載の必要が無いと考えます。	当然、在来種が減少している要因は外来種以外にも存在する可能性はありますが、本計画は、侵略的外来種による生態系等への被害の防止を目的としたものとなるため、外来種による生態系等への被害が顕著な事例を挙げています。 また、ニゴロブナは琵琶湖固有種であること、絶滅危惧ⅠB類(EN)であること、伝統的食文化の材料であること等から貴重な魚と認識しており、オオクチバス等の胃の内容物調査から、フナ属魚類が確認されていることから、影響はあると考えています。
143	12	5-6	固有種の減少の原因は外来種によるものだけではないと思います。	近隣の開発による水質の悪化、藻刈りによる生活域の減少も原因の一つであって、オオクチバス、ブルーギルに責任を押し付けるのはいかがなものかと思えます。	当然、在来種が減少している要因は外来種以外にも存在する可能性はありますが、本計画は、侵略的外来種による生態系等への被害の防止を目的としたものであるため、原案どおりとします。 なお、ご意見の趣旨は、今後の環境省においての施策の参考になるものと考えます。
144	12	5-6	ニゴロブナ減少の原因がオオクチバスやブルーギル外来魚だけにあるとは考えにくい。	ニゴロブナの減少理由が上記のオオクチバスやブルーギルの捕食を主たる原因と考えているような記述であるが、人間による漁獲、周辺環境の開発、水質汚染等が生態系に与える影響の方がはるかに大きいと考える。また、当該魚種は移入されてから一定期間経っており生態として安定期に入っているものと考えられる。生息水系において根絶が難しく中途半端に駆除が進められるのであれば、かえって増殖を招く恐れがある。	当然、在来種が減少している要因は外来種以外にも存在する可能性はありますが、本計画は、侵略的外来種による生態系等への被害の防止を目的としたものとなるため、外来種による生態系等への被害事例のみを表記しています。 なお、ご意見の趣旨は、今後の環境省においての施策の参考になるものと考えます。
145	12	5-6	ニゴロブナの減少がオオクチバスやブルーギルの捕食により減少という記述は科学的根拠がない	1.ニゴロブナの環境変化を論じていない。 (生活排水による水質の悪化、護岸整備などによる産卵場の減少 鯉、ウグイなどの在来種増加による卵の捕食の可能性もあ りえる。) 2.滋賀県伝統文化の鮎寿司の原料であるニゴロブナという表現はニゴロブナという魚をあたかも貴重な魚としているので間違っている。 3.乱獲の可能性はないのだろうか？	当然、在来種が減少している要因は外来種以外にも存在する可能性はありますが、本計画は、侵略的外来種による生態系等への被害の防止を目的としたものとなるため、外来種による生態系等への被害が顕著な事例を挙げています。 また、ニゴロブナは琵琶湖固有種であること、絶滅危惧ⅠB類(EN)であること、伝統的食文化の材料であること等から貴重な魚と認識しており、オオクチバス等の胃の内容物調査から、フナ属魚類が確認されていることから、影響はあると考えています。
146	12	5-6	オオクチバス、コクチバスは侵略的外来種とされる一方で大きな産業や雇用などを創出しており、一部地域において漁業対象種とされているため産業管理外来種として扱うべき。	上記計画書の該当箇所及び意見を踏まえたうえで、両魚種が創出する社会経済的効果と同等程度の社会経済的効果を得られる代替性は非常に少ない。また奈良県池原ダムや山梨県河口湖、長野県野尻湖など地域産業・観光産業に深く根付いている場所も多く存在している。その為、拡散防止等の対策を講じたうえで産業管理外来種とみなすことが適切であると言えるから。	「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」へのご意見と思料しますが、当該リストにおいて、産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているのではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。 オオクチバス・コクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く釣りの対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。

147	12	5-6	「滋賀県の伝統的食文化である鮎寿司の原料である琵琶湖固有種のコゴロブナがオオクチバスやブルーギルの捕食等により減少したり」	オオクチバスに対してネガティブな印象だけを与える記述を修正し、観光面、産業面を与えるポジティブの両方の事実を記述すべきである。	オオクチバスとして自分の意思で海を渡ってきたわけでは無く先人達がなんらかの理由で連れてきた生き物である。それを今度は一部の利権者を保護するために目の敵にして駆除しようというのは都合の良い話とも言えよう。バス釣りの本場アメリカではすでにスポーツフィッシングがレジャーとして確率され老若男女を問わず手軽に楽しめるアウトドアアクティビティとして定着している。テキサス州などは州をあげて「ビッグバスカウンティ」としてビッグサイズのバスを輩出するための保護活動(小さい魚はリリース、大きな魚は保護して採卵)に取り組んでいる。それによって全米各地からビッグバスを求めめるアングラー達が集まり観光産業として成り立っている。当然それに関わる用具やボート、トーナメントの開催など付随ビジネスも活性化し地域の雇用や産業の発展に寄与している。 我が国、日本もテキサスのビジネスモデルを見習い、必要であれば在来種とのエリア分けをしっかりとし、移動しないなどのルールを徹底したうえで、家族みんなが水辺に出かけて釣り糸を垂らし、釣りに動むような風景をつくり上げるべきではないだろうか。ものごとは多面的かつ長期的な視野で、自国の文化を尊重しながらも異国の文化を取り入れ共存することで国としても持続可能な社会を実現することになるはずである。 以上是非とも行動計画の再考をお願いします。	本計画は、侵略的外来種による生態系等への被害の防止を目的としたものとなるため、外来種による生態系等への被害事例を表記しています。 なお、ご意見の趣旨は今後の環境省においての施策の参考とさせていただきます。
148	12	6		琵琶湖固有種のコゴロブナが減少しているのは琵琶湖の水質が悪化している方が割的に多いと思われ、オオクチバスによる捕食は極少量だと思います。	オオクチバスが捕食するのはコゴロブナのみではなく、他の生き物、または、オオクチバスの共食い等もあります。年々琵琶湖の水質は悪化している。その為、産卵床になる植物が減少している。	当然、在来種が減少している要因は外来種以外にも存在する可能性はありますが、本計画は、侵略的外来種による生態系等への被害の防止を目的としたものとなるため、外来種による生態系等への被害事例を表記しています。 なお、ご意見の趣旨は今後の環境省においての施策の参考とさせていただきます。
149	12	6		ゲンゴロウブナの減少はオオクチバスのせいだけでは無いと思う。	理由はオオクチバスを駆除するために電気ショッカーなどの他の生物にも影響を与えるものを使っているからだと思う。外来生物を駆除するために在来種にもダメージを与えるのは良くないと思う。オオクチバスの駆除は在来種の駆除と変わり無いと思われる。	当然、在来種が減少している要因は外来種以外にも存在する可能性はありますが、本計画は、侵略的外来種による生態系等への被害の防止を目的としたものとなるため、外来種による生態系等への被害事例を表記しています。 なお、ご意見の趣旨は今後の環境省においての施策の参考とさせていただきます。
150	12	6		固有種(在来種)が減少する理由をオオクチバスやブルーギルの捕食等に限定してはならない	固有種が減少している理由としては、護岸工事又は整備によるヨシやアシ等の減少、それによる固有種の産卵場所、稚魚育成場所の減少も考えられる。また農薬や排水による水質汚染もあると思われ、オオクチバス、ブルーギルの捕食だけを理由として限定すべきではない。	当然、在来種が減少している要因は外来種以外にも存在する可能性はありますが、本計画は、侵略的外来種による生態系等への被害の防止を目的としたものとなるため、外来種による生態系等への被害事例を表記しています。 なお、ご意見の趣旨は今後の環境省においての施策の参考とさせていただきます。
151	12	6		コゴロブナがオオクチバス、ブルーギルの捕食により減少とありますが、それだけの理由なのですか？ 以前に東京理科大学の教授の方が行った調査によると「オオクチバスの影響が大きいと考えられていたが実は水質汚染による影響でコゴロブナが減少している」との研究結果が出ております。 また、富士五湖や芦ノ湖だけではなく、平成17年6月に奈良県が国に意見書を提出しているようにオオクチバスによる経済効果が見られる地域は他にもあると思えます。 駆除方法も現在琵琶湖で行っている電気ショッカーですが、電気ショッカーを受けた魚の背骨に障害が起こるという研究結果も海外では出ていますので、在来種に影響がないとは言えないのでしょうか？ ただ単に外来種と括るのではなく、地域、マーケットなどの経済効果などを今一度よく考えて欲しいと思えます。		当然、在来種が減少している要因は外来種以外にも存在する可能性はありますが、本計画は、侵略的外来種による生態系等への被害の防止を目的としたものとなるため、外来種による生態系等への被害事例を表記しています。 また、琵琶湖などで行われている電気ショッカーは電流により魚を殺処分するものではなく、一時的に魚に電流によるショックを与え不動化させ、浮上したもののうち駆除対象となる魚種を捕獲するものです。ご意見のとおり、電気ショックにより影響を受ける個体もありますが、不動化は一時的であり、一定時間が経過すれば魚は再び動くことが可能とするもので、電気ショッカーを使用した駆除により在来魚が回復している事例も確認されています。
152	12	6		「オオクチバスやブルーギルの捕食等」の言葉の前に、『在来種であるナマズ、ハス及びコイといった在来種に加え』を加筆挿入すべき。 「在来種であるナマズ、ハス及びコイといった在来種に加えオオクチバスやブルーギルの捕食等」とするのが適正である	コゴロブナを捕食しているものが外来種のみと誤解されるため。在来種の中にも肉食性の魚もおり、外来種も含め食圧が高まったことが減少の一因であるため。	本計画は、侵略的外来種による生態系等への被害の防止を目的としたものであるため、原案のとおりとさせていただきます。
153	12	6		オオクチバスやブルーギルの捕食だけが原因ではない。	外来種の繁殖だけではなく、護岸工事や排水による汚染なども原因のひとつである。特に護岸工事によって水深が生まれ、浅場を好む在来種は捕食されやすくなってしまっている。これまでであれば(工事前)、左右のみ警戒していればよかったものの、水深が生まれることによって下からの攻撃(捕食)も警戒しなければならなくなった。在来種ももちろん何千年の進化を経ているわけなので、急遽、警戒の範囲を広げることは困難であり、適応できていない。結果的に、整備された水深のある護岸は、オオクチバスやブルーギルにとって捕食しやすいエリアになってしまっている。	当然、在来種が減少している要因は外来種以外にも存在する可能性はありますが、本計画は、侵略的外来種による生態系等への被害の防止を目的としたものとなるため、外来種による生態系等への被害が顕著な事例を挙げています。 なお、ご意見の趣旨は、今後の環境省においての施策の参考になるものと考えます。
154	12	6		「琵琶湖固有種のコゴロブナがオオクチバスやブルーギルの捕食等により減少したり」 上記内容は、減少の理由のすべてが「オオクチバスやブルーギルの捕食」と誤認させやすい表現となっております。 肉食魚による捕食は外来/固有を問わず当然起こる現象です。 減少の因果関係に関する調査も行われていますが、水質や繁殖環境の変化なども考慮すると現段階で「減少は外来生物の捕食が最大の要因」と断定するには早いと考えます。		当然、在来種が減少している要因は外来種以外にも存在する可能性はありますが、本計画は、侵略的外来種による生態系等への被害の防止を目的としたものとなるため、外来種による生態系等への被害事例を表記しています。 なお、ご意見の趣旨は今後の環境省においての施策の参考とさせていただきます。
155	12	15-21	その他本文全体	予防対策に関する記述を充実させるべきである。	全体に防除(駆除)ばかりが強調され、最も大切な予防対策に係わる観点が少ない。 防除が必要になるのは最悪のケースであり、予防原則の観点から、予防対策をこそ充実させるべきである	ご指摘の趣旨は、P16L16L18に含まれていると考えているため、原案どおりとします。
156	12	16-22		16行目から22行までの記述に異論はありませんが、シュロガヤツリが重点対策外来種のカテゴリーに位置づけられていることには異論があります。	私どもは、現在、久留米市都市圏に存在する江戸時代初期に築かれた掘割の汚染を改善するためにクリークで水面栽培を行う案を提案中です。ところで、同じような水面環境を持つ佐賀県が制定した「移入種(外来種)規制リスト植物種(18種)の中にシュロガヤツリ入っていません。つまり、佐賀県愛のクリークや湖沼では、主我や釣が、日本古来の座入り亜種を侵略する深刻な事例はないことを示しています。ましてや、③で記述したようにシュロガヤツリは、都市化や人間の欲望により汚染したクリークや湖沼の水質改善、ひいては、人の生命や身体の安全、農林水産業の振興に貢献できると考えるからです。	「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」でのカテゴリについてのご意見と見受けられますが、当該リストは生物多様性の保全の目的で、全国的な観点から我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種を選定したものであり、その被害状況は地域によって異なることもあります。また、上記の目的により、有用性のある外来種も含めて選定をしています。 なお、当該リストは法律に基づくものではなく、法的な規制の対象となるものではありません。

157	12	19-20	外来種が問題を及ぼしていないというのは事実であるのか	25ページのコラム、「Q & A: 外来種問題の理念に係る仮想的な問答」の24行目から27行目に記載されているように、「人間の活動によって他の地域から持ち込まれたもの」が外来種であるというならば、スギ、ヒノキも外来種といえます。これら花粉による鼻炎患者については増加傾向にあるのは「花粉症環境保健マニュアル」にも記載されているとおりです。この場合、「人間の管理下においても大きな問題を及ぼしている」と言えるのではないのでしょうか。また、これらの植林された針葉樹林が、生物多様性の薄い地域を生み出していることも事実であると思います。	全てが及ぼしていないわけではなく、一部であることは明記しています。	
158	12	22-25	「すぐに利用を控える…適切な管理が必要です」を削除し、13ページ26行目冒頭に「また、産業利用されている外来種のうち侵略的な影響を及ぼす種については、その利用を控えることが重要であり、すぐに利用を控える…適切な管理が必要です。(なお、…)」として挿入すべき。	当該記述は、外来種自体に関する認識ではなく、外来種対策を実施する上での認識として整理すべき内容だから。	基本認識として、前文とのつながりが重要であるため、原案どおりとします。	
159	12	24	現実にはバスフィッシングにおきましては国内において数百万人がレジャーとして楽しんでおり、また、芦ノ湖や河口湖といった場所では諸協が国に対して鳥獣保護のよう許可を受けて、遊漁券収入により飼料と駆除を行い、バスフィッシングがレジャーは地域の活性化に一役を担っております。十分な社会的効果と認識するに値すると思っておりますが、地域が変われば事情も変わるという事を理解しては、リリース禁止と駆除活動が行なわれている全く反対の活動がなされている事が理解できません。滋賀県の琵琶湖に関しては内水面という扱いが無い為に前述の湖と同様の扱いは出来ないという事ですが、それが無くとも釣り人は地域に十分な経済を立立てております。ガソリンスタンドをはじめ、コンビニエンスストア、ホテルなど宿泊施設、釣具店、レンタルボート店、ボートレジャー、有料駐車場、など一度の釣行で数人並みはありますが、500円から2万円程のお金を費やします。これが毎週ほぼ必ず釣行する釣り客が存在します。釣り客は近畿圏だけでなく九州や関東からも訪れており、大型連休になれば通常の週末の3倍近い釣り客が訪れます。リリース禁止条例が施行される以前は、現在の2倍以上が釣行に訪れていたと言われております。そして、条例施行後に減った釣り客の為に閉店を余儀なくされたコンビニエンスストアやレンタルボート店もあつたほどです。これだけ経済効果のある琵琶湖において、優先されるのが琵琶湖の漁業となっております。琵琶湖由来の魚種の存続が危ぶまれている原因はアブラコバエが駆除されて駆除となっている訳ですが、古来種の減少がプラナクトスだけの責任は誰かが確証を持って言うことは出来ないと考えています。それは数十年前の琵琶湖の風象とは全く異なる湖岸線、先にも述べた安全を名目に護岸工事した為に、古来種の産卵する場所が無くなってしまった事、リリース禁止条例以前まで行なわれていた春先の低水位調整による古来種の産卵場の減少、水質汚染、漁師の乱獲、護岸したことによる水生植物の減少による水質汚染、現在も行なわれている護岸工事による水質汚染、これらは全て滋賀県の行政の行為であり、古来種の減少が原因としております。この事は漁師自身も理解しており、その責任を負うべく餌に補償を要求する裁判が行われたりするなど至っています。あまり詳細な情報は言いたくありませんが、それだけ矛盾している現状を理解して頂きたいと思っております。また、私自身の活動ですが、数年前に滋賀県が琵琶湖におけるレジャーに関してのハブコメントを募集した際に、私も提出しました。内容としては、琵琶湖にボートを持ち込んで釣りを楽しむ行為には琵琶湖ナンバー制を導入して、ナンバー取得のために琵琶湖環境調整協力金を年間度支払い許可を受け、バスフィッシングを楽しむ者は琵琶湖環境調整協力金を支払うこと、その費用も琵琶湖環境調整協力金で賄う。その費用を払い込んでいるものはリリース禁止条例を免除する。そういった内容で提出することによって、琵琶湖への釣り客の数を把握することも可能であり、経済効果も正確に算出することが出来るメリットがあります。しかし、現状としては導入されたのはナンバー制だけでした。これらが琵琶湖以外でも行なわれれば、バスフィッシングは確実に日本全国の経済を動かす力を秘めています。それも行政の努力は駆逐事業に伴う人員費も労力も膨大なもので済む事は確実です。もちろん、最上乗りに必要な駆逐と同時に支払いを担む人がいなければ、同様の問題は起こり得る事は想定出来ませんが、最上乗りの前金が定着しつつあるように、協力費においても定着していきと考えられます。我々釣り人は、壊れてしまった自然を取り戻す事が、どれほど困難なことを理解しており、それに対しては人間の力と十分な資金が必要とも理解しております。その為には協力を惜しまない覚悟も持ち合わせておりますので、先に述べた提案も可能です。先に述べた通り、環境省様でも御存じの通り、既にバスフィッシングでレジャー産業が確立している河口湖や山中湖、芦ノ湖などの例をとって、日本全国でバスフィッシングがレジャーとして確立すれば、既にレジャーの一部を担っております。そこに環境が整えば、ルールが整っていき釣り人がルールを守り、完全なるレジャーとして確立すれば、社会的効果も確実と得られると信じています。最後に、芦ノ湖や河口湖ばかりでなく、また琵琶湖ばかりでなく日本各地でバスフィッシングが産業として確立して生計を立てている人は多く存在し、そういった方々は今後のバスフィッシングの取組方に、常に不安を抱き生きている事を付け加えておきます。		特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、防除等の対策が求められています。	
160	12	33-34	「また、外来種は、導入された地域の在来種と共存・進化の歴史を持たないため、特に侵略的外来種については、生物多様性保全の観点から、導入された地域の…」と修正すべき。	案のままだと、侵略的外来種以外の外来種については、在来種と共存・進化の歴史を持つような誤解を招きかねないため。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。「外来種は、導入された地域の在来種と共存・進化の歴史を持たないことから、特に侵略的外来種については、生物多様性保全の観点からみると、」	○
161	13	10-12	在来種にとって人間の経済活動も侵略性があると考えます。その点の明記もされるべきです、外来種を移入するだけでなく、人間の経済活動も熟慮しなくては在来種を減らす活動に違いはありません。主に近海の漁業等		本計画は、外来種による被害の防止を目的として策定しているため、原案どおりとします。	
162	13	12	必要です		ご意見の趣旨は今後の環境省における施策の参考とさせていただきます。	
163	13	12	「…必要です。」と修正すべき。	口調を統一するため。	ご意見のとおり、以下のとおり修正します。「必要です。」	○
164	13	19-22	我が国固有の生態系を大きく改変させる恐れについて	侵略的外来種だけが、原因では無いと思います。人間の生活排水や土地改良にも原因があると考えます。	当然、在来種が減少している要因は外来種以外にも存在する可能性はありますが、本計画は、侵略的外来種による生態系等への被害の防止を目的としたものとなるため、外来種による生態系等への被害事例を表記しています。	
165	13	19-22	我が国固有の生態系を大きく改変させる恐れについて	侵略的外来種だけが、原因では無いと思います。人間の生活排水や土地改良にも原因があると考えます。	当然、在来種が減少している要因は外来種以外にも存在する可能性はありますが、本計画は、侵略的外来種による生態系等への被害の防止を目的としたものとなるため、外来種による生態系等への被害事例を表記しています。	
166	13	20-25	記述内容はもっともです。ところが実際はどうでしょうか？ オオクチバスに関しては、明らかにそれ自身が目的となっているのが現実です。生物の多様性の復元、保全のための具体的な対策に税金を投入することは、オオクチバス釣り愛好者にも反対はありません。予防的観点というなら、まずは侵入が比較的新しい外来種をリストアップすべきだと考えます。	10年以上、琵琶湖においてはオオクチバスの駆除に税金が投入され、確かに一定の成果が出て、オオクチバスの絶対数は激減しましたが、それに比例して固有種が増えたという実績は出ていません。漁獲高も増えていません。多様な生態系の復元、保全を目指すなら、産卵場や水質の保全を目的にア・シ・ヨシ原を復元させるなど、具体的な対策を講じることが望ましいと思います。近年、特に大川は洪水対策で護岸化が進み、ますます多様な生態系を作り出しにくい環境になっています。外来種の駆除が直接的に生物の多様性の復元に効果を上げるとは考えにくいです。	ご意見お主旨は第1部第2章第1節2に記載しているとおり、防除の実施の可否にあたっては、個別地域ごとに優先度を踏まえて判断されるものと考えています。	
167	13	24	「生物多様性の再生」を「生物多様性の回復」とする。	生物多様性において、「再生」では人為的・強制的な手法も選択可能でありプロセスは問わない、という印象を受けるため。	ご意見を踏まえ、「生物の多様性の回復は困難で」と修正します。	○
168	13	26	「なお、産業利用されている外来種の代替として在来種を利用する場合であっても…」と修正すべき。	案では、冗長な表現かつ意図が不明確なため。	当該箇所では、「産業利用されている外来種の対策として、外国産の個体の導入が進んだ」ことを伝えることが目的のため、以下のとおり修正します。「あっても外国産の個体の導入が」	○
169	13	32	対象種の定着段階として、最高位に「まん延期」が設定されています。ここに位置づけられた「まん延期」の熟語が、外来種の被害状況とは、およそかけ離れたものがあると考えます。シュロガヤツリが、規制の対象の最上位に位置づけられていることには、異論があります。	琵琶湖では問題になっているオオバナミズキンバイや木曾川のおおきんけいぐさなどは、その被害状況からして「まん延期」と評価されても納得できますが、シュロガヤツリは、マスメディアの話題になるような被害を及ぼす様な状況でまん延していません。市民感覚では、琵琶湖で大学生が挑戦したオオバナミズキンバイのような外来種を「まん延期」と位置付けるように改訂下さい。関東以南に広く生息が確認されていると言う理由で画一的に「外来種規制のリスト」でシュロガヤツリが「まん延期」に位置づけることには反対です。	ここでは記載のとおり、定着段階の区分を記載しており、被害状況に対して「最高位」との位置づけにはしていません。なお、「外来種規制のリスト」とは、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」を指しているものと思われるが、当該リストは法律に基づくものではなく、法的な規制の対象となるものではありません。	
170	13	34	「未定着」の中に、「人為的管理下で利用されている(産業管理下)の段階」を加えて頂きたい	たくさん存在する外来種のうちどれを対象にするか明確にするため、記載して頂いた方がよいと考える。	ご意見の段階も、定着していない段階として「未定着」と同義と考えられるため、原案どおりとします。	
171	13	34-36	「国内」と記載されている箇所を「対象となる地域」等へ修正すべき。	案のままでは、国外由来の外来種のみを指していて、国内由来の外来種が含まれないため。	意見を踏まえ、当該項目の「国内」の記述については、以下のとおり修正します。「国内(又は対象地域(国内由来の外来種の場合)は国内のある地域への定着の有無が問題となるため。))」以降は、以下のように修正します。「国内(又は対象地域)」	

184	16 17	36 1		優先順位を付け、優先度が高い順に抑制・根絶させるという記述について	1.優先順位は誰が付けるのか？が明確でない。	生物多様性条約締約国会議で決議された目標であるため、主語は各締約国となります。	
185	17	5		行末に文字を加えて頂きたい 「と人材の育成」	(脱字の指摘です・第2部第1章第1節)	ご意見を踏まえ、「外来種対策における普及啓発・教育の推進と人材の育成」と修正します。	○
186	17	5 17		「①外来種対策の理解と協力を得るための普及啓発・教育の推進と人材育成」と修正すべき。	案では、第1部第2章第1節1及び第2部第1章第1節にもある「人材育成」についてが含まれていないから。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「外来種対策における普及啓発・教育の推進と人材の育成」	○
187	17	22-2		①外来種対策の理解と協力を得るための普及啓発と教育の推進に関する目標値について設定の根拠が分からない。	この割合でも外来種対策の推進が十分に図られるということか。(一方、国内由来の外来種への対応においては、2020年までに全都道府県で条例やリストを作ることになっていくが、逆にこちらでも現実味がない目標に感じる)	現状に照らした2020年までの目標設定としています。さらに理解が進むよう普及啓発をおこなっていきます。	
188	17	23		【目標】の「外来生物法の内容を知っている人の割合：30%」について、30%の認知率で社会の中で外来種対策が主流化されたことになるのか。	意見内容のとおり。	現時点での外来生物法の認知度を踏まえた現実的な目標を掲げたものです。	
189	17	23	(70ページ19行)	外来生物法の内容を知っている人の割合:30% 外来生物法が施行されてから年数が経っているにも関わらず、2020年に内容の認知度が30%では、目標値が低すぎると考える。		2020年までに達成することが妥当な数値を目標としているため、原案どおりとします。	
190	17 18	32 26		全都道府県において「外来種に関する条例」を制定することを目標としているが、自治体として柔軟に対応できるような目標を設定していただきたい。	条例の制定は地方自治体の条例制定権に基づき独自に行われるものであり、国の行動計画の中で一律に目標として定めることは適当ではないため。	当該箇所では、日本の外来種対策を推進するための目標であるため、原案どおりとします。	
191	17 70		17ページ 18~23行目及び 70ページ 14~19行目	現状及び目標で示されている%は、母集団の性質毎に明記すべき。また、行動の段階及び人材育成に関する現状及び目標を定量的あるいは定性的に明記すべき。	第1部第2章第1節1において普及啓発の対象が明確に整理されていることを鑑みると、認識及び理解している人の割合は各主体において向上させることが目標であると考えられるが、案では、母集団の性質が不明確であるため、本計画の基本的な考え方に沿わない成果(例えば、行政機関の職員の認識・理解が向上したとしても事業者や教育者等の認識・理解が向上していない等)が生まれる可能性があるため、取組の成果を正確に評価するための目標設定が必要であると考えられる。また、本計画の「目標」は、第1部第2章で示された「基本的な考え方」を基に設定されており、目標達成のために第2部第1章で示された「具体的な行動」に国が取り組むものであると理解しているが、案では、基本的な考え方(第1部第2章第1節1)及び具体的な行動(第2部第1章第1節2)で示されている「行動の段階における普及啓発」及び「人材育成」に係る目標が設定されていないため、どのように取組が評価されるのか分からないから。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。(数値は平成25年度にあわせて修正) 「・外来種(外来生物)という言葉の意味を知っている人の割合:60.1%」 「・外来生物法の内容を知っている人の割合:9.0%」 ※計1067人(中学生12人、高校生76人、大学生67人、会社員302人、公務員29人、教職員10人、専業主婦・主夫235人、農林漁業者4人、その他332人)へのインターネット調査(平成25年度)の結果	○
192	17 18 74 97	24~ 21~ 1~ 30~		【現状】と【目標】について、都道府県のものだけであるが、国自身が主体性を持つ目標を設定すべき。	意見内容のとおり。	環境省では、これらの目標が達成されるよう支援していきたいと考えています。	
193	18	23-26		「地方自治体による国内由来の外来種への対策を含む条例等の作成数」と修正すべき。	案における「国内由来の外来種を含む条例」とは何なのか不明確であることから、補足が必要であると考えられる。また、国内由来の外来種への対応については、各自治体が必ずしも条例レベルでの対応を講じることができるとは限らないため、条例策定に限らず、計画やマニュアル等の作成数を含めて評価した方が良いと考えられるため。	ご意見のとおり、以下のとおり修正します。 「地方自治体による国内由来の外来種への対策を含む条例等の作成数」	○
194	18 75	3-5 21-22	18ページ3~5 行目及び75 ページ21~22 行目	「改めて定義した外来種被害予防三原則の内容を知っている人(あるいは実施している関係事業者等)の割合:0%(改行)・我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リストの産業管理外来種について、利用上の留意事項等を踏まえた適正な管理方法を実施している関係事業者等の割合:0%」を修正すべき。	本計画の「目標」は、第1部第2章で示された「基本的な考え方」を基に設定されており、目標達成のために第2部第1章で示された「具体的な行動」に国が取り組むものであると理解しているが、案では、基本的な考え方(第1部第2章第1節3Ⅰ)及び具体的な行動(第2部第1章第3節1)で示されている「外来種被害予防三原則の徹底」及び「産業において利用される外来種の適正管理の徹底」に対応した目標とはなっていないため(リストの内容を知っているからといって、三原則が徹底されているかや適正管理が行われているかは分からない)。なお、具体的な目標数値については貴省や有識者の判断に委ねる。	まずは、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」の認知度を高めることで、適正管理の徹底及び外来種問題発生防止につながると考えているため、原案どおりとします。	
195	18 78	11-13 11-12	18ページ 11~13行目及び 78ページ 11~12行目	「・非意図的に導入されている特定外来生物のうち、侵入経路が特定されている種:○種(改行)・侵入経路(バラスト水、船体付着等)が特定されている侵略的外来種のうち、適切な対策が講じられている種:○種(改行)・非意図的に導入されている国内由来の侵略的外来種のうち、適切な対策が講じられている種:○種」と修正すべき。	案では、目標が抽象的であり、定量的にも定性的にも目標達成度を評価できないため。また、本計画の「目標」は、第1部第2章で示された「基本的な考え方」を基に設定されており、目標達成のために第2部第1章で示された「具体的な行動」に国が取り組むものであると理解しているが、案では、基本的な考え方(第1部第2章第1節3Ⅱ)及び具体的な行動(第2部第1章第3節2)で示されている「輸入の際の非意図的導入」、「バラスト水に伴う非意図的導入」、「船体付着に伴う非意図的導入」及び「国内の他地域からの非意図的導入」に対応した目標とはなっていないため。なお、具体的な目標数値(あるいはどのように実態の把握・対策の実施がされている状態を目指すのかという定性的な目標)については貴省や有識者の判断に委ねる。	本項目の侵入経路の特定は非常に困難な課題であり、現時点では「特定されている種の数」といった具体的な目標を設定することが困難ですが、当該項目の趣旨を踏まえ、種数のような設定ではなく、原案どおりの記載を達成することで、【現状】部分の中身は十分達成できると考えています。	
196	18 100	29-34 1-5	18ページ 29~34行目及び 100ページ 1~5行目	18ページと100ページの記載を一致させるべき。また、定量的な目標(あるいはどのような知見集積を目指すのかという定性的な目標)を記載すべき。	案では、18ページと100ページの記載内容が一致していないから。また、科学的知見の集積がどの程度まで進めば目標が達成されたと言えるのか不明確なので、今後の実施状況の点検及び見直しにおいて、どうやって取組が評価されるのか分からないから。なお、本計画の「目標」は、第1部第2章で示された「基本的な考え方」を基に設定されており、目標達成のために第2部第1章で示された「具体的な行動」に国が取り組むものであると理解しているため、主旨に沿った目標設定を望む。	ご意見のとおり、p100の記載を修正しました。 また、本件については、現状把握がされていないことや実際にどの程度問題があるのか、が分かかっておらず、将来的にどのような問題が発生するかも分からないため、定量的・定性的な目標は設定していません。	○
197	19 101	4-5 14-16	19ページ4~5 行目及び101 ページ14~16 行目	「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リストのうち、リアルタイムな分布情報を把握し、ウェブ上で公開されている種:○%(改行)・我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リストのうち、効果的かつ地域の特性等に応じた防除手法が確立されている種:○%」を修正すべき。	案では、「主要な侵略的外来種」が何を指すのかが不明確であり、2020年までに達成すべき目標が抽象的なもので、今後の実施状況の点検及び見直しにおいて、どうやって取組が評価されるのか分からないため、対象範囲を明確化し定量的な目標を設定すべきと考えられる。なお、具体的な目標数値については、貴省や有識者の判断に委ねる。	ご意見の趣旨は今後の環境省における施策の参考とさせていただきます。	
198	19 103	7-11 10-14	19ページ7~11 行目及び103 ページ10~14 行目	寄生生物・感染症対策に関する現状及び目標(定量的あるいは定性的)を追記すべき。	本計画の「目標」は、第1部第2章で示された「基本的な考え方」を基に設定されており、目標達成のために第2部第1章で示された「具体的な行動」に国が取り組むものであると理解しているが、案では、基本的な考え方(第1部第2章第1節8)及び具体的な行動(第2部第1章第8節2)で示されている「寄生生物・感染症対策」に対応した目標とはなっていないため。なお、具体的な目標については貴省や有識者の判断に委ねる。	ご意見の趣旨は今後の環境省における施策の参考とさせていただきます。	

199	20	第2章第1節の1	外来種対策の普及啓発の内容に、これまでの人間による無知な行為の結果、罪なき生き物の命を奪わざるを得ない事態に至ったことを含めるべき。	小笠原の外来種対策で、その効果が飛躍的に認められた事例に、ノネコの排除がある。野生化したネコを捕獲し馴化させ、新たな飼主に引き渡すというシステムが各関係機関のボランティアな努力で実現した結果、一匹のネコも殺処分すること無く、排除することに成功し、その結果、アカシラカラスノトの生息確認数が飛躍的に回復することになった。一方で、グリーンアノールについては殺処分を実施している。島の子供の中でも、「グリーンアノールは悪いやつだから殺していい」といった、同じ命でありながら、異なった印象を与える結果にも繋がってしまっている。固有の生態系を保護するために、動物愛護法の精神から、苦痛を与えずに外来種を処分すること、人間の生命や生活は他の生物に支えられ、犠牲の上に成り立っていることを理解させるよう努める事は書かれているが、駆除をしなければならない状況に至った原因についての記述が不十分である。こうした状況に至った原因は、これまでの人間の無知な行為によるものであり、その結果、開発行為や経済活動によって便益を享受したことともなう負の側面が、外来種問題の大きな問題点であり、こうした点に踏み込んだ内容をしっかりと教育として伝えたいと、命に差があるような受け止め方にならないよう配慮したプログラム作りが必要である。	ご意見の趣旨は、第1部第1章第2節で示しているため、原案どおりとします。	
200	20 33		社会において外来種対策を主流化するための基本的な考え方その根幹部分に誤りがあるように思います。専門家会合で決められた事とはいえ、国民の理解が得られていないということをもっと重要視する必要があります。	そもそも、外来種ということを経験として一概に駆除方向の思想自体が間違っていると思います。病疫を防いできたカダヤンを始め、日本という国はこれまで上手く外来種を活用しつつ生活に取り入れてきたのです。ブラックバスの釣りも、大勢の人が余暇を楽しむレジャーとして定着しています。人々の心に安らぎを与えてくれる草花もあるでしょう。確かにカミツキガメやセアカコケモノなど、直接的に人への危害が懸念される外来生物もいますが、駆除対象とするのはあくまでそうした動植物に限定すべきです。	ご意見の趣旨と同様の考え方について、第1部第1章第2節3で記載しています。	
201	21 16-17		侵略的をとり、「また、野外に定着している外来種への餌付けが微笑ましいニュースとなる等」とする	侵略的外来種でなくとも、外来種への餌付けは不相当であるため	当該箇所では、侵略的外来種への餌付けを問題視していることから、原案どおりとします。	
202	21 17		以下のように加筆することを提案いたします。「微笑ましいニュースとして取り上げられたり、外来種を利用した地域おこしが国や自治体から表彰される等、」	残念ながら、近年になってもまだ、野生分布しないホテル放流による町おこしなどが国や自治体から表彰される例が後を絶ちません。いかに立派な外来種被害防止行動計画を立案したとしても、それを実施する行政の現場職員に周知されていなければ、なんの実効力もありません。まずは官公庁の中から現状を振り返り、現場の職員が生態系保全について一定の知識を有するよう普及啓発を図ることがどうしても必要です。そのため、「現状」の項目に、あえて上記の記述を入れることを提案いたします。	ご意見のような事例が多くみられると考えていない事から、原案どおりとします。	
203	21 68 71	20 10~23 24~27	学校ビオトープ・庭園ビオトープの果たす役割等について記す。具体的には、該当箇所を以下のように修正する。21ページ20行目文末に、以下を追記する。また、一部の学校や幼稚園k、保育園では、地域住民や民間団体、企業等と連携して学校ビオトープやを整備し、地域本来の自然を保全・再生する上で課題となる外来種に関して、認識・理解・行動の普及啓発に取り組んでいます。68ページ10~23行目を、以下のように修正する(下線部分)7.教育機関【現状分析】幼稚園や保育所、小学校、中学校、高等学校、大学等の教育機関は、国民の基本認識の形成に大きな影響を持つ機関と言えます。近年、中学校及び高等学校の学習指導要領に外来種が取り上げられ、強化にも外来種問題が掲載される等、国民に対して外来種被害防止の重要性を伝える役割を果たしています。一方で、学校教諭が外来種問題についての十分な知識を有していない点や、授業に用いられる適切な教材が少ない点なども指摘されています。【求められる役割】小学校、中学校、高等学校等での教育の現場において、飼養動物の適正使用の推進はもろろんmたとはは教材として外来種を利用する場合などは特に、が入り亜種被害予防三原則、外来種が我が国の在来種や生物多様性・社会等に与える影響及び、外来種問題が起きている背景等について教育していくことが求められます。同時に、外来種問題について教育するための人材育成と学校・庭園ビオトープ等のツールの確保も求められます。71ページ24~27行目を、以下のように修正する(下線部分)現行の学習指導要領は中学校においては2012年度(平成24年度)、高等学校においては2013年度(平成26年度)入学制から順次実施されていることから、教育者や指導者向けに、子どもたちが主体的に参画する学校ビオトープのさらなる普及や外来種問題に関する教材や教育プログラムの開発を行い、学校教育や社会教育の現場に広く提供します。(環境省)	現在、約3000の学校・幼稚園・保育所に、学校・庭園ビオトープが設けられています(養護学校・大学を含む)。(公財)日本生態系協会調べ。学校・庭園ビオトープは、私たちの生存基盤である自然環境の神秘さや大切さ、人と自然との共存などを体験的に学ぶ官民協働教育の教材であり、が入り亜種に関する認識・理解・行動を普及啓発することを主眼としています。(資料2)外来種対策の普及啓発の役立つツールとして、学校・庭園ビオトープについて記すことが重要です。	ご意見を踏まえ、「なりましたが、一部の学校等では既に学校ビオトープを活用した外来種問題についての教育がなされています。2011年(平成23年)」と追記します。	○
204	21 28		「・・・地方自治体、自然系博物館、動物園・・・」と修正すべき。	第1部第2章第2節6にあるとおり、自然系博物館の役割も重要であるから。</div>	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。「地方自治体、自然系博物館・動物園」	○
205	22	(認識の段階)普及啓発について	侵略的外来種の駆除、拡散の防止は必要であると思われる。滋賀県琵琶湖などでは駆除を目的とした釣り人等に条例として回収箱等に投入すると、駆除を義務化しているが子供連れの家族等で釣り上げた外来種の生物を踏みについたり棒を刺すなどの残虐的な行為を多く目にする。外来種の駆除を目的に親は教育しているように思われるがそれ以前に命に対して尊敬を感じ、必要な駆除として粗末な扱いをしないよう呼びかけることが必要かと思われる。人間として最低限の道徳的教育も含めた啓発をおこなうべきではないかと意見する。		ご指摘の趣旨は第1部第1章第2節3「外来種に関する適切な認識」において記載していません。その認識の下に、第1部第2章第1節1を踏まえ普及啓発をしていきたいと考えています。ご意見の趣旨は、今後の環境省における施策の参考とさせていただきます。	
206	22 5		「また、外来種の分布拡大が在来種の生息地の劣化に起因することが多いことを踏まえ、生態系の保全・回復を図ることの大切さが理解されることが必要です。」を加える。		ご意見の趣旨はP51L5以降に記載していることから、原案どおりとします。	
207	22 19		「生物多様性を保全するためには外来種を適切に扱い」を以下のように修正して頂きたい →「生物多様性を保全するためには在来の生態系や生物を大切に保全し活用していくと同時に外来種を適切に扱い」	外来種だけをとりあげるのではなく、同時に(その前に)在来生態系や在来生物の保全、優先的な利用をした上で、必要な(もしくはさほど侵略的ではない)外来種を適切に扱う、という考え方が重要	本計画は、侵略的外来種による生態系等への被害の防止を目的としたものとなるため、原案どおりとします。	
208	22 26		社会経済活動においての「緑化、天敵利用、受粉利用、食用(養殖等)、飼料用(釣りえさや飼育動物の生き餌等)などとして」を次の文言に修正頂きたい →「家畜、栽培植物、園芸植物、緑化植物、漁業などの対象や天敵利用、受粉利用、食用(養殖等)、飼料用(釣りえさや飼育動物の生き餌等)などのために」	農林水産業を中心とする産業分野で利用されている種の書き方を統一して頂きたい。(初出:1頁26行目)また、作物、園芸用、造園用、を加えるべき(園芸品種の逸出と持ち出しも少なくなく、加えて多くの庭園用植物が全国規模で流通している)	ご意見を踏まえ、「家畜、栽培、園芸、緑化、天敵利用、受粉利用、食用、飼料用等」と修正します。	○
209	22 31		国民全体に広く浸透させることが必要 とある中、学校で学習してこなかった社会人などが学習・知識を得るツール・手段としてネットは有効な手段と考えられる		ご意見を踏まえ、「による報道、インターネットの活用などが考え」と追記します。	○

210	22 23	16 -6	外来種の一般人の認識度はまだまだ低く、個人による知識の差もあるため、間違った解釈をされている方が多いように思えます。	外来種被害防止行動計画(案)17ページ20行目にも記されているように、外来種について、外来生物法についての理解度は11%程となっています。この結果から、まだまだ知見が不足している外来生物に対しても一概に外来種だからという理由で知識のない人にまで間違った情報が蔓延してしまうのを危惧しております。 メディアによる偏った報道などにより、その産業に携わる人などが不利になってしまうことが多く見られます。 このようなことが無くなるよう、国として公平な立場から、良い面、悪い面の両面で外来生物と関係している誰もがその立場を維持できるようにできないでしょうか？ 外来種を利用した産業やレクリエーションもたくさん存在しております。 国としての誰からも中立な視線での啓発活動方法を再構築し、外来生物への対策を良い方向へ進めてもらいたいです。	ご意見を踏まえ、普及啓発の際は、第1部第1章第2節に記載している考えに基づき実施します。	
211	22-23	16-6	外来種の一般人の認識度はまだまだ低く、個人による知識の差もあるため、間違った解釈をされている方が多いように思えます。	外来種被害防止行動計画(案)17ページ20行目にも記されているように、外来種について、外来生物法についての理解度は11%程となっています。この結果から、まだまだ知見が不足している外来生物に対しても一概に外来種だからという理由で知識のない人にまで間違った情報が蔓延してしまうのを危惧しております。 メディアによる偏った報道などにより、一部の機関や人などが不利になってしまうことが多く見られます。 このようなことが無くなるよう、国として公平な立場から、良い面、悪い面の両面で外来生物と関係している誰もがその立場を維持できるようにできないでしょうか？ 外来種を利用した産業やレクリエーションもたくさん存在しております。 国としての誰からも中立な視線での啓発活動をお願いしたいです。	普及啓発の際は、第1部第1章第2節に記載している考えに基づき実施します。	
212	23	2~3	広く普及啓発する必要があることから「地方自治体」等による幅広い普及啓発が必要、としているが、幅広い普及啓発には先ず国が率先することが必要。	意見内容のとおり。	国の事業については、第2部第1章第1節に記載しているのとおりです。	
213	23	16	「この段階では、基本的には国民全体を対象に普及啓発することが求められるが、特に「認識の段階」における…」と追記すべき。	理解の段階についても幅広く普及啓発をする必要があると考えるが、案では対象を限定的にしすぎていると考えるため。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「この段階でも、国民全体が対象となりますが、特に「認識の段階」における」	○
214	23	20~ 21	「地方自治体については、住民からの問い合わせの窓口」について、削除する。	「地方自治体は住民からの問い合わせの窓口」としているが、外来種問題についての窓口は外来生物法を所管している環境省、農林水産省に本計画の策定に加わる国土交通省である。	本記載は、外来種に限ったものではなく、問い合わせ全般を指しているものであるため、原案どおりとします。	
215	24	1-6	「認識の段階」「普及啓発の際の留意点」に、以下の文を追加することを提案いたします。 「また、メディア等で外来種問題を取り上げる際は、正確な情報を報道することは無論のこと、外来生物は人間活動によって引き起こされた環境問題であることを十分に伝えなければなりません。生物そのものや、その原産国が害悪であるかのような誤解を招く報道とならないよう、十二分に注意が必要です」	外来生物問題はあくまで生態系保全や農林水産業保護に関わる問題であり、動物愛護や、人間が他の生物とは一線を画して所持する生存権とは別次元の問題です。しかしながら、外来種問題を人間間や国民間の問題と類比してとらえる人は、常に一定数存在します。特に、最近国内において外国人に対するヘイト行動が社会問題化していますが、外来種問題についての報道は、とらえ様によってはそれらと同調しているかのように解釈されてしまう危険性を常に持っています。実際に、大手メディア(全国紙の新聞)が、外来種問題を報道する際に、その原産国に悪印象を与えるような見出しを付け、しかも内容の誤った記事を報道するという例が出現しています。今後、外来生物は(生物自体が)害悪であるという印象を与えて殺処分を正当化したり、原産国に対して謂れのない悪印象を与えたりする報道が出てくることを真剣に懸念しています。そのため、上記の文をぜひ「留意点」に加筆していただきたいと存じます。	メディアの役割は、第1部第2章第2節に記載されており、ご指摘の趣旨はP24L19の記載に含まれていると考えていることから、原案どおりとします。	
216	24	7	次の文章を追記してください。 「外来種には、特に侵略性の高いものと、そうでないものもあるが、生物多様性国家戦略2012~2020において、我が国の生物多様性の危機の一つとして……」	外来種はすべて排除しなければならないという、極端な議論が、現存存在します。外来種対策の目的は、生物多様性を保全するために、侵略的外来種による生態系等への被害を防止、低減、緩和していくことにあることから、まずは被害(おそれも含む)の大きさを「被害の深刻度(質)」と「被害規模(拡がり・量)」等から評価し、対策の必要性を判断する(33ページ)が必要と示されています。何でもかんでも外来種を駆除しようという誤った考えにならないように注意が必要です。	ご意見の趣旨は、P24L11に記載していることから、原案どおりとします。	
217	24	17	「適切な管理」を「厳重な管理」に改める。(他のすべてのページにおける同様の表記も同じく改める。)	セイヨウオオマルハナバチなど、すでに適切な産業利用が法律上義務として課されているものですが管理が徹底されていないことから、「適切な」では弱い。現状回復が非常に困難なことを考えれば「厳重な」管理が必要と考える。	本計画では、産業利用される外来種については、「適切な管理を求めること」を目的としていることから、「適切な」で統一したいと考えているため、原案どおりとします。	
218	24	36	交雑について「その地域で生きていく能力が低下し」とあるが、具体的説明が必要。	「雑種強勢」という言葉があるように、一般的な交雑のイメージと相反する内容であるため。	ご意見を踏まえ、「失われるばかりか、個体群の繁殖能力が低下するなどにより、その生きものが」と修正します。	○
219	24 33	11-18 6-	24ページの「外来種問題の基本認識の理解」の2番目の項目で、「生活に欠かせないものも存在している」と認識しているにもかかわらず、その対応策としては、「利用を控える」、「利用料を抑制する方法の採用」、「代替性」及び「適切な管理」があげられているのみであり、利用とのバランスをとる視点がたいへん弱いと思われまます。また、33ページから論ぜられている「対策」も、防除のみであり、利用とのバランスを図るとの視点が欠けていると考えられます。		ご意見の趣旨は今後の環境省における施策の参考とさせていただきます。	
220	25	4-7	外来種の野外放出について、動物愛護管理法において該当する種については、「遺棄」として罰則が適用されることを明記すべきである。	動物愛護管理法における「遺棄」については、対象動物の「生命・身体を危険にさらす行為」として定義づけられている。しかし、対象動物が野外に放されることにより、生態系に負の影響を及ぼすことについては、遺棄の判断要素の中に記載されていない(「愛護動物の遺棄の考え方に係る通知について」平成26年12月12日・環境省)。外来種の野外放出については、動物愛護管理室と連携・情報共有を図り、動物愛護管理法の遺棄に該当することを明確にするべきである。	当該箇所に、動愛護の愛護動物を遺棄した場合には罰則の適用がある旨記載されているため、原案どおりとします。	
221	25	11	「遺棄された愛護動物の扱いは動物愛護管理法にもとづいておこない、動物福祉に留意します。」を加える。		ご意見の趣旨はP53L41に記載していることから、原案どおりとします。	
222	25	19-32	小学生がオオクチバスを釣り、残酷に殺して楽しんでいる動画がインターネット上で流されています。外来種であるオオクチバスの駆除はある程度やむを得ないところがあるかもしれませんが、現在の教育では、道徳心を養うべき年代の子どもたち、生殺与奪が人間の特権であるかのような印象を与えているのが現状です。少なくとも多面的な判断のできない小学生への教育は、まず「命を大切にしよう」という部分を出発点とすべきです。	「オオクチバスは悪い生物」という、どこかで得た一元的な情報により、どんな殺傷の仕方でもそれが社会正義となると思込んでいる子どもたちがいます。琵琶湖畔にある「釣った魚を殺すための箱」のようなものも、多感な子どもたちの道徳心を養うという教育視点から見るとあまりに不適切です。	第1部第1章第2節3「外来種に関する適切な認識」のとおり、外来種問題の原因は、人間による移動にあると考えており、今後も適切な認識の普及を図っていきたくと考えています。	

223	25	24		「外来種とは何か？」の回答に、「同種の生物導入による遺伝的攪乱について」の説明が抜けている。		同種の生物導入による遺伝的攪乱の問題は、外来種により発生する問題とは異なるため、原案どおりとします。	
224	25	24		「もともと」と記載があるが、何時からが「もともと」となるのか起源を明確にすべき。	いつから日本に定着しているのが在来種であると定義しておかないと、何が外来種か判断が出来ないため。	当該箇所では、理解しやすい表現としたいため、原案どおりとします。 なお、行動計画では、人為的に持ち込まれたものは時期を問わず外来種と整理しています。	
225	25	26		「…ものが北海道等、国内にもともといなかった地域に持ち込まれた…」と追記すべき。	同ページ25行目「国外から持ち込まれたものだけでなく」と対となる表現の補足が必要であると考えたため。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「北海道に持ち込まれるなど、国内のもともといなかった地域に国内のもともという地域から持ち込まれた場合にも外来種」	○
226	25	35		「渡り鳥」を「天候等による鳥類の迷行など」とする	通常の渡り鳥を外来種と考えることはなく、文脈上の他の分類群の記載からは事後的な迷行が相当すると思われる。	ご意見の趣旨は、当該箇所に含まれていると考えているため、原案どおりとします。	
227	25 40 72 75 76	4-7 19-21 20-25 10-12 12-16		動物愛護管理法における愛護動物の「遺棄」が、外来種を野外に放つ行為も含まれるように解釈の変更もしくは必要な法改正をすべきである。	環境省の平成26年12月12日「愛護動物の遺棄の考え方に係る通知について」によれば、動物愛護管理法における「遺棄」とは、愛護動物の生命・身体を危険にさらす行為と解釈されている。これでは成長したペットを自然豊かな野外へ放つ行為のほとんどは罰することができなくなる恐れがある。動物愛護管理室と連携・情報共有を図り、愛護動物の「遺棄」が、外来種を野外に放つ行為も含まれるように解釈の変更もしくは必要な法改正をすべきである。	ご意見の趣旨は今後の環境省におけるの施策の参考とさせていただきます。	
228	26	8-16		「侵略的外来種とは何か？」の回答に、この行に該当する文章は不要。		侵略的外来種が侵略的になった理由を説明している箇所であり、削除する必要はないと考えます。	
229	26	19		特に陸水域についての問題において、「生態系」という言葉を用いるのは正しくない。また、この項の表現は、誤解を招く間違った表現である	「生態系」を問題にするならば、その水域の水質及び、生態に影響を及ぼす環境変化、人的要因にまで問題にすべきである。よって、「外来種がもともといた生きもの(在来種)を食べて減らしてしまうことや、外来種が在来種と同じ食物や生息・生育場所(すみか)を巡って競争したり、これらを奪ってしまうこと」、ばかりではなく「水域の周辺を含む環境の悪化により、在来種が従来通りの生態や繁殖が困難になり、その環境に適合しやすい外来種が繁殖したため、その食性から要因の一つとして疑われる」場合もあり、水域によりその状態が異なることを、正しく説明するべきである。	当然、在来種が減少している要因は外来種以外にも存在する可能性はありますが、本計画は、侵略的外来種による生態系等への被害の防止を目的としたものとなるため、外来種による生態系等への被害事例を表記しています。 なお、ご意見の趣旨は今後の環境省におけるの施策の参考とさせていただきます。	
230	26	19-23		琵琶湖を例に挙げるなら、逆に生態系バランスは崩れるのではありませんか。	ブラックバス、ブルーギルは既にある場所では定着している感があります。例えばですが、今年誕生した子供たちにしてみれば、現状が、その場所にいる生物や植物が在来種である事。私自身もブラックバスやブルーギルの存在を知って35年経ちます。	特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバス、ブルーギルは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系の被害を及ぼすものとして評価されたものであり、防除等の対策が求められています。	
231	26	23		「悪影響が生じる場合があります」ではなく、「悪影響が生じます」とすべきである。		侵略的外来種に特化した文章ではないため、原案どおりとします。	
232	26	28-32		京都府の深泥池の例からみると、ブラックバスによる被害とブルーギルによる被害は同じではない。より深刻なのはブルーギルである。いつも同じテーブルに乗せられて論じられているがブラックバスの被害は、実際思ったほどなく、元来、総合対策外来魚になりえないのではないですか？	深泥池の外来種比率が28年間で8.3%から60%に増えており、2000年の調査で捕獲された魚類の90%がブルーギルであったということは、残り10%が在来種とブラックバスなどの外来種であったということは、ブルーギルの生態系破壊能力が高いということであり、ブラックバスの影響は少ないのではないかと。ブルーギルは雑食性であり他魚種の卵を食べることができる。従って、他魚種が産卵してもブルーギルに食べられてしまった結果、ブルーギルの占有率が高まっていると見るべきではないかと。私の近所のヘラブナ釣りが盛んな池では、ヘラブナ釣り師の餌も食べることができることから、ブルーギルは増え続けているが、ブラックバスは駆除をしているわけでもないのに減り続けている。さらに、ヘラブナも減り続けている。これは、産卵による世代交代をブルーギルによって阻害されていると思える。	本計画で挙げている事例は外来種問題の1事例です。 特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、防除等の対策が求められています。	
233	26	28-32		深泥池の事例は10ページに全く同じ記述があり、削除するか、別の事例に差し替えるのが妥当と考える。		深泥池の事例は分かりやすいため、当該箇所に記載することで理解が進むと考えられるため、原案どおりとします。	
234	26 30 50 36	28-32 5-28 31-32 1-23		本文を読んで行くと、駆除の対象のメインとなっているオオクチバスだが、資料上当該ページに記載された内容を確認すると、捕獲された魚類の90%がブルーギルであり、アメリカザリガニの影響も大きく、それらの唯一の天敵であるオオクチバスを優先して駆除することは、ブルーギル、アメリカザリガニの増加を助ける動きとなってしまう、非常に安易、危険な判断だと思ふ。	大型が故に目につきやすく問題視されるオオクチバスだが、資料を確認する限り、魚類に関してはブルーギルが圧倒的の大半をしめる。駆除に関しても、個体数が多ければ多いほど難しくなる傾向にあり、ブルーギルの唯一の天敵であるオオクチバスを優先して駆除することは現状得策ではない。また、オオクチバスを取り除くとアメリカザリガニの増加するとあった。アメリカザリガニも個体数の多く、繁殖力が非常に強い生物であるため、唯一の天敵であるオオクチバスの減少は、アメリカザリガニにとって好都合な状況になってしまう。小笠原諸島の第島の例で、ノブタを先に排除するとウシガエルが増殖して、手を付けられなくなるおそれがある。そのためウシガエルから駆除を行ったとあり、数の多い生物からの排除が効果的なのが証明されている。大型のオオクチバスはブルーギル、アメリカザリガニよりも個体数が大幅に少ないため、ブルーギル、アメリカザリガニの個体数を減らしてから着手した方がよい。	本計画で挙げている事例は外来種問題の1事例です。 特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、防除等の対策が求められています。 なお、実際の防除にあたっては第1部第2章第1節4「効果的、効率的な防除の推進」の考え方を踏まえた防除を推進し、その中には当然、生物間相互作用を踏まえて行う必要がある地域もあると考えています。	
235	27	2-3		「また、本来毒ヘビがいない宮古島で2013年にサキシマハブが捕獲され、その後の調査で定着の可能性は低いとされたものの、一時的に人の生命や身体等への危険性が高まりました。」と修正すべき。	宮古島でのサキシマハブ捕獲後の調査の結果、定着の可能性が低いことが、2013年9月26日に開催されたサキシマハブ対策会議において報告されている(宮古毎日新聞2013年9月27日の記事等を参照)ため、案のままでは現在もサキシマハブが定着しているかのような誤解を招きかねないため。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「人が咬まれる危険が出ています(ただし、宮古島では定着の可能性が低いと考えられています。)」	○
236	27	21		「これらが失われることは、良いことではありません。」を削除する。	説明は前の文で終わっており不要であるばかりでなく、「良いことではないか？」という問いに対して「良いことではありません。」では説明になっていない。	ご意見を踏まえ、「このため、これらが失われることは、」を追記します。	○
237	27	23		「飼っている外来種」飼育している動物を外来種として認識している事は少なく、「飼っている生きもの」または「飼えなくなったペット」とすべきである。		ご意見を踏まえ、「 <u>生き物(外来種)</u> 」と追記します。	
238	27	30		「それが、」と「日本にもともといた生きものを守ることにつながります。」の間に、「飼っている生きもの幸せであり」を追加する。	本文中では野外放牧がいけない理由は説明しているが、野外放牧した方が幸せではないかとの問いに対する回答が欠けている。	ご意見を踏まえ、「生き残る可能性は低いと考えられ、決して幸せとは言いません。もし生き残ったとしても、」を追記します。	○

239	27	33-		イネやニフトリ等、適切に管理されて野外に拡がることのない有益で必要不可欠な外来種もいると記述されていますが、適切に管理できて人間の思い通りになれば有益ですか？ハブ対策でつれて来られたマングースが爆発的に繁殖せず、在来種を食害せず、適度にハブを減らしてくれてれば、有益な在来種と認定しますか？何が有益で何が侵略的脅威、判断基準が安直で人間本位の都合のみ。こんな勝手な見解を次世代に伝え、残していくのですか？違和感を感じずにはいられません。		有益についての考え方は様々であるため、一概に測定基準を示すことは難しいと考えています。 なお、本計画は、人間が住みやすい環境を維持するための生物多様性の保全に当たり、その危機となっている外来種による被害を防止するものです。 これまで人間の生活に有益なものもありますが、生態系等に被害を出している外来種については、対策を実施していく必要があります。
240	27	33		オオクチバス、コクチバス等の外来種魚類について。 私はブラックバス釣りを愛好する者です。現在、世間一般にて認識が広まっておりますように、「在来種を食べるオオクチバス、コクチバスを駆除しよう」という思想や活動が全国各地で起こっています。その一方で、私も釣りは、「ブラックバスを守ろう」という意見があります。私はブラックバスを守りたいですし、方や在来種が減るのも困ることも無理できないように思います。 それは、『どちらも人間が必要としているもの』だからです。 家の「コラム」における、27ページ33行目 間い それでは、外来種は日本に全くない方がよいのです。 の項目についてです。 こちらには、イネやニフトリのように、安から人間に管理され恩恵を受けてきた種があると明記されています。 オオクチバス、コクチバスも、これに該当すると思うのです。 1929年に日本、芦ノ湖に放流され、もはや釣り人からすればルアーフィッシングの一次ジャンルになったブラックバス釣り。 大手メーカーが毎月のように新製品を発売し、プロの方々からターゲットやガイドサービスなどを営み、釣具店ではあまたの製品を販売。一般ユーザーがそれを購入し、アウトドアとして釣りを楽しんで…… 日本の釣りは、バスフィッシング抜きには考えられないようになりまし。これはオオクチバス、コクチバスともいえることだと思います。国種は管性がまったくない、ひとりにバスフィッシングといっても、多様な釣法を継ぎ出しているといえます。 つまりオオクチバス、コクチバスは多くの日本人に必要とされています。 一方で害魚扱いされ、多魚種を減らす可能性があるのも事実です。在来種を多く含む、小魚を食べなければ生きていけませんから、漁師さんが求めるような益になる生物も減少していることは、承知しております。 そこで、先の『人間に管理され恩恵を受けてきた種』として、双方を管理してはどうかでしょうか。共に人間にとって有益ならば、どちらかが減少、どちらかが駆除されていく現状を憂えてみてはどうかです。 オオクチバス、コクチバスは生態系を心やみに拡大しない、在来種の小魚などは湖や河川といった環境を整え直し、より繁殖しやすいようにしてあげてはどうか。 生物多様性の基となるビオトープを設置している地や湖もたくさんあります。結果として在来種が増えるといった結果もあるようです。 湖沼や河川単位ですら対策、活動をしている所もあるようです。ますます押し進めていくことがよいと思います。 駆除というマイナスのことではなく、こういったプラスの行動が、生物にとって最良の方針ではないでしょうか。 水質改善を主とした環境美化だけでも十分に効果があると思います。 私の意見としては、以上です。釣り人としても、そうでない方にとっても、よりよい自然につながればと思っております。		特定外来生物は、我が国の生態系等に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、現在も、防除等の対策が求められています。 なお、オオクチバスは、外来生物法に基づく特定外来生物に指定されていますが、釣り自体が禁止されるものではなく、外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生態の運搬等を伴わない釣り等は行うことができるものです。
241	27 28	33 3		人の生活にとって有益な外来種という記述は人によって価値観が違う	オオクチバスにはたくさんの愛好家・それに関わって生業を営んでいる人がおり、とても有益であるということも明確にしなければなりません。	当該箇所は、様々な価値観を否定しているものではありません。当該箇所記載されているような認識を持っていただくことが大事だと考えており、原案どおりとします。
242	27 28	34 -3		ブラックバス釣りも多くの人が恩恵を受けている。	確かに、被害を受けておられる方も多く、存在している場所、地域に沢山の不利益を招いたことも事実だと思います。しかし、現在ブラックバスに関する恩恵は経済効果として無視できない存在ではないでしょうか。	特定外来生物は、我が国の生態系等に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバス、ブルーギルは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系の被害を及ぼすものとして評価されたものであり、防除等の対策が求められています。 なお、オオクチバスは、外来生物法に基づく特定外来生物に指定されていますが、釣り自体が禁止されるものではなく、外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生態の運搬等を伴わない釣り等は行うことができるものです。
243	28	1		人にとって有益ならば外来種も問題無いという考えはあまりにも自分勝手に傲慢な考えでは無いでしょうか？ 具体的に、どの程度有益ならば問題無くなるのでしょうか？	イネやニフトリが入ってくる前までは、在来種が居た筈です。	我が国の生物多様性を保全する上で外来種による被害は課題であるため、対策が求められています。 当該箇所では、外来種についての考え方を記載している箇所のため、原案どおりとします。 なお、有益についての考え方は様々であるため、一概に測定基準を示すことは難しいと考えています。
244	28	2		オオクチバスの釣りによってもたらされる経済効果の指針は出てますか？(各地のガイド業、釣り具メーカーの売り上げや観光資源としての価値。) それから納められる税金は人の生活にとって有益ではないですか？ 在来種がそれと同等の価値のある財源になったり、観光資源になったりしますか？	人の生活にとって有益で必要不可欠な外来種もあり、これらが私たちの生活や社会を豊かにしてきたことも忘れてはいけません。	特定外来生物は、我が国の生態系等に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、現在も、防除等の対策が求められています。 なお、オオクチバスは、外来生物法に基づく特定外来生物に指定されていますが、釣り自体が禁止されるものではなく、外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生態の運搬等を伴わない釣り等は行うことができるものです。
245	28	2		2. その通りで、人にとって有益な種にオオクチバスも分類されると考えます。 すでに一つの分野、文化、経済、癒しとなっている種を根絶や減少する必要があるでしょうか？ 在来種とか外来種とか勝手な分類が成されていますが、何を持ってそういうのが疑問です。 近年の若者、由来のある世代にとってはオオクチバスこそ思い出の魚、故郷の魚なのかもしれません。 それを「昔は〇〇だった」とか「今と昔に比べて〇〇」といった固定概念だらけな思想によって対処されるなんて事があっていいんでしょうか？ 「昔から～」とかでなくこれからの社会全体を取り巻く環境としてとらえ維持するだけでなく順応しより良いものに変えていくことも重要と考えます。 あと外来種の根絶など一方的な考えでなく在来種を守る共存を目指すべき。 しかし人間の生命を脅かす種に対しては適切な対処は必要と考えます。		特定外来生物は、我が国の生態系等に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、現在も、防除等の対策が求められています。
246	28	2		「人の生活にとって有益で必要不可欠な外来種」とあるが、どの種が役立っているかの測定基準を示すべき。	「有益で必要不可欠」と記載があるので、有益な状況を具体的に示す必要があり、例えば産業として年間〇〇万円の経済効果があるというような明確な基準を示し、有益な外来種は経済効果〇〇万円以上と定義すれば、役立つ度合いが明確である。	当該箇所では、外来種についての考え方を記載している箇所のため、原案どおりとします。 なお、有益についての考え方は様々であるため、一概に測定基準を示すことは難しいと考えています。
247	28	2-3		人の生活に有益な外来種もあり、生活や社会を豊かにしてきたことを忘れてはならない、との記載があり、大いに賛成すべき記述であると考えますが、ブラックバスもこの我々の生活を豊かにする外来生物であるため、駆除の対象とすべきではないと考えます。	ブラックバス(オオクチバス、コクチバス)は、特定外来生物に指定されていますが、一方で、琵琶湖を有する滋賀県や、池原ダムなどを有する奈良県などでは、実際に一つのレジャー産業として、地域住民になくはならない観光資源の一つになっているはず。 既に有益性を持ち、日本経済の一部となっているレジャー対象生物を、駆除の対象とならぬよう、特定外来生物から除外すべきであると考えます。	特定外来生物は、我が国の生態系等に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、防除等の対策が求められています。
248	28	5		本文では外来生物の利処分と牛や豚の食肉を同様に扱っています。確かに我々は動物の肉を食べ、その生命の犠牲の上に生活させていただいていますが、人間の身勝手な移入させ、思い通りにならないから駆除しようとする外来生物の残酷な利処分とは全くの別問題。こじつけも甚だしい。琵琶湖では小中学生にオオクチバスやブルーギルの駆除ボランティアをさせるイベントが年に数回行われていますが、子供たちが笑顔で生きた魚を殺している光景は異常だと思いませんか？ また、本文「外来種は可能な限り苦痛を与えない方法で殺さざるを得なく、それが社会的にやむを得ないと記述されていますが、これは本当に守られていますか？上記の琵琶湖の例ではとてもそうは思えません。		「外来種とは何か？」については、ご指摘の趣旨は第1部第1章第2節3「外来種に関する適切な認識」において記載しています。その認識の下に、第1部第2章第1節1を踏まえ普及啓発及び、防除を推進していきたいと考えています。 ご意見の趣旨は、今後の環境省における施策の参考とさせていただきます。

249	28	5~		外来種＝悪者＝駆除(殺処分)という考え方そのものが間違っているのではないのか？ いかなるものであっても絶対に命は尊重すべきだと考えます。いくらコストがかかろうとも「殺す」ではなく「元居た場所に戻す」もしくは「隔離する」といった考え方は出来ないのか？	子ども達が「ブラックバスは悪者」として、釣ったブラックバスをハンマーで叩いたり、ライターであぶったりと笑いながら殺して行く動画を見た事がある。 釣り好きの少年少女にとって、「外来種駆除」は殺しても良い悪者と捉えている傾向が強いと感じる。「殺す」事が「正義」は明らかに間違っていると思う。	全ての外来種を生きたまま元の生息・生育地に戻すことは、それに要するコストと労力を踏まえ判断されていますが、それが難しい場合がほとんどという状況です。 なお、第1部第1章第2節3「外来種に関する適切な認識」とおり、外来種問題の原因は、人間による移動にあると考えており、今後も適切な認識の普及を図っていきたくと考えています。	
250	28	10-16		「・・・とされています。人間は、牛や豚等を食べるなど動物を利用して生活しており、牛や豚等を食べるためにそれらを殺さなければならない場合には、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によってしなければならない」とされています。また、ネズミやハエを駆除する等しても、技術・労力・資金といった現実的な制約から、個体を生かしながら飼育することが困難な場合には、可能な限り苦痛を与えない方法で殺さざるを得ませんので、食料の確保等と同様に、動物の愛護管理に配慮した適切な取扱いを行うべきであると考えます。」と修正し、「また、殺さざるを得ない命を増やさないためにも、逸出の防止や定着初期における防除等を実施することが重要です。」と追記すべき。	環境省のHPによると、動物愛護管理法の対象動物は「家庭動物、展示動物、産業動物(畜産動物)、実験動物等の人の飼養に係る動物」とされており、ネズミやハエは対象外だと考えられるため。	当該記述は、動物愛護管理法に則ったものではないため、原案どおりとします。	
251	28	17-23		「外来種を防除することは、地域にもともとある自然環境を守ったり回復させたりする等、生物多様性を保全するために必要な対策です。防除の手段として生け捕りという選択枝があったとしても、技術・労力・資金といった現実的な制約から、個体を生かしながら飼育することが困難な場合には、可能な限り苦痛を与えない方法で殺さざるを得ませんので、食料の確保等と同様に、動物の愛護管理に配慮した適切な取扱いを行うべきであると考えます。」と修正し、「また、殺さざるを得ない命を増やさないためにも、逸出の防止や定着初期における防除等を実施することが重要です。」と追記すべき。	殺処分は苦渋の選択であるが、案のままで、本段落の締めくくりが「やむを得ない選択」という悲観的な方向に傾斜した表現になっていて、殺処分に対して否定的な印象を増強させる可能性があるため。また、「好ましい自然環境」は人によって捉え方が違うので、正確な表現に修正すべきと考えるため。また、ネズミやハエで例示されている「生活衛生環境の維持」のための殺処分は、動物愛護管理法の対象外だと考えられるので、削除する必要があると考えるため。さらに、将来的な殺処分を減らすためにも現段階における殺処分の必要性を理解してもらう必要があると考えるため、その旨を追記する必要があるから。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「外来種を駆除する事は地域にもともとある自然環境を」 「(文末に)また、殺さざるを得ない命を増やさないためにも、逸出の防止や定着初期における防除等を実施することが重要です。」	○
252	28	17-23		「食料の確保や・・・と同様に、自然環境の保護や再生、生物多様性保全のために、外来種を駆除することは必要な対策です。一方で、技術、労力、資金といった現実的な制約から、捕獲した動物の殺処分を選択せざるを得ない場合には、可能な限り苦痛を与えない方法で実施されなければなりません。」の方がいいのではないのでしょうか。	17行目の「好ましい自然環境」というのは主観的な印象を持ちます。本来の自然環境＝好ましい自然環境ととらえる人もいれば、人間に都合がいい＝好ましいととらえる人もいるのではないのでしょうか？また、22行目の「生かしながら」という表現も人間のおおごましさを感じられ、不適切な印象を持ちました。さらに、全体的に言い回しがあいまいな印象を持ちました。もう少し断定的な表現の方がわかりやすいと思い、2. で書いたような文を作成してみました。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「外来種を駆除する事は地域にもともとある自然環境を」 「(文末に)また、殺さざるを得ない命を増やさないためにも、逸出の防止や定着初期における防除等を実施することが重要です。」	
253	28	29		(第三者が主催する)「防除や」、は → 「活動や、(もしくは対策事業、など)」ではないか？	文章の意味が通りにくい。また、対策活動の全般を指した方がよいのではないかと。同様に、34行目の「防除作業」も「対策となる行動」などの方がよいのではないかと。	ご意見を踏まえ、「第三者が実施する防除や主催するシンポジウムなどへ」、「自ら防除等の活動しようとする」と修正します。	○
254	29			普及啓発する際に、子ども達にも解りやすい普及啓発を進めるべきではないでしょうか？	子ども達の間違った「駆除」「外来種」の考え方が、生きとし生けるものへの尊厳を損なう可能性があると考えます。	ご意見の趣旨は今後の環境省における施策の参考とさせていただきます。	
255	29		P29行目 電気	電気ショックによる外来魚駆除(ブラックバス、ブルーギル)の中止	電気ショックによる外来魚の駆除は効果があるかもしれませんが、同時に在来魚もショックで死んでしまったり、死ななくても浮いてしまい、鳥類などの捕食対象になってしまいます。在来魚を守るためにするのなら、本末転倒になる駆除方法の中止を願います。	効果的な外来魚の駆除方法として、以前は主に刺網が行われていたが、コイやフナ等の在来魚の混獲も多く、在来魚への影響を最小限にすることが必要であった。 電気ショックによる駆除は、電気ショックにより一時的に麻酔された魚類を捕獲する方法であり、駆除目的とする外来魚だけを取り上げ、在来魚は再放流できることから、刺網に比べて混獲を防ぐことが可能である。 魚体の開電する強さは、電圧、水質、水温、魚種、魚体サイズ等が関連しますが、これらの専門的な知見を有した者の指導に基づき、内水面漁業や生態系へ最大限の配慮をしつつ、現在、電気ショックによる駆除が行われているところであり、ご理解をいただきたいと思っております。	
256	29	9-10		「・・・を有する行政機関や生物多様性の保全等に係る取組をしている民間企業、・・・」と修正すべき。	外来種対策のための行動は、外来種問題が顕在化している地域のみで行われればよいものではなく、未定着あるいは定着初期の地域でも行われる必要があるが、案のままで、分布拡大期やまん延期にある地域の行政機関しか想定できないため。また、案のままで、普及啓発の対象となる民間企業は、企業の事業として生物多様性の保全を行っている企業に限られる表現となっているが、現実には企業の事業とは別に、CSRの一環として生物多様性の保全を行っている企業もあることから、それを踏まえた表現にすべきと考えるから。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「機能を有する行政機関(特に外来種問題に苦慮している行政機関)や生物多様性の保全」	○
257	29	30~32		外来生物法の特定期間外来生物についての取扱いについても記載する必要がある。	その取扱いについて許認可等の手続きなどの制限がかかっており、注意が必要なため。	外来生物法の手続きは大原則になるので、ここでは記載はせず、原案どおりとします。	
258	30	6		「アメリカザリガニは、北アメリカが原産で、1927年(昭和2年)にウシガエルの餌用として導入されましたが、その後逸出し全国各地に分布を拡げました。雑食性で・・・」と修正すべき。	外来種問題の現状を整理する上では、当該生物種の導入が意図的か非意図的なのか、どのような経緯で導入されたものかを明記することが重要だと考えるから。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「アメリカザリガニはウシガエルの餌用として導入され、現在は全国各地に定着しています。本種は雑食性で、」	○
259	30	19		「まず、また、日本の在来種であるニホンザリガニは、北海道や青森県、岩手県、秋田県の一部に分布するのみですが、そのことをよく知らないために、昔から身近にアメリカザリガニがいた東北以南の地域では、アメリカザリガニをニホンザリガニと勘違いしている人も少なくありません。」と追記すべき。	アメリカザリガニとニホンザリガニの違いを広めることが、アメリカザリガニの防除の一助となると考えるため。	ご意見を踏まえ、以下のとおり追記します。 「また、日本の在来種であるニホンザリガニは、北海道や青森県、岩手県、秋田県の一部に分布するのみですが、そのことをよく知らないために、昔から身近にアメリカザリガニがいた地域では、アメリカザリガニをニホンザリガニと勘違いしている人も少なくありません。」	○
260	30	24		「身近な生き物」とあるが、身近な生き物との理由で例外を認めるべきでない。	一部の水域で第5種共同漁業の対象となっているブラックバスが防除されて、身近な生き物との理由でこの水域でも漁業の対象となっていないアメリカザリガニが指定されていないのは、比較衡量の観点からおかしい。身近などという主観的な理由で選別するのではなく、明確な基準をもって判断すべき。規制できない程度定着しているのならばそれは同じ外来種である犬のように取り扱うべき。	何に対する例外かご意見からは分かりませんが、「身近な生き物であること」のみでなく、様々な観点から総合的に判断し外来種対策を行っています。	
261	30	24		意見内容-子供にとって身近な生き物であるから、特定外来生物に指定されていない点	子供にとって身近な生き物であるからこそ、早期の啓蒙が必要であり、愛着があるからこそ動物愛護の観点や包括的な自然に対する知識や興味を持つために、特定外来生物に指定されるべきではないか。 もし子供にとって身近でない事が特定外来生物に指定される要件に含まれるというなら、逆に子供にとって身近でなく関わりの少ない特定外来生物はその指定された生物自体が悪者扱いのみの強いイメージになることが容易に考えられる。つまり単に殺していい殺していけないなどの短絡的な発想になりがちである。 言わば全ての生き物に白黒をつけるようなきつかけにはならないか、それを避けるために子供にとって身近であるからこそ、命の尊厳や大切さ、しるは特定外来生物に対しての間違った偏見を避けるためのシンボルとしてアメリカザリガニが特定外来生物に指定されるべきであると考えます。	「身近な生き物であること」のみでなく、様々な観点から総合的に判断し外来種対策を行っています。	

262	30	25-27		被害が甚大であるとしていながら、特定外来生物に指定されていない点	そもそも違法な放逐や、飼育をさせないことを目的とした案であるにも関わらず、その法の体制や執行が困難であることが特定外来生物に指定されないことの理由として挙げていることが本来の目的と矛盾する。 つまり言い換えれば、野放しで諦めたと捉われかねない。管理下に置かれていて生体の回収が容易であり、何らかの対策を立てやすいにも関わらず特定外来生物に指定していないのはおかしい。 他にオオクチバスやコクチバスなどは生息域の大きさや防除駆除に要する期間や予算が莫大で且つ同じように法の執行や遂行が困難な生物であるにも関わらず特定外来生物に指定されているものもある。	「身近な生き物であること」のみでなく、様々な観点から総合的に判断し外来種対策を行っています。	
263	31		「外来種被害防止行動計画(案)」 第2部 外来種対策を推進するための行動計画 第1章 国による具体的な行動 第1節 外来種対策における普及啓発・教育の推進と人材の育成	教育(特に「行動」の段階)及び人材育成計画については、被教育者本人の信条と意志を尊重したうえで、従来通り、既存の教育・研究機関に付託する事を基本方針とし、国家財政からの支出は最小限に留めるべきと考えます。	義務教育課程において、外来種問題の「認識」や「理解」の段階を目標とする 事へ特に異論はありませんが、「行動」の段階及び人材の育成計画については、 「思想・信条の自由」の観点から国家が促進するものではないと考えます。 特に、自然・環境保護活動は反権力思想との親和性が高く、偏向した信条を 持つ活動家を国費で育成するような事態を強く懸念します。 被教育者個人の信条と意志を尊重し、従来通り、既存の教育・研究機関に 付託する事を基本方針とし、苦境にある国家財政からの支出は最小限に留める べきと考えます。	当記述による教育に係る制度や方針に予断を与えるものではありません。 防除の実施にあたっては、ご意見のとおり費用対効果を考慮した事業の実施に引き続き努めていきたいと考えています。	
264	31	16		以下のように加筆することを提案いたします。 「外来種対策に必要な人材としては、外来生物への専門知識を持つ検疫の検査官、」	外来種の移入を食い止める第一の関門は、防疫・検疫体制の強化です。しかし、日本では個人旅行者による外来生物の持ち込みのチェック体制などが非常に貧弱で、何が輸入禁止されているものであるか、一般的に周知されているとはいいがたい状況にあります。また、私見ですが、空港等の検査官も、輸入が禁止されている生物の種類を十分に把握していない場合や、乗客がそのような生物やその加工品を所持している場合の対応が統一されていないことがあります。空港などでの防疫・検疫体制を強化するため、従来の植物防疫法やワシントン条約の範疇のみならず、特定外来生物全般に専門的知識を持つ検査官を早急に育成し、増員するべきであると考えます。	検査官は、現時点では配置される目途が立っていないことから、記載は控えさせていただき、ご意見の趣旨は今後の環境省におけるの施策の参考とさせていただきます。	
265	31	18		「…、そして外来種の生息・生育状況に関する情報収集や実際の防除作業を行う人材等が…」と修正すべき。	人材の育成に当たっては、実際の防除だけでなく、調査研究や対策の企画・立案・実施の基礎情報となる外来種の生息・生育状況に関する情報を収集する人材の育成も重要であると考えため。	当然、防除にあたっては生息状況に関する情報収集などの作業は行われるものであり、「等」に含まれるものであるため、原案どおりとします。	
266	31	28		「また、外来種の生息・生育状況に関する情報収集や実際の防除作業を行う人材については…」と修正すべき。	人材の育成に当たっては、実際の防除だけでなく、調査研究や対策の企画・立案・実施の基礎情報となる外来種の生息・生育状況に関する情報を収集する人材の育成も重要であると考えため。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「また、 <u>外来種の生息・生育状況に関する情報収集や実際に防除作業を行う人材</u> 」	○
267	32	4-4-		効果的な防除のための、優先度を再考すべき	例えばスクミリンゴガイ(通称・ジャンボタニシ)を例に挙げると、恐らく環境省が思っている以上に緊急性が高いと思われるかもしれません。そのピンク色の卵が目立つのでよくわかりますが、ここ10数年間の拡散スピードは相当なものです。もの凄い数だし、この生物の存在を擁護する人はほとんどいないでしょう。雑草の駆除にも利用されているかもしれませんが、その雑草は在来種なのではないでしょうか？これは私を含めて職業上、毎月のように全国各地の水辺を目にしている人間なら誰でも知っているレベルの事実。しかし、この行動計画の後半部に設けられた個別の防除計画として取り上げられていないのは、明らかに環境省の認識不足です。外来生物法の施行で、その移動が厳しく禁止されて以来、今や拡散に関してはかなり収束したと思われるオオクチバスよりも、格段に緊急性が高いはず。その辺り、真摯にフィールドワークを重ねてデータを取り、効果的な防除を進めるための優先度を、全体的に再考する必要があります。その上で、やるべき普及啓発に努めるべきです。	ご意見の趣旨は今後の環境省におけるの施策の参考とさせていただきます。	
268	32	7-12		まさにその通りであると考えます。定着段階、費用対効果を考慮するなら、オオクチバスは決して優先度の高い外来種とは言えません。	資金、予算は国民の我々の税金です。ならば、税金の使い道は、多くの反対者がいる対象外来種に使うのではなく、反対者のいない(少ない)対象外来種に使っていただきたいと思えます。まして、外来生物法ができてから、何一つまともに防除の成果が出ていないと感じます。多くの外来生物を対象リストにあげて、結局何一つ、具体的な防除という形で成果が出ないよりは、重点的に定着初期の外来種に対策を講じるのが大事だと考えます。	ご意見お主旨は第1部第2章第1節2に記載しているとおり、防除の実施の可否にあたっては、個別地域ごとに優先度を踏まえて判断されるものと考えています。	
269	32	8-23		水抜きや刺し網、電気ショックによる水生生物の殺処分はやめるべき	理由「可能な限り苦痛を与えない方法で殺さざるを得なく、それが社会的にやむを得ない選択」とありますが、意見内容に述べた方法は殺処分される生物は苦痛を受けるに違いないし、殺処分する生物を外来生物と在来生物とを区別して殺処分することが出来ずすべての生物を殺してしまうことは明白である。 さらには外来生物の殺処分の報道等を目にした者が「外来生物は殺して良いもの。殺さねばならないもの。」と間違った解釈する人がいて漁業者や遊漁者が不要と判断した魚を陸上に放置し悪臭、水質汚濁の原因の一つとなっている。また、「牛や豚を食べたり」や「他の生物に支えられ、犠牲の上に成り立っている」と言うことと外来生物を駆除することを結びつけるのは全く違うことなので環境省の意見は乱暴で受け入れがたい。	外来生物法に基づき、日本の生態系等へ被害を及ぼす外来種については対策が求められています。 「可能な限り苦痛を与えない方法」での殺処分を試みますが、現時点では記載されている方法が妥当なものと考えています。	
270	32	10-11		「…費用対効果を考慮した対策の優先度を評価し、対策の目標(根絶、拡大防止、低密度管理等の最終目標及び段階的な目標)を設定することが重要です。そして、その目標を達成するために、予算と人的資源を…」と修正すべき。	第1部第2章第1節4(2)1)にあるとおり、戦略的・順応的な防除を実施するためには、適切な目標設定をすることが必要であるが、案では、目標設定について記載されていないから。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「費用対効果を考慮の上、対策の優先度を評価し、 <u>対策の目標(根絶、拡大防止、低密度化等の最終目標及び段階的な目標)を設定することが重要です。その目標を達成するために、予算と人的資源</u> 」	○
271	32	26-29		「…まず、外来種による「実際の影響や問題についての状況把握」とその「対策の実施状況の把握」をするための基礎情報の収集を行う必要があります。	冗長な表現の解消のため。	評価することが目的であることを明記する必要があるため、原案どおりとします。	
272	32	30		「…がすでに得られている場合や、」と修正すべき。	案では「…ものや、…場合には、」となっているので、「…場合や、…場合には」と平仄を揃えるため。	ご意見のとおり、以下のとおり修正します。 「得られている場合や、」	○

273	33	9-10		「一方、被害規模(拡がり・量)の大きいケースでは、一般に対策の実効性が低い場合が多いため、その場合には、より戦略的かつ慎重な検討が求められます。」という記載については同意見であるが、既に広範囲に分布が広がっているものほど緊急な対応が必要であることは認識されたい。	オオクチバスやブルーギルについては、農水省の「有害外来魚駆除マニュアル」(94ページ19-21行目)や環境省の「オオクチバス等の防除の手引き」等の既存事業の成果を活用するなど、環境サイドとしても積極的に取り組む体制をつくり、行動を起こすべきである。被害を受けている漁協の対応だけでは限界に来ている。	ご意見の趣旨は、今後の環境省における施策の参考になるものと考えられ、引き続き対策の推進に努力していきたいと考えています。	
274	33 34 83 84	22-35 1 12-13 18-19 25	22~35行目にある図の縦軸及び34ページ1行目及び83ページ12~13行目及び84ページ18~19行目及び84ページ25ページ	「潜在的な影響を含めた被害の深刻度(質)」と修正すべき。	案では、「潜在的な被害の規模」と対比してみると、顕在化された被害の深刻度しか見ていないような解釈をされかねないため。例えば、タイワンリスは、種子を捕食するため、種子を利用する動物との競合が考えられるが、その他にも種子を捕食し続けることによる100年後の森の姿(植物の遷移)に影響を与えているかもしれず、この影響は現時点では顕在化しないため「潜在的な被害」と考えられる。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「潜在的なものを含む被害の深刻度(質)」	○
275	33 34 83 84	22-35 30 14-15 20-21	22~35行目にある図の横軸及び34ページ30行目及び83ページ14~15ページ及び84ページ20~21ページ	「潜在的な影響を含めた被害の規模(拡がり・量)」と修正すべき。	案では、潜在的な被害のみを指しており、顕在化された被害が含まれていないように解釈されるため。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「潜在的なものを含む被害の規模(質)」	○
276	34	9-19		『被害の特性』でリストアップされている項目の順番を入れ替えて、4 交雑による遺伝的攪乱 の項目を上位に持ってきてはどうか。	『被害の特性』として挙げられている項目のなかには、被害が目に見えるもの(1, 2, 3, 5, 6)と、見ために現れにくいもの(4, 7)がある。見ために現れにくい被害は、気が付いた時には手遅れになる可能性の高いもので、特に「4 交雑による遺伝的攪乱」は影響が不可逆的で、未然に防ぐ必要性が特に強い。リストの順番が被害の優劣を示しているわけではないと思うが、最初に述べられているほうがより強い印象付けができるかと期待されるので、見ためにわかりにくい深刻な被害を及ぼす項目をリストの上位に入れることを提案する。特に「4 交雑による遺伝的攪乱」を上位にすることは、被害の中には目に見えないものがあることをはっきり印象付ける効果があり、被害が目に見えるようになってからは遅いのだということを知らしめる効果が期待できると思う。 ※機能依存文字を避けるため、丸数字は全角数字に置き換えま	「4 交雑による遺伝的攪乱」については、どのような問題が生じるのかが分からないことから、まずは外来種による被害のうち最も大きいと考えている「在来種の捕食」を1番とする考え方は変わる方針はありません。	
277	34	26-27		定着初期だけでなく、分布拡大～蔓延期であっても、緊急性が高い場合があると思います。	生態系への被害が目に見える形で現れるのは、分布拡大～蔓延期の方が多いのではないのでしょうか？その場合に、在来動物や自然環境が危機的状況になっていけば、当然緊急に対策をとらなければならないと思います。	「特に定着初期」を例示しているだけであり、定着初期でなくとも、当然緊急性が高い事業は考えられます。	
278	35	1-4		この意見に関してはおおむね賛成です。ただし、「対象・内容・手法」に関する評価に関しては一部の人のみでなく様々な意見を取り入れて実施していただくのが望ましい	たとえば琵琶湖におけるオオクチバスの駆除に関して、何年もの間駆除対策を行っておりますが、目に見える効果は出ていないようです。また、同種への近年行われている電気ショッカーによる駆除は在来生物への影響が無いとされますが、在来魚の頭蓋などにダメージを与えるとの研究意見を聞きます。電気ショッカーによる駆除は駆除効果が薄いだけで貴重な在来生物を脅かす危惧を否定できません。駆除に関する手法に関してはよりしっかりと検討するのが望ましい。評価に関して外来生物をひとくくりにしてしまうのではなく、評価した結果をいくつかのグループに分類分けをし、さらに公示していただきたい。たとえば、「緊急に排除が必要な危険な生物」と「すでに生態系に溶け込み駆除が困難でかつ危険度が少ない生物」では、対策や対応に関しても異なるのが当然です。また、公示することで、「マスコミの注目が高い外来生物＝「排除すべき危険な生物」ではなく、環境省の指定した危険段階(グループ分け)を一般に認知させることに繋がると思われます。最後に、「すでに生態系に溶け込み駆除が困難でかつ危険度が少ない生物」では効果の出ない駆除対策を続けるだけでなく、逆に利用価値を探る方向で検討してみたいかがでしょうか。利用することで減少を期待した方が有益だと思われます。	ご意見の趣旨は、今後の環境省における施策の参考とさせていただきます。	
279	35	6		駆除効果の有効性、駆除に係わるコストの見積りを国民に提示してから計画の策定、駆除対象種の選定や対象地域の決定をすべきではないか。	計画書内には、実際にかかるコストに関する記述がない。費用対効果のうえから検討するためにはその情報がほしいです。例えば琵琶湖のように広大なエリアを持ち、かつオオクチバスのようにすでに定着し、生態系の食物連鎖の一員に組み込まれてしまっているケースでは、在来種に影響を与えず駆除することは困難で、かつ膨大なコストが見込まれるのではないのでしょうか？また、在来種に全く影響することのない駆除方法もないのが現状かと。かかるコストいかに、生態系保全、水産業保護のためには、駆除以外の選択肢を優先する必要があると考えます。現在も取り組まれている葦原の回復を始め、琵琶湖周辺環境の自然回復などにコストを掛ける方が総合的には生態系保全、水産業保護のためにつながると考えます。	ご指摘の趣旨は第1部第2章第1節2「優先度を踏まえた外来種対策」において記載されています。その認識の下に、引き続き、第1部第2章第1節4「効果的、効率的な防除の推進」とおり防除事業を実施していきます。 ご意見の趣旨は、今後の環境省における施策の参考とさせていただきます。	
280	35	20		「対策の目標(侵入防止、根絶、拡大防止、低密度管理、被害の緩和・低減)と…」と修正すべき。	50ページ2行目において、根絶や拡大防止等を「目標」という言葉で整理しているため。また、「管理」は「低密度管理」とするのが正確であると考えられるため(低密度管理以外の管理が考えられるのであれば、修正する必要はない)。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「対策の目標(侵入防止、根絶、低密度化、被害の緩和・低減、管理)」	○
281	35	34-35		コストと効果についてはしっかりと公表すべき	税金を投入しているので当然である。	各省庁の予算要求資料等はHP等で公表されています。	
282	36	7		「自然分布域から非分布域へ」では、「同種の生物導入による遺伝的攪乱」の問題が抜けている。		同種の生物導入による遺伝的攪乱の問題は、外来種により発生する問題とは異なるため、原案どおりとします。	

283	36	33		「…へ「入れない」(外来種の侵入を媒介しうる生物種を移動させないことを含む)。」と追記すべき。	日本生態学会第60回全国大会(2013年3月、静岡)における 苅部氏の発表等によれば、横浜市内で発生している国内由来の外来種リュウキュウベニイトンボは、当該地域外から移植された水草についていたヤゴが発生したものであり、このことから、水草を捨てたり掘り上げたりせず適切な管理下においたとしても、あるいは水草自体に悪影響を及ぼすおそれがない(例えば当該地域にも同じ水草があり遺伝的攪乱も起こらないような場合)としても、それ自体が媒体となって他の外来種を侵入させる(非意図的導入)事例があるため。なお、媒体を「生物種」に限定したのは、それ以外の船舶等までを対象とし「移動させない」とすると、経済活動への支障が大きいと考えられるためである。また、本事例にある水草であっても、例えば種子のみを当該地域に持ち込み、適切な管理下で栽培すれば他の外来種を侵入させることがないため、「外来種の侵入を媒介しうる生物種」には当たらない。	当然、ご意見のような事例は現状の「入れない」に含まれるものと考えられるため、原案どおりとします。	
284	36	36		「侵略的外来種被害予防三原則」に修正してください。	外来種被害予防三原則は、外来生物法施行当時から使用されてきていますが、愛知目標9は、「2020年までに、侵略的外来種とその定着経路が特定され、優先順位が付けられ、優先度の高い種が抑制され又は根絶される。また、侵略的外来種の導入又は定着を防止するために定着経路を管理するための対策が講じられる」と、侵略的外来種という表現を使っています。すべての外来種が侵略的ではないということを表し、より効果的に効率的に外来種対策が実施できるように、表現を変え、侵略的外来種こそ対策の対象のだということを強調すべきだと思います。	外来種被害予防三原則は、日本における侵略性が未知の外来種についても予防原則の観点を普及するためのものであることから、原案どおりとします。	
285	37	2-7		外来種問題の中に「国内由来の外来種」が明記されたことを歓迎する。	これまで外来生物という国外由来の生物に限定されていたため、特別保護地区などの特殊な場所を除いては、栽培増殖した山野草を植え戻す行為にストップをかける一般的な根拠がなく、植え戻しを止めるには実施団体にお願いするしかなかった。行動計画で明確に示されることで、国産の種類でも外来種となりうるものが一般に周知され、植え戻し問題が大きく前進することを期待している。	ご意見の趣旨は今後の環境省においての施策の参考とさせていただきます。	
286	37	7		「…に置き換えました。また、横浜市内で発生した国内由来の外来種リュウキュウベニイトンボの事例にみられるように、他地域から移植した水草が適切な管理下にあるもの、水草に付着していたヤゴが羽化し、周辺地域のトンボを圧迫している例もあることから、今般、悪影響を及ぼすかもしれない外来種に限らず、それらの「外来種の侵入を媒介しうる生物種を移動させないことを含む」と追記すべき。	日本生態学会第60回全国大会(2013年3月、静岡)における 苅部氏の発表等による。このことから、水草を捨てたり掘り上げたりせず適切な管理下においたとしても、あるいは水草自体に悪影響を及ぼすおそれがない(例えば当該地域にも同じ水草があり遺伝的攪乱も起こらないような場合)としても、それ自体が媒体となって他の外来種を侵入させる(非意図的導入)事例があるため。なお、媒体を「生物種」に限定したのは、それ以外の船舶等までを対象とし「移動させない」とすると、経済活動への支障が大きいと考えられるためである。また、本事例にある水草であっても、例えば種子のみを当該地域に持ち込み、適切な管理下で栽培すれば他の外来種を侵入させることがないため、「外来種の侵入を媒介しうる生物種」には当たらない。	当然、ご意見のような事例は現状の「入れない」に含まれるものと考えられるため、原案どおりとします。	
287	37	19-20		ミシシippアカミガメへのエサやりが外来種の増加を助長する(“拡げる”)行為と同様に考えることについてまいちピンとこないので、実際にそれで拡げてしまった事例があった方が良いと考える。	意見内容と同じ。(アカミガメのいる池などには他の生き物(鯉など)がいる場合が多く、アカミガメだけに対する意図的なエサやりとは限らないので、そこを防ぐのは現実的ではない。外来種を増やすからではなく、そもそも野生動物へのエサやりが人間と自然環境の共生を妨げる行為であると周知をさせるべきと考える。)	外来種への餌やりは、外来種の繁殖を助けることで、結果的に外来種の分布の拡大につながるものが懸念される状況が確認されていることから、予防原則の観点も含めて記載しています。	
288	37	24		ミシシippアカミガメの検討除外、又は、例外措置を	特定外来生物種リストに検討のカテゴリについて 横浜市港南区にてカメの目撃調査をしている佐藤と申します。 この度、パブリックコメントの機会をいただきましたこと、誠心で失礼いたしますが意見を添えていただきましてありがとうございます。 ニュース等でも見受けましたが、多くの人達に可変がられている現在要注意外来生物とされているミシシippアカミガメ。これは特定外来種に指定し、駆除対象とすべきかどうか、再検討してみたいかがでしょうか。輸入規制はなかなかの方法で検討することはできないのでしょうか。 何故かといいますと、生命体には危害を及ぼす恐れは少ないですが、カメは他の動きが早く捕獲しづらい生き物に比べて、水を抜いた状態や、日光浴をしている間などはじっとしており、在来種の駆除の恐れに關しても、長期間で駆除していく対応には対応できないとも考えない。また、産卵している状態では、産卵の川などでも産卵しやすいため、実際に駆除している様子ではなく、産卵場所にもよるものと思っておりますが、数えられないくらい見受けられませんか。むしろ、その川の生物学的存在として可変がられていたりしている方がおります。 一帯に違和感を感じるのは、実際に多くの人達に飼育をされ、可変がられているミシシippアカミガメ。家族の様に可変がられている方もおられます。その動物が特定外来種によって駆除対象となってしまうことです。まさに法律上も事実上も、愛護動物だと思います。 (動物の愛護及び管理に関する法律44条4項) 人間や、飼育の病気の理由や引越や事故などのやむを得ない事情で飼えなくなり本来に飼っていた方がおります。 それならば最初、その「やむを得ない理由」を発生させないことや、川や池での「遠がすと道楽に抵触する等の」立て看板など、まだまだ、法律で強い罰せしめよりも、まだまだ個人個人の工夫、個人個人の工夫を押し進める様な取り組み等、出来ることあるのではないかと、今回パブリックコメントとして添えていただきました。個人やグループでの保護活動は現在もあるようです。 よく不安がられていることの一つに、法規制で道楽が誘発されるのではないかと、アミガメ等が特定外来種に指定されたことと、安易に道楽する人もいられるかもしれません。本来に飼育できず困っている人から新しい飼い主へ「緊急」で譲渡する機会も出てきたら、それこそ、緊急の場合には川へ放してしまわないかと思っております。 また、特定外来生物になることにより駆除対象(種でも出来る)となると、その川で飼育されて可変がられているのかどうか。その動物のイメージダウンを広げただけなのではないか。動物虐待と関係することにはならないか。ミシシippアカミガメを飼育し、可変がする市民への影響はないか。等、一部のみに飼育されていた種なのに特定外来種であるカミツキガメとは異なり、比にならないくらい多くの人達に可変がられているミシシippアカミガメ。家族の様に可変がられている例もあつた。それを、駆除対象としてもよいのか、疑問に思っています。	ミシシippアカミガメについては、生態系に被害を及ぼしている事例がみられるため、対策の必要があると考えています。	
289	37	24	5	「意図的に導入される外来種の適正管理」で、園芸用の輸入が多いと38ページ5行目で分析されているにも関わらず、39ページ7行目からの「基本的な考え方」で示されているのは、「入れない」、「捨てない」、「広げない」の外来種被害予防三原則の厳守のみです。「国立公園」などの特定地域に「入れない」などとの意味ではなく、一般地のどこでもとされているようであり、これでは園芸種については、大きな問題となります。ここでも、利用とのバランスを図るとの視点に欠けていると考えられます。		全てを「入れない」としているだけでなく、産業分野で利用されており、すぐに利用を控えることが困難な場合には、「捨てない」、「広げない」取組が重要としています。	
290	37	27		産業用(緑化…)を、以下のように修正願いたい →「産業用(作物、林業、緑化…)」	農林水産業を中心とする産業分野で利用されている種の書き方を統一して頂きたい。(初出:1頁26行目)利用の実例を加えるならその後に記載した方がわかりやすい。	ご意見を踏まえ、「家畜、栽培、園芸、緑化、天敵利用、受粉利用、食用(養殖等)、飼料用(釣り餌や飼育動物の生き餌等)等」と修正します。	○
291	38			オオクチバスの飼育の減少について オオクチバスを鑑賞魚として飼育していくなかで、数年前に無理やり特定外来種として指定され届出が必要になったことや多くの取り決めがあり飼育しづらくなったことが原因のひとつと考えられる。		当該箇所では、飼育数の変遷状況のみを述べているところでは。	
292	38	12		オオクチバスを愛がん用として使用したい人が減少しているわけではない。	そもそも、特定外来生物の使用許可の方法・手順が知られていない。ペットとして飼育したい人が能動的にその方法を調べるべきだが、その方法が広く流布されていない上に、わかりにくい。ペットとして買いたい人が減っているのではなく、その許可方法を知らないだけで、オオクチバスを買うことに興味を満ちている人は減少傾向にはない。	当該箇所では、飼育数の変遷状況のみを述べているところでは。なお、外来生物法の周知については本計画の第1部第2章第1節1で記載しており、今後も引き続き法律の普及を図っていきたく考えています。	

293	38	18~	セイヨウオオマルハナバチについて、国内への導入前から野外逸出の可能性とその影響が懸念されていたことを記載すべき。	セイヨウオオマルハナバチの野外逸出については、2004年の日本生態学会第51回全国大会における自由集会においてその問題点が指摘されており、外来種に対する適切さを欠いた扱いにより起こるべくして起こった問題であること明記するべきである。 http://www.esj.ne.jp/meeting/51/pdf/jes51.pdf (28ページ)	本計画では、セイヨウオオマルハナバチに特化したものではないため、個別種に対する詳細な記載は控えるため、原案どおりとします。	
294	38	20	「本州の在来種であるクロマルハナバチの利用は、現状ではセイヨウオオマルハナバチの利用の1/3程度である」とあるが、これに北海道のセイヨウオオマルハナバチが入っているのか。計画全体にも言えることだが、現状を示すグラフが少なく少々わかりにくい印象をうけた。十分な把握のためにはコラムを入れるのであればグラフも入れた方がわかりやすくなり(取っつきやすくなり)、幅広い方に活用してもらえると考える。	意見内容と同じ。	北海道で飼養されているセイヨウオオマルハナバチも含んでいます。ご意見の趣旨は今後の環境省における施策の参考とさせていただきます。	
295	38	20-28	全国におけるセイヨウオオマルハナバチの飼養許可の状況を記入すべき。21行目「さらに」以下に「セイヨウオオマルハナバチ飼養頭数の全国のおおよそ〇%をしめる北海道においては、本州産のクロマルハナバチは外来種であり、新たに導入されれば生態系への影響が懸念されることから、」を加える。	セイヨウオオマルハナバチが全国で一番大きな問題となっているのは北海道と考える。北海道における適正管理と代替技術の開発が進まなければ、対策は不十分。	ご意見を踏まえ、「さらに、 <u>クロマルハナバチが生息していない北海道でも</u> 」と追記します。	○
296	38	29	当方、魚釣りを趣味としています。釣り人としての立場からの意見となります。オオクチバス釣りがレジャーとして成り立っている水域として河口湖山中湖西湖芦ノ湖の他にも、当方がレジャーとして利用している水域に千葉県亀山湖、高滝湖、神奈川県相模湖、津久井湖、福島県の松原湖、小野川湖、長野県の野尻湖とあります。これらの水域では貸し船店兼旅館を営み、オオクチバス釣りを主体とした利用者から成り立っている店も多くあります。拡散防止を徹底した上で、40ページ35行目にあるようにリクリエーション産業として、河口湖山中湖西湖芦ノ湖と同様の対応とする事を考慮頂きたい存じます。50ページ8行目のオオクチバス防除に関して、オオクチバスの防除に必要な水域での駆除は我々釣り人も自治体と協力し積極的に行動します。今や全国の湖沼河川ほとんどに生息しているオオクチバス。我々釣り人が積極的に行動する事で拡散防止、個体数減少に繋がるものと思われまます。94ページ29行目の電気ショック駆除に関して、耐性の無い弱い外来種の絶命も危惧されます。日本以外の国では電気ショック船での駆除はされていないという事を考慮すると、電気ショック駆除は駆除には効果的かもしれませんが、在来種保護という観点から見ると得策とは思えません。		特定外来生物は、我が国の生態系等に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、現在も、防除等の対策が求められています。 なお、オオクチバスは、外来生物法に基づく特定外来生物に指定されていますが、釣り自体が禁止されるものではなく、外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生態の運搬等を伴わない釣り等は行うことができるものです。 琵琶湖などで行われている電気ショックは電流により魚を殺処分するものではなく、一時的に魚に電流によるショックを与え不動化させ、浮上したもののうち駆除対象となる魚種を捕獲するものです。ご意見のとおり、電気ショックにより影響を受ける個体もありますが、不動化は一時的であり、一定時間が経過すれば魚は再び動くことが可能とするもので、電気ショックを使用した駆除により在来魚が回復している事例も確認されています。	
297	38	29-35	特定外来生物の意図的導入例としてオオクチバスの管理釣り場の事例も必要	意図的に導入され、自然環境中に放出等される特定外来生物の例として、山梨県の河口湖等におけるオオクチバスの特例が例示されていますが、実際には日本全国の管理釣り場におけるオオクチバス等の飼養や輸入が多数認可されています。このことによって多くのオオクチバス等が流通し、飼育されている現状は適切に認識されるべきであり、オオクチバスの飼養についての許認可数を示して、適切に例示してもらいたい。	特定の種に限定し、全ての事例を記載することはできないため、原案どおりとします。	
298	38	29-35	山梨県の河口湖、山中湖、西湖、神奈川県芦ノ湖で特例として認められているように、条件を満たした環境の中に限って特例としてオオクチバスの飼養を認めてくれる事例がもっと増えてよいと思う。	特定外来生物に指定されているオオクチバスが、全国何処にでも居れる環境が、日本の自然環境を保護していく為には良くないことだというのは十分に承知しています。ですが、特別な環境下では認められ、オオクチバス釣りを楽しめる環境がもっとあってほしい。私もオオクチバス釣りの愛好者です。オオクチバスは、多大な経済効果をもたらす生物でもあります。上記特例をはじめ、オオクチバスを当てに、その場所に訪れる人が増えれば、そこには地域に対する何らかの経済効果が生まれます。ガンソリンをいれたり、食事をしたり、宿泊したりなど、多岐にわたると思います。地域振興に役立つということは、地域、地方の自立、再生にもつながるのではないのでしょうか？P.27 33行目～P.28 3行目のコラム内に記載の質問に対しての回答で「人の生活にとって有益で必要不可欠な外来種」という一文があります。一部限定的とはいえ、オオクチバスには確かに有益な面があります。それは、現在オオクチバスにかかわる職業に従事する人々がいて、実際に生活していることでも明らかです。ぜひ、このような面も考慮していただきたいと思ひます。	特定外来生物は、我が国の生態系等に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、現在も、防除等の対策が求められています。 なお、オオクチバスは、外来生物法に基づく特定外来生物に指定されていますが、釣り自体が禁止されるものではなく、外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生態の運搬等を伴わない釣り等は行うことができるものです。	
299	38	29-35	山梨県の河口湖、山中湖、西湖、神奈川県芦ノ湖で特例として認められているように、条件を満たした環境の中に限って特例としてオオクチバスの飼養を認めてくれる事例がもっと増えてよいと思う。	特定外来生物に指定されているオオクチバスが、全国何処にでも居れる環境が、日本の自然環境を保護していく為には良くないことだというのは十分に承知しています。ですが、特別な環境下では認められ、オオクチバス釣りを楽しめる環境がもっとあってほしい。私もオオクチバス釣りの愛好者です。オオクチバスは、多大な経済効果をもたらす生物でもあります。上記特例をはじめ、オオクチバスを当てに、その場所に訪れる人が増えれば、そこには地域に対する何らかの経済効果が生まれます。ガンソリンをいれたり、食事をしたり、宿泊したりなど、多岐にわたると思います。地域振興に役立つということは、地域、地方の自立、再生にもつながるのではないのでしょうか？P.27 33行目～P.28 3行目のコラム内に記載の質問に対しての回答で「人の生活にとって有益で必要不可欠な外来種」という一文があります。一部限定的とはいえ、オオクチバスには確かに有益な面があります。それは、現在オオクチバスにかかわる職業に従事する人々がいて、実際に生活していることでも明らかです。ぜひ、このような面も考慮していただきたいと思ひます。	特定外来生物は、我が国の生態系等に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、現在も、防除等の対策が求められています。 なお、オオクチバスは、外来生物法に基づく特定外来生物に指定されていますが、釣り自体が禁止されるものではなく、外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生態の運搬等を伴わない釣り等は行うことができるものです。	
300	38	29-35	山梨県の河口湖、山中湖、西湖、神奈川県芦ノ湖で特例として認められているように、条件を満たした環境の中に限って特例としてオオクチバスの飼養を認めてくれる事例がもっと増えてよいと思う。	特定外来生物に指定されているオオクチバスが、全国何処にでも居れる環境が、日本の自然環境を保護していく為には良くないことだというのは十分に承知しています。ですが、特別な環境下では認められ、オオクチバス釣りを楽しめる環境がもっとあってほしい。私もオオクチバス釣りの愛好者です。オオクチバスは、多大な経済効果をもたらす生物でもあります。上記特例をはじめ、オオクチバスを当てに、その場所に訪れる人が増えれば、そこには地域に対する何らかの経済効果が生まれます。ガンソリンをいれたり、食事をしたり、宿泊したりなど、多岐にわたると思います。地域振興に役立つということは、地域、地方の自立、再生にもつながるのではないのでしょうか？P.27 33行目～P.28 3行目のコラム内に記載の質問に対しての回答で「人の生活にとって有益で必要不可欠な外来種」という一文があります。一部限定的とはいえ、オオクチバスには確かに有益な面があります。それは、現在オオクチバスにかかわる職業に従事する人々がいて、実際に生活していることでも明らかです。ぜひ、このような面も考慮していただきたいと思ひます。	特定外来生物は、我が国の生態系等に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、現在も、防除等の対策が求められています。 なお、本計画では飼養等許可の考え方ではなく外来種による被害を防止するための考え方を示したもので、特定外来生物の飼養等の許可については、別途外来生物法に基づき、その可否が審査されるものです。	

301	38	29-35	山梨県の河口湖、山中湖、西湖、神奈川県芦ノ湖で特例として認められているように、条件を満たした環境の中に限って特例としてオオクチバスの飼養を認めてくれる事例がもっと増えてよいと思う。	<p>特定外来生物に指定されているオオクチバスが、全国何処にでも居れる環境が、日本の自然環境を保護していく為には良くないことだというのは十分に承知しています。</p> <p>ですが、特別な環境下では認められ、オオクチバス釣りを楽しめる環境がもっとあってほしい。</p> <p>私もオオクチバス釣りの愛好者です。</p> <p>オオクチバスは、多大な経済効果をもたらす生物でもあります。上記特例をはじめ、オオクチバスを目当てに、その場所に訪れる人が増えれば、そこには地域に対する何らかの経済効果が生まれます。</p> <p>ガソリンをいれたり、食事をしたり、宿泊したりなど、多岐にわたると思います。地域振興に役立つということは、地域、地方の自立、再生にもつながるのではないのでしょうか？</p> <p>P.27 33行目～P.28 3行目のコラム内に記載の質問に対する回答で「人の生活にとって有益で必要不可欠な外来種」という一文があります。</p> <p>一部限定的とはいえ、オオクチバスには確かに有益な面があります。それは、現在オオクチバスにかかわる職業に従事する人々がいて、実際に生活していることでも明らかです。</p> <p>ぜひ、このような面も考慮していただきたいと思います。</p>	<p>特定外来生物は、我が国の生態系等に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、現在も、防除等の対策が求められています。</p> <p>なお、本計画では飼養等許可の考え方ではなく外来種による被害を防止するための考え方を示したもので、特定外来生物の飼養等の許可については、別途外来生物法に基づき、その可否が審査されるものです。</p>
302	38	29-35	山梨県の河口湖、山中湖、西湖、神奈川県芦ノ湖で特例として認められているように、条件を満たした環境の中に限って特例としてオオクチバスの飼養を認めてくれる事例がもっと増えてよいと思う。	<p>特定外来生物に指定されているオオクチバスが、全国何処にでも居れる環境が、日本の自然環境を保護していく為には良くないことだというのは十分に承知しています。</p> <p>ですが、特別な環境下では認められ、オオクチバス釣りを楽しめる環境がもっとあってほしい。</p> <p>私もオオクチバス釣りの愛好者です。</p> <p>オオクチバスは、多大な経済効果をもたらす生物でもあります。上記特例をはじめ、オオクチバスを目当てに、その場所に訪れる人が増えれば、そこには地域に対する何らかの経済効果が生まれます。</p> <p>ガソリンをいれたり、食事をしたり、宿泊したりなど、多岐にわたると思います。地域振興に役立つということは、地域、地方の自立、再生にもつながるのではないのでしょうか？</p> <p>P.27 33行目～P.28 3行目のコラム内に記載の質問に対する回答で「人の生活にとって有益で必要不可欠な外来種」という一文があります。</p> <p>一部限定的とはいえ、オオクチバスには確かに有益な面があります。それは、現在オオクチバスにかかわる職業に従事する人々がいて、実際に生活していることでも明らかです。</p> <p>ぜひ、このような面も考慮していただきたいと思います。</p>	<p>特定外来生物は、我が国の生態系等に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、現在も、防除等の対策が求められています。</p> <p>なお、本計画では飼養等許可の考え方ではなく外来種による被害を防止するための考え方を示したもので、特定外来生物の飼養等の許可については、別途外来生物法に基づき、その可否が審査されるものです。</p>
303	38	29-35	なぜ、山梨県、神奈川県の湖だけが特定のオオクチバスの放流が認められているのですか？山梨県、神奈川県の湖にも固有生態生物がいるはずで。この件に関しては、文章でみる限り、規律もなにも書いていませんよね。それは、山梨県、神奈川県とも、オオクチバスの釣りに関して、利益を得ているのではありませんか？それならば、全国管理的に、山梨県、神奈川県のように、オオクチバスの釣りを認めるのが当たり前ではないですか？		当該地域で飼養等許可を得ている理由についても記載しているところです。
304	38	29-35	山梨県の河口湖、山中湖、西湖、神奈川県芦ノ湖で特例として認められているように、条件を満たした環境の中に限って特例としてオオクチバスの飼養を認めてくれる事例がもっと増えてよいと思う。	<p>特定外来生物に指定されているオオクチバスが、全国何処にでも居れる環境が、日本の自然環境を保護していく為には良くないことだというのは十分に承知しています。</p> <p>ですが、特別な環境下では認められ、オオクチバス釣りを楽しめる環境がもっとあってほしい。</p> <p>私もオオクチバス釣りの愛好者です。</p> <p>オオクチバスは、多大な経済効果をもたらす生物でもあります。上記特例をはじめ、オオクチバスを目当てに、その場所に訪れる人が増えれば、そこには地域に対する何らかの経済効果が生まれます。</p> <p>ガソリンをいれたり、食事をしたり、宿泊したりなど、多岐にわたると思います。地域振興に役立つということは、地域、地方の自立、再生にもつながるのではないのでしょうか？</p> <p>P.27 33行目～P.28 3行目のコラム内に記載の質問に対する回答で「人の生活にとって有益で必要不可欠な外来種」という一文があります。</p> <p>一部限定的とはいえ、オオクチバスには確かに有益な面があります。それは、現在オオクチバスにかかわる職業に従事する人々がいて、実際に生活していることでも明らかです。</p> <p>ぜひ、このような面も考慮していただきたいと思います。</p>	オオクチバスは既に外来生物法に基づく特定外来生物に指定され、輸入・飼養等が規制されています。なお、外来生物法は釣り自体を禁止するものではありません。外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生態の運搬等を伴わない釣り等は行うことができるものです。
305	39 40	25-9	「輸入が可能」な種をリスト化し、それ以外の種は原則輸入禁止とすべきである。ペット販売用の動物の輸入は禁止すべきである。	<p>近年、エキゾチックアニマル等、本来ペットとして飼うべきでない動物が多く販売、取引されている実態がある。また、これらの遺棄もしばしばニュースとなり、生態系への悪影響が懸念される。</p> <p>生態系保全の観点からも動物福祉の観点からも、これらの動物の取引を野放しにすべきなく、しかるべき規制をかけ、最終的には禁止すべきである。</p>	<p>外来種にも侵略性が低く、有用性の高いものも多いことや現在の輸入状況等も踏まえ、外来生物法では、我が国の生態系等に係る被害を及ぼす、又はそのおそれがある外来生物を特定外来生物として指定し、輸入・飼養等を規制しています。ご意見の趣旨も踏まえ、今後も特定外来生物の指定を行っていくとともに、法規制の対象とならないものでも、「外来種被害防止三原則」の考え方に基づき、導入・定着を未然に防ぎ、適切な管理を行うよう呼びかけており、引き続きこれに努めていきます。</p>
306	39 40	25-9	愛玩飼養目的の動物の輸入を認めない姿勢を明確にし、動物取扱業者にそれを周知徹底すべきである。将来的には、「輸入を禁止」する種をブラックリスト化することではなく、「輸入が可能」な種をホワイトリストとして明示する方向付けを行う検討も必要であるとする。	<p>動物取扱業者においては、元来愛玩飼養されるべきではない野生由来の動物種を安易に輸入・販売している実態が明らかになっている。中には、種の保存法における国内希少種と交雑が懸念されている種等も含まれている（一部、猛禽等の例としては、調教途中で外来種のフシ・タカを逃がしてしまう事例がある。また、実際に野外で国内亜種との交雑種と見られる個体が確認されている）。生物多様性の保全を外来種対策に掲げる以上、愛玩目的の海外由来の野生動物の個人的飼養を認めるべきではない。</p>	<p>外来生物にも侵略性が低く、有用性の高いものも多いことから、外来生物法では、我が国の生態系等に係る被害を及ぼす、又はそのおそれがある外来生物を特定外来生物として指定し、輸入・飼養等を規制しています。</p> <p>また、被害を及ぼすおそれがあるものである疑いがある外来生物については、未判定外来生物として指定し、輸入にあたって事前の届出を義務付け、被害を及ぼすおそれがあるものではない旨の通知がなされるまでは輸入できないこととしています。未判定外来生物については、予防的観点に立ち、指定するよう努めることとしています。ご意見については今後の施策の参考とさせていただきますとともに、法規制の対象とならないものでも、侵略的な外来種については導入・定着を未然に防ぎ、適切な管理を行うよう「外来種被害予防三原則」を引き続き呼びかけていきます。</p>
307	39	25	【「入れない(外来種の侵入を媒介しうる生物種を移動させないことを含む)】】	<p>日本生態学会第60回全国大会(2013年3月、静岡)における刈部氏の発表等によれば、横浜市内で発生している国内由来の外来種リュウキュウベニイトトンボは、当該地域外から移植された水草についていたヤゴが発生したものであり、このことから、水草を捨てたり掘り上げたりせず適切な管理下においたとしても、あるいは水草自体に悪影響を及ぼすおそれがない(例えば当該地域にも同じ水草があり遺伝的攪乱も起こらないような場合)としても、それ自体が媒体となって他の外来種を侵入させる(非意図的導入)事例があるため。なお、媒体を「生物種」に限定したのは、それ以外の船舶等までを対象とし「移動させない」とすると、経済活動への支障が大きいとされるためである。また、本事例にある水草であっても、例えば種子のみを当該地域に持ち込み、適切な管理下で栽培すれば他の外来種を侵入させることがないため、「外来種の侵入を媒介しうる生物種」には当たらない。</p>	<p>当然、ご意見のような事例は現状の「入れない」に含まれるものと考えられるため、原案どおりとします。</p>

308	40		1) 外来種被害予防三原則の徹底 P40 等	ミシシippアカミガメの段階的規制や輸入規制について具体的に記述すべきである。	日本自然保護協会では、市民参加型調査「自然しらべ2013 日本のカメがし！」を2013年に実施し、野外で報告確認された個体6,468頭のうち64.1%がミシシippアカミガメであるという結果から、法規制を求める提言、「カメが生息する自然と生物多様性を守る」(2014)を公表し、環境省にも提出している。 また、2014年8月には規制のあり方を考えるシンポジウムを開催し、特定外来生物の指定と課題を議論した。基本的には、「特定外来生物」に指定することにより、輸入禁止等の規制をかけ、順次、流通販売の規制をする一方で、飼養等許可について暫定処置を設けるなど、柔軟に段階的な法の運用ができるようにすべきである。本行動計画でも、大量の遺棄の対策を行ったうえで「段階的規制」や「新たに入れられないような仕組み」の検討が必要であると明記されたことは評価できるが、私たちの提言のように、より具体的な対策や規制のあり方など踏み込んだ記述をすべきである。	現在、段階的規制の内容については検討している段階であることから、原案どおりとします。
309	40			オオクチバスなどへの餌付けなどする必要もなくすることは不可能。多くは湖に生息しておりその中で生態系は確率されている 霞ヶ浦水系でも多くの外来種が過去から生息しているが、多くの釣りファンは現地に足を運ぶことで地域活性にもつながっている。 餌となりえるワカサギが枯渇したというような事は聞いたことがない。生態系は長い時間をかけて淘汰されるもの		特定外来生物は、我が国の生態系等に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、現在も、防除等の対策が求められています。 なお、外来生物法は釣り自体を禁止するものではありません。外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生態の運搬等を伴わない釣り等は行うことができます。
310	40	2-5		「利用する各主体による慎重な評価・判断が期待されます。」とあるが、専門家でないものの自主的判断に頼るのは危険。新たな導入については、導入を相談すべき機関や窓口を整備することも併せて検討すべき。	原状回復の困難性を考えれば、専門家でないものの自主的判断に頼るのは危険であるため。	「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」においては、こうした際の活用を資するよう、掲載種ごとに付加情報を整備することとしています。
311	40	6-9		まず、すべてのペットとしての需要のある動植物などの輸入をストップ、もしくは消費者が購買せず、結果流通がなくなるような社会に。 かめすくいなどの動物取扱業なしの販売方法の取り締まりの強化。 そもそもカメなどの寿命がとてもし長い生物の販売方法などの見直し。店内POPの義務化 (成体サイズ、寿命、水かえの頻度の表示など)	アメリカからの輸入をストップするには、政治・経済の理由から難しい、とかがついています。 けれど、年間20万頭ともいわれるアカミガメの輸入をまずはストップ、もしくはそれに近い状況にしないといくら防除をすすめても足りないので、まずは「入ってくる」窓口をとめ、防除をすすめるという必要性を感じます。 友人からの情報で、今年の10日えびすでまたかめすくいの出店を確認した、ということでした。 また業者がカメを川などに放つのかと思うと、カメを飼育しながら苦しんでいる防除にも参加させていたというもののひとつとして本当に驚きます。業者さんだと思っているのか、国民「種」から意識を高めるでも、その枠の外の方には国は到底手が及ばない、というのなら、この計画自体が絵空事かと思えます。 業者意外にもいらい「非常識」もしくは「無知」で野外に放つ「遺棄」者は存在すると思えますが国内の業者の大量遺棄は国が直接なんとかするべきで、していただくことを切に希望いたします。 あと、個人でも釣りの廃止プログラムで、コレクターのようにならざるを得ない方が多々見受けられます。 池をもっているのならともかく、残念ながら飼育上の手抜きで命を落とすことになり、病弱になったり飼育を止めてくれたり、40代以上の男性などに多いのですが、誰か自分が亡くなったら、病弱になったり飼育を止めてくれたり、かなり悲劇的な状況です。 今ミシシippアカミガメは一般的に30年、といわれています。自分も実際に飼育する前に本などで勉強して飼育しはじめるが、どうも40年くらいは生きようと思えます。数年後この爬虫類プログラムがどうな問題になるのかも危惧しています。 そして爬虫類イベントでは、毎年ミシシippアカミガメの大量入荷をされている業者がいて、それはすべて野外からの捕獲個体ということですが、健全を養育するに十分なサイエンスも国に期待したいと思っています。 爬虫類イベントが年々増加傾向にあるのも心配しています。 唯一「国内の需要は国内でまかなえる社会」を個人個人のブリーダーが実践している「ふりくら」 http://furikura.com/ のような活動が広がってゆくよう、常識になるよう願っています。 まず国が行動して見せていただくことで、私は国民個人としてできることに尽力させていただきますし、日本の政治をあらためても、自分たちのやるべきことはあきらめたくないし、飼育人口のとも多いアカミガメに関して環境省が、誰もがどうせやってくれるから」「かわらない」とあきらめられてほしくないと思っています。	ご意見の趣旨は今後の環境省においての施策の参考とさせていただきます。
312	40	6-9		アカミガメの保護	『大きくなりすぎて水替えが大変なので池に放したい』という知り合いから アカミガメを譲り受けました。 かめすくいで手に入れたそうです。 水替えが頻りに必要な事、メスなら30センチ近くになることを知っていたら 飼おうとは思わなかったのではないかと思います。 また、捨てる、ではなく逃がしてあげるという感覚にも問題があると思います。 これだけ繁殖してしまつたらすべてのアカミミに里親を見つけるのは不可能だと 思うので、認めたくはないですが殺処分もやむを得ないと思います。 せめて苦しませないようにしてあげてほしい。 そして犠牲になるアカミミを減らせるよう、安易な気持ちで飼いはじめめる人がなくなるよう アカミミの寿命、大きさ、逃がした場合に環境に与える影響などを周知させることが 大切だと思います。	ミシシippアカミガメについては、生態系に被害を及ぼしている事例がみられるため、対策の必要があると考えています。
313	40	6-9		ミシシippアカミガメに対して、「段階的な規制を行い、まずは新たに入れられないような取組を検討すること」自体は妥当であると思います。しかしそれは飼い主の遺棄に対する対策としてよりも、「ミシシippアカミガメを一刻も早く特定外来生物にするための準備として」、つまりWTOのSPS協定に関わる裁判に敗訴することのないよう、研究者が多くの論文を書き、行政や市民が駆除の実績を蓄積するための猶予期間と捉えられるべきです。そして行動計画には「まずは…」の次の段階の努力目標も明記されるべきです。	ミシシippアカミガメは特定外来生物に指定すれば、飼い主が一部に限定して大量飼育を認めるという一般的な考えは、飼い主の責任を軽減する効果は期待できません。飼い主が一部に限定して大量飼育を認めるという一般的な考えは、飼い主の責任を軽減する効果は期待できません。飼い主が一部に限定して大量飼育を認めるという一般的な考えは、飼い主の責任を軽減する効果は期待できません。 飼い主が一部に限定して大量飼育を認めるという一般的な考えは、飼い主の責任を軽減する効果は期待できません。飼い主が一部に限定して大量飼育を認めるという一般的な考えは、飼い主の責任を軽減する効果は期待できません。飼い主が一部に限定して大量飼育を認めるという一般的な考えは、飼い主の責任を軽減する効果は期待できません。	ご意見のとおり、アカミガメの対策実施には様々な課題があるため、ご意見を踏まえ、今後の対策を検討していきます。そのため、本計画での記載は原案どおりとします。
314	40	13		「また、横浜市で発生した国内由来の外来種リュウキュウベニイトンボの事例にみられるように、他地域から植栽した水草が適切な管理下にあるものの、水草に付着していたヤゴが羽化し、周辺地域のトンボを圧迫している例もあることから、悪影響を及ぼすかもしれない外来種に限らず、それらの外来種の侵入を媒介する生物種を移動させないことも重要です。」と追記すべき。	日本生態学会第60回全国大会(2013年3月、静岡)における 町部氏の発表等による。このことから、水草を捨てたり掘り上げたりせず適切な管理下においたとしても、あるいは水草自体に悪影響を及ぼすおそれ無い(例えば当該地域にも同じ水草があり遺伝的攪乱も起こらないような場合)としても、それ自体が媒体となって他の外来種を侵入させる(非意図的導入)事例があるため。なお、媒体を「生物種」に限定したのは、それ以外の船舶等までを対象とし「移動させない」とすると、経済活動への支障が大きくなるためである。また、本事例にある水草であっても、例えば種子のみを当該地域に持ち込み、適切な管理下で栽培すれば他の外来種を侵入させることがないため、「外来種の侵入を媒介する生物種」には当たらない。	当然、ご意見のような事例は現状の「入れない」に含まれるものと考えられるため、原案どおりとします。
315	40	34		この点に関しては、必ず守られていると思います。	私は趣味でバスフィッシングをしておりますが、バスを生きのまま持って行く人は見たことがありません。 また、放流している人を見たこともありません。 皆、決められたルールを守って、バスフィッシングを行っております。	外来種による被害を予防するための考え方を示しているものであるため、原案通りとさせていただきます。 なお、侵略的外来種の中には、意図的に拡げられたことで分布が拡大していると考えられるものもいます。

316	40	34		この点に関しては、必ず守られていると思います。	私は趣味でバスフィッシングをしておりますが、バスを生きたまま持って行く人は見たことがありません。また、放流している人を見たこともありません。皆、決められたルールを守って、バスフィッシングを行っております。	外来種による被害を予防するための考え方を示しているものであるため、原案通りとさせていただきます。 なお、侵略的外来種の中には、意図的に拡げたことで分布が拡大していると考えられるものもいます。
317	40	34		ブルーギルはレクリエーションの対象ではない。またオオクチバスやブルーギルを意図的に広げるとは既に法令で禁止されている事なので、こういった表記が一般の人からすれば、オオクチバス釣りを楽しむ人達に対する偏見や誤解を招く表現である。	削除または内容の変更をすべき。	ブルーギルを対象とした遊漁も行われている実態があることから、原案どおりとします。
318	40	34		オオクチバスについてです。入れない・捨てない・拡げないには賛成ですが、段階的に種を根絶させるのは反対です。	数ある外来種の中でもオオクチバスに関しては特殊な状況にあると考えています。 それは、バスフィッシングというレクリエーションが日本に広く定着し、産業としてそれに関わる企業(ルアーメーカー・雑誌・レンタルボート業)などが多く存在する点です。根絶させることでこれらの企業が打撃を受ける事は必至です。 日本の経済的観点から見ても望まれる事ではないと思えずし、国内のオオクチバスを根絶させる事は実質的に不可能だと思えます。根絶を進める事でマニアックな釣り人も多い事から、より間放流などの間違った方向へ進む恐れがあります。 それよりも適切な管理で拡散を防止し、「入れない・捨てない・拡げない」を啓蒙した適切な遊漁料などを徴収し、当該自治体に利益が出るような体制で共存共栄をはかる事の方が有効なのではと考えます。	特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、現在も、防除等の対策が求められています。 なお、オオクチバスは、外来生物法に基づく特定外来生物に指定されていますが、釣り自体が禁止されるものではなく、外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生態の運搬等を伴わない釣り等は行うことができるものです。
319	40	34-36		放流、リリースの禁止は、おかしくありませんか？例えば、湖が家の水槽としたら、水槽の中の魚が飛び出して、ほっときますか？当たり前のように、水槽に戻しますよね。ですから、放流、リリースして当たり前ではありませんか？		当該箇所では、分布拡大につながる意図的に拡げる行為を控える必要性について表記したものです。
320	40	35		ブルーギルをレクリエーション対象とするのは相応しくありません。	好んでブルーギルを釣ったり獲ったりする人というはまずいません。 (オオクチバス釣りの外道扱い、釣れても嬉しくない) 何でもかんでもオオクチバスとブルーギルを同列に扱おうとする風潮は誤りです。	ブルーギルを対象とした遊漁も行われている実態があることから、原案どおりとします。
321	40	35		ブルーギルがレクリエーションの対象とありますがオオクチバスはゲームフィッシングの対象魚として有名ですがブルーギルが対象になっているのは初めてお聞きしました。	オオクチバスはゲームフィッシングとして有益な魚として地域活性化の為に欲しがられる地域もあるのにブルーギルと同等にし駆除するのに税金を導入するのは如何なものか。	ブルーギルを対象とした遊漁も行われている実態があることから、原案どおりとします。
322	40 41	34 29		オオクチバスは代替性はない。拡散しないのは当然として、地域経済に有効利用すべき	休日、連休ともなればたくさんの釣客が訪れます。 コンビニエンスストア・宿泊施設など大変、地域経済に貢献しており税金を投入して根絶するという不可解な理想を掲げるより、より経済の活性化につながる様な使い方を検討した方が良いでしょう。なぜならオオクチバスは人体、生命の危険を冒す様な生物ではないということがはっきりしているからである。もし漁業被害が出ているのであれば、遊漁料として補填すれば良い。	特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、現在も、防除等の対策が求められています。 なお、オオクチバスは、外来生物法に基づく特定外来生物に指定されていますが、釣り自体が禁止されるものではなく、外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生態の運搬等を伴わない釣り等は行うことができるものです。
323	40 41	35 5		レクリエーションの対象となっている『オオクチバスやブルーギル』については、定着域内で個体数を増加させるような行為を、行わない事が重要とされている部分の削除	『生業の維持』の観点から流出防止策を取る事は重要ですが、レクリエーションの対象であり、且つ『生業の維持』を守るためには、管理された上での個体数の維持が適切であるとする。	「生業維持」の観点から、外来生物法に基づく許可を受けた上で個体数を増加させる行為が行われることがあることはご指摘のとおりですが、当該箇所は、このような特例的な措置が実施されている以外の水域での対策を記述していることから、原案のとおりとします。
324	40 41	35 -3		ブラックバスも総合対策外来種ではなく、産業管理外来種として拡散を防ぎ適切に管理できるような新しい制度作りを期待する	海外の制度を見習うべき。指定をせず、アメリカなどの制度を見習って、釣りをハンティング同様にライセンス制にし、釣り人から入漁料・税金をとるなどして、その資金を自然再生などの自然保護に回すべき。まずは、省庁を超えた連携の中で、釣りに関する新制度やルール作りが必要。そのライセンス取得の中で、釣り人にもマナーや密放流防止などの周知を徹底していくべき。	「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」へのご意見と想いますが、当該リストにおいて、産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているものではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。 オオクチバス・コクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く釣りの対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。 オオクチバスは既に外来生物法に基づく特定外来生物に指定され、輸入・飼養等が規制されています。本リストは法律に基づくものではなく、新たな法的規制をかけるものではありません。 なお、外来生物法は釣り自体を禁止するものではありません。外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生態の運搬等を伴わない釣り等は行うことができるものです。 ご意見の趣旨は今後の環境省においての施策の参考とさせていただきます。
325	40-41	35-2		維持管理も内容に含めてほしい。	記入されていた侵入防止なお他に人を常駐させての維持管理も行ってほしい。 遊漁券をとる仕組みにすれば管理費もとれるし、ボート・ショップなどに協力を求めれば余計な手間も省けると考えます。	個別の施策は、事例ごとに検討されるものと考えられるため、ここでの記載は控えるため、原案どおりとします。
326	41	7-	2)産業において利用される外来種の適正管理の徹底。	産業管理外来種の飼養は産業内で完結すべき点を明記すべき	産業管理外来種は、特定の目的をもった生物農業であったり、労働作業の代替、構造物として使用しているものである。侵略的外来種でなくとも、産業の場から外へ出すべきでないものであることは明記すべきである。	ご意見の趣旨は、基本的に当該箇所に含まれていると考えているため、原案どおりとします。
327	41	7-	2)産業において利用される外来種の適正管理の徹底。	産業管理外来種の管理と法体制との関係について記載された	たとえばアイガモ農法に使われるアイガモやアヒルは、動物愛護管理法の対象種となると考えられるが、使用している農家にはその意識がない場合も多い。注意喚起が必要と考えられる。	本計画は、侵略的外来種による生態系等への被害の防止を目的としたものであるため、原案のとおりとさせていただきます。

328	41	8-23		外来種の適切な利用に関連して、「国外産在来種」の問題と、緑化で植物を導入することの是非にも言及してほしい。	環境に配慮して在来種による緑化が言われ始めてから20年以上が経過しているが、その間に利用されてきた「在来種」のなかには「外国産同名種」「種苗は国産でも増殖生産は海外」が残念ながら多くを占めている。このような種苗を使用した緑化現場は、工事から年数がたつごとに当時の状況を知る人もいなくなり、林道沿いに生育するキクタンギクが、緑化資材への混入による海外産の疑いがあるにもかかわらず、県のレッドリストに記載されるという事態が生じたりする。 在来種を使用したことでこのような状態が起きている現場を見ると、牧草を利用した方が導入種と自然侵入種の区別が容易で、緑化斜面の自然回復状況を評価しやすく、工法としてまだましであると思わざるを得ない。 また、植物の苗やタネを導入する緑化が本当に適切かを考える必要もある。造成で生じた斜面は、周辺環境によっては緑化工を待たずに自然侵入した植物が生育を始める場合がある。また、タネで導入しなくても、周辺から飛んでくるタネを捕捉すればよい場合もある。23行目に「利用する種や工法を選定することが必要です」とあるが、この中にタネを導入しない工法もあることを明記してほしい。	ご指摘の趣旨は、P23L26で言及しているため、原案どおりとします。	
329	41	9		「例えば、緑化植物や牧草、」の後ろに次を加える →「観賞用・造園用の植物、」	園芸品種の逸出と持ち出しも少なくなく、加えて多くの庭園・園芸用植物が全国規模で流通している	全ての事例を記載することはできないため、原案どおりとします。	
330	41	14		以下の文章を変更して下さい。 産業利用される外来種……代替性がない場合は、我が国の生態系等に被害を及ぼす恐れのある外来種リストを参考に「捨てない(逃がさない・放さない・逸出させないことを含む)」対策として、生物多様性保全上重要な周辺地域へ逸出しないよう適切な管理を実施することが重要です。	埼玉県で行われている関西由来のホンモノコ養殖では、周辺地域への逸出を防ぐために県と養殖業者が注意を払っています。生物多様性保全上重要な地域であるかどうかは関係ありません。周辺地域への逸出を防ぐよう適切な管理を求める必要があります。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「対策が必要です。なお、特に生物多様性保全上重要な地域へ」	○
331	41	20-		景気もあまりよくない中、環境に配慮した生物種や工法を選定するのは現実的ではない。 それであればまず産業管理外来種(特に植物)における科学的知見をまとめ、業者等にわかりやすく示した上で、業者の意識完全を目指す必要があると考える。	意見内容と同じ。(地域生態系に配慮した工事のコストと緑化に用いた外来種が生態系に被害を及ぼすことで外来種対策が必要となった場合に発生するコストを負う者が同一ではないことが多いため利点として認識されづらいと考える)	「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」における産業管理外来種については、付加情報等の整備を進めることとしています。	
332	41	34		「抑えることができる場合もある」という極めて消極的な表現ではなく、「抑えることができると想定される」などの表現に改める。	地域生態系に配慮した工事を推進するのであれば、積極的な表現を用いるべきである。また、外来種対策には長期間を要することから、対策の要する累積の人的費用も考慮すれば、在来工法を用いた後に外来種対策を行う費用は膨大なものになると想定される。	全ての事例について、「想定できる」わけではないため、原案どおりとします。	
333	42	5		「外来種が逸出するケースも少なくないことから、」→「外来種が逸出するケースも少なくないため、」に修正。	原文が「…利用していることから、外来種が逸出するケースも少なくないことから、」となっており、「ことから」が続いて読みにくいいため。	ご意見を踏まえ、「外来種が逸出するリスクも想定されることから」と修正します。	○
334	42	7		「生業の維持の観点から特例的に飼養等許可を受けている～」個人的にはゾーニングに賛成であり、違法放流や拡散防止に努める必要があると考えます。そういった意味で生業の維持や地域経済への影響を考慮する内容に賛同します。		ご意見の趣旨は今後の環境省における施策の参考とさせていただきます。 侵略的外来種は、生態系の被害を及ぼすものとして評価されたものであり、基本的には根絶を目指すものです。	
335	42	7-8		地域経済についての言及はその通りだと思う。すでに日本の中でオオクチバス、スモールマウスバスは市民権を得ていると考えてよい。		当該箇所は、現在特例的に飼養等許可を受けている地域では、生態系保全策を検討する際に地域経済への影響を考慮する必要がある、ことを単に説明しているもので、外来種を肯定しているものではありません。	
336	42	7-9		オオクチバスの経済効果	地域経済への影響は、悪影響だけではないと考えます。確かに、漁師の方へ不利益になる部分も実際にあるかもしれませんが、バスフィッシングによる地域への経済効果や日本の釣り業界に占める経済効果の割合は、莫大なものだと思います。	特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、現在も、防除等の対策が求められています。 なお、オオクチバスは、外来生物法に基づく特定外来生物に指定されていますが、釣り自体が禁止されるものではなく、外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生態の運搬等を伴わない釣り等は行うことができるものです。	
337	42	7-9		オオクチバスの経済効果	地域経済への影響は、悪影響だけではないと考えます。確かに、漁師の方へ不利益になる部分も実際にあるかもしれませんが、バスフィッシングによる地域への経済効果や日本の釣り業界に占める経済効果の割合は、莫大なものだと思います。	特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、現在も、防除等の対策が求められています。 なお、オオクチバスは、外来生物法に基づく特定外来生物に指定されていますが、釣り自体が禁止されるものではなく、外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生態の運搬等を伴わない釣り等は行うことができるものです。	
338	42	9		「なお、地域経済への影響も考慮する必要があります。」を削除する。		当該箇所は、現在特例的に飼養等許可を受けている地域では、生態系保全策を検討する際に地域経済への影響も考慮する必要があることを単に説明しているものであることから、「生業維持の観点から特例的に飼養等許可を受けている地域におけるオオクチバスの飼養、放流等は、地域経済への影響も考慮しつつ、生態系の保全に配慮していくことが重要です。」に修正します。 なお、地域経済への影響を考慮した結果、生態系の保全への配慮がおろそかにならないようにすべきであることは言うまでもありません。	
339	42	10~29		【コラム】の内容を全面的に削除する。	チモンシーやオーチャードグラスについて、仮に現在、牧場において逸出しないよう「適切」に管理されているとしても、現時点で既に緑化等で使用されたものが広く野外ではびこっているものに対して適切な管理の例としてあげるの是不適切である。	当該コラムでは、現在の取組を表記しているものであるため、原案どおりとします。	

340	42 53		第2章第1節3のII、及び第2章第1節5と関連項目	上記該当箇所、「非意図的な外来種の導入の予防的観点から、埋め立て事業や建設残土処理等に際して島嶼間や、異なる流域生態系間での土砂等の移動については、原則禁止とする」旨を明記するべきである。	本行動計画案では、外来種対策の被害予防三原則として、「入れない」、「捨てない」「広げない」を再定義し、特に「入れない」については、「国内由来の外来種」についても同様に外来種問題であり、それについても「入れない」の対象となる行為であることを明確に示すために、「日本」から「自然分布域から非分布域へ」に置き換えた。しかし、対策の具体例としてあげられているのは、尾瀬国立公園や小笠原国立公園での靴底洗浄等の取り組みであり、侵略的外来種に該当する植物やアリ等の昆虫、クモ類等が生息・生育している地域の土砂や、土付きの植栽木、ポット苗、資材等を、他の地域に移動させることによる侵略的外来種の分布拡大を防止する具体的な対策は記載されていない。わが国は島嶼国であり、島ごとに特異な生態系を有していることは本行動計画案にも明記されている事実である。また、同時に外来種対策でもっとも重要なことは、入れないことであるとも明記されている。従って予防的観点に於ては、島嶼間(例えば本州から、南西諸島へなど)の土砂等の移動は禁止するべきである。現在、沖縄島北部辺野古/大浦湾(名護市)にて計画されている埋め立て事業(普天間飛行場代替施設建設事業)においては、沖縄島の外から埋め立て土砂を購入する計画が公有水面埋立承認願書に記載されている。この土砂移動による環境への影響は、環境影響評価法の手続きの対象外として、影響の予測評価がないままに進められようとしている。県外の土砂を利用することにより辺野古/大浦湾に外来種が持ち込まれ、貴重な生態系に悪影響を与える可能性があることは予測できることであり、一度侵入した外来種を完全に排除することは困難であることは小笠原諸島での外来種対策の難航をみれば一目瞭然である。従って、島嶼間や、異なる流域生態系間での土砂等の移動については、原則禁止とすることを、本行動計画案に明記するべきである。	本計画は法律ではないため、規制を設けることはできないため、原案どおりとします。 なお、ご意見の趣旨は今後の参考とさせていただきます。	
341	44	19~ 23		「現在、「2001年の船舶の有害な・・・」以下を削除する。	有機スズの防汚塗料への使用禁止等については、外来種対策の観点からは進捗が滞っているとの内容であるため。	当該部分を削除することはできません。 AFS条約によりTBT塗料の使用等が禁止されており、現在、海洋環境及び人の健康に資する塗料が開発・使用されています。 これらの安全な塗料は、船体への生物付着防止にも効果があります。	
342	44 79	25-33 9-24		国内他地域からの非意図的導入に対し、全国的な一定の基準を設け、管理者に対し対策を義務化する必要があると考える。	管理者や利用者の意識に任せるのではなく、国から予防的対策を義務付けることで、意識の情勢にも繋がると考える。また、今後海外の方による自然公園への来訪もさらに増えることと予想されるため種子や胞子だけでなく菌やウイルスの導入も防ぐ対策を検討してほしい。(実態把握等を完了させる前に規制を進めることも予防的観点から必要なことだと考える。)	現時点ではご指摘のような全国一律の法制度化には課題もありますが、自然公園法においては動植物の持ち込みを規制することができるほか、種子等の非意図的導入対策も行われています。 なお、感染症等の対応は別途法令等でなされているところです。	
343	46	6-7		「付着・混入などに留意すること」を「土砂や岩石等に侵略的外来種が混入するおそれがあるときは、それらの移動はしないこと」に変える。		特定外来生物でない、侵略的外来種もここでは対象としていることから、移動を禁止することまでは明記できないことから、原案どおりとします。	
344	46	7-9		オオクチバス釣り人の経済効果について	バス釣りは過疎化が進む地域でメインの収入になっている事は事実である。例えば、茨城県霞ヶ浦を例に挙げてみるが、休日早朝のコンビニのお客は90%は釣り人あり、その中でもオオクチバス釣りをを行う人たちが大半を占める。また、自家用ボートでの釣りも盛んで、広い霞ヶ浦でボート釣りをすると一日100%のガソリンを使う事もしばしばで、湖畔のガソリンスタンドはその恩恵を相当受けているのは事実である。休日の霞ヶ浦で釣りをしている人が仮に1,000人して、一人1万円を使ったとします、その場合一日で湖畔周りで落ちるお金が1,000万円になる事実。一年で休日数が100日あるとしたらざっくりと1年間で地元で落ちるお金は約10億円の計算になる。そういったことから、オオクチバスは現在減少傾向にある。今こそ、オオクチバスを観光資源として大切に扱う必要があると考えます。	特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、現在も、防除等の対策が求められています。 なお、オオクチバスは、外来生物法に基づく特定外来生物に指定されていますが、釣り自体が禁止されるものではなく、外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生態の運搬等を伴わない釣り等は行うことができるものです。	
345	46	29		行末に次の文章を追加願いたい。 →「また、里山等、半自然環境の適切な維持管理など、在来生物に適した環境を維持するための管理が継続的に行われることは、外来種の定着の予防や分布拡大を防止するために有効な対策です」	(51頁4行目から記載されている内容と同義)外来種が侵略的になる大きな要因のひとつは(特に植物では)開発により外来種の定着に適した立地が提供されることや、管理されていたハビタットが管理されなくなったり(耕作放棄地や里山など)して環境が変化することである。「定着させない」対策として、健全な生態系の維持は最も重要な取り組みであり、できるだけ冒頭にも明記すべきと考える(SATOYAMAイニシアティブにも相当)。	ご意見の趣旨は、P51L5-8に記載していることから、原案どおりとします。	
346	48	33		「・・・であり、生態系等に与える・・・」と修正すべき。	案では、第1部第1章第2節1で示されている目的(人の生命及び身体保護ならびに農林水産業の健全な発展)が含まれていないから。	ご意見のとおり、以下のとおり修正します。 「生態系等に与える」	○
347	49	31		「・・・急激に増加し、固有魚種等の生息地であるヨシ原を減少させる等の生態系被害や船舶の航行や漁業活動にも支障をきたしています。2009年・・・」と修正すべき。	被害の内容を明記すべきと考えるから。	当該コラムはご意見も踏まえ、全体的に見直しました。	○
348	49 50	34 29		公共的に実施される防除事業とは国の事業ですか？ またはどこの県の事業ですか？	競争入札の結果 実績・効果・検証 上記内容はどこで公開されているのでしょうか？ 滋賀県、琵琶湖で投入された税金の総額と効果を広く国民に発表して下さい。	ご意見の事業とは、行政機関により実施される事業を指しています。	
349	50		50項等の防除	私は仕事柄毎日の様に滋賀県 琵琶湖の湖面を利用しているが、琵琶湖における外来魚の防除の方法に問題があると考えてます 現在琵琶湖では外来魚の防除の為に電気ショックによる防除が盛んに行われているが 電気ショックによる防除方法は、そもそも外来魚被害防止の定義から少しズレていると考えます そもそも、在来種や固有種を守る定義での計画のはずなのに、電気ショック防除方法では在来種や固有種まで殺してしまいます 「気絶させて外来魚だけ回収しているから在来種は死んでない」というのが言い分ですが、実際は多くの固有種や在来種が死んでます 電気ショック防除法が頻繁に行われるようになって水際には沢山の固有種や在来種の死体が増えました。回収しないからでしょう 悪臭も放ちますし、景観も損なえます。この事実を周囲が知ったらどう思うでしょう 外来生物の危険性については理解しましたが、これ以上の被害の拡大について対策しなければいけない事はわかりました しかし、防除の仕方少し考えて頂きたいです。 在来種を守る為の計画が、在来種を減らしていたら何の意味もありません		琵琶湖などで行われている電気ショッカーは電流により魚を殺処分するものではなく、一時的に魚に電流によるショックを与え不動化させ、浮上したもののうち駆除対象となる魚種を捕獲するものです。ご意見のとおり、電気ショックにより影響を受ける個体もありますが、不動化は一時的であり、一定時間が経過すれば魚は再び動くことが可能とするもので、電気ショッカーを使用した駆除により在来魚が回復している事例も確認されています。	
350	50		コラム内	すでに市民権を得ているオオクチバスの産卵を邪魔する必要はないと考える。在来種がどれだけ減り環境へどのような悪循環が発生しているのか明確なデータを提出するべきである。 日本古来の在来種を枯渇させてもよいとは考えてはいないが、減っているという明らかなデータを示すべきである。 オオクチバスも生きている。親魚の駆除=生業としている業界や釣りファンの意向には明らかに背を向けた方向性である。		特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、防除等の対策が求められています。 なお、被害の事例については、外来生物対策室HPIに掲載されている。 ・オオクチバス (http://www.env.go.jp/nature/intro/1outline/list/L-sa-07.html) ・オオクチバス指定時の資料	

351	50	8		オオクチバスの防除ですが、現在、釣り人が産卵床にいるオオクチバスを釣り、ブルーギルや鯉、チャネルキャットフィッシュやその他動物等が卵を捕食して大幅に激減している状況でもはや在来種に影響がある以前に淘汰されている状況です。これ以上国民の税金を投入して事業化する必要があるか再度ご検討下さい。		特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、現在も、防除等の対策が求められています。	
352	50	8		琵琶湖でのオオクチバスを電気ショックを与えて駆除している船があると聞きました。普通に考えると電気ショックでダメージを受けるのはオオクチバスだけなんじゃないか？と思います。色々な利権が関わっているのじゃないか？と思います。私はバスフィッシングを楽しみにさせてもらっています。これからもしっかりルールとマナーを守って楽しんでいきたいと思っています。		琵琶湖などで行われている電気ショックは電流により魚を殺処分するものではなく、一時的に魚に電流によるショックを与え不動化させ、浮上したもののうち駆除対象となる魚種を捕獲するものです。ご意見のとおり、電気ショックにより影響を受ける個体もありますが、不動化は一時的であり、一定時間が経過すれば魚は再び動くことが可能とするもので、電気ショックを使用した駆除により在来魚が回復している事例も確認されています。	
353	50	8-23		このやり方だと在来種にも影響が出る可能性がある。	魚類の産卵場所や産卵時期は似通っている場合が多いと考えられているため、この方法ではむしろ在来種にも悪影響を与える可能性があると考えます。	実際の防除作業にあたっては、在来種への影響が出ないよう努めていますが、ご意見は環境省においての施策の参考とさせていただきます。	
354	50	8-23		そもそも駆除を完遂できない事業であることは事実であり、駆除する立場の側からしても不可能であることは分かっているはず。これこそ税金の無駄遣いであり、国民を馬鹿にした愚かな行為である。	削除または内容の変更をすべき。	一部地域では根絶の事例や被害が低減した事例も報告されていることから、原案どおりとします。	
355	50	11-23		例として挙げられているオオクチバスの記載を削除。	危害を与える生物であると事実として象徴化したオオクチバスの駆除方法をここで示すことは、生物多様性の保全が目的ではなく、税金の拡散が目的であると解釈されてしまうため。	特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、現在も、防除等の対策が求められていることから、原案どおりとします。	
356	50	30-32		オオクチバスを駆除することは、現状保たれている生態系のバランスを崩してしまうことからも賢明とは思いません。むしろ、積極的に有効利用することに考えを転換した方が経済的にも建設的です。	オオクチバスが移入されて約90年が経ち、各水域に定着しています。爆発的に繁殖することもなく、オオクチバスのみで完全に他の生態系を絶滅に追い込んだ事例もないはず。オオクチバスは単一業種で多くの釣り産業が成り立つ有益魚です。竿メーカー、ルアーメーカー、販売店、漁協、ホテル、ガイド業レンタル船やバスポート、車等多くの経済活動に貢献します。地方再生(特にダム湖が存在する)の切り札になります。地方の伝統文化を守るための補助金では地方再生は長続きしません。若者の流入と継続性のある地場産業を創造すること、遊漁券やライセンス制による安定した収入と税収の確保をすることが、経済活動にも大きく貢献することを考慮し、オオクチバスを有効利用することを望みます。	特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、現在も、防除等の対策が求められています。なお、当該箇所では、生物間相互作用を踏まえて防除する外来種の順番を決める必要がある旨を記載したもので、オオクチバスを駆除することを止めるものではありません。	
357	50	30-36		生物間相互作用を考慮した生態系管理の考え方の確立に賛成です。	今、現状の自然の生態系バランスを保つために必要だと思います。	ご意見の趣旨は今後の環境省においての施策の参考とさせていただきます。	
358	51	4-8		4~8行の文章を「4. 効果的、効率的な防除の推進」から外して、別項目で説明してほしいと思います。	「外来種の分布拡大を抑制するためには、外来種が入りにくい健全な死骸体型を維持・再生することも重要です。侵略的外来種を防除するとともに、本来の生物多様性豊かな自然を維持・再生していくことで、生態系の回復力(レジリエンス)が高まり、外来種が侵入しにくくなります。外来種対策は防除だけでなく、このように容易に侵入できるような生態的地位(ニッチ)を作らないようにすることも必要です。」という指摘は、重要です。生物多様性の第3の危機として外来種問題が指摘されていますが、実際には、埋め立て、裸地化、乾燥化など、人間による開発などの危機が背景にあって、外来種問題が発生していることが少なくありません。第1の危機を離れて第3の危機があるわけではありません。原文に賛成ですので、別項目で表現できないかと思います。	当該記載は、第1部第2章第1節4での記載が妥当と考えているため、原案どおりとします。	
359	51	10		「…視点から、外来種の存在も念頭に置いて絶滅…」と修正すべき。	案では、外来種が絶滅危機種に含まれているような記載となっているから。	ご意見を踏まえ、以下のとおり追記します。「外来種の影響も踏まえて絶滅危機種管理」	○
360	51	17		以下の文章を追記してください。特に農林漁業者や河川管理者など外来種の被害が発生しやすい現場等に関わる主体は、外来種の侵入に注意を払うとともに、侵入やその被害が確認された場合は、関係機関に情報提供し、関係機関との連携の下、役割に応じて自ら積極的に速やかに防除に取り組むことが必要です。そのための仕組みづくりが必要です。	現場が対策に取り組めるよう、関係者間の仕組みの構築が必要です。	ご意見の趣旨は、当該箇所に含まれていると考えているため、原案どおりとします。	
361	52	20-27		役割分担の例としては不適切。	役割分担が明確になっているとは思えない。役割分担はケースバイケースで考えるべき。その際、資金も知識も規制手段も豊富である国が主導的役割を果たすべき。	役割分担の一例として記載していますので、原案どおりとします。	
362	53	4-6		命の尊厳を53ページでしていて94ページ 29行目の電気ショックを開発・使用というのは矛盾しており、他魚種への影響は計り知れない。	電気ショックで仮死状態となった魚は近い将来、背骨に影響が出るという文献がアメリカで発表されていることから、安全な方法ではないと言える。	意見数254に同じ	
363	53	5-6		外来種の殺処分については、動物愛護管理法の対象動物だけではなく、それ以外の動物についても、「動物の殺処分方法に関する指針」(平成19年11月12日環境省告示)の趣旨に沿って、生命の尊厳を尊重することを理念とし、苦痛を与えないよう配慮すべきであることを明記するべきである。	動物愛護管理法に定義されている動物種は限定的であり、対象外である種・個体が大多数である。「動物の殺処分方法に関する指針」第4の2には、「対象動物以外の動物を殺処分する場合においても、殺処分に当たる者は、この指針の趣旨に沿って配慮するよう努めること」とある。鳥獣保護法においても、殺処分に関する配慮事項が欠落しており、狩猟や有害駆除に係る野生動物の殺処分については、苦痛を伴う水没殺、餓死、適切でない刺殺や撲殺等が横行している現状がある。全ての生き物の尊厳を尊重する姿勢を、本案において明確にすることを強く求める。	防除にあたっては、第1部第1章第2節3に記載している考え方を理解した上で実施するよう示すため、「また、動物愛護管理法の対象動物でない場合でも、「第1部第1章第2節3 外来種に関する適切な認識」を理解した上で実施する必要があります。」と修正します。	○
364	53	5-6		殺処分にあたっては、動物愛護管理法の愛護動物だけではなく、それ以外の動物についても、「動物の殺処分方法に関する指針」(平成19年11月12日環境省告示)に従い、「できる限り殺処分動物に苦痛を与えない方法を用いて当該動物を意識の喪失状態にし、心機能又は肺機能を非可逆的に停止させる方法によるほか、社会的に容認されている通常の方法によること。」を順守徹底させるべきである。	動物愛護管理法第40条(動物を殺す場合の方法)は、愛護動物だけを対象にしたものではなく、また、「動物の殺処分方法に関する指針」第4の2には、「対象動物以外の動物を殺処分する場合においても、殺処分に当たる者は、この指針の趣旨に沿って配慮するよう努めること」とある。野生動物の殺処分については、水没殺、餓死、適切でない刺殺や撲殺等が横行している現状があり、生命尊重の観点から苦痛のない殺処分方法を徹底するよう、明記すべきである。	防除にあたっては、第1部第1章第2節3に記載している考え方を理解した上で実施するよう示すため、「また、動物愛護管理法の対象動物でない場合でも、「第1部第1章第2節3 外来種に関する適切な認識」を理解した上で実施する必要があります。」と修正します。	○
365	54	4		トミヨではなくハリヨではないのか？		ご意見を踏まえ、「ハリヨ」に修正します。	○
366	54	4-5		「トミヨ」は「ハリヨ」の誤り	「イトヨがトミヨの分布域に放流され遺伝的攪乱を…」の部分は、滋賀県のハリヨ生息地にイトヨが放流された事例の間違ひと思われる。	ご意見を踏まえ、「ハリヨ」に修正します。	○

367	54	7-12	12行目最後「規制することが可能となっています。」のあとに、「なお、魚類は水系を自由に移動するため、指定した地域外に放流した個体が容易に指定地域に入り込むことが可能であるため、これらの規制では十分とは言えません。」と加える。	種の特性を考えれば、規制が十分ではないことを問題点として明らかにすることが、対策を検討する上で不可欠と考えため。	ご意見を踏まえ、「ただし、指定した地域外に放出された個体が指定地域に移動する可能性があることに留意が必要です。」と追記します。	○
368	54	27	「社会経済活動への影響に十分な配慮をしつつ適切な管理を実施することが重要」を「厳重な管理を実施するとともに、社会経済活動への影響に配慮することが重要」と改める。	持続可能な経済活動という考えからすれば、順番が逆であるため。	趣旨は変わらないため原案どおりとします。	
369	55	33	「緑化植物のコマツナギ等があります」を以下のように修正願いたい。 →「緑化植物のメドハギ、ヤマハギ、コマツナギ、ヨモギ、ススキ、イタドリ等があります」	市場単価に記載があるなどのため、実際に公共事業の現場で多く使用されている種をあげると左記の種となる(当学会正会員からの情報)。コマツナギだけを記載するのではなく例をあげるのであればこのように列記して頂きたい。	当該箇所では、ご意見のとおり複数の種が該当するため、記載するのは1種のみとし、その他は「等」に含めることとします。	
370	56	16	このあとに、次の文章を追加願いたい。 →「このように、生物多様性保全上重要な地域を対象地とする事業では遺伝子レベルで問題の少ない地域の在来種を積極的に活用することなど問題を最小限に抑えらるるような対応を検討していく必要があります」	環境区分に応じて適応的かつ積極的な対策をとりうるようにするべきであり、遺伝子レベルで問題のない生物(地域性種苗など)の利用を「外来種対策のひとつ」として促進する内容にして頂きたい	当該箇所は、「現状」を記載する箇所であるため、原案どおりとします。 なお、ご意見の趣旨は、P56L26-29に記載していることから、原案どおりとします。	
371	56	19 20 26	「移動・導入」について、「野外への逸出」を追加する。	生物の移動等については、本計画では導入と野外への逸出とは区別しているため(4ページの外来種のカテゴリ説明(囲み部分))。	「野外への逸出」は、「移動・導入」後の段階であり、そもそも「移動・導入」がなければ発生しないことから、「移動・導入」の記載のみで十分であると考えられるため、原案どおりとします。	
372	56	21	「変異」を「違い」とする。	「変異」という用語は「突然変異」を想起させ、遺伝子汚染という捕らえ方をしづらいため。	遺伝子の変異により、種内分化が起きているため、原案どおりとします。	
373	56	21-22	「生化学的手法」よりも「分子生物学的手法」の方が用語として適切。	「DNA分析などの生化学的手法」とありますが、アロザイム分析のような酵素反応を利用する集団遺伝学的解析が「生化学的手法」と呼ばれてきました。DNAの塩基配列についての解析は一般に「分子生物学的手法」と呼ばれるようです。	ご意見のとおり「分子生物学的手法」と修正します。	○
374	56	30	「個別に判断していく」の主旨がわからない。誰が、どのように個別に判断するのかを書けないか。導入に際し相談すべき専門機関の整備などを課題として記載できないか。	ホテルなど身近な生き物も、放流の際、注意が必要であるため。	ケースごとに導入しようとする者が、科学的知見を踏まえ、社会経済的な状況も考慮して、個別に判断していくべきと考えています。	
375	57	12	台湾産のハマグリだけでなく、熊本産のハマグリを東京湾で放流することに問題はないのか。問題が無いのであれば、誤解を受けないようその旨を明記すべき。また、問題があるのであれば当該コラムは適切な事例ではないと考えられるので削除すべき。	55ページ23~29行目にあるとおり、同一種の分布域内であっても、遺伝的攪乱が懸念されることから、熊本産であっても、東京湾産のハマグリとの遺伝形質の相違を慎重に判断する必要があると考えられるため。	内容について精査が必要となるため、当該コラムは削除します。	○
376	57	19	次の文章を追加してください。追加:下線部 外来種対策は、国際的にも比較的新しい分野の環境問題であり、十分な情報が得られているとは言えず、また技術的に確立されていない部分も多くあります。今後、外来種対策を効果的、効率的に進めていく上で、さまざまな情報基盤を構築し、調査研究を推進することが必要です。その成果や最新の知見を取り入れ、我が国の生態系等に被害を及ぼす恐れのある外来種リスト掲載種の見直し・追加および関連情報の更新をはじめ、外来種対策を行う各種対の活動に資することとします。	本計画は、外来種リストと対になっています。外リア種リスト基本方針案は、「リストの見直し・追加および関連情報の更新を行う。」(9ページ)とありますので、外来種リストについても、情報基盤の構築、調査研究の推進に含める必要があります。	「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」の見直しの考え方等については、リストに記載していることから、原案どおりとします。	
377	57	31~	情報基盤については、生物多様性情報システム(J-IBIS)や生物多様性クリアリングハウスメカニズム(CHM)もあるのではないかと。	生物多様性国家戦略2012-2020において、情報整備・技術開発の推進の中で、いずれも推進することとしている。	ご意見を踏まえ「環境省による自然環境保全基礎調査等(生物多様性情報システム(J-IBIS) http://www.biodic.go.jp/J-IBIS)」と修正します。	○
378	58	1	里地里山をとる	モニタリング・サイト1000では、奥山にあたる場所でソウシチョウの生息状況もモニタリングしている	モニタリングサイト1000で外来哺乳類の調査を行っているのは里地里山だけですので、「外来鳥類、里地里山の外来哺乳類、高山帯のマルハナバチ類など」と修正します。	○
379	58	31	「以降に実施された研究」を「以降に環境省により実施された研究」とする。	後に続く農林水産省及び国土交通省と同様に、実施主体について明記する。	ご意見を踏まえ、「実施された環境省研究費による外来種研究は、」と追記します。	○
380	59	19	「探索と」の後に、「技術開発」を加える。		当該箇所では、探索と技術開発は同義に近い言葉として用いることになるため、原案どおりとします。	
381	59	22	次の項目を加えて頂きたい →「産業利用・意図的な導入のうち各種主体で採用されている事業・方法がどのような基準で採択され発注されているのか、その際の外来種がどの程度の量使用されているのかという基礎情報の把握と評価」	例えば緑化事業では使用量の多くが公共事業に伴う使用であり、その実態把握は不可欠である。実際の事業でどの程度、どのような基準で採択されているのかという状況を把握しないと、改善には至らない。また、外来種の使用を前提とした市場単価方式の発注の対象外となった事例を公表することで、外来種対策ともなる、生物多様性に配慮した事業の採択を促すことが重要である。	当該箇所は、調査研究の項目です。ご意見の趣旨はP59L7-9に含まれるものと考えているので、原案どおりとします。なお、ご意見の調査の実施については、今後の環境省においての施策の参考とさせていただきます。	
382	59	23	以下の文章を追加してください。 ・産業利用されている外来種の外部への逸出防止策の確立 ・個々の外来種の侵略性	緑化植物、牧草、生物農薬、ペット飼育、養殖などの産業利用されている外来種の、通常利用されているエリア以外の外部への逸出防止策について、現状では、十分な対応策が確立できていません。 また、我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リストの掲載されていない外来種について、侵略性が疑われる種もあります。mかたリストの作成に当たり、引用された論文等の研究者の意見が集約されていないことや、情報に偏りが見られるなど、必ずしも個々の外来種の侵略性について、合意形成がなされているとは言えません。特に、今回初めて導入された、国内由来の外来種や歴史的過去に導入された外来種への対応に問題があります。リスト作成は、最大限の配慮がなされた結果だと思いますが、あえて、課題に取り上げておく必要があると思います。これは、60ページ、7行目の活動に続きます。	当該箇所では、特に防除に資する調査研究を記載していることから、原案どおりとします。	
383	60		人への悪影響がある外来種は排除すべきだと考えるが、オオクチバスは人体への悪影響は全く出さない。 逆に釣りファンには大きな存在である。釣りを楽しむことで日頃のストレス解消、人との連携など大きな役割を果たしていると考え。		特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、現在も、防除等の対策が求められています。 なお、外来生物法は釣り自体を禁止するものではありません。外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生態の運搬等を伴わない釣り等は行うことができるものです。	

384	60 4		「外来種」を「侵略的外来種」に変更して下さい。	本計画では、外来種と侵略的外来種を別のものとして整理しています。(3ページ)し、「すべての外来種が被害をもたらすわけではありません」(28ページ)。我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リストは、「特に侵略性が高いが侵入種を対象にして」(4ページ)います。「侵略的外来種は、原則として可能な限り早急に防除することが必要である。」(9ページ)とされるので、本来侵略的外来種であるべき内容を単に外来種と標記すると、外来種すべて防除(野外での取り除き、分布拡大の防止等)対象種であるとみなされ混乱します。	ご意見のとおり、「侵略的外来種」と追記します。	○
385	60 22-	「国際貢献・国際連携」	ラムサール条約についても記載	ラムサール条約の締約国である我が国では、条約登録地に加えて湿地の生態系保全のために外来種管理の義務がある。本行動計画においても、条約登録地での外来種対策について記載されているので、ここでも記載しておくべき参考:ラムサール条約COP7決議VII.14 侵入種と湿地	当該箇所では、特に外来種対策の実施を求めている条約等を記載していることから、原案どおりとします。	
386	60 30		オオクチバスを削除。	オオクチバスは自然的、経時的に個体数が減少して在来生物の種数や個体数に影響を及ぼさなくなるものであるから、「防除技術を確立し、さらに、技術移管する」という内容は、本文書の効果的な生物多様性の保全に反するため。	特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、現在も、防除等の対策が求められていることから、原案どおりとします。	
387	60 30		防除が唯一の方法ではない。	海外ではブラックバスを資源としてうまく利用している例もあると聞きます。そういう意見にも耳を傾けて頂き、情報を発信していただければと考えます。	特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、防除等の対策が求められています。 なお、ご意見の趣旨は今後の環境省においての施策の参考とさせていただきます。	
388	60 33		IPBESについては、情報提供だけでなく議題を提起するなどにより情報のフィードバックも得られるように活用すべき。	意見内容のとおり。	IPBESの成果物は、情報提供とフィードバックを繰り返しながら作成するプロセスとなっています。ご意見踏まえ、今後も適宜フィードバックを得ながら、引き続き積極的に活用していきます。	
389	60 70-73	p.60 第2章 外来種による被害を防止するための考え方と指針第2節 各主体の役割と行動指針 p.70-73. 第2部 外来種対策を推進するための行動計画 2 第1章 国による具体的な行動	外来生物法における禁止行為と可能な行為の明確化。およびその対象の徹底的な表示、およびその通知普及啓発。例)「この池でオオクチバスは釣ることは問題ないが、持ち帰ってはいけない」「○○草を摘むことは問題ないが、持ち帰ってはいけない」など、誰にでもわかるような形での表示 観賞や、一時的な採集(手に取るなど)、遊漁など、野外で行うレクリエーション活動にて、特定外来生物にかかわる場合の、基本的な事項、すなわち何が禁止されて、何が許されているか、ということを知るべく現場でもわかるよう、ポスターや看板、およびわかりやすいパンフレットの配布などで徹底的に普及啓発してほしい。	世の中の誰もが外来生物に関心を持っているわけではなく、また外来種と在来種を判別することは極めて困難であるため。(とくに移動・飼養などが法的に禁止されている特定外来生物において) 野外の活動は老若男女行うものであり、外来生物法を認知していない人たちも数多くいる。また、目にする動植物が外来生物であるかどうかの判別は、一般的に非常に困難であると思われる。 具体的な事例としては、オオクチバスとモツゴの模様が似ていたり、ウシガエルとその他の在来種のカエルのオタマジャクシや幼生が似ていることなどが挙げられる。このような事項を、学校や社会で教えることは進めて欲しいが、それだけでは周知徹底には限界がある。 野外活動にかかわる現場(例えば道路沿い、海や川沿い、公園の駐車場、観光物産店、アウトドア店舗など)でも外来生物法の基本的な事項がわかるよう、誰にでもわかるできるだけ簡単なポスターやパンフレットを配置することで、より効果的な認知がおこなわれるものと思われる。	なお、外来生物法の周知については本計画の第1部第2章第1節1で記載しており、今後も引き続き法律の普及を図っていきたく考えています。	
390	61 1		モツゴは事例として不適切。	日本から海外へ持ち出されて問題となっている種の例として、モツゴ、イタドリ、クズが例示されていますが、ヨーロッパなどで問題となっているモツゴは中国大陸産であり、日本産モツゴは海外には広がっていません。	ご意見を踏まえ、「モツゴ」を削除します。	○
391	61 8		「例えば、北海道や青森県、岩手県、秋田県の一部にしか生息しない在来種のニホンザリガニは、…」と追記すべき。	在来種のニホンザリガニの分布をよく知らないために、東北以南で昔から身近にいるアメリカザリガニいる地域では、ニホンザリガニだと勘違いしている人が少ないため、明記する必要があると考えるから。	p30のコラムで説明している内容のため、原案どおりとします。	
392	62 2	図-11	図-11 ★外来種対策の司令塔 → ★外来種対策の中核 ではないか	(誤字の指摘です・本文が改定されたあと、図の方が改定されていないと思われる)	ご意見のとおり「中核」と修正します。	○
393	62 13		環境・農水・国交の3省での役割分担について、特にオオクチバスについては複数の省が連携するとの記載(62ページ16～27行目)があるが、役割の中には費用負担と実働体制の整備も含めるべきである。	オオクチバス等の駆除に対する支援は、現在、農水省が行っているだけであり、内水面漁協が駆除に取り組んでいるが、その補助率は1/2であるため、残りは漁協の自己負担である。1/2の自己負担に限界があって、被害があっても対応できないまでに漁協は資金難に陥っている。更には、漁業権漁場以外の水域においてもオオクチバス等の被害を受けているが、その駆除対策に対する支援はほとんど行われていない。 全国の河川湖沼やため池では、釣りの目的のためにオオクチバス等が密放流され、その食害により在来種が減少し、生物多様性が損なわれるほどの大きな影響を受けている。 地方自治体や民間団体の役割(63-66ページ)も併記されているが、外来魚による被害の防除と生物多様性の保全等の取り組みは、国が行うべき役割と思われ、その費用負担についても、国が全面的に行うことが妥当である。	対策を実施する必要がある事業については、地域ごとの被害の状況を踏まえ判断されるものであり、一概に言及することはできないため、原案どおりとします。	
394	62 13~		【求められる役割】について、環境基本法により国は環境の恵沢の享受と継承等について、及び生物多様性基本法により外来生物等による被害の防止について、責務が課せられていることを記載する。	法令により課せられている責務については、役割として明確にすべきである。	本計画は、法律による責務に基づき、国として外来種に関する施策を推進するために策定していることから、ご意見の法律の責務規定の記載は不要と考えているため、原案どおりとします。	
395	62 16-17		環境省は、動物愛護管理室と連携・情報共有を行い、生物多様性保全の観点だけではなく、対象動物への人道的な取扱いを見直し検討すべきである。また、感染症に係る問題について、厚生労働省との連携についても検討すべきである。	生物多様性保全は重要であるが、同時に、人として、他生物への思いやりや配慮ということは欠かせない課題である。近年、世論においても、動物愛護、動物福祉といった観点を重視する風潮が高まっていることも踏まえ、外来種の生命を軽んじるような国の施策が広く支持されることはないと思われる。さらに、外来種由来の感染症対策についても、対策を講じるべきである。狂犬病の対策として検疫(対象種)を更に強化することも、外来種の哺乳類については、安易な輸入の歯止めにもなりうると考える。他の動物由来感染症についても、専門家の意見を聴取しつつ、外来種対策に生かすことも重要である。	ご意見の趣旨は今後の環境省においての施策の参考とさせていただきます。	
396	62 25		「オオクチバス」を「オオクチバス等」に改めてほしい。	オオクチバスだけでなく、コクチバス、ブルーギルも含まれるため。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。「オオクチバス、アライグマ等の防除等」	○

397	62	25		<p>計画書の文中に上記の言葉がありました。どの程度の調査をして被害が出たと特定されるのか疑問です。先の二章でも述べましたが、内水面漁業における古来種や在来種の減少をブラックバスだけの責任にするのは理解できません。人間においても、最近の男性の精子の数が減るなど、この地球上の環境は生物にとって好ましくない環境になっていることは確かであり、その人間が開発を進めていった内水面の環境は、地上の人間が水辺に立つには良い環境であったとしても、水の中の生物にとっては良い環境ではないと考えるからです。</p> <p>現実には、実はオオクチバスという魚は捕食が下手な魚種であり、私達がルアーで釣っていても針は掛かりきれない場合も多くあります。トップウォーターという水面でルアーを扱う釣り方においても、オオクチバスが空振りをしてしまう事も多々あります。オオクチバスにとって最も簡単に捕食出来る水生生物はザリガニやエビであり、鮎やモロコ、ワカサギなどは上手く捕食出来ない事が多いと言えます。本計画の中の文章にもオオクチバスを取り除くとアメリカザリガニが増えた例(50項31行目)について書かれておりましたが、同様の事が起こり得ると考えられます。アメリカザリガニが大量繁殖すれば、古来種・在来種が産卵した卵が食べられてしまい、在来種の繁殖に良い効果は得られないと考えられます。そして今度はアメリカザリガニの駆除、また費用がかさむばかりで負のサイクルをたどるばかりとなる事も予想出来ます。</p> <p>前文にも書きましたが、自然生物にとっての「悪」は人間であり、これまでも誤った方法で自然をコントロールしようとして痛いっべ返しを食らっている事は、奄美地方のハブとマングースの件(10項22行目)でも理解できると思います。陸上の人間が水中の生物をコントロールするなんておこがましい考えは止めて頂きたいと思います。</p> <p>現在行なわれている電気ショック法(94項29行目)においても御存知でしょうか？ 気絶した魚が意識を取り戻して泳いでいくと言われているのは誤りです。殆どの魚が死んでいます。現実には昨年・一昨年の琵琶湖における様々な魚種の稚魚の死体の多さは目に余るほどのものでした。稚魚ばかりでなく成魚においても同様に死体を目にする機会は多かったと記憶しております。人間の蘇生術に使われる除細動器で考えて頂ければ理解できると思います。人間でも大人と子供では電圧は異なり、大人に対する電圧で子供に行くと、蘇生するどころか他の臓器に悪影響を与え、命を危険にさらすという事は誰でも理解できると思います。魚に対しても同様で50cmのオオクチバスを浮かすだけの電圧で20cmの鯉や鯔に対して行うと死んでしまう可能性がある事は理解できるはずですが、他の魚種まで全て殺してしまうのが電気ショック法であり、漁業としては禁止されている手段だという事を再認識して頂きたい。</p> <p>すなわち、在来種を減少させている最大の要因は人間による行為であり、それは自然破壊や乱獲から始まり、オオクチバスに責任を負わせ、駆除という名目で他の在来種まで駆除している現状を再びオオクチバスに責任転嫁しているだけであるという事を、人間が素直に受け止めなくては、本当に自然は取り戻せない事である。これまでの過ちを真摯に受け止めて方向修正することが望ましいと考えます。</p>		<p>当然、在来種が減少している要因は外来種以外にも存在する可能性はありますが、本計画は、侵略的外来種による生態系等への被害の防止を目的としたものとなるため、外来種による生態系等への被害事例を表記しています。</p> <p>琵琶湖などで行われている電気ショックは電流により魚を殺処分するものではなく、一時的に魚に電流によるショックを与え不動化させ、浮上したもののうち駆除対象となる魚種を捕獲するものです。ご意見のとおり、電気ショックにより影響を受ける個体もありますが、不動化は一時的であり、一定時間が経過すれば魚は再び動くことが可能とするもので、電気ショックを使用した駆除により在来魚が回復している事例も確認されています。</p>	
398	62	25		オオクチバスを削除。	<p>オオクチバスは自然的、経時的に個体数が減少して在来生物の種数や個体数に影響を及ぼさなくなるものであるから、単なる象徴としてここでとりあげることは、税金を投入することが効果的な生物多様性保全という目的に反するため。</p>	<p>特定外来生物は、我が国の生態系等に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、現在も、防除等の対策が求められていることから、原案どおりとします。</p>	
399	62	25		<p>また、河川や湖沼における生態系被害及び農林水産業被害を発生させるオオクチバスとあるが</p> <p>具体的なデータを提出すべき、過去秋田県で駆除の条例をスタートさせたとき、データの開示を希望したが納得できるデータは手元には届かなかった。しかも秋田県(八郎潟)は漁業権を放棄し水田などの水瓶として淡水にしたことがある。在来種であるワカサギ漁を生業とする漁業者を守るという文言が資料にありげに感じている。リリース禁止にしたことで釣り客を相手に生業を進めていたコンビニエンスストアや旅館が無くなった事実がある。釣り客が減り閑散とした町になったと地元の人と会話をしたこともある。</p> <p>人の生活よりも在来種が優先という考えなのか？</p>		<p>特定外来生物は、我が国の生態系等に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、防除等の対策が求められています。</p> <p>なお、被害の事例については、外来生物対策室HPに掲載されている。 ・オオクチバス (http://www.env.go.jp/nature/intro/1outline/list/L-sa-07.html) ・オオクチバス指定時の資料</p>	
400	62	25		「農林水産業被害を発生させるオオクチバス、アライグマ」とあるが、どんな被害があるか具体的に示すべき。	<p>食害を言っているのであれば、在来種であるカワウ、ナマズ等や、オオクチバス以外のブルーギル、チャンネルキャットフィッシュ等の外来種も同一水域にあり、この表現ではすべての農林水産被害がオオクチバス、アライグマが引き起こしている過大に受け取られる恐れがあるため。</p>	<p>特定外来生物は、我が国の生態系等に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、防除等の対策が求められています。</p> <p>なお、被害の事例については、外来生物対策室HPに掲載されている。 ・オオクチバス (http://www.env.go.jp/nature/intro/1outline/list/L-sa-07.html) ・オオクチバス指定時の資料</p>	
401	62	25	河川や湖沼における生態系被害及び農林水産業被害を発生させるオオクチバス	何故オオクチバスが指定されているのか理解に苦しむ。	<p>オオクチバスを外来種の代表、悪者に仕立て上げようという悪意を感じる。生態系被害に関しては実際のところはコイ及びブルーギルの影響が大きく、またオオクチバスによる農林水産業被害というの考えにくい。</p>	<p>特定外来生物は、我が国の生態系等に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、防除等の対策が求められています。</p> <p>なお、被害の事例については、外来生物対策室HPに掲載されている。 ・オオクチバス (http://www.env.go.jp/nature/intro/1outline/list/L-sa-07.html) ・オオクチバス指定時の資料</p>	
402	62	27		<p>このあとに、次の文章を追加願いたい。 →「また、各種事業に侵略的外来種の利用を控えることが困難な場合は、生態系等への影響が従来より小さく、産業において同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替種の開発を進めることが重要である。こうした代替種がない等によりやむをえず侵略的外来種を利用する場合は、「捨てない」「拡げない」といった利用する外来種の特性に応じた適正な管理を実施します。」</p>	<p>3.事業者 のところにある文章。意図的な導入(産業利用にあたる)は国、地方自治体でも行っているため、ここでも書いているとおかしいのではないかと。たとえば緑化植物は、公共事業に使用されていることがおまな用途である。</p>	<p>ご意見の趣旨は、P62L16-23に記載していることから、原案どおりとします。</p>	
403	62	32		「国または地域ごとに優先すべき防除対象を明確にするため」こちらでもゾーニングの観点から賛同いたしますが、希望として適正にコントロールすることで経済的価値が得られる環境にあるものは、積極的にその方策を採用する効果が不鮮明な駆除や、固有種を含むほかの生物に悪影響を及ぼす駆除を行うより、適正な管理によって有効利用することで経済的効果があるならばそちらで得られた財源を環境整備や地域の活性化に当てるほうが建設的であると考えます。		<p>ご意見の趣旨は今後の環境省における施策の参考とさせていただきます。侵略的外来種は、生態系の被害を及ぼすものとして評価されたものであり、基本的には根絶を目指すものです。</p>	
404	63	1		「世界自然遺産地域やラムサール条約登録地など国際的にも」とする	ラムサール条約登録地での外来種対策は重要項目であるため	ご意見を踏まえ、「世界自然遺産地域やラムサール条約登録地など国際的にも」	○
405	63	4-5		「広域的な防除が必要であり」を「広域的な防除が必要な場合など」に改める。	広域的な防除が必要な場合に限定すべきではないと考える。	ご意見のとおり、「広域的な防除が必要な場合など」に修正します。	○
406	63	9		「代替種」の後に以下の内容を加筆して頂きたい。 →「代替種(遺伝子レベルで問題の少ない地域の在来種など)」	遺伝子レベルで問題のない生物(地域性種苗など)の利用促進を「外来種対策のひとつ」として積極的に取り入れる必要があると考える	代替種とは、当然ご意見の趣旨を含んだものであることは、P39L33-35に記載していることから、原案どおりとします。	
407	63	9		「適正な管理手法や代替種の技術開発」に改める。		外来種による生態系等への被害を防止するため、国が実施することを規定した箇所であるため、原案どおりとします。	

408	63	15		以下の文章を追記して下さい。 ・外来種の生物学的特性、侵入や分布状況等を把握し、効果的な防除手法、被害予測等に関する調査研究を進める研究機関、学術団体等を支援すること。	国に求められる役割(62ページ)では、外来種に関する情報の収集、整理などのほか、各主体に情報を提供するとなっておりますが、情報基盤の構築及び調査研究の推進が求められる(57ページ)状況にあつて、今後の方向性としての国の役割として、支援の方向性を明確に示すことが重要です。	ご意見の趣旨は、P102L25以降に記載しているため、原案どおりとします。	
409	63	24		「対策の実施は過重な負担となっています」→「対策の実施は現場担当者に過重な負担となっています」に修正。	原文は、誰にとって負担なのか主語が不明瞭なため。	地方自治体についての文章であり、誤を補わなくても理解できると考えているため、原案どおりとします。	
410	63	28~30		「環境基本法及び生物多様性基本法において、「国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と定められていることから、」を削除する。	法の規定は外来種対策に限ったものではなく、環境及び生物多様性全般に対するものであるため。	法の規定は、環境及び生物多様性全般に対するものであるため、記載することは妥当と考えられるため、原案どおりとします。	
411	63	35		このあとに、次の文章を追加願いたい。 →「また、各種事業に侵略的外来種の利用を控えることが困難な場合は、生態系等への影響が従来より小さく、産業において同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替種の開発を進めることが重要です。こうした代替種がない等によりやむをえず侵略的外来種を利用する場合は、「捨てない」「拡げない」といった利用する外来種の特性に応じた適正な管理を実施することが必要です。」	3.事業者 のところにある文章。意図的な導入(産業利用にあたる)は国、地方自治体でも行っているのだから、ここでも書いていないとおかしいのではないかと。たとえば緑化植物は、公共事業に使用されていることがおなじみである。	ご意見の趣旨は、P63L26-41に記載していることから、原案どおりとします。	
412	63 64	16 18		地方自治体が、特に産業管理外来種に区分される主に対し、必要以上の規制導入を進めることの内容、その指導の徹底を希望する	産業上の有用種であっても条例により播種を禁止した前例がある(佐賀県:トールフェスク)	ご意見の趣旨は今後の環境省における施策の参考とさせていただきます。	
413	63 64	25- 18		地方自治体は、関係部署・自治体間で外来生物対策に係る連絡会議もしくは協議会を設立する際、動物福祉に詳しい専門家・有識者を入れるべきである。また、外来生物について、地域で問題になっている「種」ごとの計画を策定し、対処すべきである。	都道府県だけでなく、市町村での外来種対策も講じられている中で、実際の防除現場における殺処分方法についてはなおざりにされている現状がある。外来生物法や都道府県の特定計画においては、殺処分について「できるだけ苦痛のない方法」を示しているが、現場では水没殺や餓死等が当たり前に行われている。また、防除についての計画やガイドラインは、種別に検討する必要がある。種の特性や地域における分布・定着、またその防除方法、安楽殺手法等は、まさに種によって大きく異なるものであり、全てを網羅できる外来種対策はあり得ない。	「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」は生物多様性の保全を目的とし、我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種を選定しています。野外に定着したノイヌ・ノネコによる生態系への被害が確認されているため、こうした被害を防止するための取組が必要と考えており、外来種問題と対策の必要性について正しい理解が進むよう普及啓発に努めます。	
414	63 64	25- 18		地方自治体は、関係部署・自治体間で外来生物対策に係る連絡会議もしくは協議会を設立する際、動物福祉に詳しい専門家・有識者を入れるべきである。	適切な動物の取扱い・処分方法について助言を得るため、動物福祉の立場に立つ専門家を必ず入れるべきである。	動物福祉の考え方は外来種対策上、全ての事例で必要であると考えていないため、原案どおりとします。	
415	64	9		「地域の生態系に係る…」と修正すべき。	表現の適正化のため。	ご意見のとおり、以下のとおり修正します。 「地域の生態系に係る」	○
416	64	13		「地域の生物多様性」を「地域の生物多様性の保全」とする。	意味を明確化するため。	ご意見のとおり、以下のとおり追記します。 「地域の生物多様性の保全」	○
417	64	18		次の項目を加えて頂きたい →「各種事業に関わる外来種の適正な管理や代替種(遺伝子レベルで問題の少ない地域の在来種など)の開発および利用等により、外来種の利用に伴う被害の防止を図ること。」	地方自治体で行う各種事業もあるため、1.国 の部分と同じ記載が必要である	地方自治体に、代替種の開発を役割として記載することは、非効率であるため、原案どおりとします。	
418	64	19		以下の文章を追記してください。 ・産業利用されている外来種の適切な管理の推進のため、事業者が行う逸出防止策などへの助言、指導、現場の確認などを行うこと。	64ページ、16行目に、防除実施者への研修などが示されていますが、事業者への対応も必要です。	ご意見の趣旨は、P63L25の【求められる役割】の中に含まれていると考えているため、原案どおりとします。	
419	64	20-22		「3.事業者(改行)【現状分析】(改行)ここでは、事業者として民間企業や農林漁業者等の産業分野に従事する者を始め、土地所有者や管理者を含めて指します。事業者は…」と修正すべき。	案では、事業者にどのような者が含まれているイメージしにくいので、65ページ28行目の書きぶりに合わせて補足する必要がありますと考えるため。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「3.事業者、土地所有者、管理者」	○
420	64	30~		【求められる役割】について、外来種使用の受益者として、野外逸出等に対してはその防止だけでなく逸出した際の防除対策についても応分の責任を有していることを明記する。	外来種の野外逸出については、使用者の管理不行き届きにより問題が生じて、原因発生者の責任が実質的に問われることなく防除対策も行わないことが通例であるため。	ご意見の趣旨は、P65L10に記載していることから、原案どおりとします。	
421	64-65	30-15		記項目において、様々な事業者に求められる役割が書かれていますが、日本全国で工事を実施している建設業者は外来種問題に直面していると思います。(生態系配慮にポイントを置く建設業者は、まだ少ないかもしれませんが…)工事において必ず生態調査を実施し、発見した有害な外来種を防除するような仕組みが求められます。そのためには建設業者と国土交通省、地方自治体との連携と工事費の中に環境対策費を率計上するなどの資金援助も必要と考えます。(62ページ21行目~23行目の内容かもしれません)	受注した工事現場において積極的な外来種対策を進めていますが、発注者側の認識不足により実施できないこともあります。また、発注者に理解されても調査や対策および報告など受注業者の時間的費用的負担は大きいのが実情です。求められる役割は十分承知しておりますが、進めやすい体制作りが本場に必要だと感じております。事業者の求められる役割ではないかもしれませんが、事業者が動きやすい仕組みと資金面についてご検討頂ければ有難いです。	環境対策が必要と判断される現場であれば、対策経費を計上する等の対応も必要と考えております。	
422	65	10 12 18	65ページ10 行目及び12 行目及び18 行目	「自己所有地」あるいは「所有地」を、「事業地」と修正すべき。	農業や漁業の例に見られるように、事業活動は必ずしも自己所有地で行われるとは限らないから。また、土地持ち非農家のように、農地を所有する者が近隣に住んでいない場合は、当該農地を借り受け営農する農業者の監視・対策・管理等が外来種防除で重要になってくるから。	ご意見のとおり修正します。 自己所有地 → 事業地 所有地 → 事業地	○
423	65	18		「事業者の取り組:」→「事業者の取り組み:」	脱字。	ご意見のとおり修正します。	○
424	65	28		「…放送局等を指します。」と修正すべき。	想定に留めず、はっきりと定義すべきだから。	特に趣旨は変わらないため、原案どおりとします。	
425	66	5		内容が偏重している。メディアに一方的にその役割を押し付けている。	メディア等関係者の「真の役割」は外来種問題及び、この度の行動計画が「公平かつ十分な調査と検証」をもとに実施され、「一部の当事者の利害関係に限られたものではない、公平かつ公正な結果」をもたらしているかを正しく国民に伝え、国民一人一人が、外来種問題のあり方を「正しく判断する」ための「正しい情報」を広く公開することである。メディア自身にもそれを期待するものである。	本計画は、外来種対策を推進することも目的であることから、その観点に立ち、メディア等関係者の役割を記載しているため、原案どおりとします。	
426	66	18-23		教育現場において、外来種問題を伝える際には、「生命の尊厳」や「人間の歴史的な反省と責任」についても触れるべきである。外来種が「悪」であるかのような教育は、避けるべきである。	外来種問題は、人間の責任であることを丁寧に伝える必要がある。外来種は駆除すべきということだけを強調するような教育は、「いのちを大切に」という教育現場でのスローガンに相反するものであり、また差別思想を助長することになりかねない。防除対象になっている外来種は、人間の生活・生産活動の上での犠牲者であり、これを繰り返してはならないことも並行して伝える必要がある。	ご指摘の趣旨は、当該箇所に含まれていると考えているため、原案どおりとします。	

427	66	19-28	広義の公益目的で、外来種である動物を保護飼養あるいは譲渡する民間団体について、理解を深める必要がある。	アライグマや外来種の魚等を保護飼養・譲渡する民間団体があるが、その労力や出費、物理的・精神的負担は計り知れない程大きい。防除というのは、イコール殺処分ではない。生態系からの排除ということを目指すのであれば、保護飼養も防除の一環として認められるべきである。環境省の地方事務所では、責任をもって保護飼養をしたいという者に対し、「外来生物は飼えない」と即答する担当者もいた。しかし、外来種についての保護飼養は、「飼いたいから」と理由ではなく、「殺されるのがいやだから飼う」というケースが大多数を占めている。理不尽な殺処分をできるだけ減らしたいという民間団体や個人の意向は、尊重されるべきである。	外来種対策の最終目標は、根絶であり、際限なく捕獲個体が増えていくと考えられ、保護飼養をすることができない事例が大多数であると考えられることから、保護飼養についての記載は控え、原案どおりとします。	
428	66	19-28	防除等の活動への協力だけでなく、専門的な知見を通して生態系保全についての政策提言を行うようなNGO・NPO等の意見を積極的に採用すべきである。また、外来種である動物を保護飼養あるいは譲渡する民間団体の活用についても検討すべきである。	長年にわたる調査データ等による専門的な知見を有する民間団体もあるが、その政策提言が十分に生かされているとは言えず、積極的に耳を傾ける必要がある。また、防除イコール殺処分ではなく、生態系からの排除を目的にするのであれば、保護飼養も防除の一環として認められるべきである。人間の身勝手な理由で殺処分される動物をできるだけ減らしたいという民間団体や個人の意向は、尊重されるべきである。	ご意見の趣旨は今後の環境省においての施策の参考とさせていただきます。	
429	66	27	次のように修正願いたい。 「外来種問題の深刻さをより一層実感できるものであることから、」 →「外来種問題や生物多様性についての理解を深める効果が高いことから」	外来種問題・生物多様性全般への理解を深めるという記述に直して頂いた方がよいと考える	本計画は、外来種の被害を防止することを目的としたものであることから、特に深刻さを実感できる活動を明記することとしたいため、原案どおりとします。	
430	66	26	次のように修正願いたい。 「これらの団体が実施する外来種の防除活動は、」 →「これらの団体が実施する活動は、」	外来種対策のために有効な市民団体による活動は多岐にわたっており(生き物そのものに対する理解を深める、生態系の仕組みを学ぶなどを含めて)、「防除活動は、」と限定しない方がよいのではないかと	ご意見を踏まえ、「外来種に関連する活動は」と修正します。	○
431	68	10~23	教育機関における外来種の基本認識を求める項では、特に産業管理外来種に分類された主に対しては、利用されてきた歴史や背景、現行の利用状況についてその有用性と併せ理解を深めるように教育されたい。	今般の行動計画と併せて提示されているリストが一つに集約されていること、並びにリスト内の分類の告知が徹底されないことが原因で、教育を施す側が人間社会に有用な種までもそうでない種と同一視するような誤った指導を実践してしまうことを危惧するため。	ご意見の趣旨は今後の環境省においての施策の参考とさせていただきます。	
432	68	19-23	「教育機関」「求められる役割」に、以下のように加筆することを提案します。 「外来種が我が国の在来種や生物多様性・社会等に与える影響、日本の生物が国外で外来生物問題を起こしている例、および外来種問題が起きている背景等について…」	外来種問題は、一方的に「我が国」の問題ではなく、原産地以外のところに人為的に運ばれることによって生じる双方向の環境問題であることをきちんと教育するべきです。そのため、日本の身近な生物も国外では問題となる場合もあることを教育内容に加えるべきです。	ご意見の趣旨は、「外来種問題が起きている背景」に含まれると考えているため、原案どおりとします。	
433	68	18-23	教員への外来種問題についての教育・研修も必要だと思いますが、外来種問題に詳しい研究者や地元の人(自然保護団体あるいは古老など)による出前授業の導入を推進してはどうでしょうか？	地域によっては取り入れている所もあると思います。実際に外来種問題に関わっている人から聞く話は、学校の先生の授業よりインパクトがあり、子供たちの心に残るように思います。	当然、普及啓発の方法の中には出前授業によるものなども組み合わせてなされるものであることから、原案どおりとします。	
434	68	18-23	教育現場において、外来種問題を伝える際には、生物多様性保全のことだけではなく、「生命の尊厳」「人間の歴史的な反省と責任」について触れるべきである。外来種が「悪」であることを強調するような教育は、生命の差別や軽視にもつながり危険である。	外来種問題は、人間の責任であることを丁寧に伝える必要がある。外来種は駆除すべきということだけを強調するような教育は、「いのちを大切に」という教育現場でのスローガンに相反するものであり、また差別思想を助長することになりかねない。防除対象になっている外来種は、人間の生活・生産活動の上での犠牲者であり、これを繰り返してはならないことも並行して伝える必要がある。	ご指摘の趣旨は、当該箇所に含まれていると考えているため、原案どおりとします。	
435	68	32-36	外来種を対象としても基礎的な生物学的知見の解明にとどまらず、防除等の対策には結びつかない研究の例も見られます。この表現では、具体的な防除対策の提案を伴わない研究には価値がないような受け取り方をされかねない。基礎研究を軽んじていると誤解を受ける表現の変更を求める。	外来種の基礎的研究に研究者が取り組む目的は、防除対策の必要性に駆られてのものから、利用目的のもの、自分のフィールドにいるからなど、さまざまである。どんな目的で行われた研究であっても、重ねられた知見は防除の対策を立てるための基礎資料となりうるのだから、研究の目的が防除対策の立案ではないとしても、得られた知見の価値に影響を与えるものではないと思う。 行動計画で、防除対策に結びつかない研究があることは残念であるかのような表現がなされ、外来生物を研究するものは防除対策まで結びつけるのが当然であるという雰囲気が生じることは歓迎できない。研究目的を絞り込むことで、外来生物を研究対象にすることがはじめから忌避され、基礎研究を行う層が縮小することを危惧する。 対象とした種の基礎的な生物学的知見を重ねずに、防除の対策が立てられるとは思わない。被害が顕在化しないうちに対策に必要な知見を蓄積するためにも、防除対策に直接結びつかない研究の価値が低いかに受け取られかねない表現は改めていただきたい。	本計画は、外来種による生態系等への被害の防止に資するための考え方を整理したものであるため、研究についても被害の防止に資する成果が得られる研究が不足していることを明記する必要があることから、原案どおりとします。	
436	68 69	25- 12	実験動物施設の届出制と逸走時の報告義務の導入を検討すべきである。	12ページの「3. 外来種に関する適切な認識」では、「人間の管理下にある外来種の多くは、…このような外来種の一部には、人間の管理下から逸出した場合、生態系等に対して侵略的な影響を及ぼす種があるのも事実で、…利用量の抑制が困難である場合や、代替性がない場合は、適切な管理が必要です。」とされている。 人間の管理下にある外来種のうち、動物取扱業者は動物愛護管理法の登録制、家畜は家畜伝染病予防法の定期報告である程度実態が把握されているが、今回案で外来種に指定されているハツカネズミ、ドブネズミの改良であるマウス、ラットを多く飼育する実験動物施設の実態は一部を除きほとんど把握されていない。遺伝子組換え動物や感染生物の問題も含め、ひとたび逸走が起これば生態系への被害は甚大と思われるが、カルタヘナ法や感染症予防法等の一部の法律で規制される場合を除き、逸走時の報告義務もなければ、施設の所在さえ把握されていない現状では、事故時に対策をとることすらできない。 マウス・ラットを主体(使用動物の約9割)とする実験動物施設は一律で届出制と逸走時の報告義務の導入を検討すべきである。	外来生物法、カルタヘナ法、感染症予防法等の各法律により、その目的に応じて、生物の取扱いや施設・管理等の規制が行われているところですが、ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。	
437	69	3-12	外来生物の基礎的研究、防除方法の開発だけでなく、動物の福祉に関する事項(特に安楽殺)についても、研究者や学術団体の役割について含めるべきである。そのなかで、獣医師の団体を位置づけることが必要である。	外来生物の安楽殺処分については、社団法人日本獣医師会が平成19年に示しており、「命の尊厳への気持ちを基に人道的な方法をとる」ことを明記している。さらに、特定外来生物の種別の安楽殺処分基準についても、手法や薬剤についても詳細を記している。しかし、実際には、現場でこれらの安楽殺手法が行われることは非常に少ない。外来生物の安楽殺は、福祉的にも、公衆衛生においても、獣医師が行うこと、或いは獣医師による的確な指導があることが必要である。	本計画は外来種による生態系等への被害を防止することを目的として策定しているもので、動物の福祉に関する事項に特化はしないため、原案どおりとします。	

438	69	3-12		外来生物の基礎的研究、防除方法の開発だけでなく、動物の福祉に関する事項(特に安楽殺)についても、研究者や学術団体の役割について含めるべきである。そのなかで、獣医師や獣医師の団体の役割について位置づけるべきである。	外来生物の安楽殺処分については、社団法人日本獣医師会が平成19年に示しており、「命の尊厳への気持ちを基に人道的な方法をとる」ことを明記している。 さらに、特定外来生物の種別の安楽殺処分基準についても、手法や薬剤についても詳細を記しているが、実際には、現場でこれらの安楽殺手法が行われることは非常に少ない。 外来生物の安楽殺は、福祉的にも、公衆衛生的にも、獣医師が行うこと、或いは獣医師による確かな指導があることが必要である。	本計画は外来種による生態系等への被害を防止することを目的として策定しているものですが、実際には、動物の福祉に関する事項に特化はしないため、原案どおりとします。	
439	69	12		このあとに、次の文章を追加願いたい。 →「また、外来種対策を社会的な側面から推進・促進させるために国内各地の事例収集や分析をすすめるとともに、周辺環境に応じた問題提起や提案、遺伝子レベルでの問題解析、地域の在来種の利用促進のための研究開発と普及を行うことなども求められています。」	取り組み始めているので、ぜひ加えて頂きたい。	ご意見の内容は、推進していきたい研究分野として、P69L4に記載している「外来種の分類」に含まれているものと考えておりますので、原案通りとします。	○
440	69	24-31		「国民」「求められる役割」を、改段落も含めて以下のように改めることを提案します。 「外来種被害予防三原則である「入れない」、「捨てない」、「拡げない」を遵守することが求められます。特に動植物を飼養等する場合は、野外に捨てることなく、最期まで飼養等をすることが国民全体の最低限度の義務です。 自己所有地内で侵略的外来種を発見した場合は、周辺の生態系に被害を及ぼすおそれがあるため、安全性を確認した上で、必要に応じて確認情報の地方自治体への提供、さらには駆除等の実施、参加協力を努めることが求められます。 また、民間団体等と連携して防除等の侵略的外来種の被害防止対策に参加することのほか、周辺の自然環境における外来種の分布を把握し、情報提供すること等においても一般国民の果たすことのできる役割は大きく、自発的な参加が求められます。」	すべての国民に遵守が要求されること(飼養生物の遺棄の禁止)と、ボランティアレベルでの社会貢献が、すべて「求められる役割」という言葉で一括されています。すべての国民が守らなければならない最低限のこと、効率的な被害防止のために自主的行動として期待されることは分離すべきです。	ご意見を踏まえ、「また」の前で改行します。	○
441	69	26		「…必要です。自身の生活環境周辺で侵略的外来種を…」と修正すべき。	自己所有地内に限定する必要が無いから。	「求められる役割」としては、所有権の観点からも自己所有地内が適当と考えられるため、原案どおりとします。	
442	69	31		「外来種の定着、拡大を防ぐために在来種の生息地の劣化を防ぎ、生態系の保全・回復をはかります。」を加える。		普段の生活の中で、外来種問題を発生させないよう努めることが国民の重要な役割と考えており、「生態系の保全・回復」までを明記しても、実行性が保てないと想定されるため、原案どおりとします。	
443	70		1以降・第2部第一章全体	以降、第2部・行動計画のうち第1章「国による具体的な行動」について 各項目の2. 具体的な行動について、()内に書かれている担当の省庁名を削除していただけないか。もしくは、すべて(環境省、農林水産省、国土交通省)と修正していただきたい。	「国による具体的な行動」と表現している以上、すべての省庁で基本的な方針としてはこの行動計画にもとづくべきではないか。個別の省庁名をあげるのであれば、少なくとも行動計画の作成に携わっている3省名を記載すべきである。	省庁ごとに所掌事務が異なることから、原案どおりとします。	
444	70	15 18		以下のように文章を修正してください ・外来種(外来生物)、侵略的外来種という言葉の意味を知っている人の割合:	本計画、外来種リストで初めて、侵略的外来種という概念が導入されました。たくさんいる外来種の中で、特に侵略性のあるものが侵略的外来種であって、駆除などの必要があるということを知っている人を知ってもらわないと、ただ、ただ外来種は、すべて排除という、極端な「バイオナシヨナリズム」に陥ってしまいかねません。 また、今回、初めて、国内由来の入り亜種概念が導入されましたので、外来種の意味を正しく理解してもらいたいと思います。	まずは、外来種についての認識を高めることが重要と考えているため、原案どおりとします。	
445	70	19-20		19行目を「法の「概要」を知っている人」として50%以上を目標に掲げるべき。また、リストやこの行動計画の概要を知っている人の割合についても目標として掲げるべき。		現状を踏まえて、達成可能な目標を定めたものであり、原案どおりとします。	
446	70	26	各種パンフレット、ポスター、チラシなど	見分け方や対策を前面に押し出した広告をもっと作るべき。 市民の目線に沿った形の広告ならばより多くの方が目を通し、より効果的な外来種防除が行えると考える。	環境省が作成したポスター・リーフレットを拝見しました。その中で特に目を引かれたのは「アルゼンチンアリの見分け方」でした。このチラシは全体に在来種との見分け方だけが書いてあるもので、非常にシンプルで見やすいと感じました。今後外来生物への知識が広く普及していったとき、市民が最も不安に思うのは「見分け方」です。こういったチラシが多く出回ることで市民の不安を解消できると考えられ、より効果的な防除につながると思われまます。 また、対策を前面に押し出して目を引かれたものは、「特定外来生物アライグマによる被害を防ごう」でした。このチラシにはアライグマ防除のために必要なことが順序立てて詳しく説明されており、何をすればよいのか、何をすべきなのかが詳しく書かれています。こういった市民目線で書かれたチラシは非常に見やすく、多くの方が目を通すため、より外来種対策が進んでいくと考えます。今後もこのようなチラシを作っていただきたいと思ひます。	ご意見の趣旨は今後の環境省における施策の参考とさせていただきます。	
447	70	33		「農業者向け」の前に、「代替技術の開発、」を挿入する。		パブリックコメント版p76 31行目～34行目に記載しているとおり、セイウオオマルハナバチの代替種の利用については、まずはその利用方針を検討することとしており、ここでは原案どおりとします。ご意見の趣旨を踏まえ、各主体における適切な対策が進むよう取組を実施していきます。	
448	70 73	23		人材の教育とありますが今のままの内容でこれからの子供たちにそのまま教育しては本質を理解してもらえないと思ひます。	教育の上で本当に大切な事は自然のありがたみ、感謝の気持ち、おもいやり、生き物の命、生き物とのふれあい、生き物への愛、「生き物は生き者」であるという事を体験から学んでもらうことではないでしょうか？ 自然と向き合う姿勢と小さな命へのハートを教育に生かして頂きたいと思ひます。自然と生きる事は矛盾を教えてはならないと思ひます。	ご意見の趣旨は今後の環境省における施策の参考とさせていただきます。	
449	71	36		「整理」するだけでは、外来生物の継続的な防除は期待できない。		このような取組の積み重ねが外来種対策の推進につながると考えていることから、原案どおりとします。	
450	72	32		「防除方法などは、外来種の種や生息地により多様であることに留意します。」を加える。		ご意見の趣旨はP49L36以降に記載していることから、原案どおりとします。	
451	73	16		「極めて」を削除すべき。	外来種対策は危機管理であり、予防的観点で最も重要であるため。	ご意見のとおり、「極めて」を削除しました。	
452	73	18～ 19		「外来種問題に関する地方自治体等からの相談・意見等について」を削除する。	「外来種問題に関する」は、本計画は外来種に関するものであり不要である。また、地方自治体等以下については相談・意見等がなくとも国として積極的に対応するべきである。	地方自治体等のみが把握している問題等も考えられるため、原案どおりとします。	
453	74	11		「2 具体的な行動」、の中で「生物多様性国家戦略や外来種被害防止行動計画第1部第2章第1節2(1)(2)に示した基本的な考え方に基づき、対策の優先度を踏まえた戦略的な外来種対策を推進します。(環境省、農林水産省、国土交通省)」という記載がある。このなかで、国が省が行う対策についての具体的な記載がない。生物多様性を回復するための河川環境の改善は、国土交通省の役割であることから、その旨を記載するべきである。	治水・利水を目的とした河川環境の改変により在来魚の生息場が失われたことは、オオクチバス等の外来魚の食害に晒されやすくなった一因と考える。国土交通省の水環境・国土保全局としては、河川環境を保全する観点から、在来魚を含めた水生生物の生息環境を再生し、在来魚によるバスの捕食効果を期待して、多自然川づくりの推進を実践してもらいたい。	原案通りとさせていただきます。	

454	74	11		上記項目において、具体的な行動と括弧書きで担当省庁が書かれていますが、15～36行においては担当省庁に国土交通省、農林水産省の記載が無いものが増えてきています。すべての具体的な行動について環境省、農林水産省、国土交通省が協力し外来種対策を推進すべきと考えます。	インフラ整備において建設業と自然環境は密接した関係にあり、実際自然に手を入れる機会が多いのは建設業者です。インフラ整備における外来種対策としての調査、計画、工法(施工)において、国土交通省との連携は不可欠と考えます。	各省庁が所掌事務に則り対策を進めているため、原案どおりとします。	
455	74	15		以下の文章を追加してください。 ・戦略的な入り亜種対策の基礎となる、我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リストを適切に更新するため、調査研究を推進します。	国は、外来種対策に関する調査研究を研究機関や学術団体等に任せて、情報収集と整理だけするということから、自ら実施する方向性を持つ必要があります。	ご意見の趣旨は、P102L25以降に記載しているため、原案どおりとします。	
456	74	18		「地方自治体における外来種の条例による規制等の地域独自の取組の強化等を促進します」を削除する、または「促進」を「支援」とする。	国が地方自治体の取組を強制するような表現は、地方分権上の問題がある。	国として積極的に推進する姿勢を示すために、原案どおりとします。	
457	74	21		次のように修正願いたい。 「(環境省)」 → 削除 もしくは「(環境省、農林水産省、国土交通省)」	「国による具体的な行動」と表現している以上、すべての省庁で基本的な方針としてはこの行動計画にもとづくべきではないのか。個別の省庁名をあげるのであれば、少なくとも行動計画の作成に携わっている3省名を記載すべきである。	省庁ごとに所掌事務が異なることから、原案どおりとします。	
458	74	21		環境省だけでなく、農水省、国土交通省を加えるべき。これらの省庁も、生物多様性保全上重要な地域の周辺等で行う事業はあるはず。		原案通りとさせていただきます。	
459	74	27	8	「地方自治体による侵略的外来種のリストの策定を促進させます」を削除する。または、「促進させます」を「支援します」とする。	国が地方自治体の取組を強制するような表現は、地方分権上の問題がある。	ご意見を踏まえ、「促進します」と修正します。	○
460	75	15		「また、在来種の生息地や生態系の保全・回復を図ります。」を加える。		ご指摘の趣旨はP96L33に記載していることから、原案どおりとします。	
461	75	17-22		【現状】と【目標】の対応が不明瞭。	「外来種リスト」の内容を知る国民が増えれば外来種が適切に管理される、という単純な関係ではないと思われ、外来種の適切な管理を行うためには、別の目標設定が必要と考えられます。	外来種問題の認識不足が意図的導入を引き起こす要因になっていると考えられるため、本目標を設定していることから、原案どおりとします。	
462	75	20		【目標(2020年(平成32年))と、24行目(2)具体的な行動 この目標を達成するためには外来種リストをより分かりやすくする工夫が必要である。しかし(2)の具体的な行動にはリストに関するものが入っていない。現状の外来種リストでは一般の方々には効果が薄いと思われるので、一般市民向けのわかりやすいリストを作成すべきである。	環境省のサイトにてリストを拝見しましたが、この内容を50%の方々に知ってもらうのは厳しいのではないかと感じました。単純なリストとしては素晴らしいものだと思いますが、これだけでは専門知識のない方々は見えない、もしくは、見てもわからないと思います。一般に公表するには、写真付きの最重要外来種リスト(数種程度に絞る)の作成と、リストの発表と同時にメディアを使用した全面的な呼びかけ等の工夫を行う必要があると考えます。またP.70にて普及啓発用のポスター、チラシ、パンフレットを改訂、作成するとあります。これもただ作成するだけでなく、地域ごとに工夫し、配布する地域ごとの最重要外来種リスト等を掲載することができれば、広く認知され、普及啓発にもつながると考えます。	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。	
463	75	21		「目標」の内容を以下のように修正願いたい。 → ・意図的に導入される外来種の使用抑制に必要な手法が検討され、必要な立地で実行に移されている ・意図的に導入される外来種の適正管理に必要な情報が整理され、必要な立地で実行に移されている ・既存の代替種利用方法や外来種を使用しない方法の積極的な採用が必要な立地から採用されるようになっている	「目標」の内容が「意図的に導入される外来種の適正管理」に対応していない。「入れない」「捨てない」「扱わない」の項目に記載されている内容に基づいた目標を定めて明記すべきである	「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」の内容の認知度を上げることが、外来種問題についての認識が向上していることにつながるかと考えているため、原案どおりとします。	
464	75	33-35		76ページ19～21行目に同じ文章があり、不要。 「入れない」としての文章であれば、ミシシippアカミガメの輸入規制について言及すべき。		段階的な法規制の導入は「入れない」対策の一つであるため、原案どおりとします。	
465	75	33-35		ミシシippアカミガメも駆除などのニュース等を目にしますが殺さないで頂きたいと思えます。	カメラも人間たちのせいで自然に放たれたのですから殺されるカメラたちの気持ちになると心が痛いです。小学生などの教育等に役立ててほしいです。	外来生物法等に基づき、外来種による生態系等への被害を防止することが求められているので、原案どおりとします。	
466	76	4		次のように修正願いたい。 「(環境省、農林水産省)」 → 削除 もしくは「(環境省、農林水産省、国土交通省)」	各種事業での外来種使用のうち、緑化植物の多くは国土交通省の事業でも使用されている。また、仕様書等にも記載がある。	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。 「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」の策定主体に現時点において国土交通省は入っていませんが、リストを踏まえた対策について各主体において実施されるよう取組を進めていきます。	
467	76	18		自然環境中への逸出については法的規制も目指した計画とすべきである。	現状を鑑みると、普及啓発ではもはや大きな効果は望めないため、より強い手段が必要である。	ご意見の趣旨は今後の環境省における施策の参考とさせていただきます。	
468	76	23		釣り雑誌への注意喚起の掲載、河川への看板設置による注意喚起も必要と考える。	釣行者の適切な知識不足が懸念される。そのため、直接的に複数度視認することによる知識、意識向上が必要と思われる。	外来生物法の周知については本計画の第1部第2章第1節1で記載しており、今後も引き続き法律の普及を図っていきたくと考えています。	
469	76	24～26		「普及啓発の実施」ではなく、取締りや罰則の強化を図るべきである。	「意図的な」違法放流については、悪意のあるものであり普及啓発の効果は望めない。	ご意見の趣旨は今後の環境省における施策の参考とさせていただきます。	
470	76	24-26		密放流の監視等、外来魚被害防止のための普及啓発を警察等に対しても実施して欲しい。	密放流の検挙や現場でのトラブル防止には、警察等の協力が必要である。	外来生物法の普及啓発は対象問わず取組を進めていけるものです。	
471	76	30		「2)産業において利用される外来種の適正管理の徹底」と修正すべき。	41ページ7行目にあるとおり、基本的な考え方に基いて記載する必要があると考えるから。	ご意見のとおり、修正します。 「産業において利用される外来種の適正管理の徹底」	○
472	76	30		意図的に導入される外来種の適正管理の徹底 「国内由来の外来種」への言及がなされていない。		国内由来の外来種への対応については、第2部第1章第5節で記載しています。	
473	76	30～		セイヨウオオマルハナバチの使用及び管理について、外来生物法による措置命令等の厳格適用を図ることを記載すべき。	特定外来種の野外逸出については外来生物法に措置命令等の規定はあるが、被許可者の管理不行き届きにより問題が生じても事実上責任が問われることはなく、防除対策も行わないことが通例であるため。	外来生物法に基づく適正飼養の徹底については、P77L1で記載していますが、ご意見の趣旨を踏まえ、引き続き外来生物法の適正な執行に努めます。	

474	76-77		セイヨウオオマルハナバチの使用及び管理が不適正な事業者(被許可者)に対して厳格な対応を図る必要がある。	現在でも業者(被許可者)の生物多様性保全に対する意識不足により、野外逸出が珍しくなく、違反をした者に対して指導だけでなく終わらせており、管理責任を問われることがないので問題だと考えるので、業者(被許可者)の管理責任をしっかりと問い、防除対策まで行わせるのが本来の対策と考える。	外来生物法に基づく適正飼養の徹底については、P77L1で記載していますが、ご意見の趣旨を踏まえ、引き続き外来生物法の適正な執行に努めます。
475	77		オオクチバスがすでに多大な経済効果をあげており、共存できている地域に対しては、バカの一つ覚えの様に、一律な駆逐体制をとる必要性はないのでは。	オオクチバスが問題になっている地域がある一方で、山梨県の3湖や神奈川や千葉のダム湖の様に、オオクチバスを有効利用し、経済効果を上げている地域もあり、その経済効果は馬鹿にならない。 すでに蔓延期に入っており、多額の費用をかけても完全には駆逐できないより、トラウトと同様に産業管理外来種として、ゾーニングなどで管理をし、レクリエーション面の有効利用による経済効果をあげる方が、メリットが大きい。 オオクチバスを代表例の様に何度も取り上げているが、バスは外来種の中でも多大な経済効果のある有用性のある極めて稀な種族。 マイナス面だけを取り上げ、いたずらに頭ごなしに悪者の様に扱い、それを無知な人達に教育していく、という姿勢は愚か。	特定外来生物は、我が国の生態系等に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、防除等の対策が求められています。
476	77	10~13	国土交通省も本施策を実施すべき。	国土交通省は62ページの【求められる役割】において、「外来種との適切な関わり方を考慮した事業を実施します。」としており、緑化植物の使用については本施策を行う義務がある。	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。 なお、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」の策定主体に現時点において国土交通省は入っていませんが、ご指摘の箇所に記載されているとおり、この内容について各主体において実施されるよう取組を進めていきます。
477	77	16	次のように修正願いたい。 「実施します。」 →「実施すると共に、環境区分に応じて地域体系に配慮した事業に取り組みます。」	「植生遷移の把握」に取り組むだけでは対策といえないのではないだろうか	以下の通り修正。 ・地域生態系の保全に配慮したのり面緑化工法として、表土利用工、自然侵入促進工、地域性種苗利用工について 2013年(平成25年)1月にとりまとめ公表しており、今後も継続した植生モニタリング調査による植生遷移の把握を行い、周辺環境に応じたのり面緑化工への活用を図ります。
478	77	20	「森林表土利用工」の後に次を加えて頂きたい →「、地域の在来種の利用促進」	遺伝子レベルで問題のない生物(地域性種苗など)の利用促進を「外来種対策のひとつ」として積極的に取り入れる必要があると考える	当該記載箇所に示された「林野公共事業における生物多様性保全に配慮した緑化工の手引き」において、緑化工に使用する植物として「地域性種苗」を位置付けていることから、「自然侵入促進工や森林表土利用工等による緑化」という表現には地域性種苗の利用も含まれており、ご意見の趣旨は原文にすでに含まれているものと考えています。このことから、原文のままさせていただきます。
479	77	21	オオクチバスに頼らずに得ない状況であることを理解して頂きたいです。バスフィッシングのレジャー産業の売上は釣り業界においても多大です。これ以上の締め付けは釣り業界に多大な影響を及ぼす恐れがあります。逆に第5種共同漁業権の特例による飼育許可についてはそういった湖沼・河川を増やす事により生息場所のゾーニングをしていけば宜しいと思います。		特定外来生物は、我が国の生態系等に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、現在も、防除等の対策が求められていることから、原案どおりとさせていただきます。 なお、ご意見の趣旨は、今後の環境省においての施策の参考になるものと考えます。
480	77	21	山梨県の3湖におけるオオクチバスの第五種共同漁業権の特例による飼養等許可22については、オオクチバスに頼らない漁場管理について、関係機関と引き続き検討します。についてですが、現時点でオオクチバスによる産業が成立している状況であれば、これを崩す必要はないと考えます。同様に奈良池原ダムや千葉県亀山ダムなど、オオクチバスが地域産業の基盤となっている地域においても積極的に魚種認定を行った上で管理すべきと考えます。それらの地域への魚の移動を認めるようにすれば、防除すべきエリアでの釣り人の協力も得やすく、効果的な防除にも繋がるでしょう(ゾーニングの考え方)。		特定外来生物は、我が国の生態系等に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、防除等の対策が求められています。 なお、侵略的外来種は釣りが規制されるものではありません。また、オオクチバスは、外来生物法に基づく特定外来生物に指定されていますが、釣り自体が禁止されるものではなく、外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生態の運搬等を伴わない釣り等は行うことができるものです。
481	77	21	山梨県の3湖におけるオオクチバスの飼養等許可の特例について、廃止を前提とした協議の早期実施をすべきと考える。		ご意見の趣旨は、今後の環境省においての施策の参考とさせていただきます。
482	77	21-23	山梨の3湖をいいモデルとしている湖は各地にたくさんある事を教えてください。	私が今頃(3月)の状況に悩んでいる。山梨県がオオクチバスに頼らずに得ない状況であることを理解して頂きたいです。バスフィッシングのレジャー産業の売上は釣り業界においても多大です。これ以上の締め付けは釣り業界に多大な影響を及ぼす恐れがあります。逆に第5種共同漁業権の特例による飼育許可についてはそういった湖沼・河川を増やす事により生息場所のゾーニングをしていけば宜しいと思います。	当然、在来種が減少している要因は外来種以外にも存在する可能性はありますが、本計画は、侵略的外来種による生態系等への被害の防止を目的としたものとなるため、外来種による生態系等への被害が顕著な事例を挙げています。 なお、外来生物法は釣り自体を禁止するものではありません。外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生態の運搬等を伴わない釣り等は行うことができるものです。
483	77	21-23	該当段落の削除。	オオクチバスの産業上の利用を推進してこそ、生物多様性の保全と水産物の自己回復が促されるのは他先進国での税金を投入しない効果的な手法であることが報道されているため、本記載は本文書の目的に反することになるため。	特定外来生物は、我が国の生態系等に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、現在も、防除等の対策が求められていることから、原案どおりとします。
484	78	24-26	「輸入の際の非意図的導入」に、以下のように加筆することを提案いたします。 「水産物や飼料への外来生物の混入状況や釣り餌として流通する外来生物の実態把握については、水産物や飼料への外来生物の混入状況等のサンプリング調査等により状況を把握するとともに、生鮮品の代わりに加工品や冷凍品の状態での輸入を奨励するなどの代替策を推進します(環境省)」	水産物の場合、生鮮品の代わりに加工品や冷凍の状態での輸入することは、生きた外来生物の混入を防ぐ現実的な手段です。ぜひ何らかの方策をもって推進していただきたいです。	現時点で実態が把握できていないことから、把握後の対策についての記述はできないため、原案どおりとします。

485	79	9-24		【国内他地域からの非意図的導入】に対する具体的な行動として、日本全体についてポスター・チラシ等の配布以外にも具体的な行動をおこなう必要がある。	【国内他地域からの非意図的導入】に対する具体的な行動が、日本全体についてはポスター・チラシ等の配布しか書かれていません。他の具体的な行動は全て小笠原諸島についてであり、小笠原以外の地域の行動が、あまりにも不十分です。特に、環境アセスメントで国内外来種を「環境省のレッドリストに載っているから」という理由で重要種として位置付けている報告書を頻りに目にしますが、これは国内外来種や生物多様性についての認識が、事業者である行政やコンサルタント業者において完全に欠落しているためと想われます。他にも、国内外来種のホタルなどの放流を自治体が支援している、ラムサール条約登録湿地で国内外来魚のホンモロコを養殖してラムサールホンモロコとして売り出す自治体があるなど、国内由来の外来種についての自治体の認識の低さは著しいので、単にポスターとチラシを撒くだけなどという手抜きではなく、自治体の事業についての方向性などを、環境省が的確に指導するように行動していただきたい。	当該箇所は、「国内の他地域からの非意図的導入」に関する事例であるため、原案どおりとします。 なお、国内由来の外来種の対策については、P97以降に記載しています。	
486	80		【コラム】防除	現存する外来種をすべて駆除の対象にするのではなく、現在の日本の生態系の事実と把握する1面も大事なのではないでしょうか？	今現在、琵琶湖において湖中に電気を流してブラックバスの駆除を行っています。この方法だと他の生態系への悪影響は避けられないと思います。後、市民への問いかけにも気を配る必要があると思います。外来種を悪党と決めつけるような発表をしているせいで、生きたままのブラックバスを駆除と名をつけて虐待する動画も流れています。	特定外来生物は、我が国の生態系等に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、現在も、防除等の対策が求められています。	
487	80 102	10 35		近年、琵琶湖等で外来魚の駆除作業を電気ショックで行っている事と思います。しかし、現実には外来種だけでなく貴重な在来種も無差別かつ無残に殺処分されています。 また、添付写真にもあるように、農水省関係のパフレットにブラックバスと偽って、大量の在来種(鮎)を平然と駆除している資料がありました。このような事業にもわれわれの税金が無残に投資されていると思うと、事業の姿勢に疑問を持たざる負えません。 本来の目的を忘れて、事業に取り組む姿勢は一国民として断固として許す事ができません。		意見数254に同じ	
488	80	21	「①外来種は放置するとどんどん増加して手を着けられなくなる。」について	果して、本当にそうでしょうか？これは私の実体験によるものですが、有る人造湖で15年程前にアカミガメが大量生息していました。その時はイシガメ等の在来種の姿がほとんど見られませんが、昨今の状況はイシガメ等の在来種は見かけるもののアカミガメ等の外来種は1つも見られないという事です。これは思うに安定した気候(冬季の温暖化)により爆発的に大量発生したが、気候変動(近年の大寒波の到来)により越冬できなくなったためと想われます。 そのため、「外来種は放置するとどんどん増加して手を着けられなくなる」ではなく「外来種は放置するとどんどん増加して手を着けられなくなる物も居る」にされた方がよいのではないのでしょうか？		外来種の定着や被害状況は地域・環境によって異なります。ここでは一般的なこととして端的に述べている箇所であることから原案のままとします。	
489	80	24		「オオクチバス等が意図的に違法放流されることのないよう～」教育の現場で周知することに賛同します。 善悪二元論や感情論だけで問題が捉えられないような周知を期待します。		ご意見の趣旨は今後の環境省における施策の参考とさせていただきます。	
490	80 36 88	24-25 1 21		オオクチバス駆除以前に、まずはブルーギルの駆除を優先すべきである。 また、外来魚の代表とされがちなオオクチバスの表記をブルーギルに置き換えるべきである。 駆除方法に関しては、本行動計画書では明記されていないが、「電気ショック漁法」による駆除をこれ以上継続してはならない。	まず、今回の行動計画(案)を見て、そもそも前提として「生物多様性の保全」を大前提として事を進めていることはよく分りました。 故に「多様性を減少させる原因としての侵略的外来種の防除あるいは根絶を手段として挙げていくことも大いに理解できます。 ただ琵琶湖の外来魚駆除に関しては、行動計画案と実際の駆除の手法・順番に関して矛盾が生じていることを指摘します。88p. 21行目の「ブルーギルは食性の幅が広く～」と、オオクチバスよりも在来種に対する影響が大きいことが示されています。実際の外来魚問題での主語は「オオクチバス」ばかりに当てられており、駆除に関しても「防除の順番」などは全く関係ないようなブルーギルもオオクチバスも外来種一括りにされ、刺し網、駆除エリ、電気ショック等により、魚種が混同されたまま駆除されるような施策が続いています。本行動計画が指摘しているように、「順番」の重要性があり、駆除すべきはまずブルーギルであり、こうした公算の中でも、外来魚＝オオクチバスではなく、ブルーギルの駆除を優先すべきだと想われます。 なぜなら、従来となつたオオクチバスはブルーギルを捕食できるのに対し、ブルーギルは成長した後もオオクチバスを捕食することはできません。 ブルーギルにとつてはオオクチバスが天敵であり、被害がより懸念されるブルーギルの防除または根絶を目指すならば、彼らを捕食するオオクチバスの捕獲・駆除量を抑制すべきであると考えるからです。実際の沼を例に、捕獲した外来魚の90%がブルーギルであったという表記から、残りの10%の外来魚の駆除量を計算することなく、それぞれの種を同等に防除を進めていった場合、先に駆除が減少するのはその10%の外来魚であり、残るのは、本行動計画がより被害を懸念しているブルーギル、ということになります。 この「防除の順番」を無視した駆除が琵琶湖でも続いていることで、より被害が懸念されるブルーギルばかりが存続してしまふ可能性があることを危惧します。 また、オオクチバスはその習性上、増殖しすぎた場合には共食いもあり、口の大きさから、それができないブルーギルに比べれば、ある一定以上の個体数の増殖は比較的起こりにくいと考えられます。さらに、ルアー釣りのターゲットとなっているのもオオクチバスであり、ごく一部の個体ではありますが、釣りあげられていることを考えると、少なくともブルーギルよりもその個体数にはダメージが与えられています。 故に、まず防除を進めるべきはブルーギルであり、現在の魚種を混同した駆除に関しては規制されるべきであり、まずはオオクチバスに先んじてブルーギルの駆除を中心的に進めていくべきだと私は考えます。現在琵琶湖で行われている「電気ショック漁法」に関しても、外来種のみ選択的に駆除しているようにならされておらず、漁網に近づくに浮かんている在来魚を見る限り、とても選択的な駆除を行っているようにも思えません。 また、ブルーギルを駆除の対象の中心とする際にも、外来魚＝オオクチバスの表記を、外来魚＝ブルーギルとするべきだと考えます。繰り返しますが、本行動計画案もブルーギルを、オオクチバスよりも在来魚に影響を与えない種だと捉えているようですが、外来魚の表記の主語をブルーギルに置き換えることにより、防除の計画を今一度見直されてみてはいかがでしょうか。	本計画で挙げている事例は外来種問題の1事例です。 特定外来生物は、我が国の生態系等に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、防除等の対策が求められていることから原案どおりとします。 琵琶湖などで行われている電気ショックは電流により魚を殺処分するものではなく、一時的に魚に電流によるショックを与え不動化させ、浮上したもののうち駆除対象となる魚種を捕獲するものです。ご意見のとおり、電気ショックにより影響を受ける個体もありますが、不動化は一時的であり、一定時間が経過すれば魚は再び動くことが可能とするもので、電気ショックを使用した駆除により在来魚が回復している事例も確認されています。	
491	81	21-22		外来種を活用し産業として成り立っているというのは至極秀逸なケースなのではないでしょうか？ 単純駆除処分よりも特定箇所に集めて有効利用する手段も考えるべきではないかと考えます、研究、食用、レジャー等。		ご意見の趣旨は今後の環境省における施策の参考とさせていただきます。	
492	82			オオクチバス、ブルーギルによる河川などの漁業被害とは具体的にどこだけ発生しているのか？データで示してほしい 生態系は1種類ではない。新たな生物が入ることで大きく変わることもあるだろうが、人間が生存していくなかで問題となりゆる影響をオオクチバス、ブルーギルなどの魚が出すとには到底思えない。		特定外来生物は、我が国の生態系等に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、防除等の対策が求められています。 なお、被害の事例については、外来生物対策室HPに掲載されている。 ・オオクチバス (http://www.env.go.jp/nature/intro/1outline/list/L-sa-07.html) ・オオクチバス指定時の資料	
493	83	19~ 24		環境省として早期発見のためのモニタリングを実施し監視するとしている施策について、「地方自治体の早期防除を支援」との内容を削除する。	環境省の施策において、地方自治体の実施主体であり実施義務があるかのような表現は認められない。	地方自治体を実施するケースもあること、またP83L24に「実施します」と記載していることから地方自治体のみが実施主体とは読み取れないため、原案どおりとします。	
494	83	35-36		「長期的なもの(数年間かそれ以上)のものが」→「長期的なもの(数年間かそれ以上)が」	タイプミス	ご意見のとおり修正します。	
495	85	16		具体的な種名をいくつかあげてほしいです。動物としてはマングースやノネコ、ノヤギ。	マングースは特定外来種で、すでに対策がとられています。ノネコ・ノヤギについては、総合対策外来種の緊急対策外来種にも挙げられ、侵略性外来種として認識されているものの対策はとられていません。奄美・琉球諸島では優先的に防除すべき種であり、行動計画の中にきちんと明記してほしいと思います。	ご意見を踏まえ、「マングースなどの侵略性の高い」と追記します。	○

496	86		被害の深刻度をデータで表してほしい。伊豆沼には足を運んだことがあるが、とても綺麗な場所だった。 ラムサール条約に守られている割には漁業者がいるのはなぜなのか？と思ったことがある。 琵琶湖も先にも書いたが在来種が繁殖する場を人間の手で奪っていることを無視すべきでない。 もっと葦原を群衆させ小動物、魚が繁殖できる場所を作るべきである。		特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、防除等の対策が求められています。 なお、被害の事例については、外来生物対策室HPに掲載されている。 ・オオクチバス (http://www.env.go.jp/nature/intro/1outline/list/L-sa-07.html) ・オオクチバス指定時の資料 ラムサール条約では、持続可能な漁業を含む、湿地の賢明な利用を推進しています。	
497	86 14		『侵略的外来種として知られるオオクチバスとブルーギルは全国の河川・湖沼への定着が確認されており、在来種の捕食などによる生態系への被害や漁業被害が深刻化しています。』と有りますが、どれほどの漁業被害があるか明確化して下さい。漁業という点では乱獲化での減少であったり、人工建造物の整備等で産卵場所を失って個体数が激減した外来種も非常に多いはず。		特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、防除等の対策が求められています。 なお、被害の事例については、外来生物対策室HPに掲載されている。 ・オオクチバス (http://www.env.go.jp/nature/intro/1outline/list/L-sa-07.html) ・オオクチバス指定時の資料	
498	86 14		オオクチバスの削除	自然に個体数が減少し、在来生物に影響を与えなくなる事実に対し、定着していることが生態系や漁業被害と解釈される文書は、本文書全体の妥当性を無くしてしまうため。	特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、現在も、防除等の対策が求められていることから、原案どおりとします。	
499	86 14-15		オオクチバス在来種の捕食での漁業被害が深刻と表記されるが、どの魚種が絶滅し、又は激減し、どこまで漁業被害があるのか？そして漁業被害の損害額とその駆除にかかわる税金の投入額は見合っているのか？	実際に漁業対象魚に対する被害は少なく、既に定着している地域では在来種もオオクチバス共存していると現実があり、被害はほぼない。 よって削除または内容の変更をすべき。	オオクチバスは稚魚期には水生昆虫等を捕食することで在来魚と競合し、大きくなると強い魚食性を示すことから、在来魚への影響は明らかであると考えています。京都府深泥池等、複数の湖沼等において、オオクチバスの侵入による在来魚の減少が確認されており、また、内水面の漁業協同組合へのアンケート等でも漁業被害が深刻であることが報告されています。なお、漁業被害の概念は、在来魚や遊漁者の減少による漁協の収入減、希少種の食害等様々であり、外来魚による漁業被害の損害額を定量的に示すことは困難です。	
500	86 14-16		オオクチバスやブルーギルによる漁業被害が深刻化している。とありますが、資料にするには被害額等が明記されておらず、大雑把過ぎると思います。	具体的な被害額等はあるのでしょうか。まずはオオクチバスやブルーギルが確認されてからの全国の漁業の被害額、そしてオオクチバスを対象としたフィッシングでの事業的収益等もあると思いますので比較してご検討をお願いします。 基本、駆除に反対です。まず、具体的な被害額等はどれくらいですか？オオクチバスやブルーギルがワカサギなどの在来魚を食べ尽くしているという科学的な根拠はありますか？ナマズやニオイなど日本の在来魚にも肉食魚はたくさん居るはず。琵琶湖で外来魚を駆除してその結果の漁獲量は回復したというデータがありますか？そもそも80年以上も前にオオクチバスやブルーギルが来た時と湖川環境は全く一緒ですか？ 当時から岸壁工事などがされていてゴミが散らかっている状態だったのですか？在来魚の減少は人間による環境汚染による影響も考えられませんか？湖川に捨てられているゴミを見た事がありますか？オオクチバスを対象としたフィッシング愛好家達がゴミを捨てているのをご存知ですか？まずは今の環境の現状を把握して頂きたいです。確認されてからの全国の漁業の被害額、そしてバスフィッシングでの利益[周辺地域のガソリンスタンドの利用、飲食宿泊施設等、釣り道具の売り上げ]の額を全て示したしっかりとした根拠と資料の提示を求めます。	特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、現在も、防除等の対策が求められています。 なお、オオクチバスは、外来生物法に基づく特定外来生物に指定されていますが、釣り自体が禁止されるものではなく、外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生態の運搬等を伴わない釣り等は行うことができるものです。	
501	86 18~21		分布拡大種の例として河川において問題となっている「ハリエンジュ（ニセアカシア）」が挙げられていないのは不自然であることから追加して記載する。	ニセアカシアは、河川における主な侵略的外来種にあげられているほか、日本の侵略的外来種ファースト100にもあげられており、河川水辺の国勢調査においても確認河川数が増加しているほか、治水対策上も問題が生じていることから、記載すべき。 ニセアカシアの分布拡大については、山田健四・真坂一彦（2009）広域を対象としたニセアカシア林の分布把握と分布要因（崎尾均編）ニセアカシアの生態学。文一総合出版ほか多数の記述がある。	ニセアカシアの侵略性については承知しているが、必ずしも本計画に事例として記載しなければならぬわけでもないため、原案どおりとします。	
502	86 30		オオクチバスの削除。	オオクチバスは侵略性が高いという曖昧な記載を示すと、ここで示す湖沼の生態系保全が科学的に評価されていないと解釈されてしまうため。	特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、現在も、防除等の対策が求められていることから、原案どおりとします。	
503	86 31		「琵琶湖、伊豆沼・内沼(宮城県)、蘭牟田池(鹿児島県)」→「琵琶湖(滋賀県)、伊豆沼・内沼(宮城県)、蘭牟田池(鹿児島県)」に修正。	琵琶湖のみ県名が記されていないのは不自然です。	ご意見のとおり修正します。	○
504	87 89 90 91 93 94 95 96	67ページ26行目～88ページ6行目及び89ページ9～26行目及び90ページ10～19行目及び91ページ1～13行目及び93ページ17～33行目及び94ページ23行目～95ページ4行目及び95ページ24行目～96ページ1～10行目	<目標>および<目標達成の指標>の後に<今後の方向性>を置く構成にすべき。また、「<今後の方向性>」は「<具体的な行動>」と修正すべき。	同章の他節は全て、目標→具体的な行動の構成で整理されているため、平仄を揃える必要があると考えるから。	まず、被害の状況や取組の現状等を示した上でなければ、目標の設定理由が分からないため、原案どおりとします。	

505	88	88	【琵琶湖、伊豆沼・内沼、蘭牟田池等のオオクチバス等(オオクチバス、コクチバス、ブルーギル)】	これについて、駆除方法に問題があると指摘します。電気ショック等の方法は在来種への負荷も大きく海外からの資料等では強い電気により健康被害が報告されています。また、オオクチバスの捕食のイメージから悪食のイメージが持たれている現状について琵琶湖をはじめ日本全国的に爆発的繁殖時期が過ぎ安定期に入ったと思われる傾向などの調査が先決と思われる。そして、完全駆除が必要な場所と駆除の不可能な所での対策などのゾーニング(棲み分け)が必要であるのではと思われ。特に、オオクチバスは多くの釣り愛好者などがあることにより一部地域河川、湖沼では経済を支える産業性も持ち合わせています。必要以上の駆除を求めると共存の道も選択肢に入れる必要性が一部地域活性化や過疎化地域の活性化につながると思われ。また、釣り具業界においてもバスフィッシングは大きな需要があり多くの方が関わっています。愛好家に関しても入漁料や管理区域などを設置し、拜領する必要があると思われ。		琵琶湖などで行われている電気ショッカーは電流により魚を殺処分するものではなく、一時的に魚に電流によるショックを与え不動化させ、浮上したもののうち駆除対象となる魚種を捕獲するものです。ご意見のとおり、電気ショックにより影響を受ける個体もありますが、不動化は一時的であり、一定時間が経過すれば魚は再び動くことが可能とするもので、電気ショッカーを使用した駆除により在来魚が回復している事例も確認されています。
506	88 93			バスフィッシングは、既に釣り業界としても一つの 카테고리として存在し大きなマーケットを築いています。既に、ブラックバス自体拡大の時期から減少安定しています。駆除費用に掛かる損出や業界に与える経済的損出、そして内水面では、漁業者の高齢化の問題等も山積しております。水辺を利用し使用料を支払うシステムは釣人のみが行っている遊漁料制度であり、その制度により少なからず湖沼河川は、維持管理されています。これからの内水面に於いて、現在多くの若者に指示されているバスフィッシングは、高齢化しつつある漁業者と共同することで、内水面の漁業振興や地域経済の振興にも貢献でき、更に法定外目的税(環境税)等を取り入れることで多くの問題を解決できると思います。医薬品同様、適正な管理の下に取り扱いを間違えなければ人の為に大いに役に立っている魚類だと思います。		特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、現在も、防除等の対策が求められています。 なお、オオクチバスは、外来生物法に基づく特定外来生物に指定されていますが、釣り自体が禁止されるものではなく、外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生態の運搬等を伴わない釣り等は行うことができるものです。
507	88	9-14		目標及び具体的な行動が不明確なので、明記すべき。	同章の他節との平仄を揃える必要があるため。また、目標及び具体的な行動を明記しないと、80ページ16~17行目にあるとおり、「掲げられている目標を達成する」ことができないため。	小笠原は科学委員会の助言を受けて対策を進めていることから、原案どおりとします。
508	88	18		「琵琶湖、伊豆沼・内沼、蘭牟田池等」とあるが、琵琶湖とその他の沼、池と同列に記載しているが、そもそも面積や規模が全く異なっており、同列に扱えないため、琵琶湖を外すべき。	琵琶湖とそれ以外の沼、池を同列に扱っているが、閉鎖水域で規模が小さい池と、海面扱いの琵琶湖を一括りに扱うのは無理がある。琵琶湖の取り組みは防除の規模、中身において本当に外来種をゼロにできるのか不明。もし、琵琶湖全域で外来種が絶滅した事例があれば、コラムにて取り上げて欲しい。規模が小さい池等で、水を抜くなどして捕獲すれば撲滅できると考えられる。	ここでは、面積や規模ではなく、環境省がオオクチバス等の防除事業を実施する対象であるかどうかで整理しているため、原案どおりとします。
509	88	18		「オオクチバス等」の表記について、「ブルーギル等」としたほうが自然である。	10ページの28行目から32行目、及び26ページの31行目から32行目に、「捕獲された魚類の約90%がブルーギル」と記載されています。2例に渡ってブルーギルの多さを訴えている中に、ブルーギル駆除の重要性は伝わりませんが、オオクチバス駆除について軽んじられているように感じられます。この例を記載するのであれば、「ブルーギル等」に変更する、もしくは例をオオクチバスの駆除実績に変更するほうが自然に感じます。	本計画で挙げている事例は外来種問題の1事例です。特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、防除等の対策が求められています。
510	88	18	【琵琶湖、伊豆沼・内沼、蘭牟田池等のオオクチバス等(オオクチバス、コクチバス、ブルーギル)】	今回の行動計画案には、以前のパブリックコメントで寄せられた釣り人からの多数の意見が反映されていない。釣り人の協力を仰ぐことで、バスやブルーギルの防除が効率的に進むと考える。しかし、釣った魚のリリース禁止だけでは逆効果で、市民の反感を買うだけである。琵琶湖などの特定の水域では釣ったバス、ブルーギルなどの再放流を禁止し、外来種を行政で回収する、もしくは隔離されている放流可能なエリアを湖畔内に設け、そこで釣りを楽しんでもらうなど、人々の協力を得られるような案を提供することが必要である。	先日行われた、「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」(案)に対するパブリックコメントの募集において、釣り人から大きな反響がありました。それは、バス、ブルーギルなどの再放流禁止といった条例に対するもので、釣り人の楽しみを奪うなどといった内容のコメントが非常に多く寄せられていました。しかし、反対意見だけでなく、条件を満たせば全面的に支持するといった折衷案も多くありました。これらから、外来魚を厳しく取り締まるだけでは反感を買うが、互いに譲歩することで十分協力は得られるということが考えられます。釣り人の協力を得るための具体案として、釣った外来魚は行政が回収する、もしくは外来魚を隔離された特定のエリアに集めてもらい、そこでは再放流可能にするなどを考えました。それによって、釣り人は自由な釣りが可能なエリアを作るために防除に協力し、ある程度数が減ってから行政による根絶を目指すといった効率の高い防除が可能となります。効率的に、そして迅速に外来魚を防除するためには釣り人たちの協力は不可欠です。釣り人たちの声を聞き取るのではなく、彼らの声に耳を傾け、お互いが納得するような計画を模索することが防除への一番の近道であると考えます。	特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、現在も、防除等の対策が求められています。 なお、オオクチバスは、外来生物法に基づく特定外来生物に指定されていますが、釣り自体が禁止されるものではなく、外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生態の運搬等を伴わない釣り等は行うことができるものです。
511	88-89	18-25		琵琶湖における駆除方法について	琵琶湖では、電気ショッカーによる外来魚駆除が行われているが、これは水中生物を無差別に攻撃するものであり、外来種と在来種を区別して駆除するには無理があり、税金を投入する事業であるにも関わらず、その本来の目的を果たしているのか疑問がある。電気ショックは一時的なもので、その後何もなかったように回復すると言われているが、その根拠はなく、電気ショッカー船の通ったあとに在来魚の死骸が水面に多く浮いていることを目にする。また、琵琶湖はラムサール条約で認められた湿地であり、在来生物を守るべき立場であるにも関わらず、上記のような駆除方法で在来生物を一網打尽にして良いものなのか疑問に感じる。市民参加型の外来魚駆除大会が行われているが、子供たちには生き物の生命の尊さを教えるのが大人や行政の使命であるにも関わらず、釣った外来種を殺害することが正義だと教えることに、大きな疑問を感じると同時に、子供たちの将来を懸念する。在来種であれ、外来種であれ、生き物は大切に扱うべきだと教育するのが、本来の教区方法ではないのだろうか。これらの理由により、電気ショッカーによる外来魚駆除と、市民参加型の駆除大会の開催を反対する。	琵琶湖などで行われている電気ショッカーは電流により魚を殺処分するものではなく、一時的に魚に電流によるショックを与え不動化させ、浮上したもののうち駆除対象となる魚種を捕獲するものです。ご意見のとおり、電気ショックにより影響を受ける個体もありますが、不動化は一時的であり、一定時間が経過すれば魚は再び動くことが可能とするもので、電気ショッカーを使用した駆除により在来魚が回復している事例も確認されています。また、市民参加型の外来魚防除にご意見の趣旨は第1部第1章第2節3「外来種に関する適切な認識」において記載しています。その認識の下に、第1部第2章第1節1を踏まえ普及啓発をしていきたいと考えています。ご意見の趣旨は、今後の環境省における施策の参考とさせていただきます。
512	88 89	18 29		オオクチバスは防除の対象に入れるべきでないと思います。	外来種被害防止行動計画の10ページと26ページに、捕獲された魚類の90%がブルーギルであったと書かれています。残り10%にオオクチバスその他が含まれると推測できますが、10%に満たないオオクチバスを防除の対象にする必要性を感じません。90%を占めるブルーギルを捕食する習性があることから、自然に繁殖しているならばオオクチバスの占める割合がもっと大きくなるはずで、わずか10%未満であれば、異常に繁殖しているとは考えにくく、在来種との共存がなされていると思います。レジャーやスポーツとしてのバス釣りが一産業として成り立っている今、その地域への経済的貢献(ホテル、商店、ガソリンスタンド、飲食店その他)を考慮すると、オオクチバスを防除の対象にする必要性はないと思います。	特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、防除等の対策が求められています。 なお、侵略的外来種は釣りが規制されるものではありません。また、オオクチバスは、外来生物法に基づく特定外来生物に指定されていますが、釣り自体が禁止されるものではなく、外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生態の運搬等を伴わない釣り等は行うことができるものです。

513	88 89	18 25		琵琶湖でのブラックバス等の駆除について	<p>自分はバスフィッシングが趣味です。琵琶湖周辺にはバスフィッシングを趣味にしている人、バスフィッシングによって、生計を立てている人(ショップ、メーカー、レンタルボート等)が沢山いると思います。この様な人の生活も考えていただきますようお願い致します。地域経済にも貢献していると思います。琵琶湖はもう世界で一番のバスフィッシングの場所になっていると思います(魚の質、人気の高さ)。</p> <p>また、人に危害を及ぼさない動物の市民参加型の駆除活動にも反対です。食べる以外の目的で生き物を殺す活動に子供や一般人が参加するなんて考えられません。殺すという行為の悪影響の方が大きいと思います。</p>	<p>特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、現在も、防除等の対策が求められています。</p> <p>なお、オオクチバスは、外来生物法に基づく特定外来生物に指定されていますが、釣り自体が禁止されるものではなく、外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生態の運搬等を伴わない釣り等は行うことができるものです。</p> <p>なお、市民参加型の駆除活動について、ご意見の趣旨は第1部第1章第2節3「外来種に関する適切な認識」において記載しています。その認識の下に、第1部第2章第1節1を踏まえ普及啓発をしていきたいと考えています。</p> <p>ご意見の趣旨は、今後の環境省における施策の参考とさせていただきます。</p>
514	88 89	18- 18		私の意見として、まずP88 30行目からの「市民参加型・体験型のオオクチバス等の防除作業が行われている」とありますが、果たしてこの防除作業がきちんとした役割を果たしているのかは、疑問です。例えば、似たような行為として、2014年1月に東京都井の頭池で行われた、水を抜いて池を再生させるといふ、「かいぼり」が行われましたが、この事業に関する情報を見る限り、一部の趣味の人達による行為であって、「市民参加型・体験型」とは言い難いです。また、P89 2行目～7行目に記載してある「防除マニュアル」の内容についてですが、私はこの中に記載されている「電気ショッカー」については断固反対です。	<p>まずは、1箇所目の「市民参加型・体験型」のイベントについてですが、果たして、外来種の駆除に役に立っているのか疑問です。先程の井の頭公園についての「かいぼり」ですが、65%の生き物(爬虫類を含む)駆除されたそうです。しかも駆除対象種と保護対象種の区別が曖昧です。東京都が税金を使ってやるようなことなのか疑問です。駆除対象種と保護対象種の区別が曖昧ならば、行う意味がないと言います。このような事業が全国的に広まっていくことは反対です。もし、「市民参加型・体験型」のイベントを行うのであれば、先程挙げた「かいぼり」のような無差別に行うのではなく、もっとハードルが低いイベントにすれば良いと考えます。</p> <p>続いて2箇所目の「電気ショッカー」についてですが、電流が魚類に与える影響はかなり大きいものと考えられます。山森邦夫氏による「電気ショックによる魚類の反応」(水産工学 Vol28.No2.pp121～126,1992)によれば、「野性ニジマスや野性フナウトラウトに、12ヶ月の内に2～7回直流パルスを通したところ、同一年令の魚の平均成長率と比較して低い成長率を示した」とあります。また、この論文の中には、「電気ショックが受精卵や雌の生殖機能に悪影響を与える恐れがある」とあります。近い将来、全国的に電気ショッカーによる外来魚駆除が行われたとしても、外来種だけではなく、在来種にも悪影響を及ぼす可能性が大きいと考えます。その為、見境無く魚類を傷つける電気ショッカーに関しては、断固反対です。</p>	<p>特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、現在も、防除等の対策が求められています。</p> <p>琵琶湖などで行われている電気ショッカーは電流により魚を殺処分するものではなく、一時的に魚に電流によるショックを与え不動化させ、浮上したもののうち駆除対象となる魚種を捕獲するものです。ご意見のとおり、電気ショックにより影響を受ける個体もありますが、不動化は一時的であり、一定時間が経過すれば魚は再び動くことが可能とするもので、電気ショッカーを使用した駆除により在来魚が回復している事例も確認されています。</p>
515	88 50	18- 31		オオクチバスによる琵琶湖への被害についてです	<p>確かにブラックバスやブルーギルの影響で在来種が絶滅に瀕している。あるいは鮎やマスが減っているのも事実です。ですが、記載にあるブルーギルは食性の幅が広い。まずはブルーギルから重点的に駆除を行うべきではないでしょうか。</p> <p>産卵した卵を食べるのもほとんどがブルーギルです。また、50ページの31行目にもあるようにアメリカザリガニやその他の生物が増える可能性もあります。駆除の優先順位をつけてほしいのが私の意見です。また話が変わりますがオオクチバスによって滋賀県の観光客数が増えていることも事実です。この事を踏まえた上での駆除をよろしく願います。</p>	<p>特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバス、ブルーギル共に特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等の被害を及ぼすものとして評価されたものであり、防除等の対策が求められています。</p> <p>なお、対策実施の判断は、第1部第1章第1節2を踏まえ、被害の規模等に応じてなされるものと考えています。</p> <p>なお、オオクチバスは、外来生物法に基づく特定外来生物に指定されていますが、釣り自体が禁止されるものではなく、外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生態の運搬等を伴わない釣り等は行うことができるものです。</p>
516	88	18-21		オオクチバスの削除	<p>税金を投入せずとも、在来種に影響を及ぼさなくなるオオクチバスをここで示すことは、効果的な生物多様性の保全に反し、単に定着、捕食性という表現で象徴化させようとする作為的な文書と誤解されるため。</p>	<p>特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、現在も、防除等の対策が求められていることから、原案どおりとします。</p>
517	88	18-29		目的地はどこですか？	<p>特定の目立つ魚種をスケープゴートにして茶を濁す事では本当の環境保護が成されないように感じます。在来種を守るためには人間には不便になるかもしれませんが、住民からは反対されるかもしれませんが在来種が住みやすい環境作りが必要なのではないのでしょうか？大変難しいですが即物的なものではなく人も魚も少しづつ我慢して上手に共存出来る未来作りを進めていただきますよう期待します。</p>	<p>本計画は、侵略的外来種による生態系等への被害の防止を目的としたものです。ご意見の趣旨は今後の環境省における施策の参考とさせていただきます。</p>
518	88	18-31		オオクチバス、コクチバス、ブルーギルの捕食性が問題視されておりますが、タイワンドジョウやカムルチー等他の外来種も同じなのではないでしょうか？ また、在来種への被害として、外来種以外の問題についてもお考え下さい。工事による水質の悪化、ゴミや環境の変化等	<p>私は趣味で釣りをしております。特にルアーフィッシングは大好きです。</p> <p>長い間同じ湖へ通っておりますが、工事の影響で水質は悪化し、澄んでいた水も排水等で汚れてしまいました。そのため、在来種、外来種共に目に見えて解るほどに個体数が減少しております。これは一部の河川や湖だけでなく全国的に起こっている事だと様々な釣り人のブログ、ホームページ等で確認致しました。</p>	<p>特に侵略性が認められたものについて、行動計画では固有名詞として出しています。当然、侵略性が確認されれば、事例ごとに生態系等への被害を防止するための対策の検討が必要と考えます。</p> <p>また、当然に在来種が減少している要因は外来種以外にも存在する可能性はありますが、本計画は、侵略的外来種による生態系等への被害の防止を目的としたものとなるため、外来種による生態系等への被害事例を表記しています。</p>
519	88	23		コクチバスの特徴は、「寒冷な水域に生息できる」よりも、「強い流れのある水域でも生息できる」である。	<p>資料内(88ページ24行目)に、『オオクチバスが生息しにくかった寒冷地や河川の上流部での親友が懸念されます』とあるが、コクチバスは水の流れに強いため、河川の上流部などでも生息できる。もちろんオオクチバスと比較すると寒さにも強いが、それよりも流れに強いことの方が大きな違い。オオクチバスは強い流れを嫌い、緩やかな流れを好むが、コクチバスは流芯(根枯れの中心)などに留まる。東京や神奈川を流れる多摩川で、オオクチバスよりもコクチバスの方が繁殖しているのは、そのためである。</p>	<p>ご意見のとおり、流水域に生息出来る点は重要ですが、「理由」にも書かれており、寒さに強いことも事実です。よって、「より流れの早い水域や寒冷な水域に」と修正します。</p>

520	88	26-27	オオクチバス、コクチバス、ブルーギルのみの影響ではないと考えます。	<p>私達はバスフィッシングを通じてさまざまな方々と触れ合う機会が増えております。僕は22歳とまだまだ若い者なのですが、これかみずつこの先バスフィッシングの面白さを僕よりも若い人達に伝えて行けたらと思っています。バスフィッシングはレジャーとして人気も高く、僕の近くの知多半島には多くの釣り人が訪れているため、経済効果は大きいものと考えられます。これは、知多半島だけでなく、全国に言えることです。ブラックバスは生存するため、生きているエサを捕食します。捕食の対象になるが在来種を含めた生物になるため、ブラックバスが与える在来種への影響は少なからずあると思います。しかし、これはブラックバスのみならず、ニジマスやブラウントラウトも外来種であり、ブラックバスと同様に生きている生物を捕食しております。また、コイやフナもまた雑食性であるため同様のことが言えると思います。そうしますと、ブラックバスのみならず、全ての生物への駆除対応が必要になってくるのではないのでしょうか。現状を考えますと、外来種を駆除するのではなく、在来種の共存を考えていくことが大切だと思います。また、それによる経済効果も生まれると考えられます。そして、在来種が減っている一番の原因は、生息域の人間による破壊ではないでしょうか。工事などで生物が生息する場所(水草や木々など)を無くしているのも事実あると思います。また滋賀県では違法漁法とされたきたバッテリーを使った電流を流しての漁法により、バスのみならず、様々な在来種、またプランクトンなどの微生物までも破壊し、水質に変化が起きたり、小型在来種等(モロコ、オイカワ、アユ、ハス、エビなど)が死に、生態系に変化も起きてます。電流死した魚以外に、大型魚を始め、亀や蛙など、魚以外にも大きな変化が起き、電流によるショックから脊椎などにダメージが残り、奇形の生物が増えるの現状。もっとこの先、在来種との共存で大きな経済効果を考え、自然を守る方向性を考えるべきだと思います。僕はこれからバスフィッシングが日本国内において、スポーツフィッシングと取り上げられるように日々努力して頑張っていきたいと思っています。</p>	<p>当然、在来種が減少している要因は外来種以外にも存在する可能性はありますが、本計画は、侵略的外来種による生態系等への被害の防止を目的としたものとなるため、外来種による生態系等への被害事例を表記しています。</p> <p>なお、ご意見の趣旨は今後の環境省においての施策の参考とさせていただきます。</p>
521	88	26-27	オオクチバス、コクチバス、ブルーギルのみの影響ではないと思います。	<p>ブラックバスが日本へ輸入されてから100年以上経っており、外来種であります。現在に至るまで他の生物と共に共存してきました。ブラックバスは生存するため、生きているエサを捕食します。捕食の対象になるが在来種を含めた生物になるため、ブラックバスが与える在来種への影響は少なからずあると思います。しかし、これはブラックバスのみならず、ニジマスやブラウントラウトも外来種であり、ブラックバスと同様に生きている生物を捕食しております。また、コイやフナもまた雑食性であるため同様のことが言えると思います。そうしますと、ブラックバスのみならず、全ての生物への駆除対応が必要になってくるのではないのでしょうか。現状を考えますと、外来種を駆除するのではなく、在来種の共存を考えていくことが大切だと思います。そして、在来種が減っている一番の原因は、生息域の人間による破壊ではないでしょうか。工事などで生物が生息する場所(水草や木々など)を無くしているのも事実あると思います。また滋賀県では違法漁法とされたきたバッテリーを使った電流を流しての漁法により、バスのみならず、様々な在来種、またプランクトンなどの微生物までも破壊し、水質に変化が起きたり、小型在来種等(モロコ、オイカワ、アユ、ハス、エビなど)が死に、生態系に変化も起きてます。電流死した魚以外に、大型魚を始め、亀や蛙など、魚以外にも大きな変化が起き、電流によるショックから脊椎などにダメージが残り、奇形の生物が増えるの現状。もっとこの先、在来種との共存を考え自然を守る方向性を考えるべきだと思います。</p>	<p>当然、在来種が減少している要因は外来種以外にも存在する可能性はありますが、本計画は、侵略的外来種による生態系等への被害の防止を目的としたものとなるため、外来種による生態系等への被害事例を表記しています。</p> <p>なお、ご意見の趣旨は今後の環境省においての施策の参考とさせていただきます。</p>
522	88	26-27	意見862と同じ。	意見862と同じ。	意見862と同じ。
523	88	26-27	意見862と同じ。	意見862と同じ。	意見862と同じ。
524	88	26-27	意見862と同じ。	意見862と同じ。	意見862と同じ。
525	88	26-27	意見862と同じ。	意見862と同じ。	意見862と同じ。
526	88	26-27	オオクチバス、コクチバス、ブルーギルのみの影響ではないと考えます。	<p>私はオオクチバス(ブラックバス)を通じて、釣り具作りの仕事をして生活しております。ブラックバスが大正時代に日本へ輸入されてから100年以上経っており、外来種であります。現在に至るまで他の生物と共に共存してきました。私の住む常滑市や周辺の一部(知多半島)には多くの池があり、そこでバスフィッシングをすることができます。バスフィッシングはレジャーとして人気も高く、多くの釣り人が訪れているため、経済効果は大きいものと考えられます。これは、知多半島の池のみならず、全国各地でも言えることで、釣り具店や釣り具メーカーに限らず、様々な職種(ガソリンスタンド、飲食店など)で経済効果を生じしていると思います。ブラックバスは生存するため、生きているエサを捕食します。捕食の対象になるが在来種を含めた生物になるため、ブラックバスが与える在来種への影響は少なからずあると思います。しかし、これはブラックバスのみならず、ニジマスやブラウントラウトも外来種であり、ブラックバスと同様に生きている生物を捕食しております。また、コイやフナもまた雑食性であるため同様のことが言えると思います。そうしますと、ブラックバスのみならず、全ての生物への駆除対応が必要になってくるのではないのでしょうか。現状を考えますと、外来種を駆除するのではなく、在来種の共存を考えていくことが大切だと思います。また、それによる経済効果も生まれると考えられます。そして、在来種が減っている一番の原因は、生息域の人間による破壊ではないのでしょうか。工事などで生物が生息する場所(水草や木々など)を無くしているのも事実あると思います。また池の清掃活動などのボランティア活動にも参加して、大切な自然を守ろうと努めています。滋賀県では違法漁法とされたきたバッテリーを使った電流を流しての漁法により、バスのみならず、様々な在来種、またプランクトンなどの微生物までも破壊し、水質に変化が起きたり、小型在来種等(モロコ、オイカワ、アユ、ハス、エビなど)が死に、生態系に変化も起きてます。電流死した魚以外に、大型魚を始め、亀や蛙など、魚以外にも大きな変化が起き、電流によるショックから脊椎などにダメージが残り、奇形の生物が増えるの現状です。もっとこの先、在来種との共存で大きな経済効果を考え、自然を守る方向性を考えるべきだと思います。</p>	<p>当然、在来種が減少している要因は外来種以外にも存在する可能性はありますが、本計画は、侵略的外来種による生態系等への被害の防止を目的としたものとなるため、外来種による生態系等への被害事例を表記しています。</p> <p>なお、ご意見の趣旨は今後の環境省においての施策の参考とさせていただきます。</p>
527	88	26-27	オオクチバス、コクチバス、ブルーギルのみの影響ではないと考えます。	<p>私達はオオクチバス(ブラックバス)を通じて、釣り具作りの仕事をして生活しております。ブラックバスが大正時代に日本へ輸入されてから100年以上経っており、外来種であります。現在に至るまで他の生物と共に共存してきました。バスフィッシングはレジャーとして人気も高く、私達がいます知多半島には多くの釣り人が訪れているため、経済効果は大きいものと考えられます。これは、知多半島の池のみならず、全国各地でも言えることで、釣具店や釣り具メーカーに限らず、様々な職種である、ガソリンスタンド、飲食店など様々な場所で経済効果を生じしていると思います。ブラックバスは生存するため、生きているエサを捕食します。捕食の対象になるが在来種を含めた生物になるため、ブラックバスが与える在来種への影響は少なからずあると思います。しかし、これはブラックバスのみならず、ニジマスやブラウントラウトも外来種であり、ブラックバスと同様に生きている生物を捕食しております。また、コイやフナもまた雑食性であるため同様のことが言えると思います。そうしますと、ブラックバスのみならず、全ての生物への駆除対応が必要になってくるのではないのでしょうか。現状を考えますと、外来種を駆除するのではなく、在来種の共存を考えていくことが大切だと思います。また、それによる経済効果も生まれると考えられます。そして、在来種が減っている一番の原因は、人間による生息域の破壊ではないでしょうか。工事などで生物が生息する場所(水草や木々など)を無くしているのも事実あると思います。また滋賀県では違法漁法とされたきたバッテリーを使った電流を流しての漁法により、バスのみならず、様々な在来種、またプランクトンなどの微生物までも破壊し、水質に変化が起きたり、小型在来種等(モロコ、オイカワ、アユ、ハス、エビなど)が死に、生態系に変化も起きてます。電流死した魚以外に、大型魚を始め、亀や蛙など、魚以外にも大きな変化が起き、電流によるショックから脊椎などにダメージが残り、奇形の生物が増えるの現状。もっとこの先、在来種との共存で大きな経済効果を考え、自然を守る方向性を考えるべきだと思います。</p>	<p>特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、現在も、防除等の対策が求められています。</p> <p>なお、オオクチバスは、外来生物法に基づく特定外来生物に指定されていますが、釣り自体が禁止されるものではなく、外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生態の運搬等を伴わない釣り等は行うことができるものです。</p> <p>琵琶湖などで行われている電気ショックは電流により魚を殺処分するものではなく、一時的に魚に電流によるショックを与え不動化させ、浮上したもののうち駆除対象となる魚種を捕獲するものです。ご意見のとおり、電気ショックにより影響を受ける個体もありますが、不動化は一時的であり、一定時間が経過すれば魚は再び動くことが可能とするもので、電気ショックを使用した駆除により在来魚が回復している事例も確認されています。</p>

528	88	30-31		市民参加型、体験型のオオクチバス等防除につきまして反対させて下さい。	防除(駆除(殺処分))この事実につきましては私も実際にその現場へ居合わせました 幼い子供～低学年の子供の前で大人が生物に対し、金属バットや木の棒などで ブラックバスを殴り殺す姿がありますが、このような事実は教育上悪影響であると考えます。 その結果なのか、外来種＝悪者という図式に発展し 動画共有サイトYOUTUBEなどでは中学生らしき子供達がブラックバスを木に吊るし上げ 痛めつけ殺す行為などがアップロードされ話題になっています。 このままエスカレートが進みますと、犯罪面などでも悪影響になりかねません。 こういった形での駆除等は即刻辞めて頂きたいと思えます。 外来種の駆除を“教育”として題材にするのは正しくないです 殺処分を、一般市民参加、体験型にするのは正しくはない行為だとおもいました。	特定外来生物は、我が国の生態系等に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバス、ブルーギルは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系の被害を及ぼすものとして評価されたものであり、防除等の対策が求められています。 ご指摘の趣旨は第1部第1章第2節3「外来種に関する適切な認識」において記載されています。その認識の下に、第1部第2章第1節1を踏まえ普及啓発をしていきたいと考えています。 ご意見の趣旨は、今後の環境省における施策の参考とさせていただきます。	
529	88	30-31		段落の削除。	我が国自身が食糧確保のために拡散させたオオクチバスを、現代では不要と象徴化させ、市民に殺生させる行為は人道的に反感をかうため。特に、「生物多様性」という説明では、児童等に生物を自ら殺させるという行為に伴う児童等の倫理破壊を制止できない。このため、安易に記載すべき内容と異なる。	オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、現在も、防除等の対策が求められています。なお、本種の防除の取組は参加型としやすい側面もあることから、原案どおりとします。	
530	88	30-31		市民参加型、体験型のオオクチバス等防除につきまして反対させて下さい。	防除(駆除(殺処分))この事実につきまして。 以前、浜大津におの浜界隈にて定期的に行われておりました、駆除釣り大会を目の当たりにした事があります。 そんな中、幼い子供の目前で大人の大人が陸に揚げられ無抵抗な状態の外來魚に対し、靴の底などで必要以上に踏みつけてなぶり殺す姿がよく見かけられました。 その姿に最初はとまどっていた子供たちでしたが、駆除釣りの回数を重ねることに感情も変化してしまったのか、目玉が飛び出しハラワタも飛び散った生物の死骸を平然と笑顔で見つめながら、楽しそうにはしゃいでいる姿が私には道徳上どうしても悪影響であると思えません。動画共有サイトYOUTUBEでは子供達が外來魚を木の柱に吊るし上げ 痛めつけ殺す行為がアップロードされ一部で話題になっています。 このまま駆除的な行為がエスカレートしていきますと、将来的に犯罪面での影響が心配でなりません。 外来種の駆除を子供の“教育”として題材にしていくのは正しくないと思えます。 例え外來魚とはいえ命の尊さを敬うことを疎かにしてはいけな いと思えます。 殺処分を、一般市民参加、体験型にするのは正しくはない行為だとおもいます。	特定外来生物は、我が国の生態系等に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバス、ブルーギルは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系の被害を及ぼすものとして評価されたものであり、防除等の対策が求められています。 ご指摘の趣旨は第1部第1章第2節3「外来種に関する適切な認識」において記載されています。その認識の下に、第1部第2章第1節1を踏まえ普及啓発をしていきたいと考えています。 ご意見の趣旨は、今後の環境省における施策の参考とさせていただきます。	
531	88	30-31		市民参加型、体験型オオクチバス等防除について反対させて頂きます。	外来種駆除という名目で、生物防除(殺処分)を推奨するという事は、間接的とはいえ子供達へ悪影響が働く恐れがあると思えます。 ○実際に子供達がオオクチバスやブルーギルを陸に釣りあげ、そのまま放置して帰る。 ○釣りあげたサカナを切り裂くといった暴力的な行動をする。 などの残虐極まりない現場を何度も目撃致しました。このような現状からも、市民参加型の殺処分は正しくないと思えます。	本計画で挙げている事例は外来種問題の1事例です。 特定外来生物は、我が国の生態系等に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、防除等の対策が求められています。	
532	88	30-31		市民参加型・体験型のオオクチバス等防除の取り組みについての反対意見	琵琶湖における駆除を目的とした参加型釣り大会は近年いろんな場所で行われており、その様子を何度か見かけたことがあります。その中でも、小さな子供の前で壁に叩きつけて殺したり棒のような物で殴り殺すといった場面に遭遇したことがあります。私は、このような駆除を小さな子供の前で行うことは教育上良くないと考えます。近年、未成年における犯罪がニュース等で取り沙汰されていますが、その様な駆除行為は犯罪を助長しかねないのではないのでしょうか。エスカレートして対象が他の何かへということも考えられます。命の大切さを軽視する子供が出てくる可能性も否定出来ません。だとすれば、このような参加型・体験型の防除の取り組みはやめるべきだと考えます。	ご意見の趣旨は第1部第1章第2節3「外来種に関する適切な認識」において記載されています。その認識の下に、第1部第2章第1節1を踏まえ普及啓発をしていきたいと考えています。 ご意見の趣旨は、今後の環境省における施策の参考とさせていただきます。	
533	88	30-31		市民参加型・体験型のオオクチバス防除について反対意見	市民参加型・体験型のオオクチバス防除の実施報告を拝見しますと、大人に混ざり子供も参加しているのが見受けられます。以前にニュース番組で見たものでは、子供が手掴みで魚を水の外の網に入れ、 魚は水が無い為のたうち回るという映像でした。外來生物だから、悪影響だからと、食べるとい理由以外で、生物の命を絶つのを子供にも行わせるのは、倫理に反していると思えます。 また、その体験をした子供がその先の人生で、同じような理由でこれは悪影響だから排除という思考になってしまう事も考えられますので、この行為は反対です。	ご意見の趣旨は第1部第1章第2節3「外来種に関する適切な認識」において記載されています。その認識の下に、第1部第2章第1節1を踏まえ普及啓発をしていきたいと考えています。 ご意見の趣旨は、今後の環境省における施策の参考とさせていただきます。	
534	89 93 94 95		89ページ 20~25行目及び93ページ 25~33行目及び94ページ 34行目~95ページ4行目	農林水産省の取組に係る目標及び目標達成の評価指標を明記すべき。	案では、環境省の取組に通じる目標及び目標達成の評価指標があるものの、農林水産省の取組に通じるそれが設定されておらず、取組の達成度を評価できないから。	外來魚対策については、河川、湖沼ごとの状況に応じて、現場の漁業協同組合等が外來魚駆除等に係る様々な取り組みを行っています。農林水産省では、外來魚による漁業被害軽減のため、各地域で駆除効果が実証された取り組みにつき、パンフレット等による他地域への普及を促進するとともに、これら駆除活動への支援を行っているところです。一方で、漁業被害の概念は、在來魚や遊漁者の減少による漁協の収入減、希少種の食害等様々ですが、これらは必ずしも外來魚単独の被害とは言えず、漁業被害を定量的に把握することは困難であること、また、外來魚対策の内容は河川、湖沼ごとに様々であることから、本対策について全国的な目標を設定することは困難と考えます。 アライグマによる農作物被害については、被害を軽減する目的で、本種の生態等に関する知識や必要な防除技術を農業者等へ普及する補助教材(マニュアル)を作成したり、鳥獣被害防止特措法に基づく市町村の被害防止計画において、アライグマを対象鳥獣として定めた場合、鳥獣被害防止総合対策交付金により農作物被害防止対策を支援しているところですが、地域によって分布域や生息数が様々であり全国の生息数も把握されていないため、全国的かつ定量的な目標設定を行うことは困難と考えます。	
535	89	2-4		間違いがあります。以下のように訂正してください。 「オオクチバス等は広域に分布するため、これらの事業で得られた成果を「防除に関する手引き」として外来生物法のインターネットサイト(http://www.env.go.jp/nature/intro/in dex.html)に掲載しています(環境省)。」	もとの文面には「防除マニュアル」としてまとめ、環境省ホームページに掲載」とありますが、それは間違いです。正確には上記のとおりです。 「行動計画」にはさかんにインターネットによる情報の収集や発信が謳われていますが、用語の不統一などがある一般的な人の混乱とサイトの使いづらさを招きます。まずは各省庁のHPを使いやすくすることを真剣に検討してください。実際に、環境省のマニュアルをホームページから入手しようとしたが、探し当てることができなかったという人がいます。	ご意見を踏まえ、当該箇所を以下のように修正します。 「「防除に関する手引き」としてまとめ、環境省ホームページの中の外来生物法のインターネットサイト(http://www.env.go.jp/nature/intro/4control/t ebiki.html)に掲載しています」	○

536	89 3		環境省ホームページ(http://www.env.go.jp/nature/intro/in4_dex.html)に掲載しています(環境省)について 上記のHPにアクセスさせていただいて参考資料3 関係法令4、5で再放流の禁止について反対いたします。 まず、釣りなどでとったオオクチバスを再放流することによって増殖するという明確な証拠がなく、なおかつ捕獲した後の処理対策を各自治体が明確に用意していない。釣ったらおいしく食べれます、などを全国CMを使ってするなど利用方法を周知させているならば別であるが。生命をいわずに葬りさるこの法案はいかかものかと思えます。 琵琶湖でも回収BOXを設置しているだけで数はかなり少なく夏などは悪臭を放つ原因にもなる回収する人の人件費となる税金の無駄使いであるので撤廃した方が良いと思います。		オオクチバスは既に外来生物法に基づく特定外来生物に指定され、輸入・飼養等が規制されています。なお、外来生物法はキャッチアンドリリースを禁止するものではありません。生態系等の保全のため、外来種対策を行うことが必要です。
537	89 5		オオクチバスの削除	「オオクチバスを効果的に防除する」ことが、「生物多様性の効果的な保全」になると誤解を与える記載である。そのうえ、税金投入の記載であるため「生物多様性の効果的な保全」は我が国の官吏では不可能と誤解されてしまうため。オオクチバスの駆除に投入される税金の使用に関し、内水面漁協による税金横領が多数報道される中、環境保全文書中に安易に税金投入を記載してはならない。	特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系の被害を及ぼすものとして評価されたものであり、現在も、防除等の対策が求められていることから、原案どおりとします。
538	89 5		オオクチバスは環境省の駆除で個体数が減っているのではなく、現状は他の外来種や釣り人の為に減っていると思います。これまでと違い今後生態系に影響を及ぼす恐れのある外来種はチャネルキャットフィッシュとブルーギルであるという事実を謳って欲しいと思います。その2種と違いオオクチバス・コクチバスはレジャー産業として充分成り立っております。ゾーニング等含めご検討願います。「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト(案)」からもオオクチバスは外すべきかと思えます。バスフィッシングというレジャー産業に拘わる多数の方々の今後の生活を考えるとこれ以上の締め付けは甚大です。		在来種の減少等生物多様性の損失の要因には、外来種の減少のほか、生息・生育地の人為的改変等もあり、外来種対策は生物多様性の保全のための施策の一部であり、各種施策を総合的に推進することが重要と認識しています。 オオクチバスは既に外来生物法に基づく特定外来生物に指定され、輸入・飼養等が規制されています。「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」は法律に基づくものではなく、新たな法的規制をかけるものではありません。
539	89 15		市民参加型・体験型の外来種対策が有効であるとは思えない	もし、市民参加型の対策を開いたとして、常に正しい指導者のもとで行われるか疑問がある。たとえば、琵琶湖では漁業資源の一つにもなっているテナガエビやワカサギも元は琵琶湖にいなかった外来種である。以前、東京の井の頭公園の池の水抜き(かいぼり)が行われた際、コイを色のみ(黒色か錦コイ)で在来種かどうか判断した例もある(下記URL参照)。錦コイを外来種として駆除すなら、黒色であっても野コイか養殖の大和コイかで判別する必要があったように思う。オオクチバス、ブルーギルのみを悪者にするような一方的なバイアスがかかった体験イベントは望まれない。 http://matome.naver.jp/odai/2139047452537935301	ご意見の趣旨は第1部第1章第2節3「外来種に関する適切な認識」において記載されています。その認識の下に、第1部第2章第1節1を踏まえ普及啓発をしていきたいと考えています。ご意見の趣旨は、今後の環境省におけるの施策の参考とさせていただきます。
540	89 18		オオクチバスは大型にはならない。体長は60センチ前後が最大であり、最大1mを超える鯉等に比べれば大きいという表現は誤りである。コクチバス等も湖限定であれば拡散は予防できるものであり、湖からの持ち出しさえ規制する現行法令で十分の阻止が可能である。 また、市民参加型の防除の取り組みは、人間の偏った思い込みによる「在来種のみを保護し外来種は殺しても良い」という無意味な殺戮を教える場にもなっており、未来を担う子供達への教育上に非常に悪い影響を刷り込む活動となっています。	よって削除または内容の変更をすべき。	日本産淡水魚の多くは10数cmまでにしかならず、60cm程度までなる種はコイや降海型のサケなどのごく一部に限られます。この中で60cmという大きさは十分大型であると言え、このサイズの肉食魚は在来淡水魚にとって十分に脅威になります。 コクチバスについては、拡散の防止のみならず、生息している地域における駆除が必要となっています。 また、市民参加型の取組においては、悪い影響を及ぼさないよう、第1部第1章第2節3の考え方を普及啓発していきます。
541	89 20		<目標>2020年(平成32年)までに、事業対象地において、根絶もしくは低密度管理のための地域の体制が構築される。(環境省)を「根絶もしくは低密度」ではなく「オオクチバスを生業として生活している人や生き甲斐をしている人」と「ニゴロブナ等の在来種などを生業として生活している人」双方が仕事不失わぬ程度の管理数に留めるに変更すべきである。	P27 33行目からの問いのなかの答えにある(※特にP28 2行目の斜線部)人の生活にとって有益で必要不可欠な外来種もあり、これらが私たちの生活や社会を豊かにしてきたことも忘れてはいけません。と記載されてある通り、オオクチバスを生業として生活している人(※琵琶湖での釣り人の数をみれば決して少数とは言えません)、そのものたちにとってはオオクチバスも有益で必要不可欠な外来種であるからです。	特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、現在も、防除等の対策が求められています。
542	89 21		根絶に関して	バスは確かに外来種ではありますが、上記の理由を考慮に入れて頂き、多くの需要があることも間違いない為、根絶まではしないよう要望いたします。	特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、防除等の対策が求められています。
543	89 21		根絶に関して	バスは確かに外来種ではありますが、上記の理由を考慮に入れて頂き、多くの需要があることも間違いない為、根絶まではしないよう要望いたします。	特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、防除等の対策が求められています。
544	89 21		根絶による農林水産業の健全な発展が実現するのか。	オオクチバスやコクチバスはそれを釣ることを目的としたスポーツの大会が、国内初めアメリカでも行われています。その際には周辺に選手や大会関係者、ギャラリーが集まるため一時的ではありますが、その地域の経済活動が(飲食、宿泊などによって)活性化します。確かにオオクチバスは様々な環境で適用できるため、放置できるものではありません。しかし現在、特定外来種に指定されているため、他の水域への移動などは行えない状況にあります。そのため生息している地域での管理などが適切に行える状況を作れば上記のようにそれ(オオクチバスなど)を釣ることを目的とした事による経済活動の活性化が見込まれます。そのためオオクチバスなどについては、現在の行動計画(根絶もしくは低密度管理)を見直して頂きたいと思えます。	特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバス、ブルーギルは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系の被害を及ぼすものとして評価されたものであり、防除等の対策が求められています。 なお、オオクチバスは、外来生物法に基づく特定外来生物に指定されていますが、釣り自体が禁止されるものではなく、外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生態の運搬等を伴わない釣り等は行うことができるものです。
545	89 21-22		「根絶もしくは低密度管理のための地域の体制が構築」に関して、根絶等ではなく、ある一定の低密度管理(密度は各事業対象地別に設定)の視点が必要であるとする。	外来種による生態系への被害を抑制することは必要不可欠であるが、真に豊かな社会を目指すのであれば、本行動計画(案)42ページ8～9行目に「地域経済への影響も考慮する必要がある」との記載があるように地域に根付く関連産業の経済性を確保できるように、「根絶」等ではなく「一定の低密度管理」を行っていくべきであるとする。	外来種対策の最終目標は常に根絶ということは変わりません。ただ現実的に、根絶の目的が立たない地域においては、短期的な目標として低密度管理が設定される場合もあると考えられます。 なお、「地域経済への影響も考慮する必要がある」とについては、どのタイミングで地域経済への影響を考慮すれば良いか不明であるため、削除します。

546	89	21-22		2020年(平成32年)までに、事業対象地において、根絶もしくは低密度管理のための地域の体制が構築される。(環境省)について	オオクチバスの密度低減にある程度の成果が出ている事は良くわかります。が、オオクチバスを根絶するとすると根本的に琵琶湖では不可となります。 在来種を守ろうという動きについて否定はしませんが、その為に多額の資金を投資する事についてはどうなのでしょう か？先に記載した通り、根絶が可能であれば良いと思います。が、根絶は不可である以上必要以上の駆除対策は税金の過剰支出にはなりませんか？ 1925年に日本に初めて食用/釣り用として入って来たオオクチバスです。歴史から見ても90年前に輸入された魚です。生態系への影響は当初ありましたが現在飽和状態では無いでしょうか？ 今以上の密度低減は必要なのでしょう？	外来種対策の最終目標は常に根絶ということは変わりません。ただ現実的に、根絶の目的が立たない地域においては、短期的な目標として低密度管理が設定される場合もあると考えられます。		
547	89	21-22		2020年(平成32年)までに、事業対象地において、根絶もしくは低密度管理のための地域の体制が構築される。(環境省)について	琵琶湖のみではありませんが、オオクチバスの根絶を測ると固有種の保護に繋がる事は理解出来ます。しかし、オオクチバス(コクチバス)フィッシングは現在多くの日本の中でレジャー産業として成り立っています。オオクチバス(コクチバス)を根絶、密度低減を行う事で、それに従事する方は死活問題となります。 漁具業界の中でもオオクチバス(コクチバス)の経済効果は非常に大きなものとなります。また、レジャー産業としてオオクチバス(コクチバス)の遊漁船業も国が認可しているものです。釣り業界、遊漁船業保有者の死活となるこの問題はどのように考えているのでしょうか？漁業関係者と釣り業界とお互い協議の上他に良い道はないのでしょうか？	特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、現在も、防除等の対策が求められています。 なお、オオクチバスは、外来生物法に基づく特定外来生物に指定されていますが、釣り自体が禁止されるものではなく、外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生態の運搬等を伴わない釣り等は行うことができるものです。		
548	90	10-19		オオバナミズキンバイの防除に係る農林水産省の取組はないのか。あるのであれば、取組に通じる目標及び目標達成の評価指標とともに記載すべき。	89ページ33行目にもあるとおり、本種は漁業被害を起こしているにも関わらず、農林水産省の取組が記載されていないが、対策は講じていないという理解で間違いないか確認するため。	水産庁も滋賀県と連携・協力し、琵琶湖における水草類の除去を行っています。オオバナミズキンバイを含め、水底に繁茂する水草類全般を対象としていることから、本種対象に限定して目標を示すことは難しいと考えます。		
549	90	14		「とりわけ、侵略的外来種として知られるオオクチバス～」前述の通り、被害の因果関係に断定できる検査結果が不足していると考えます。		特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、防除等の対策が求められています。 なお、被害の事例については、外来生物対策室HPに掲載されている。 ・オオクチバス (http://www.env.go.jp/nature/intro/1outline/list/L-sa-07.html) ・オオクチバス指定時の資料		
550	92		第2部 外来種対策を推進するための行動計画 第1章 国による具体的な行動 第4節 効果的、効率的な防除の推進 3 広域に分布する外来種対策	「広域に分布する外来種対策」については、第一次産業の保護を中心とした費用対効果が明確、且つ明白なものに限定して、国家財政からの支出は最小限に留めるべきと考えます。	国民多数における生活環境に関する最大の関心事は、福島第一原発事故に伴う放射能汚染であり、外来種被害ではありません。 また、苦境にある国家財政からの支出は、合理的かつ慎重に行う必要があります。 ます。 とりわけ、「広域に分布する外来種への対策」は、事業範囲が極めて広範に及び、優先順位付けをしたところで、全く隙限がありません。 本対策については、第一次産業の保護を中心とした費用対効果が明確、且つ明白なものに限定して、支出は最小限に留めるべきと考えます。 トキの先例に見られるように、保護・増殖施策の失敗によって、国内絶滅に至ったにもかかわらず、事業の恒久化、固定化を招くような事態を強く懸念します。	特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、全ての特定外来生物は特定外来生物専門家会合の検討において、生態系の被害を及ぼすものとして評価されたものであり、防除等の対策が求められています。 防除の実施にあたっては、ご意見のとおり費用対効果を考慮した事業の実施に引き続き努めていきたいと考えています。		
551	92	10		「第1部第2章・・・」と修正すべき。	明記のため。	ご意見のとおり「第1部」を追記しました。	○	
552	92	17		「・・・これらの種については、根絶・拡大防止・低密度管理等の最終目標に向けて、国が効果的、・・・」と追記すべき。	本項における各種の目標に最終的な目標が記載されていないが、それぞれの目標が根絶・拡大防止・低密度管理等の最終目標に向けた段階的な目標であることを示す必要があると考えるから。	外来種対策の目標は、根絶等であることは既に述べているため、原案どおりとします。		
553	92	20		「特定外来生物等」を「侵略的外来種」に修正すべき。	同ページ22行目には「・・・していくことで、各主体が実施する侵略的外来種の防除を支援」されているため。また、特定外来生物よりもより広い侵略的外来生物とした方が適切であると考えるため。	ご意見のとおり「侵略的外来種」と修正します。	○	
554	92 93	18- 25		個別の外来種に対する行動計画からのオオクチバス、コクチバスの除外または特定地域のみでの実施	①狭い閉鎖水域であればオオクチバス、コクチバス(以降表記ハス)による食害の被害が考えられるため駆除はやむを得ないが、河川や中大規模湖沼では一時的に多少の生態系への影響があるかもしれないが、定着(個体数安定期)後については生態系の自己調整機能によりバランスが取れると考える。しかしながら生態系が崩れてしまい特定の種の個体数が減り続けているのは外来種の食害ではなく人間の活動による生態系への影響の方がはるかに大きいと考える。例えば生活・工業排水や干拓、農工業用水利用による河川、湖沼の護岸化等々。駆除にお金をかけるのではなく個体数が減少している真の原因を突き止め対策を打つことにお金をかけるべきである。外来魚の食害を理由にして人間の都合で生態系を破壊していることを隠しているようにしか思えない。 ②駆除の方法として電気ショッカーを用いている地域があるが、これはバスへの影響のみでなくそこに住むすべての生物への影響が多岐にわたるため即断し止めるべきと考える。バスを失神させるほどの電流を流せばバスより小さく弱い生き物は死に至る可能性が非常に高い。小魚や水生昆虫、プランクトンなど電気ショッカーの影響があった場所はほぼ絶滅してしまうのではないかと考える。 ③バスフィッシングは既に日本国民のレクリエーションとして浸透しており文化の一つとなっている。週末にバスフィッシングにより文化的サービスを受けている人はかなりの人数となっている。また釣具業界や漁協、レンタルボート、ガイドサービスする人たちにとっては生活の糧となっておりバスは貴重な資源であると考えられる。したがってむやみや、無差別に駆除するのではなく、定量的なデータに基づき本当にバスの食害で生態系に影響が出ている地	特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバス、コクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系の被害を及ぼすものとして評価されたものであり、現在も、防除等の対策が求められています。 琵琶湖などで行われている電気ショッカーは電流により魚を殺処分するものではなく、一時的に魚に電流によるショックを与え不動化させ、浮上したもののうち駆除対象となる魚種を捕獲するものです。ご意見のとおり、電気ショックにより影響を受ける個体もありますが、不動化は一時的であり、一定時間が経過すれば魚は再び動くことが可能とするもので、電気ショッカーを使用した駆除により在来魚が回復している事例も確認されています。		
555	93	17-33		アライグマ対策に関する今後の方向性や目標が部分的なもの(情報収集、拡大防止など)に留まり、全国のそれぞれの地域に対するものではないため、行動計画としてはかなり弱いものを感じる。 外来生物の中でもかなり象徴的なものになっているアライグマであるので、拡大防止だけではなく地域的に限定されたところでも根絶を成功させ、アライグマ対策の道筋を付けることで、全国の自治体等もモチベーションアップに繋げるなど、一歩踏み込んだ計画にすべきと考える。	意見内容と同じ。	具体的な防除対策は地域ごとに検討・実施していく必要があると考えます。ご意見の趣旨は今後の環境省における施策の参考とさせていただきます。		

556	93	35		駆除方法の見直しをすべきである	琵琶湖等では電気ショック法による駆除が行われておりますが、多くの研究によれば、電気ショックにより麻痺をさせて魚について、筋肉の収縮による脊椎の歪みや折れが確認される事が多く、更には電気ショックを受けた魚のその後の育成の悪化も報告されている。在来種の保護と育成と云う観点から云えばまさに本末転倒の駆除方法だと思われるので、直ぐに中止すべきである。 参考文献 http://electrofishing.net/2009/01/electrofishing-and-fish-health/ http://agriknowledge.affrc.go.jp/RN/2010771884	琵琶湖などで行われている電気ショックは電流により魚を殺処分するものではなく、一時的に魚に電流によるショックを与え不動化させ、浮上したもののうち駆除対象となる魚種を捕獲するものです。ご意見のとおり、電気ショックにより影響を受ける個体もありますが、不動化は一時的であり、一定時間が経過すれば魚は再び動くことが可能とするもので、電気ショックを使用した駆除により在来魚が回復している事例も確認されています。 なお、在来魚への影響についてのご意見は、今後の外来魚対策の参考とさせていただきます。
557	93 94	35 23-32		オオクチバス等について まず外来生物被害予防三原則 1. 入れない 2. 捨てない 3. 拡げない について認識・賛成しております。 しかしながらオオクチバス等の駆除については閉鎖的かつ小さな水域では水を完全に抜いたりすれば駆除は可能かも知れませんが、広大な琵琶湖や河川では事実上不可能ではないでしょうか。 不可能なものに国の税金を使うことが望ましいとは思えません。 その予算を在来種保護のための環境育成、またブラックバスを産業的に活用し、その資源を在来種保護に活用する方が実現可能かと思えます。 また電気ショック法は在来種にも影響を及ぼすとおもいます。本末転倒ではないですか。 参考：『水産工学』28巻2号(1992年3月) p.121-126 掲載論文、山森邦夫「電気ショックに対する魚類の反応」 http://agriknowledge.affrc.go.jp/RN/2010771884.pdf		対象地域において、防除手法は異なると考えており、また一部地域では根絶事例が出ていることから、第1部第2章第1節2の考え方に基づき引き続き効果的・効率的な対策の実施に努めます。 <電気ショックについて追記> 意見数254に同じ
558	93 94	35 7		現在、オオクチバスをはじめ、ブルーギル等の魚が電気ショック等の方法により駆除されておりますが、94ページの7行に記載されているような、生態系に大きな被害を与えていると感じておりません。 オオクチバス等の駆除を認可された方や、この研究にかかわっている方は、科学的根拠をもたれていると思うのですが、難しい事がわからない私から申しますと、根本的に難しくして、何を言っているのかわからないというのが現状です。 ただわかっているのは、今回のパブリックコメントを募集し、みんなの意見は聞くは聞いたけど、という感じで物事は進んでいき、結果的に何も変わらないという事を思っております。 私達のような世代の人間も、理解しようと努力する事は非常に重要かとおもいますが、国や県・市の方にも、もう少しわかりやすく説明等していただければ、かわっていくのではないのでしょうか。		特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバス、ブルーギルは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系の被害を及ぼすものとして評価されたものであり、防除等の対策が求められています。 なお、ご意見の趣旨は、今後の環境省においての施策の参考とさせていただきます。
559	93 95	35 4		オオクチバスは大型にはならない。体長は60センチ前後が最大であり、最大1mを超える鯉等に比べれば大きいという表現は誤りである。 コクチバス等も湖限定であれば拡散は予防できるものであり、湖からの持ち出しさえ規制する現行法令で十分の阻止が可能である。 また、市民参加型の防除の取り組みは、人間の偏った思い込みによる「在来種のみを保護し外来種は殺しても良い」という無意味な殺戮を教える場にもなっており、未来を担う子供達への教育上に非常に悪い影響を刷り込む活動となっています。	よって削除または内容の変更をすべき。	日本産淡水魚の多くは10数cmまでにしかならず、60cm程度までなる種はコイや降海型のサケなどのごく一部に限られます。この中で60cmという大きさは十分大型であると言えます、このサイズの肉食魚は在来淡水魚にとって十分に脅威になります。 コクチバスについては、拡散の防止のみならず、生息している地域における駆除が必要となっています。 また、市民参加型の取組においては、悪い影響を及ぼさないよう、第1部第1章第2節3の考え方を普及啓発していきます。
560	93 95	35 -4		該当項目の削除。	単なる定着、個体が大型、在来種を捕食、という理由で、生物多様性に影響するという記載は、個体数が少なければ理由にならず、にもかかわらず、この段落のようにオオクチバスを取り上げたという事実は、科学的根拠なく単なる象徴として運営のためにオオクチバスが利用されていると解釈される。よって、この記載は本文書の意義に反する。	特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、現在も、防除等の対策が求められていることから、原案どおりとします。
561	93-95	35-4		意見内容ラムサール条約の中でオオクチバスの駆除方法について理由の中で伊豆沼や琵琶湖を初めとするラムサール条約に基づいた指定されている水域で電気ショック一船による捕獲が現在も行われていますが、オオクチバス意外にも、在来種の魚類が電気ショックにより大量に被害を受け、鳥類の餌または死魚、著しい「損傷を受けています。当初漁協等の実施関連者はオオクチバス、ブルーギル以外は生存すると発言しますが実際は在来種も同様に電気ショックにより死亡が多数確認されています。また在来種の中には電気ショックによる明らかな受傷でその後生存確率も危ぶまれる状態の資料もあります(参考資料『水産工学』28巻2号(1992年3月) p.121-126 掲載論文、山森邦夫「電気ショックに対する魚類の反応」という論文(PDFファイル)また英語文献でも多数同様の報告あり) 実際 伊豆沼で電気ショックで駆除さざうを見て、在来生物である鮒やモツゴ類も大量にショックで浮いてきた所をカゴメや鶯、鶉等の魚食性鳥類に捕食されてるのを何度も目撃しています。また漁協の規制法でバッテリー等を使用し電気ショックでの魚類捕獲や爆破物によるショックを与える漁法は法律で禁止されてるはずですが、駆除の方法で将来の魚類に与える方法は廃止すべきである。		意見数254に同じ
562	94	8		これまでの事業により、一部で被害を減少し回復傾向とありますが、この一部とはかなり狭い地域でのたまたまの結果に見えるのですが、事業により、人的被害が拡大しているよう見受けられます。	除去作業により、貴重な在来種も被害を受けていませんか？特に琵琶湖においての電気ショック作業の後は、明らかにブラックバス・ブルーギル以外の小魚が多数死んで浮いています。	人的被害が拡大しているといった事は確認できていません。 また、琵琶湖などで行われている電気ショックは電流により魚を殺処分するものではなく、一時的に魚に電流によるショックを与え不動化させ、浮上したもののうち駆除対象となる魚種を捕獲するものです。ご意見のとおり、電気ショックにより影響を受ける個体もありますが、不動化は一時的であり、一定時間が経過すれば魚は再び動くことが可能とするもので、電気ショックを使用した駆除により在来魚が回復している事例も確認されています。

563	94	11-		伊豆沼・内沼や、琵琶湖での取り組みを基に〈今後の方向性〉を目標を設定し外来魚駆除を推進することには反対である。	そもそも、極端な閉鎖的水域である伊豆沼・内沼や、琵琶湖総合開発による環境変化の影響が全く検証されずに大々的に駆除が実施されている琵琶湖がモデルの、外来魚が在来魚に及ぼす影響の調査検証結果が、充分で正しいものであるとは考え難く、それぞれに環境と生物相の異なる、全国の個々の水系水域の調査を充分に実施せずに、それを今後の指針とする事には、絶対に反対である。また、駆除方法の一つとして平然と行われている、子供たちを対象とした「駆除釣り大会」のようなものは、動物愛護法の以前の問題で、「道徳的な命の教育」として正しいとは思えない。「特定外来生物防止法」施行の際、パブリックコメントでの圧倒的多数の反対意見があったにもかかわらず、オオクチバスが特定外来生物に指定された経緯からみても、「環境省が外来種問題に取り組む姿勢」並びに、「パブリックコメントの仕組み」に疑問を感じずにはいられません。特に陸水域の問題においては、「底の抜けた生態系の問題」を盾に「まず駆除ありき」のこの度の行動計画ではありませんが、パブリックコメントを募集するからには、前述のようなことがなく、多少なりとも国民の多数意見が計画に反映されることを希望致します。	本計画で挙げている事例は外来種問題の1事例です。特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、防除等の対策が求められています。なお、当該箇所では、ご意見の地域に限定した記載とはならず、全国的な観点で、オオクチバス等の今後の対策の方向性を記載しています。
564	94	20		内水面業者の駆除活動への支援とありますが、電気ショック作業は辞めて欲しい。	琵琶湖はレジャーの方も多いため、人への影響は無いのですか？ 駆除業者と思われる船が人のいる場所に近づいて危なく無いのですか？ 事故が起きてからでは遅いです。 危険が考えられる作業への公的支援には反対です。	意見数254に同じ
565	94	23	〈今後の方向性〉	効果的な外来魚の駆除等の内水面生態系の復元等に資する活動を集中的に実施する取組を支援することに反対いたします。	私は現在、株式会社内外出版社に勤務、ブラックバス釣りの専門誌「ルアーマガジン」の編集に携わっており、言ってみれば、バス肯定派のひとりであることを先に申し上げておきます。釣り業界の片隅に身を置き、ブラックバスのおかげで家族を養い、税金を払っております。上記の「内水面生態系の復元等に資する活動を集中的に実施する取組を支援します」とありますが、そもそもいま現状の内水面に、人の手が入っていない生態系が存在するのでしょうか？琵琶湖は総合開発により、埋め立てや護岸整備が行なわれ、ニゴロブナの産卵に必要なヨシ林の多くが消滅したと聞いております。氾濫防止を目的とし、河川はそこらじゅうダムと三面護岸だらけになっています。このような状況にあって、絶滅の危機に瀕している在来魚を守りたいというのであれば、まず最初にすべきは、それらが以前のように再生産できる環境を取り戻すことこそ、最優先事項ではないでしょうか。あるいは、同フィールド内に繁殖スペースを設けるなどして、その在来魚を増殖させる方向に対し、支援すべきではないでしょうか。減るのを食い止めるというネガティブな方向よりも、増やすというポジティブな活動に対し、国民の大切な税金は使われるべきと考えます。したがって、上記一文は削除していただきたい。たとえば漁業者が被害に遭っているというのであれば、上記一文にある駆除技術の開発に費やすお金をすべて、養殖設備を整えることに回していただければいいのではないでしょうか？今現在、ブラックバスの個体数は各地で減っているとされています。釣り人が釣って死に至らしめるというのとは異なる理由で、フィールドの適正数に落ちたのではないかと推測します。そこでバスを駆除すれば、たしかに一時的に在来魚は増えるかもしれませんが、しかし、在来魚が増えれば、再びバスも増加するはずで、これは食物連鎖の構造上当然の成り行きです。深泥池のような小さな池なら、もしかしたら水を抜くことでバスを絶滅させることができるかもしれませんが、しかし、湖や河川など規模の大きな水域で、すべてのバスを駆除することは、それこそ毒でも流さない限り不可能でしょう。駆除することでは、バスと在来魚が減って増えのイタチごっこを繰り返すだけ。だったら、ハナから在来魚を増やすことに心血を注ぐべきではないでしょうか。バスを殺しても、その効果がどれだけあるのか、何年後にどれだけ増えるのか、正確な見通しを立てられる学識者さんはいないはずで、しかし、養殖であれば、どれくらい増えたか一目瞭然であり、お金の使い道に対し、ハッキリとした結果を示すことができます。バスをいらいら殺しても、殺したバスの数を数えることはできません。そこにかけたお金は、使途不明金ではありませんか？自分の納めた税金が、そのような、はたして効果があるのかのかわからないけれど、とどろきやうってやる的な施策に利用されるのは、はなはだ遺憾です。したがって、駆除に対しての支援はしないいただきたいと考えるしだいです。	広大な琵琶湖や河川において、外来魚を完全に駆除することは困難ですが、駆除により在来種への影響や漁業被害の軽減につながっています。ご指摘のように産卵場となるヨシ林は重要であり、その整備も行ってありますが、それだけでは在来魚の増加にはつながりません。地域に応じた総合的な施策を実施することにより、在来種保護につながってほしいと考えています。
566	94	23	〈今後の方向性〉	深い場所等で産卵するオオクチバスの効果的な繁殖抑制技術及び電気ショック法により対象外来種を効果的に駆除する技術を開発しないでいただきたい。	私は現在、株式会社内外出版社に勤務、ブラックバス釣りの専門誌「ルアーマガジン」の編集に携わっており、言ってみれば、バス肯定派のひとりであることを先に申し上げておきます。釣り業界の片隅に身を置き、ブラックバスのおかげで家族を養い、税金を払っております。上記の「内水面生態系の復元等に資する活動を集中的に実施する取組を支援します」とありますが、そもそもいま現状の内水面に、人の手が入っていない生態系が存在するのでしょうか？琵琶湖は総合開発により、埋め立てや護岸整備が行なわれ、ニゴロブナの産卵に必要なヨシ林の多くが消滅したと聞いております。氾濫防止を目的とし、河川はそこらじゅうダムと三面護岸だらけになっています。このような状況にあって、絶滅の危機に瀕している在来魚を守りたいというのであれば、まず最初にすべきは、それらが以前のように再生産できる環境を取り戻すことこそ、最優先事項ではないでしょうか。あるいは、同フィールド内に繁殖スペースを設けるなどして、その在来魚を増殖させる方向に対し、支援すべきではないでしょうか。減るのを食い止めるというネガティブな方向よりも、増やすというポジティブな活動に対し、国民の大切な税金は使われるべきと考えます。したがって、上記一文は削除していただきたい。たとえば漁業者が被害に遭っているというのであれば、上記一文にある駆除技術の開発に費やすお金をすべて、養殖設備を整えることに回していただければいいのではないでしょうか？今現在、ブラックバスの個体数は各地で減っているとされています。釣り人が釣って死に至らしめるというのとは異なる理由で、フィールドの適正数に落ちたのではないかと推測します。そこでバスを駆除すれば、たしかに一時的に在来魚は増えるかもしれませんが、しかし、在来魚が増えれば、再びバスも増加するはずで、これは食物連鎖の構造上当然の成り行きです。深泥池のような小さな池なら、もしかしたら水を抜くことでバスを絶滅させることができるかもしれませんが、しかし、湖や河川など規模の大きな水域で、すべてのバスを駆除することは、それこそ毒でも流さない限り不可能でしょう。駆除することでは、バスと在来魚が減って増えのイタチごっこを繰り返すだけ。だったら、ハナから在来魚を増やすことに心血を注ぐべきではないでしょうか。バスを殺しても、その効果がどれだけあるのか、何年後にどれだけ増えるのか、正確な見通しを立てられる学識者さんはいないはずで、しかし、養殖であれば、どれくらい増えたか一目瞭然であり、お金の使い道に対し、ハッキリとした結果を示すことができます。バスをいらいら殺しても、殺したバスの数を数えることはできません。そこにかけたお金は、使途不明金ではありませんか？自分の納めた税金が、そのような、はたして効果があるのかのかわからないけれど、とどろきやうってやる的な施策に利用されるのは、はなはだ遺憾です。したがって、駆除に対しての支援はしないいただきたいと考えるしだいです。	意見数254に同じ
567	94	23-32		オオクチバスについての対策として、「侵入の監視、早期発見・通報を行える体制の整備」を明記する必要がある。	オオクチバスについての対策としては、分布拡大の防止が早急に必要な点です。しかし、純淡水魚であるオオクチバスは、自力で水系間を移動することはなく、堰などで隔離された溜池等への移動もすべて人為による分布拡大です。したがって、まず第一に必要なのは、違法放流摘発のための市民や警察等との連携であり、本計画案P.40-41に記載されている「侵入の監視、早期発見・通報を行える体制の整備」を具体的な方向性として明記すべきです。	P40-41の記載は、基本的な考え方を示しているものであり、湖沼ごとの侵入の監視については、個別事例ごとに検討されるものと考えていることから、原案どおりとします。
568	94	23-32		オオクチバスについての対策として、「オオクチバス等を利用した産業の代替種への転換を促し、許認可を減らす」ことも明記する必要がある。	環境省が「生業の維持」を名目として富士山周辺の湖沼や全国の管理釣り場にオオクチバスの輸入と飼育の許認可を与えて、全国を多数のオオクチバスが生きたまま輸送されています。これは潜在的に違法放流の温床となりうることであり、実際に、岐阜県では2010年と2011年に千尾規模の大量違法放流が行われた事例があります。したがって、分布拡大を防止するための今後の方向性として、オオクチバス等を利用した産業の代替種への転換を促し、許認可を減らすことを明記すべきです。	オオクチバスについて、代替種の転換を促した結果、オオクチバスと同等の生態を持った代替種により生態系への被害が発生する可能性などの課題があるため、代替種への転換については現時点では検討されていないことから、原案どおりとします。なお、ご意見の趣旨は環境省において、今後の施策の参考とさせていただきます。
569	94	23-32		オオクチバスの駆除の為、電気ショック法での駆除を推進する事に対して反対します。	電気ショック法の行為自体が本来守らなければならない、危険種の魚類他達までも殺してしまうリスクと、電気ショック法を行った河川湖沼で奇形の魚が増える事実も沢山報告されている。	意見数254に同じ
570	94	23-32		電気ショックの使用に反対する。	電気ショックを用いることでその場で絶命することなくとも魚類の脊椎骨折、内部出血、発育不全、生存率低下につながることは国内、国外の論文で指摘されている。このような問題のある電気ショックを調査以外の目的で使用、または「調査名目にして単なる捕獲に使用」している例(滋賀県)は、先進国でほかに例をみない。特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律施行から約10年。権限もリソースもない一般国民にデータという根拠を求めるのなら高額な電気ショックボート購入、人件費など多額の税金を投入した駆除の取り組みによって実際にどのような「成果」が得られたのか、具体的に示して頂きたい。ここで「捕獲したバスの量が減った」という、単に取り組みの成果が得られていない可能性がある数値を出されてもまったく意味がない。また、在来種への影響を精査もせず電気ショックを導入することは、国内外へのアピールと予算獲得を目的としたものには見えません。	意見数254に同じ

571	94	23-32	釣り関連事業者との対話の場を設けるべきである。	オオクチバスの駆除の成果を得られないのは釣り人やバス釣り関連事業者の協力を得る道を閉ざしてきたこれまでのただ押しつけるだけの決定プロセスにも原因がある。必要なのはコストのかかる印刷物による啓蒙ではなく、地道な対話と、国民のリアルな声に耳を傾ける国の姿勢である。2014レジャー白書(公益財団法人日本生産性本部刊)によると、釣り参加人口は減少の一途をたどっている。特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律施行により、廃業に追い込まれた釣具店、釣りガイド業者、メーカー等、生活・生業に多大な打撃を受けた国民が実際に多数存在する。環境と漁業者だけを過剰に保護し、多くの国民の生活を不幸にしている実態からいつまで目を背けるのか。それでもなお、2013年の釣り参加人口は770万人、釣具市場規模推計1,540億円である(前述の2014レジャー白書より)。レジャー産業として定着している事実をもっと重視すべきである。	特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、現在も、防除等の対策が求められています。 なお、オオクチバスは、外来生物法に基づく特定外来生物に指定されていますが、釣り自体が禁止されるものではなく、外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生態の運搬等を伴わない釣り等は行うことができるものです。
572	94	23-32	オオクチバスの飼養の許可を新規に認めるべきである。	奈良県下北山村、高知県平野町、徳島県旧吉野川水系のように過疎の町おこしや地域経済発展にブラックバスが活用されている場所を釣り場として発展させ、密放流禁止を徹底させる教育・監視の場としても活用すべきである。またアメリカのようにフィッシングライセンスを発行して環境の美化活動に活用すれば、ライセンス交付時の教育ならびに誓約を徹底させることができ、関連業務により各地域の雇用確保にもつながる。こうした飼養の許可はしばしば密放流につながると反対されているが、行政が積極的に関与することでその防止に成功した実例がある。その例として、奈良県の下北山村での実例を一部紹介する(文献後述)。「なかでも、もっとも筆者の関心を引いた点は、行政が積極的にブラックバスに関与することで、かえって秩序が守られるようになったということである。つまり、十数年前からブラックバスの噂を聞きつけた愛好家が訪れるようになってきた。ところが、他の湖や河川と同様に釣りを禁止する方向へと導いたことで、湖への転落事故やブラックバスの密放流・持ち出しなどが後を絶たなかったという。そこで、下北山村の手によって湖へと釣り用のボートを下ろす安全なリフトが設置され、無償でそれを提供するようになった。そうすることで、その周辺には釣り客用の店ができるようになり、これまでにはない産業の振興が見られるようになった。店主や釣り客同士でお互いに監視し合うことが、マナーや安全性の向上にもつながっている。池原ダムは、治水や発電・電力供給というライフラインを担うだけでなく、豊かな自然・水資源を活用することで人びとを温かく迎入れる、開放的なレジャー施設としての面をも発揮するようになった。まさに、本稿の冒頭で述べた生活と遊と	特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、現在も、防除等の対策が求められています。 なお、本計画では飼養等許可の考え方ではなく外来種による被害を防止するための考え方を示したもので、特定外来生物の飼養等の許可については、別途外来生物法に基づき、その可否が審査されるものです。
573	94	24-32	該当箇所に関しましては、生物多様性の4つの危機・第1の危機「開発など人間活動による危機」の視点が抜けています。オオクチバスへ防除という一律の網をかけるのではなく、各水域個別に、在来種減少の真の原因がどこにあるかを見きわめることが重要かと思えます。	オオクチバスが移入されてから90年が経とうとしています。釣りの対象魚として有効利用されている現状を鑑みて、可能な水域では漁業者との共存共栄を探っていく形が望ましいと考えます。	当然、在来種が減少している要因は外来種以外にも存在する可能性はありますが、本計画は、侵略的外来種による生態系等への被害の防止を目的としたものとなるため、外来種による生態系等への被害事例を表記しています。 なお、ご意見の趣旨は今後の環境省においての施策の参考とさせていただきます。
574	94	27-28	電気ショック法はオオクチバスのみを対象に出来るのでしょうか？他種や他の生物への影響への配慮しなければなりません。電気ショックで在来種へのダメージがあれば、本来転倒であると考えます。		意見数254に同じ
575	94	29	電気ショック法が有効な防除方法とは思えない	在来魚やそれらのエサとなるプランクトンへの影響まで考えた対策とは考えにくい。電気ショックボート出動後、湖底で魚の大量死が発見されたり、フナやコイが釣れなくなったとの話がある。詳細は(株)つり人社発行の雑誌「Basser」No238(2011年10月号)P152~153参照。	効果的な外来魚の駆除方法として、以前は主に刺網が行われていたが、コイやフナ等の在来魚の混獲も多く、在来魚への影響を最小限にすることが必要でした。電気ショックボートによる駆除は、電気ショックにより一時的に麻痺された魚類を捕獲する方法であり、駆除目的とする外来魚だけを取り上げ、在来魚は再放流できることから、刺網に比べて混獲を防ぐことが可能です。魚体の開電する強さは、電圧、水質、水温、魚種、魚体サイズ等が関連しますが、これらの専門的な知見を有した者の指導に基づき、内水面漁業や生態系へ最大限の配慮をしつつ、現在、電気ショックボートによる駆除が行われているところであり、ご理解をいただきたいと思えます。
576	94	29	電気ショック法では、無差別に電気を流してしまうこととなり対象種のみを駆除することは困難であります。それに本来守るべき種であるはずの在来種に対してまでも電気を流してしまうことになり、動物学の観点から、心臓などの造機への影響などが考えられ、良く無いと言うことが懸念されます。そのことから本来国が目指すとする「在来種の保護」の趣旨からも大きく外れるものであり、今すぐにも辞めるべき駆除方法で、今回の外来種被害防止行動計画(案)での導入を見送ることと同時に早期の撤廃や廃止を求めます。		意見数254に同じ
577	94	29	電気ショック法により対象外来種を効果的に駆除する技術	この方法で他魚種に影響がないとお考えですか？その周りで在来魚が死んでいる事実、例えその場では生きているように見えても背髄損傷によりのちに影響が出ているという話も出ています。影響がないという研究結果を示して頂きたいです。	意見数254に同じ
578	94	29	在来種にまで悪影響を与える駆除方法の改善を希望いたします。	電気ショックでは、オオクチバスだけではなく、本来保護すべき在来種も同様に駆除してしまう様に思います。	意見数254に同じ
579	94	29	電気ショック法について、現時点での環境省の理解は「多分生き物には悪影響を与えない」というものですが、電気ショックによる水中生物への「脊椎の損傷」などの悪影響が実際確認されています。	日本での電気ショックによる水中生物の捕獲についての学術的な理解は、未知の点が多いです。一般的には魚を気絶させるだけで、魚にダメージを与える事は無いと言われている電気ショック漁法ですが、実はそのようなことはないと思われず。実際に、電気ショック漁法が行われた直後の琵琶湖南湖にて、亀や小魚などの死亡も多数目撃されています。エレクトロフィッシングに関する英語文献で一番多く報告されているのは、電気ショックを受けた結果、脊椎の損傷が起こる可能性がある事です。感電して筋肉が激しく痙攣した結果、脊椎に損傷を受けるケースが多いそうです。脊椎にダメージを受けていたとしても、表面上の見ただけでは分からなくて、レントゲンを掛けてみないとわからないという文献もあります。アメリカからのレポートでは、電気ショックで捕えたレイノボウトラの50%以上が、脊椎に何らかのダメージを受けていたと報告されています。その後の300日以上にも及ぶ長期経過観察においても、背骨に損傷を受けたトラウトは、ダメージを受けていないトラウトと比べて、成長率やコンディションが著しく悪かったとあります。また脊椎への影響の他には、エラや内部組織の出血、孵化前の卵においても電気ショックは胚に悪影響を及ぼすとの報告がありました。ぜひ安易な電気ショックを使った対策について再検討してください。	意見数254に同じ

580	94	29	電気ショッカー法による駆除の見直しを希望します。又、在来種も含む実害・影響の調査を検討いただけないでしょうか。	私は以前より、電気ショッカー法による駆除作業について、なんとなくですが違和感を感じておりました。今回いろいろな友人からの助言もあり、電気ショックによる魚体への悪影響の文献があると知りました。『水産工学』28巻2号(1992年3月)p.121～126掲載論文、山森邦夫「電気ショックに対する魚類の反応」を見てみると、外来種・在来種共にダメージを受けることは明らかで、本来の生態系を守ることにならないのではないかと思います。ブラックバス(ラージマウス、スモールマウス)ブルーギルは確かに肉食ですので、食害は否定できませんが、既に釣りの対象魚として数十年愛好者がおります。増えすぎは良くないと思いますので、ある程度の施策は必要と考えますが、在来種に影響のある電気ショッカー法は速やかな中止を求めます。	意見数254に同じ
581	94	29	電気ショックを用いた駆除方法は、他の生物への配慮がされておらず、外来魚駆除の方法として適切ではない。	電気ショックを用いた駆除方法は、他魚への影響を無視している。駆除対象魚以外の生物も電気ショックを浴びる事で、駆除のたびに在来種に被害を与えることになる。長期的に捉えると、他魚への被害が大きくなる恐れがある。以上の点から、電気ショックを用いた駆除方法を見直すべきである。オオクチバスの生態を利用した、産卵床除去法と合わせた防除方法を新たに構築する必要がある。参考文献 山森邦夫「電気ショックに対する魚類の反応」(水産工学28巻2号p.121～126) 1992年3月	意見数254に同じ
582	94	29	各地で行われているこの方法は外来種だけでなく、在来種にも大きなダメージを与えています。琵琶湖、その周辺の内湖では電気ショッカーが行われた翌日の岸辺は外来種、在来種関係なく大量の水辺の生き物の死骸が流れ着いています。その水辺で釣りや漁をされる方々からは生物の極端な減少を感じている人も多くいます。外国では電気ショックでの方法は漁を目的としては盛んに行われているようですが、駆除目的では行われていません。理由は電気ショックを受けた魚はショックの痙攣などにより脊椎に大ダメージを受け、後遺症が残り、ほとんどが死んでしまうからです。どこの大学かはわかりませんが、電気ショックによる駆除活動をしている若い教授が「電気を浴びても在来種は大丈夫です！」みたいなことを言っていました。その辺の人材育成もどうなっているのでしょうか。また、大型の生き物であればあるほど電気ショックの効果があると聞いたことがあります。この場合岸なので釣りをしてる人の釣り竿を伝っての感電、ダイビング中での感電など最悪な場合死亡事故が起こる可能性もあります。うまくまとめられていませんが、このような理由もあり、この電気ショッカーの方法は反対です。中止してください。そして、また一から生き物の命について考え直してみませんか？ブラックバス釣りをしているのでバスを例にしますが、在来種減少の原因を外来種だけに限定して本当に在来種は救えると本気で考えているのですか？昔と比べての自然環境も変わっています。間違った公共事業によりどんどん自然が破壊されているのには無関心なのはなぜですか？(よく問題にあがっています)毒グモなど人に有害な外来種は一時的に取り上げるだけでほったらかしにして、人には危害がない魚たちを無差別に積極的に駆除しているのはなぜですか？(簡単だから?)それもセアカゴケグモと同等に緊急対策外来種にオオクチバスを指定しているのはかなりふざけすぎです。もっと真剣に考えてください。バスは悪役にするには適役だからと言う理由だけの無意味な命の選別はやめてください。本当に環境の事を考え、生き物達の未来を真剣に考えている人物をリーダーに迎え入れ、議論しなおしてほしいです。あなたたちのノルマ達成のための駆除に頑固反対です。	意見数254に同じ	
583	94	29	電気ショッカー駆除については控えて頂きたい。	在来種も含めて電気ショックを与えることになり、在来種についての影響も大きいと考える。	意見数254に同じ
584	94	29	有害魚種駆除の目的であったとしても日本で禁止されている漁法である電気ショッカー法を利用すべきではない。	目的としている魚種に限定して電気ショックが適用されるわけではなく、電気を流した広範囲の多魚種・動物性プランクトンや小さな甲殻類(エビも含む)が影響を受ける。電気ショッカー法では大型の魚でさえ感電により背骨が曲がるなどの多大な副作用が起きるため漁として禁止されているはずである。しかし、有害魚種駆除では広範囲・多魚種に対して電気ショックが加わり、複数の在来種が浮かんでくる状況で、捕獲せずにおいておいたらそのまま泳いで戻ると言う理由だけで電気ショッカー法が採用されている。このままでは、上記のような多大な副作用が潜伏し、本来守るべき在来種まで危険に晒し、外来種を駆除する活動が在来種を絶滅へ向かわせる行動に変わってしまうような極めて危険な対処法だと思われる。電気ショッカー法を採用するのであれば、電気ショックによって影響を受ける全ての魚・生物を対象に、体内までしっかりと調査を行い、仮に、そのまま放置して蘇生した後も、障害や後遺症・寿命の短縮や卵・遺伝による変形・他の生態系への影響などの被害が出ないか確認してから導入するべきである。	意見数254に同じ
585	94	29	電気ショッカーによる駆除活動は在来種にも悪影響(脊椎への損傷など)があることが報告されています。即刻中止すべきでしょう。	現時点で日本にいない外来種に関しては「入れない」ことは重要なのは確かです。しかし、現時点でオオクチバスは日本に導入されて長い年月が経過しており、日本国内での根絶は不可能な状況にあります。それに依存する産業も大きく発展していることから、オオクチバスの防除はエリアをエリアを限定して行うのが現実的でしょう。実際にオオクチバスが入って時間が経過しているエリア(霞ヶ浦、津久井湖、芦ノ湖など)ではオオクチバスの生息数は多いとはいえ、食物ピラミッドの中に組み込まれた状態になっていると思われる。このようなエリアでは人為的に生息数をコントロールすることに意味はないと考えられます。市民等を動員しての中途半端な駆除活動は効果がないだけでなく、子どもに動物を殺すことを教えることにもつながり、教育的な悪影響が懸念されます。感情論に基づいた駆除活動はもはや科学的とはいえず、人種差別に近いものがあります。	意見数254に同じ
586	94	29	一般に違法とされている電気ショッカーを使用することは適切ではないと考える。	日本の各地域において、電気ショッカーを使用した漁法については禁止されているケースがほとんどです。禁止理由については漁業者の安全面もさることながら、生態系への影響も考慮されているはずですが、それをあえて駆除方法の一つとしてPRすることは、模倣する違法漁業者を増加させる可能性があります。他の方策を探るべきと考えます。	意見数254に同じ
587	94	29	琵琶湖におけるオオクチバスの電気ショッカー駆除。P28-9の「動物をみだりに殺さない」という部分との矛盾を感じる。	まず駆除方法が野蛮すぎる。本来守るべき魚たちにも影響があると思う。P74-24にあるように「拡散」を防止する案内やアナウンスをやるべき。この日本に放たれ80年経つ魚に今、情け容赦ない電気ショッカーなどの駆除は聞いただけで恐ろしく無駄に税金をかけるだけにしか見えない。	意見数254に同じ
588	94	29	在来種にまで被害の及ぶ駆除方法の改善を希望します。	今回の案に「深い場所等で産卵するオオクチバスの効果的な繁殖抑制技術及び電気ショッカー法により対象外来種を効果的に駆除する技術を開発します」と書かれていますが、深い場所等で産卵する魚はオオクチバスだけではなく、その場所に産卵するまたはその場所に生息する在来種も勿論います。その場所で電気ショッカーを使えば特定外来種どころか保護すべき在来種、その幼魚などにも被害が出るのは誰もが予測できることで外来種を駆除するのは無く、「その場所にいる魚」全般を殺してしまうこととなります。そして電気ショッカーにより影響を受けた魚の背骨が損傷するなどの現象も出ており、外来種を駆除する事により在来種にも影響が出てしまっていることは明確です。そういったことから外来種の駆除をするにしも守るべき在来種まで影響を与えてしまう駆除方法の改善を希望します。	意見数254に同じ

589	94	29		電気ショックがどれほど危険なものか十分に調査、ご理解いただいた上で案でしょうか？ ご存じだとは思いますが、電気ショックは外来種だけでなく在来種も気絶させてしまいます。 在来種は元の水域に戻せば数分後には元気に泳ぎますが、体の小さな個体は後々に死んでしまう確率が高いです。また、小さなヌマエビ類、稚魚なども同様に死んでしまいます。 これでは本末転倒です。		意見数254に同じ		
590	94	29	電気ショック	私は、イチ釣り人です。 そして、この電気ショック法の(電気ショック船)の近くで釣りをしていました。 まさにあんな電気が流れる船が近くに来て電気を流すなんて、恐ろしい体験をしました。 そして、あの方法が本当にいいのか？不思議で溜まりません。一度高電流を受けた在来魚も本当にずっと生きていたか信じられません。実際に電気ショック船がいたエリアに多くの在来魚を死んでいるのも何度も見かけました。また水中の微生物は本当に生きていますか？そして、生きてきた在来魚、微生物の後遺症はないのでしょうか？これって、僕たちは、多くの魚が浮いているのを確認していますので、かなりのダメージがあるのでしょうか？ 僕が、本当に言いたいのは、琵琶湖で言うオオクチバスとブルーギルの水揚げがあればいいのでしょうか？そうかと思いません。本当に水中のことを考えるなら、あんな怖いやり方で、魚たちのことを考えているといえるのでしょうか？ もう一度、良く考えて欲しいです。		意見数254に同じ		
591	94	29		今後の駆除方針として、オオクチバスに対する電気ショックの使用は不適切である。	電気ショックの利用については、他の魚種への影響も大きいと思われ、不適切ではないか。 また、漁業倫理という面からも、電気ショックはタブーのはずである。	意見数254に同じ		
592	94	29		電気ショック法の在来種への影響について調べ、その実施には慎重になるべき。	電気ショック法は、水中に電流を流し、気絶して浮いてきた魚のうち、外来魚だけを回収。やがて回復した魚はまた泳いで自然に戻る駆除法だと聞いています。しかし、実際琵琶湖で釣りをしているガイドなどに聞くと、どう見てもそのまま命を落としているような在来魚も見受けられるとのこと。また、回復する前に、カワウなどに狙われて食べられたりもしているようです。これは私が実際に目撃したわけではなく、伝聞に過ぎません。ただ、その辺りを環境省として今一度実際に確認することは必要だと思います。 それはまだしも、もっと基本的なこととして、ブラックバスの様な体力のある大型魚が気絶するほどの強い電流を流しているのに、それより小さい在来魚は身が持つのでしょうか？フナ、ケタバスなども心配ですが、モロコやアユなどの更に小さな魚、あるいはエビなどの水生生物、希少な水生昆虫などは、ひとたまりもないと思います。それに、中には回復して泳ぎだした個体がいなくても、その後その魚や生物は健康被害がなく、普通に生きられるのでしょうか？人間でも感電した場合、その時は一命をとりとめても、その後遺症で壊死などが起こり、深刻な状態になると聞いています。そのあたり、電気ショックによる在来魚への影響は大丈夫でしょうか？ちゃんと、科学的な研究が進んでいるのでしょうか？もし研究が進んでいるのなら、改訂版の行動計画で、しっかりとデータを掲載すべきだと思います。 もし、在来種への健康的影響や存命率についてしっかりと研究されていないのなら、電気ショック法はただやみくもに在来魚を虐殺しているだけの、最悪の行為である疑いがあります。もし、説得力のある合理的な研究結果がないのなら、とりあえず中止して、その人件費などの予算を調査研究に回すのが道理です。そして、確たる結果が出たうえで、方法を確立した安全な電気ショック法を使うのなら議論ありません。	意見数254に同じ		
593	94	29		駆除の為に電気ショックを導入とありますが、在来種への影響はないのでしょうか？	本来電気漁は禁止されているはずですが、それに、外来魚といえど同じ魚。在来種への影響は全くゼロなのではないでしょうか？ご検討をお願いします。 本来電気漁は禁止されているはずですが、それに、外来魚といえど同じ魚。在来種への影響は全くゼロではないはずですが、そもそもしっかりと実験等をして在来種に対する影響がゼロかどうかという資料を示してから導入すべきです。一機600万もする船を外来魚駆除のためにだけに国や県がお金を払うならもっと正しく使うべき道があるのでは？国民が汗水たして払っている税金の使い方を直していただき。それにそのお金は琵琶湖や各地方の湖川等のごみ拾いにでも使ったほうが環境の向上につながると思います。専門家の意見に頼らずしっかりと資料を提示して下さい。それがお仕事だと思います。	意見数254に同じ		
594	94	29		電気ショック法による他魚種と人体への影響について今一度考え電気ショック法を禁止すべき	電気ショックに対する魚類の反応についての論文(※1)によると電気ショックを受けた魚類はただ気絶するだけではなくその多くが筋肉の痙攣による脊髄の損傷が見られるという報告がありました。そしてその後の成長率や体調も悪くなると報告されていました。 現在、主に水深の浅い水域で電気ショックによる駆除を行っています。駆除対象と同じ水域には様々な在来種も生息しています。そしてそのほとんどが駆除対象より小さい個体です。 駆除対象をショック状態にするための電流を流すことは体の小さい在来種にとって駆除対象より大きな損傷を得る確率が極めて高くその後の在来種の繁殖に影響しかねません。 また、駆除を行っている方が誤って落水され感電したり水辺を利用されている方が感電する可能性もあります。 以上の理由から電気ショック法による駆除は在来種への影響が大きく感電による人体への影響も大きいことから禁止すべきだと思います。 (※1:「水産工学」28巻2号(1992年3月)p.121-126掲載論文、山森邦夫「電気ショックに対する魚類の反応」)	意見数254に同じ		
595	94	29	102	35	駆除方法についての意見。	オオクチバスの繁殖抑制方法となっていますが、電気ショックによる駆除には違和感を覚えます。 産卵床についての防除法と見受けますが、産卵床周辺には様々な生物が存在しています。その為にオオクチバスは親魚が外敵(在来種も含む)から産卵床を守っています。 電気ショックでの駆除というものは、駆除対象生物のみならず産卵床周辺の生物全体(在来種も含む)に深刻な被害をもたらすと考えます。 極論かもしれませんが、一網打尽的な手法というのは戦争での兵器使用による無差別殺人と同義ではないでしょうか。 電気ショックによる漁方は漁業調整規則にて禁止されています。駆除という名目にて同漁方(行為)を許可するということは、禁止事項に対する認識・定義を曖昧にしかねないかと危惧します。 行政機関(農林水産省)は、本件に関して「駆除」という一元的な視点からではなく道徳面も含めて多元的見地で判断・指導を願います。	意見数254に同じ	
596	94	29			駆除対策方法の電気ショック法は、一時的に気絶させるだけで、固体に影響ないと云いますが、魚類の脊椎骨折、内部出血、発育不全、生存率低下につながることは国内、国外の論文で指摘されています。 また、在来種への影響をおよぼすのか、おぼろしいか、はっきりと結果の出ない駆除方法には反対します。 琵琶湖では、税金を投入して定期的に藻刈りをされているそうですが、その刈り取られた藻が風に流され、岸に漂着して悪臭を放って、住民から苦情が出ているなどと、九州在住の私でさえニュースで知っております。 アユなどの在来種の稚魚が減っているのは、水質汚染が主な原因だと私は考えておりますが、それ以外にブラックバスやブルーギルにも少なからず要因があるのは事実だと思いますが、毎年、鵜などの渡り鳥が何百万羽とやってきて、とてつもない量の稚魚を捕食しているも事実です。鳥インフルエンザの脅威から、渡り鳥の方に税金を投入した方が懸命だと思います。	意見数254に同じ		
597	94	29	30		本来違法である電気ショック法は在来魚にも悪影響を及ぼす危険があるので、電気ショック法及びそれに伴う技術開発はやめるべきだと思います。	電気ショック法によつて駆除は在来魚にも与える影響がひどく、在来魚への配慮も必要なのではないかと考えています。	意見数254に同じ	

598	94	29-30		「深い場所等で産卵するオオクチバスの効果的な繁殖抑制技術及び電気ショッカー法により対象外来種を効果的に駆除する技術を開発します。(農林水産省)」とありますが、その駆除方法では「オオクチバス」だけでなく、元々国内で生息している「在来種の魚類」まで駆除してしまうことにならないでしょうか？	はじめに、「オオクチバス」等外来種の魚類による生態系の破壊、漁協関係者等に対する被害に対し、環境省の皆様が様々な対策を講じられていることに対して畏敬の念を感じております。しかしながら、「電気ショッカー法により対象外来種を効果的に駆除する方法」に関して、私は電気ショッカー法に関しての専門家でもなく知識もありませんが、それが本当に効果的な対象外来種の駆除方法であるのか疑問に感じるからです。実際に電気ショッカー法で「オオクチバス」等の外来種を駆除している画像や映像を目にした際、「オオクチバス」や「ブルーギル」等の外来種のみならず、フナやタナゴ、アユやメダカ等々、「オオクチバス」と同一生息域にいる在来種までもが電気ショッカーの影響を受け死滅していたからです。また、魚類だけではなく周囲の水生生物にも影響が及ぶようにも思います。できれば「電気ショッカー法により対象外来種を効果的に駆除する方法」だけは避けていただきたいと思うのです。最後に、外来種被害防止行動計画(案)の趣旨とは相反していて、大変失礼であるということは十分理解しているのですが、今回ぜひ意見させてください。外来生物も我々人間と同じ、「生き物」です。「在来種を絶滅させる恐れがあるから」、「自然に影響を与えるから」といって駆除していくという方向ではなく、何とかして共存していく方向、道というものはないのでしょか？「在来種が壊滅しても良いのか?」、「そのような道はない」と思われるかもしれませんが、いつも真剣に「外来種問題」を考える際にとっても切なく悲しくなってしまうます。以上、どうぞよろしくお願いたします。	意見数254に同じ
599	94	29-30		電気ショッカー法の技術開発を中止してほしい	電気ショッカーによる駆除方法では他の在来種をも殺してしまう恐れがあるため本来の外来種駆除による在来種の保護が出来ない。	意見数254に同じ
600	94	29-30		オオクチバスの駆除に電気ショッカーを使用することに反対します。	オオクチバスの駆除に電気ショッカーが使用されていますが、電気ショックが魚種の生命に与える危険性について危惧します。電気ショッカーによる駆除の仕方は、電気ショックによってその範囲にいる魚を麻痺させ(水面に横たわしになって浮く仮死状態)、その上で駆除対象となる魚種をすくい取り、駆除対象以外の魚種に対してはそのままにして電気ショックから自然に立ち直るといふものであると認識しています。しかし、電気ショックが及ぼす魚への影響は、脊椎骨が曲がったり出血したりする障害を生みます。一回の微弱な電流でもその障害は生じます。障害を持って放たれた魚(駆除対象外の魚種)がその後、健康に生きていけるのか、繁殖していけるのか、甚だ疑問です。電気ショッカーは、駆除対象以外の在来種の魚種にも深刻な障害をもたらす恐れがあります。在来種の保護の視点からも電気ショッカーの使用はやめて然るべきだと思います。	意見数254に同じ
601	94	29-30		オオクチバス、ブルーギル、コクチバスの電気ショッカーを使用しての駆除について反対意見	94ページ 1行~5行に記載されている通り、概ねの日本在来種に比べて、大型の魚を電気ショッカーを用いて駆除するという事は、その大型の魚体に見合った電流・電圧を水中に放電するという事になり、オオクチバス等に対して、小型の日本在来種に対する魚体へのダメージはオオクチバス以上と考えられます。また、そのような電気ショッカーを使用した後に起こる魚体へのダメージも報告されております。日本在来種を守るという名目で駆除が行われているのに、電気ショッカーを用いての駆除により日本在来種に影響を与えているのでは本末転倒だと思います。	琵琶湖などで行われている電気ショッカーは電流により魚を殺処分するものではなく、一時的に魚に電流によるショックを与え不動化させ、浮上したもののうち駆除対象となる魚種を捕獲するものです。ご意見のとおり、電気ショックにより影響を受ける個体もありますが、不動化は一時的であり、一定時間が経過すれば魚は再び動くことが可能とするもので、電気ショッカーを使用した駆除により在来魚が回復している事例も確認されています。
602	94	29-30		電気ショッカー法は断じて認められる方法ではない。	この方法は、在来種までも影響があるとの報告があります。その影響とは、感電した魚の脊椎に異常があると言うものです。在来種を守るのであれば、この方法は、矛盾しているのではないのでしょうか。	意見数254に同じ
603	94	29-30		電気ショッカー法の扱い、実施について	電気ショッカー法による、オオクチバスの駆除については、電気ショッカー法そのものが、他魚種への影響がある為、国際的に規制方向にあります。よって実施する必要性はないと考えます。	意見数254に同じ
604	94	29-30		刺し網や池の水抜き、本来違法漁法である電気ショック漁法は在来種にも悪影響を及ぼす危険があるのでやめるべき	刺し網や池の水抜きでは、在来種も混獲する可能性が高い上、電気ショッカーについては、一時的に気を失っただけのように見えるが、電気による刺激の影響で、背骨が曲がったり成長が止まるという報告もなされている。それらの現行手法は、全てにおいて一長一短があり、より在来魚に影響を及ぼさない駆除方法を検討するべき。	意見数254に同じ
605	94	29-30		ブラックバスの繁殖抑制に電気ショッカーを使うことに反対します	ブラックバス以外の魚に与える影響の調査が不十分です。上垣雅史氏による電気ショッカーがニゴロブナおよびホンモロコの小型成魚に与える影響の評価では魚に対する影響はないとされているが ・被験対象の魚種が2種類しかないこと。サケ類・マス類にも試験を行うべきだと考えます。 ・電気ショック後の観察期間が14日しかなく、さらに長期の観察を行うべきだと考えます。 ・電気ショックを与える時間も10秒と実際に運用されている時間より短いのではないかと考えます。 以上のことから論文の信憑性を疑います。 http://www.pref.shiga.lg.jp/g/suisan-s/jigyohoukoku/files/h24_p47.pdf 電気ショックをあたえることで魚の脊椎に損傷を与えるという論文が多数存在します http://electrofishing.net/2009/01/electrofishing-and-fish-health/ また、山森 邦夫氏による電気ショックに対する魚類の反応という論文では成長率に問題があるとの報告があります http://agriknowledge.affrc.go.jp/RN/2010771884 生殖機能に影響を与えるかどうかの長期的な検証も不十分だと考えます 以上のことから、電気ショッカーを用いたブラックバスの駆除に反対します	意見数254に同じ
606	94	29-30		電気ショッカー法による在来魚への影響、安全性の懸念。	一時的な生物へのショック状態を作り出しその間に外来種のみを捕獲、駆除するという理論ですが、実際にそのように簡単かつ効率よくこなせるものなのでしょうか。ショック状態からの回復後ノーダメージと言う論は本当かどうか懸念が残ります。実際に電気ショックを受けた魚の多くに脊髄損傷が確認されるケースがありその後の短命化に繋がるという現状。守ろうとする魚の多くを犠牲にしてまで行うべき手法とは到底思えません。本来禁止されている漁法だけにメリットとリスクのバランスが取れていない様に思います。	意見数254に同じ

607	94	29-30		電気ショック法による外来種駆除につきまして再検討頂きたくお願い申し上げます。	<p>現在、琵琶湖他、日本各地で導入されております電気ショック法による外来種の駆除ですが、私が知り得た限り、琵琶湖で電気ショック法による外来種駆除が実施されるようになってからというものは、琵琶湖の畔に住む知人連他、様々な方々より、電気ショック船が通過したエリアで、死んで浮いている鯉や鮒を多く見かけるようになったとの話を多数聞いております。</p> <p>電気ショックが魚に与える影響を調べてみましたところ、電気ショックを受けた結果、脊椎が折れたりずれたり等、魚に致命的なダメージを与える可能性があるという内容の学術論文も見受けられますし、日本国外においても、電気ショック法は調査目的以外では禁止されている国が多いです。</p> <p>アメリカでは絶滅危惧種が生息している水域においては、調査目的であっても電気ショック法の使用は最小限に留める方針であると明記された報告書もございます。</p> <p>琵琶湖およびその他の日本国内の電気ショック法が実施されている水域におきましても、絶滅危惧種を含め、日本固有の魚類や、貴重な水生生物が生息しているものと思いますが、そのような場所で、電気ショック法による駆除を進めた結果、絶滅危惧種を含む駆除対象外の生物にまで悪影響を及ぼしていないか甚だ疑問に感じます。</p> <p>自分が調べた範囲内の話ですが、電気ショック法は電流および電圧の調節を行う事により、ある程度はターゲットになる魚の大きさを絞り込めるようであり、実施にあたっては在来種との混獲は避けるようとの指導は十二分になされているとは思いますが、電気ショック法の性質上、命を落としたり、ダメージを受けている駆除対象外の生物も沢山居るのではないのでしょうか？</p> <p>環境保護のはずの駆除活動が環境破壊につながっていないか、今一度入念な調査と、駆除方法を再考頂きたくお願い申し上げます。</p>	意見数254に同じ
608	94	29-30		電気ショックによる駆除は、他の水生生物に対する悪影響が大きいため、やめてもらいたい。	<p>海外の研究によると、電気ショックを受けた魚類は、脊椎の損傷を起こす可能性が高いということです。感電し痙攣をおこすことで、脊椎を損傷してしまいます。外見上、脊椎の損傷は見分けがつかず、何の影響もないと勘違いするケースが多く見られます。</p> <p>特に鮭鱒類は影響が大きく、アメリカの研究報告では電気ショックで捕獲したニジマスは最悪50%以上の魚が脊椎に何らかの損傷を受けているというものもあります。脊椎損傷を受けたニジマスは、その後の追跡調査で損傷を受けていない個体と比較し、成長率やコンディションが著しく悪いという結果がでてきます。</p> <p>それ以外にも鰓や内部組織の出血、孵化前の卵においても胚に悪影響を及ぼす報告もあります。日本以外の多くの国や地域で電気ショック漁法は調査目的以外では禁止されています。駆除で使うのは、駆除対象魚に対しては問題ないかもしれませんが、それ以外の生物への影響が大きすぎます。</p> <p>日本の研究調査でも山森邦夫(1992年3月 水産工学 09167617 28巻2号 121ページから126ページ)により同様の報告がされています。</p> <p>危険な駆除方法はただちにやめるべきです。</p>	意見数254に同じ
609	94	29-30		電気ショック法について	<p>実際に電気ショックを行っているところを何度も見ているのですが、外来魚だけではなく在来種もかなりの数が気絶し死んでいるところを実際に見ています。</p> <p>気絶してしばらくすると泳ぐと言われていますが、口を開けて浮いているのでほとんどの在来種は死んでいます。電気ショックが行われている場合、周囲や上空に鳥がいっぱい飛んでいます。浮いてきた魚達を食べるためです。小さな魚達は鳥に食べられ跡形もない状態ですが、コイやヘラなどはそのまま残った状態で浮遊していることも多々あります。世界的に禁止されている電気ショックを行う行為はどうか？無差別に魚の命を奪ってしまう行為は即中止にして頂きたいです。</p>	意見数254に同じ
610	94	29-30		電気ショック法による外来種駆除技術の開発反対	<p>電気ショックによる駆除により外来魚のみで無く在来魚魚体へのダメージも出る可能性有りのため、外来魚駆除を実施するのであれば上記方式ではなく別方式にて在来魚への一切影響がない方式にて行うことを希望する。</p>	意見数254に同じ
611	94	29-30		『深い場所等で産卵するオオクチバスの効果的な繁殖抑制技術及び電気ショック法により対象外来種を効果的に駆除する技術を開発します。』とありますが、私は電気ショック法によって駆除を行うことに断固として反対します。	<p>電気ショック法によってオオクチバスを駆除する場合、必然的に、生息圏が重なる在来種にも電気ショックによる影響は現れると思います。電気ショックによる魚類への影響については、参考文献『水産工学』28巻2号(1992年3月) p.121-126 掲載論文、山森邦夫「電気ショックに対する魚類の反応」を読んでも明らかです。東北地方整備局 北上川ダム統合管理事務所 調査課による報告書『特定外来生物(オオクチバス)の捕獲試験について』には、「電気ショックの影響によるものと推定される魚の浮上死は確認されなかったこと、またX線透過撮影写真の比較により脊椎の明らかな異常は確認できなかったことから、在来種への影響はなかったと判断した。」という記述がありますが、電気ショックによつての、えらの毛細血管の破裂や、血液や組織に与える影響、死亡率の増加というのは、X線透過写真では判断出来ないものと思いますし、それだけで在来種への影響はなかったと判断してはならないと思います。平成17年3月 環境省資料「特定外来生物の指定対象等に係るパブリックコメントの意見の理由と対応の考え方」において、オオクチバスに関する意見の理由に対する対応の考え方として、「防除については、在来種に影響を与えることのないよう配慮が必要と考えています。」「在来魚の混獲を避ける様配慮が必要と考えます。」とありますが、電気ショック法による駆除を行うこと自体、そこに矛盾があるのではないかと考えます。</p>	意見数254に同じ
612	94	29-30		現在行われている駆除方法である電気ショック法はやめるべき	<p>外来種であるオオクチバスやブルーギルを対象とした電気ショック法は、外来種のみならず同所的に生息する在来種にまで悪影響を及ぼします。無差別に魚類を殺傷する捕獲方法として国内外問わず基本的に禁止されているにもかかわらず、我が国にて外来種駆除の方法として認められていることに甚だ疑問を感じます。科学的な証拠としては、特にサケ目の魚類の脊椎が水の中を流れる電流により歪曲するなど大きく損傷し、結果長生きできず死に至る事例があります。琵琶湖には固有在来種であるドワマスも生息しており、この駆除方法は、在来種をも減らす恐れが非常に高いため中止するべきだと思います。</p>	意見数254に同じ
613	94	31-32		有害外来魚駆除活動推進の再考	<p>「有害外来魚駆除マニュアル」内にあるような池干しにて今秋に近所の溜池が外来魚駆除を行ったがその際に外来魚のみでなく鯉・鮒等の在来魚も一緒に干上がった。池干し駆除を推進することで在来魚への影響もあることを再度認識し単純な方式による駆除推進を再考して頂きたい。</p>	駆除活動の実施に当たっては、池干しが外来魚以外の魚類、水生昆虫類、水草類等にも影響を与える手法であること考慮して、電気ショック法も、たも網や偽の人工産卵床等、他の手法による駆除の実施も含めて、関係者による協議を行っていただきたいと考えます。
614	94 102	31-32 34-36		電気ショック法による外来魚駆除はやめるべき	<p>在来魚への影響が大きすぎる。電気ショック駆除が始まってから鯉や鮒も全く釣れなくなった。ショック駆除の3~4日後は疎水に大量の死骸が溜まっている。電気ショックにより脊椎損傷した外来魚も増えています。</p>	意見数254に同じ

615	94	34		<目標>および<目標達成の評価指標>について、農水省についても明確にするべきである。	環境省については記載されているが、農水省等については記載がないので、明確にする必要があると思われる。	外来魚対策については、河川、湖沼ごとの状況に応じて、現場の漁業協同組合等が外来魚駆除等に係る様々な取り組みを行っています。農林水産省では、外来魚による漁業被害軽減のため、各地域で駆除効果が実証された取り組みにつき、パンフレット等による他地域への普及を促進するとともに、これら駆除活動への支援を行っているところ。一方で、漁業被害の概念は、在来魚や遊漁者の減少による漁協の収入減、希少種の食害等様々ですが、これらは必ずしも外来魚単独の被害とは言えず漁業被害を定量的に把握することは困難であること、また、外来魚対策の内容は河川、湖沼ごとに様々であることから、本対策について全国的な目標を設定することは困難と考えます。	
616	94	34-36		<目標>として2020年までにオオクチバスの産業利用の許認可数をゼロにする(あるいは半分以上にする)と明記するべきである。	前述のように、環境省が「生業の維持」を名目としてオオクチバスの輸入と飼育の許認可を多数の団体に与えることで、全国を多数のオオクチバスが生きたまま輸送され、潜在的な違法放流の温床となっています。したがって、<目標>として2020年までに許認可数をゼロにする、あるいは半分以上にするなどの具体的な目標を設定するべきです。	外来生物法に基づく特定外来生物の飼養等許可は、定められた目的で行う場合であって飼養等施設の基準等を満たしている場合に受けることができます。産業利用されているものについても同様である、一律に許可件数をゼロにすることを目標に掲げることは適当ではないと考えます。ご意見の趣旨を踏まえて、引き続き外来生物法の適切な執行に努めるとともに、遵守すべき法令事項等も含め普及啓発を推進します。	
617	94	35		全国的に防除する必要があるのでしょうか。	効果的な防除・モニタリング手法を開発し、分布域等の情報を整備し、広く提供する体制を整っており、全国で防除が進展する。と目標を掲げていますが、果たして全国的にする必要があるのでしょうか。たしかにオオクチバス、コクチバスが必要としない地域もありますが、必要とする地域もあるものご存じでしょうか。関東では千葉の亀山ダム、関西の池原ダム、七色ダム等と都心から離れた地域でも、沢山の釣り人が押し掛けます。コクチバスの湖のメッカとしては長野の野尻湖、福島の大原湖などコクチバスを売りにして商売をしている地域もあります。私としては、必要とされない地域やオオクチバスやコクチバスの駆除は賛成です。しかしながらただ殺すのではなく、捕獲して必要とする地域へのゾーニングや買い取って頂くことは出来ないのでしょうか。非常にオオクチバス、コクチバスは内水面において非常に大きい市場です。経済的な側面からも一度検討していただいて、必要とする地域、そうではない地域と区分けを行い管理することが今後必要な事ではないでしょうか。	特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、防除等の対策が求められています。なお、対策実施の判断は、第1部第1章第1節2を踏まえ、被害の規模等に応じてなされるものと考えています。	
618	95	4		「オオクチバス等の分布状況及び提供の体制の構築状況」の部分のうち、分布状況の後に「の把握」、「及び」の後に「情報」が要るのではないかと。	あった方が、より解りやすいと思われる。	当該箇所は、指標であるため、ご意見を踏まえ以下のとおり修正します。「分布域等の情報の整備状況及び情報提供体制の」	○
619	95	5		以下のように文章を修正してください。 国内由来の外来種が引き起こす被害や対応策について情報収集を行い、我が国の生態系等に被害をオオボイス恐れのある外来種リストの更新に資するとともに、事例集を作成することで被害や対応策の周知を図ります。(環境省)	98ページ、1行目以下に、「外来種被害防止こうどう計画の策定及び我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リストの作成により、国内由来の外来種への対応を含む事項について基本的な考え方を整理し、多様な主体の取組を促進させます。(行動計画:環境省、農林水産省、国土交通省/リスト:環境省、農林水産省)」とありますが、国内由来の外来種に対する基本的な考え方が整理できているとはいえません。たとえば、関東以北のママガエルについて、リストにある○印や、備考欄の記述などを見ても、リスト化された理由が読み取れません。行動計画では、リスト掲載種は、特に侵略性の高い種が選定されると示されています。このこととリストの情報は整合しません。国内由来の外来種の扱いについて、基本的な考え方が、十分に整理されていないのです。国内由来の外来種の扱いについて、基本的な考え方が、十分に整理されていないのです。国外由来の外来種と国内由来の外来種は、同じ考え方では成り立ちません。共通なことといえば、「もともといなかった」ということだけです。いなかったものを排除するというのは、極端なバイオナショナリズムです。国内由来の外来種について、被害や対応策についての情報収集等を行い、外来種リストの更新に資すると言及しておく必要があります。	ご意見の趣旨は、P97L25以降に記載しているため、原案どおりとします。	
620	95	8		ヌートリアの現在の定着域は「愛知から山口にかけての12府県」。	各種図鑑や文献、国立環境研究所の侵入生物データベース等を御参照ください。	ご意見を踏まえ「 <u>にかけての11府県に</u> 」と修正します。なお、山口県については、目撃情報が相次いでいますが、定着と言えるかどうかを判断するには情報が不足しているため、本計画では11府県とします。	
621	96	3		92ページ17行目で選定するとして「優先的に防除を進めるべき種」をすべて列挙すべき。また、選定に際しては、対象種の見直しのペース(本計画の改訂ごとに見直されるのか、それ以上あるいはそれ以下の頻度か)を明確に記載すべき。	92ページ16~23行目では、選定した種とそれ以外の種を分けて対策を実施していくと記載しているが、案では、「タイワリス、アルゼンチンアリ等」がどちらに属するか不明確であるため。また、選定された種全種に関する記載がどこにもなく、どの種が「優先的に防除を進めるべき種」になったか分からないため。なお、選定された種は、常に見直されないと順応的な対応はできないため、対象種の見直しのペースも明記する必要があると考える。	現在、本計画と併せて作成作業中の「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」も踏まえて決める必要があるため、原案どおりとします。選定の頻度は必要に応じて実施していくことから、あえてここでは記載しません。	
622	98	12		次のように修正願いたい。 「実施します。」 →「実施すると共に、環境区分に応じて地域制体系に配慮した事業に取り組みます。」	「植生遷移の把握」に取り組むだけでは対策といえないのではないだろうか	以下の通り修正。 ・地域生態系の保全に配慮したのり面緑化工法として、表土利用工、自然侵入促進工、地域性種苗利用工について 2013年(平成25年)1月にとりまとめ公表しており、今後も継続した植生モニタリング調査による植生遷移の把握を行い、周辺環境に応じたのり面緑化工への活用を図ります。	
623	98	16		「森林表土利用工」の後に次を加えて頂きたい →「、地域の在来種の利用促進」	遺伝子レベルで問題のない生物(地域性種苗など)の利用促進を「外来種対策のひとつ」として積極的に取り入れる必要があると考える	当該記載箇所に示された「林野公共事業における生物多様性保全に配慮した緑化工の手引き」において、緑化工に使用する植物として「地域性緑化植物」を位置付けていることから、「自然侵入促進工や森林表土利用工等による緑化」という表現には地域性種苗の利用も含まれており、ご意見の趣旨は原文にすでに含まれているものと考えています。このことから、原文のままとさせていただきます。	
624	99		第6節 同種の生物導入による遺伝的攪乱への対応 1基本的な考え方、2具体的な行動	遺伝的な攪乱への配慮と徹底は、緑化植物のうち、植樹行事や活動でも重要であることを明記すべきである。	本計画の「基本的な考え方」でも、国は遺伝的攪乱に配慮した緑化植物の利用を推奨することを明記のうえ、「林野公共事業における生物多様性保全に配慮した緑化工の手引き」を具体的な行動の手段としてあげている。また、震災後には、林野庁「今後における海岸防災林の再生について」(平成24年2月)がまとめられ、広葉樹の苗木供給について「植栽予定地に従来自生する樹種であるとともに、できる限り植栽地の生育環境に近い地域で採取した種子から生産できるような体制を整えることが望ましい。」と明記されている。しかし、東北沿岸部で行われる民間団体等の防災林復旧の植樹活動に対して、皇居内の樹木の種子を配布する事業「海岸防災植樹用種子の配布」を2014(平成26)年度に林野庁が行っており、遺伝的攪乱に十分な配慮がされているとは言いがたい。今後、そのようなことがないように踏み込んだ記述が必要である。	ご意見の趣旨は、P100L8を実施する際に含まれると考えているため、原案どおりとします。	

625	100	23-24		「種苗の生産、放流等にあたっては生物多様性の保全に努める」とあるが、各地の漁業協同組合によりマス類やアユ等の放流が盛んに行われている。放流された魚がどこでどう育ったかの情報を積極的に公開し、遺伝攪乱を引き起こしていない旨を客観的に証明できるよう規則を設けるべきである。	放流された魚がどこでどうやって栽培されているかという観点からの情報公開が少なすぎる。以前、冷水病やコイヘルペスが全国に蔓延したのは放流された魚が病気を持ち込んだと考えられる。また、栽培する魚の卵等が取れる年もあれば不作の年もあるが安定して放流するためには同一河川以外の卵や稚魚を持ち込まないと産業として成り立たない。しかしこれでは遺伝子攪乱が一層進行するだけであるため、放流漁業についてもっと規制を設けるべきである。	栽培漁業基本方針は沿岸漁場整備開発法に基づき沿岸漁場の生産力の増進のために定めるものであり、内水面魚種は対象ではありません。ご指摘のマス類やアユ等の放流に係る遺伝攪乱については、現時点において、遺伝的多様性の低下が絶滅可能性を高めるという実証例はないものの、病気の抵抗性が低下する、水温上昇などの環境変化に対応できなくなるなどの問題が起こる可能性もあることから、天然魚の生息数が急減するなどの変化に相応できるよう、都道府県の水産試験場と現場との連携を進めています。	
626	100	14		次のように修正願いたい。 「実施します。」 →「実施すると共に、環境区分に応じて地域制体系に配慮した事業に取り組みます。」	「植生遷移の把握」に取り組むだけでは対策といえないのではないだろうか	以下の通り修正。 ・地域生態系の保全に配慮したのり面緑化工法として、表土利用工、自然侵入促進工、地域性種苗利用工について2013年(平成25年)1月にとりまとめ公表しており、今後も継続した植生モニタリング調査による植生遷移の把握を行い、周辺環境に応じたのり面緑化工への活用を図ります。	
627	100	18		「森林表土利用工」の後に次を加えて頂きたい →「、地域の在来種の利用促進」	遺伝子レベルで問題のない生物(地域性種苗など)の利用促進を「外来種対策のひとつ」として積極的に取り入れる必要があると考える	当該記載箇所に示された「林野公共事業における生物多様性保全に配慮した緑化工の手引き」において、緑化工に使用する植物として「地域性緑化植物」を位置付けていることから、「自然侵入促進工や森林表土利用工等による緑化」という表現には地域性種苗の利用も含まれており、ご意見の趣旨は原文にすでに含まれているものと考えています。このことから、原文のままとさせていただきます。	
628	100	24		ここでいう「外来生物」とは、本計画の定義と同義と考えてよいか。同義であれば、国内由来の外来種も踏まえた取組を実施すべき。	本計画の主旨を鑑みれば、国内由来の外来種についても遺伝的攪乱等の生態系被害を及ぼす可能性があるため、適切な対処をする必要があると考えるから。	第6次栽培漁業基本方針における「外来生物」とは、外来生物法の趣旨を踏まえて策定しており、「国内由来の外来種」は含みません。「国内由来の外来種」については、天然魚の生息数が急減するなどの変化に相応できるよう、都道府県の水産試験場と現場との連携を進めています。	
629	101	7		「…としては、第1部第2章第1節7で挙げた」と修正すべき。	引用元の明記のため。また、本計画中で記載した内容を、受け身的な表現(挙げられた)とするのは適切ではないため、主体的な表現(挙げた)に修正すべきと考えるから。	ご意見のとおり、「第1部第2章第1節7で挙げた」と修正します。	○
630	101	21		「…、アライグマ等の外来種による影響を踏まえた国土の生物多様性…」	案のままだと、外来種が国土の生物多様性の一部であると誤解されるから。	ご意見を踏まえ、「の外来種をを踏まえた国土の」と修正します。	○
631	102	16-19		『3) 防除にあたっての留意事項 外来種の防除に伴い動物愛護管理法の対象動物を殺処分する場合には、同法を遵守することが必要であり、できる限り苦痛を与えない適切な方法で行う必要があります。』について。	現在、滋賀県琵琶湖にてオオクチバス・ブルーギルに対して、水中に電流を流して電気のショックを与える防除方法、通称『電気ショック』が行われておりますが、対象物の大小によりショック症状の出方にかなりの差が出るのが推測され、『動物愛護管理法』の理念に反して苦痛を与える方法であると思われまます。また、滋賀県の防除に携わる作業員の方々の外部への説明では、『ほかの魚種には、ほとんど影響が出ない。』とされていたようですが、同防除作業が行われた水域では二ゴロブナ・ホンモロコイ等の多くが死に、浮遊、腐敗した姿があると聞き及んでおります。このように防除対象以外の生物に影響を及ぼす様な方法を用いる防除は本来の目的から大きく逸脱する事でありまます。同方法を用いての防除については一旦休止して頂き、広い見地で科学的な検証をする必要が必要と思います。	琵琶湖などで行われている電気ショックは電流により魚を殺処分するのではなく、一時的に魚に電流によるショックを与え不動化させ、浮上したもののうち駆除対象となる魚種を捕獲するものです。ご意見のとおり、電気ショックにより影響を受ける個体もありますが、不動化は一時的であり、一定時間が経過すれば魚は再び動くことが可能とするもので、電気ショックを使用した駆除により在来魚が回復している事例も確認されています。	
632	102	33-35		水深の深い場所での駆除に電気ショックを使用する事で、対象外来種を効果的に駆除出来ると記載がありますが、在来種への影響がまったく記載がない点に疑問がございます。 水深のある場所で、外来種だけに電気ショックをあて駆除する事は不可能に近く在来種への影響を考えると使用する事自体を控えた方がいいように感じます。		意見数254に同じ	
633	102	34		「外来魚を抑制管理する手法について」 「電気ショック法」については、その他生物への影響への調査が不足しているので行うべきでないと考えます。 普通に考えて「大型肉食魚を行動停止させる電気のショック」が周辺生物に影響が無いとはとても思えません。 固有種の繁殖に必要な貝類への影響なども懸念されますので、今一度駆除方法については熟慮されることを希望します。		意見数254に同じ	
634	102	34-36		「外来魚を抑制管理する手法について、現在の手法では防除が困難な水深の深い場所産卵するオオクチバスの効果的な繁殖抑制技術及び電気ショック法により対象外来種を効果的に駆除する技術を開発します。(農林水産省)」	駆除するにあたり、「在来魚の混獲を避ける」「在来魚に影響を与えないよう配慮が必要と考えています」	電気ショック法は在来種にも悪影響を及ぼす危険があるのでやめるべきである。	意見数254に同じ
635	102	34-36		電気ショックによる外来種駆除を中止して頂きたく願います。	電気ショックによるオオクチバスの駆除が琵琶湖で実施されていますが電気ショックについて魚類(特に鮭・鱒類)の脊椎への影響が大きいという文献があります。 参考文献 「電気ショックに対する魚類の反応」 http://agriknowledge.affrc.go.jp/RN/2010771884.pdf 琵琶湖には琵琶湖固有種のビワマス(鮭・鱒類)やビワコオナマス、その他さまざま在来種の生物が生存しておりその在来種たちに電気ショックの影響がないと言えません。 外来種と在来種(全てではないが)は生活圏が同じであり外来種駆除のための電気ショックの影響を在来種が受けています。 生活圏が異なれば外来種により在来種が影響を受けることがないということになるため在来種には影響がありませんとは言えません。 外来種の駆除のために琵琶湖固有種であるビワマスやビワコオナマスその他在来種に悪影響を与えることは本末転倒ではないかと考えます。 上記から、電気ショックによる外来種駆除は、そこに生存している外来・在来を問わず全ての生き物を無差別に傷つけ虐待していると考えます。 外来種を駆除する技術の開発・研究のために無差別に生き物を虐待しないで頂きたい。 電気ショックによる外来種の駆除は中止して頂きたく願います。	意見数254に同じ	

636	102	34-36		電気ショック法は本来法律によって禁止されている漁法であり、狙いとる魚種以外にも多くの生物に影響を及ぼしてしまうからにほかならず、一見すると大丈夫なようにも後々影響が出る事が考えられるため適切な方法ではない。	在来種まで無差別に影響を及ぼす駆除法は改めるべきであり、外来種被害防止の観点から見ても矛盾するものである。実際にアメリカではどんなに弱い電流であっても在来魚種の骨格奇形の出現などが報告されている。外来種防除を優先するあまり在来種駆逐に繋がるような状態が作り出されてしまえば本末転倒である。	意見数254に同じ	
637	102	34-36		該当行の削除。	生物多様性の効果的な保全は、在来種への影響が小さいオオクチバス等を産業利用することによる収入で賄うという抜本的で効果的で経済的な手法が報道されているにも関わらず、その検証を示さずして単なる税金支出の手法を示しては、生物保全当局の機能、価値が誤解されてしまうため。	オオクチバスは稚魚期には水生昆虫等を捕食することで在来魚と競合し、大きくなると強い魚食性を示すことから、在来魚への影響は明らかであると考えています。また、内水面の漁業協同組合へのアンケート等でも漁業被害が深刻であることが報告されており、漁業被害軽減のために、外来魚駆除技術の開発は必要と考えています。	
638	102	34-36		琵琶湖での電気ショック導入の停止。	現在、琵琶湖では春に電気ショックボートを良く見かけます。電気ショックボートはオオクチバスの親魚を捕る為に導入されているのですが、時期、場所共に滋賀県の伝統的食文化でもある鮎鮎の原料である琵琶湖固有種のニゴロブナの繁殖時期と同じである為です。電気ショックボートの動きは琵琶湖の条例であるアシ、ヨシの保護を一切無視し、ボートでアシを掻き分け破壊しています。アシ、ヨシは本来、在来種の産卵場所、水質浄化などの役目がありますが、オオクチバスの駆除を電気ショックボートがする事によってそれらが奪われているのも事実としてあります。そんな中、ニゴロブナの繁殖時期、繁殖場所と同じタイミングで電気ショックボートを良く見かけます。電気ショックボートが通った後のアシ、ヨシのグチャグチャな状態やボロボロになったニゴロブナを見かけた事もあります。ちなみに全て写真に収めています。電気ショックボートの開発をされているようですが、外来種、在来種共に電気ショックボートが生態系を破壊しているようにも感じます。各地域の漁法で電気ショックボートが禁止されているのにも理由があると思います。生態系へのダメージは計り知れないものがあると思います。	意見数254に同じ	
639	102	34-36		該当項目の『外来魚を抑制管理する手法について、現在の手法では防除が困難な水深の深い場所で産卵するオオクチバスの効果的な繁殖抑制技術及び電気ショック法により対象外来種を効果的に駆除する技術を開発します(農林水産省)』とありますが、私は電気ショックによって駆除を行うことを断固として反対します。	法であり、有害魚種駆除には許可が下りるとされているが該当項目にある『水深の深い場所』で使用の際にはオオクチバスの産卵床を特定する事は困難であり産卵床があると推定した面積でむやみに使用してはオオクチバスの産卵場所と生息域が重なる在来種にも影響を受ける事が十分にあり得ると考えます。 また、電気ショック法は一般的に気絶した魚は元通り泳いで行くと言われていたが『水産工学』28巻2号(1992年3月) p.121-126 掲載論文、山森邦夫「電気ショックに対する魚類の反応」より『深刻な電気ショックを受けると感電して筋肉が激しく痙攣し、脊椎に損傷を受ける。』という深刻な影響がある為、オオクチバスの駆除中に在来種が電気ショック法の影響を受けてしまうと在来種を保護するという為に行った方法で在来種を殺してしまう可能性が十分にあり得ると考えます。 以上の2つ理由より、私は電気ショックによってオオクチバスを駆除を行うことを断固として反対します。	意見数254に同じ	
640	102	34-36		電気ショック法の扱い、実施について	電気ショック法による、オオクチバスの駆除については、電気ショック法そのものが、他魚種への影響がある為、国際的に規制方向にあります。電気ショックを与えることで、電気ショックによって脊椎骨が曲がったり出血したりする例が確認されています。その影響で、一般的に魚類への5.5%程度の死亡率の増加が認められます。よって電気ショック法での駆除は、実施する必要はないと考えます。	意見数254に同じ	
641	102	34-36		電気ショック法は在来種にも悪影響を及ぼし小型個体には殺傷能力もあります。	電気ショック船が通過した後方から観察していたことがあります。その時に在来種も感電し浮いていました。しかも浮いている魚はトビ、カモメ、水鳥の格好のエサになってました。それが可哀想でタモですくって、生き返ったら戻してやろうといけずに入れていたのですが生き返るコトはありませんでした。この事からも電気ショック法は適切では無いと判断します。人間社会で言う『無差別テロ』同様です。	意見数254に同じ	
642	102	35		電気ショック法は、オオクチバスの効果的駆除ではない。	当然の話だが、オオクチバスなど外来生物などのみにターゲット絞って電気ショックを与えることはできないので、在来種なども負傷する。在来種外来種を問わず、致命的なダメージを受けなくても、電気ショックを受けた個体は、生体異常の例も報告されている。特に有名なのが、背骨などが変形してしまったり、歪んでしまう症状である。電気ショックによって、ターゲットであるオオクチバスなどを駆逐することはできるが、同時に在来種にもダメージを与えてしまう可能性が大いにある。	意見数254に同じ	
643	102	35		電気ショックは在来種には確実に影響がないと判断されているのでしょうか。		意見数254に同じ	
644	102	35		電気ショックについて	水中に電気を通して魚を気絶させオオクチバス、コクチバス、ブルーギルの外来生物を駆除する方法に電気ショックを採用されていますが、万が一人間が感電したらどうなりますか？湖水浴やレジャーも人気のある場所でこのような行為が行われれば勒帯に影響が出る事は予測可能だと思います。固有種も同時に電気気絶させて死なないとはいえその生命を弱らせてる事にも疑問を感じます。	意見数254に同じ	
645	102	35-36		電気ショックは在来種も傷つけ殺してしまう最も危険な手段です。	オオクチバスだけでなくその付近には沢山の生き物がいます。琵琶湖での電気ショック後の在来種が死んで行く姿を良く見ているのに、どうして電気ショックなののでしょうか。在来種を傷つける電気ショックを使つての駆除に疑問を抱きます。	意見数254に同じ	
646	103	35		「・・・を目的に、本計画で8つの視点から設定した目標の達成状況及び各省庁における具体的な行動の進捗状況を確認するとともに、・・・」と修正すべき	案では、何の進捗状況を把握するのか不明確であるため、目標の達成状況を確認することを明記する必要があると考えられるから。また、「各省庁の取組状況」は、計画中の記載に倣って「各省庁における具体的な行動」とし、その進捗状況を確認することとした方が適切だと考えられるから。	ご意見を踏まえ、「目的に設定した目標の進捗」と修正します。	○
647	103	35-36		2017年の点検及び見直し後に本計画がどうなるのか明記すべき。	2017年以降の本計画の取り扱いが不明確であるから(2020年まで実施したのち、以降は解消されるのか等)。	2020年以降も解消することは考えていません。解消するとしていないことから、原案どおりとします。	
648	図1		資料2 関連図 図1. 生物多様性国家戦略と行動計画の関係の一番下 や本来の生態系の回復、..... と記されている所がおかしい。	本来の生態系などというものはない。たえずうつつりゆくものが自然のはず。	ご意見を踏まえ、「本来の」を削除します。	○

649	図2		図2第1部第1章1ボツ目	「●外来種対策は、生態系の保全、人の生命又は身体及び農林水産業への被害の防止が目的であることを示し…」と修正すべき。	他の記載箇所の並びと揃えるため。また脱字(「目的あること」)の修正のため。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「生態系、人の生命又は身体及び農林水産業への被害の防止」	○
650	図4		図4 侵略的外来種による様々な被害	「●外来種による被害」被害? 根本的にこの図は正しくないと思います。侵略的外来種による被害を大きく4つに分けられています。農産物の被害、生態系への被害、人の生命及び身体への被害、農産物の被害、破壊、富農活動の損害、通水損害、全て「被害」に合っているのは需要、消費をする消費者(お客)であって農林水産業をはじめ供給、管理者の責任であると思います。また文化財の汚損。オオクチバスの捕食によるニゴロブナの減少による伝統的食文化への影響。確かにオオクチバスは生存の為にニゴロブナなどを捕食します。ですが、オオクチバスは一方的に他魚を捕食する訳でなく、卵の間は他魚のエサとなります。また、成長に合わせて捕食する対象も変えて行きます。成魚になった後も水深の浅い場所にいるオオクチバスは魚食鳥類の標的となります。そして、死んだ後は分解されてプランクトンの餌になります。ニゴロブナもオオクチバスも「被害」に合っているのです。文化を守るのは当然だと思います。ですが「生死」で問題を解決するのは「被害」は無いと思います。		特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等への被害を及ぼすものとして評価されたものであり、現在も、防除等の対策が求められています。そのため、図4は原案どおりとします。	
651	図4		図4	オオクチバスの記載の削除(2か所)	実質的に各湖沼でのオオクチバス個体数は自然に減少している事実があるにも関わらず、この記載では極めて害としての影響が大きな印象を与える。作画的文書ととらえられぬよう削除する必要があります。	特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、現在も、防除等の対策が求められていることから、原案どおりとします。	
652	図4		図4、侵略的外来種による様々な被害	オオクチバスの捕食に補うニゴロブナの減少による伝統的食文化への影響	オオクチバスの捕食でニゴロブナが減少したという言葉は間違っていると思います。私は小学生の頃から琵琶湖を約30年見てきましたが、その頃から比べると湖岸に道路が作られ水辺は大きく変わりました。ニゴロブナは南湖湖西の河口付近に昔は多く産卵のために集まってきたニゴロブナが多く見られました。ほとんどの川は護岸工事されコンクリートばかりになってからは見られる魚の姿は大きく変わりました。南湖東岸は道路ができてから浅瀬がなくなり、さらに沖には浚渫工事で水質も悪化し在来種が育つ環境は無いのが当然だと思います、単純にニゴロブナが産卵できる場所が少なくなったのが原因だと思います。	当然、在来種が減少している要因は外来種以外にも存在する可能性はありますが、本計画は、侵略的外来種による生態系等への被害の防止を目的としたものとなるため、外来種による生態系等への被害事例を表記しています。 なお、ご意見の趣旨は今後の環境省においての施策の参考とさせていただきます。	
653	図4		図4 侵略的外来種による様々な被害	図中「治水・利水への影響・被害」において、治水・利水への影響・被害を及ぼす侵略的外来種として、外来木本類だけでなく、外来草本類である「ナガエツルノゲイトウ」等を明記したらどうか。	本生物について、県内で問題となっているため。	ご意見を踏まえ、「外来木本類等」と追記します。	○
654	図4		図4	ブラックバスの侵略的外来種からの削除		特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、防除等の対策が求められています。 なお、侵略的外来種は釣りが規制されるものではありません。また、オオクチバスは、外来生物法に基づく特定外来生物に指定されていますが、釣り自体が禁止されるものではなく、外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生態の運搬等を伴わない釣り等は行うことができるものです。	
655	図5		図5	生物多様性国	対象種の定着段階として、最高位に「まん延期」が設定されています。ここに位置づけられた「まん延期」の熟語が、外来種の被害状況とは、おおよそかけ離れたものがあると考えます。シュロガヤツリが、規制の対象の最上位に位置づけられていることには、異論があります。	ここでは記載のとおり、定着段階の区分を記載しており、被害状況に対して「最高位」との位置づけにしているものではありません。なお、「外来種規制のリスト」とは、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」を指しているものと思われ、当該リストは法律に基づくものではなく、法的な規制の対象となるものではありません。	
656	図5 図6		図5及び図6 の 大目標	「生物多様性の保全 在来種及び在来生態系の保全・復元 人の生命及び身体への保護 農林水産業の健全な発展」と修正すべき。	案では、第1部第1章第2節1で示されている目的(人の生命及び身体への保護ならびに農林水産業の健全な発展)が含まれていないから。	ご意見を踏まえ、「生物多様性の保全等」と修正します。	○
657	図6-2		関連図8 図	オオクチバスはすでに低密度維持をたっせしているためこれ以上の防除不要	すでに蔓延を過ぎたオオクチバスに関しては現状生息域における個体数は各生息域に応じたものとなっていること。国内固有魚種がオオクチバスによって絶滅に追い込まれることは生態系における食物連鎖にエラルキーから見てもあり得ないことむしろオオクチバスが生息する国内固有種の激減に関しては生態系をかえりみない護岸建設、堰堤建設、治水計画などによって水質や生息環境が悪化したことが一大要因となっていること。すでにオオクチバスが釣り合い高価にとって長年格好の対象魚として親しまれ国民余暇、釣りレジャー産業の観点から見ても極めて重要といえることから、今後も継続的に釣り対象魚として多くの国民が親しむことができる現在の環境を維持すべきと考えます。	特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、現在も変わらず防除等の対策が求められています。	
658	図8		図8	「各レベル」が何のレベルを指しているのか不明確であるため正確に記載すべき。	案では、「各レベル」が、対策の目標(侵入防止、根絶、被害の緩和等)に関するレベルや対策の必要性(被害の質、拡がり・量)に関するレベル等、様々な解釈が出てしまうため。	ご意見を踏まえ、「対策の必要性及び対策の実行可能性・実効性・効率性を踏まえて対策の優先度を決定」と修正しました。	○
659	図8		図8	構成を「外来種被害防止行動計画」→「行動計画の目標(2020年)の達成」→「2020年愛知目標の達成」と修正すべき。	本計画において設定された目標の達成を通じて、愛知目標が達成されることを明示するため。	「外来種被害防止行動計画」の目標を達成することを通じて2020年愛知目標を達成することは原案でも示されていると考えているため、原案どおりとします。	
660	図11		図11	構成を、逆三角形の図形→「行動計画の目標(2020年)の達成」→「2020年愛知目標の達成」と修正すべき。	本計画において設定された目標の達成を通じて、愛知目標が達成されることを明示するため。	当該図では、各主体の連携に関する部分であり、記載している目標を達成することで、2020年愛知目標を達成することは原案でも示されていると考えているため、原案どおりとします。	
661				1節 外来種対策をめぐる主な動向 ⑦ 各主体の協力と参画、普及啓発の推進 ⑨ その他 ・東日本大震災によって生態系が攪乱された地域において、必要に応じて外来種の侵入状況等について把握し、震災復興において生物多様性に配慮されるよう、情報提供を行う	外来種被害防止行動計画案の上記該当箇所以外のすべてにわたる内容ですが、このような誤った認識を、積極的に普及啓発していくのは言語道断だと思います。外来種問題は突き詰めれば、人間のエゴ以外の何物でもありません。生物多様性の保全のために外来種の侵入を防ぐというのは、道理にかなっていると思われがちですが、生物多様性の保全が喫緊の課題という一方で、今でも各地でクマ、シカ、サル、ヘビ、ハチ、毛虫などが駆除されています。自然界の中である種が滅べれば、その天敵が増え、その天敵の食害によりある種が減ります。生物多様性の保全という観点からすれば、これらの駆除は即刻止めるべきでしょう。さらにいえば、自然環境の破壊です。40代の私が子供の頃、多摩川は死の川と呼ばれていました。魚釣りに行って何も釣れない日が大半でしたが、アメリカザリガニはよく釣れました。アメリカザリガニは環境への適応力が高く、石の泡が浮かぶような汚濁した水の中でも生きながらえることができたからです。フナやタナゴといった在来種が減ったのはアメリカザリガニの食害ではなく、多くの生物の生息に適さないほど川を汚してしまったからです。 外来種という、その象徴のようにもなっているブラックバスもい例です。琵琶湖の在来種が減った要因はブラックバスの食害とされていますが、琵琶湖の生態系に大きなダメージを与えたのは1972年から1997年にかけて行われた琵琶湖総合開発以外の何物でもありません。在来淡水魚の多くは水草などに卵を産み付けます。水草の繁茂する岸辺は在来淡水魚の産卵場であり、仔稚魚のゆりかごです。その多くが埋め立てや護岸で消失してしまっただけです。魚が増えるわけがありません。ブラックバスやブルーギルは、単にそうした環境下でも繁殖できた話です。本当に生物多様性の保全について行動するならば、まずは自然環境の回復に努めるべきでしょう。そして、シカが増えたからシカを駆除する、クマが増えたからクマを駆除するという短絡的な行動は慎むべきです。人間のエゴのままそのような短絡的な行動を繰り返しているかぎり、仮に外来種の侵入を防げたところで、生物多様性の保全にはつながりません。 東日本大震災によって生態系が攪乱された地域に関しても、津波は有史以前から何度も起こっていて、生物多様性という観点からすると、日ごろ減少に起きないような自然現象が時おり起きることにより生物多様性というのには豊かになっていくのではないのでしょうか。台風の襲来や河川の氾濫もしかりです。しかしながら、国土強靱化という名のもと、自然環境に大きなダメージを与えるであろう公共事業に9兆円も使われているのが現実です。外来種を減らしたところで、在来種が住む環境が失われる一方なのに、どうして在来種を守ることができるのでしょうか。本当に生物多様性の保全について考えるならば、もっと大域的な見地から物事を推し進めるべきです。	特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、防除等の対策が求められています。 当然、在来種が減少している要因は外来種以外にも存在する可能性はありますが、本計画は、侵略的外来種による生態系等への被害の防止を目的としたものとなるため、外来種による生態系等への被害事例を表記しており、他の可能性を否定するものではありません。 本計画を含め、適切な理解の普及に努めます。	

662				<p>文章のなかで長い年月をかけてつくり上げた生態系が壊れてしまい元に戻ることが困難であると書いてありました。個人的な意見ですが元に戻すとすることは外来種が居なかった生態系に戻すということですか？</p> <p>では、外来種と在来種が同居する生態系はダメということでしょうか？</p> <p>そんなことはありませんよね？既に入り交じって生活しているのですから。</p> <p>生態系と言うのは、ピラミッドを常に形成しています。その辺は中学理科の教科書で詳しく説明されていますので参考にして下さい。</p> <p>その生態系の中に今まで居なかった外来種が入ってきた場合、今まで保っていた生態系は必ずしも崩れます。勿論、日本の環境に対応出来なくて死んでいく生物もいますが今いる外来種はみんな適応して種で適応した種はそこで大繁殖します。生態系のバランスはここで完全に崩れます。</p> <p>しかし、自然とはすごいものでそこから新たな生態系を作っていきます。</p> <p>そして、また長い年月をかけて新たな生態系が誕生するのです。</p> <p>新たな日本独自の生態系の誕生。これは環境省にとって悪いことなのかとも知れませんが科学的に見るといい見本になるのではないのでしょうか？</p> <p>あまり考えず自然の力を信じてみてはどうですか？</p>	<p>ご意見の疑問に対する考え方については、P27L13に記載しています。</p>	
663			<p>16 オオクチバス等は広域に分布するため、これらの事業で得られた成果を防除マニユ</p> <p>17 アルとしてまとめ、環境省ホームページ (http://www.env.go.jp/nature/intro/in18dex.html) に掲載しています(環境省)。</p> <p>上記リンク切れてます。</p>		<p>ご意見を踏まえ、当該箇所を以下のように修正します。</p> <p>「防除に関する手引き」としてまとめ、環境省ホームページの中の外来生物法のインターネットサイト (http://www.env.go.jp/nature/intro/4control/tebiki.html) に掲載しています」</p>	○
664	30-32		<p>わたしはバスフィッシング愛好家です。しかし、芦ノ湖にオオクチバスが入ったのは大正15年です。もうすでに日本の在来種と共存しているとおもいます。ブルーギルは天皇陛下がシカゴの水族館から一碧湖に送られたものです。正しい情報を知りたいと思います。琵琶湖でなぜ問題化。漁業権です。琵琶湖というのは、淡水湖ですが泳げるという場所ですので特別です。私はそうおもいます。</p>	<p>オオクチバスを釣りたいだけです。子どもにこいつは外来種だから殺していい。そんなわけはありません。人には勝手に生き物の命を奪う権利はありません。そう思います。</p>	<p>特定外来生物は、我が国の生態系等に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、現在も、防除等の対策が求められています。</p> <p>なお、オオクチバスは、外来生物法に基づく特定外来生物に指定されていますが、釣り自体が禁止されるのではなく、外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生態の運搬等を伴わない釣り等は行うことができるものです。</p> <p>本計画では、現在生態系等に対して被害を発生させている外来種への対策を推進することを目的としており、全ての外来種の導入経緯を表記するものではありません。</p> <p>なお、本計画では、意図的な導入により外来種問題がこれ以上発生することが無いよう「入れない」対策の必要性について言及しているところです。</p>	
665		第1章全般	<p>利用可能な外来魚の駆除の意味が解りません。ブラックバス、ブルーギル、アメリカ鯰等の欧米では食用とされている魚を食用とせず駆除。綺麗な場所や養殖魚でならば普通に食せる。また、先に挙げた魚種はゲームフィッシングとしての価値もあり、ブラックバスはトーナメントを開催されている、産業である。</p> <p>駆除に関しても、一部の話では、北海道の在来種である筈のアメマスサーモン漁の邪魔だと駆除する動きが有るそうです。在来種まで駆除し始めては、外来種を駆除する正当性が曖昧である。また、琵琶湖で行われている電気ショックによる外来魚の駆除。一般的には事故が多発し電気ショックによる漁が禁止されている昨今において、外来魚の駆除という名目で行うのはどうなのか？</p> <p>在る研究結果では電気ショックを受けた魚は脊髄に異常をきたす例も在るとの事。在来種も同じ生息域にいる以上何らかの影響があり、在来種保護には繋がっていない可能性がある。</p> <p>漁釣りについても、在来種の隠れ家や産卵場を奪っている事にも繋がっている可能性。</p> <p>さして危害の無い外来生物については、共存共栄をし、利用できる生物は利用する事が良いのでは無いでしょうか？</p> <p>あくまでも個人的な意見であり、個、団体を批判、揶揄するものではありませんのでご了承くださいませ。</p>		<p>特定外来生物は、我が国の生態系等に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、まずは、防除等の対策の実施が求められています。もちろん現場ごとに食用とできる場合は、そのような取組が行われている地域もみられるように、食用としての活用を否定しているものではありません。</p> <p>琵琶湖などで行われている電気ショッカーは電流により魚を殺処分するものではなく、一時的に魚に電流によるショックを与え不動化させ、浮上したもののうち駆除対象となる魚種を捕獲するものです。ご意見のとおり、電気ショックにより影響を受ける個体もありますが、不動化は一時的であり、一定時間が経過すれば魚は再び動くことが可能とするもので、電気ショッカーを使用した駆除により在来魚が回復している事例も確認されています。</p>	
666		外来種(ほぼ全文)	<p>外来種の定義がおかしい</p>	<p>a.何千年・何万年というスパンでみれば日本人であれ”外来種”であり、今後も自然淘汰が自然の節理であること</p> <p>b.上記aにより、明治以降の移入種のみを外来種とする切り分けは不自然かつ人間の一方的な自然の介入にあたること</p> <p>c.人間の介入を”是”として、これら定義・研究・行動・教育がなされること</p> <p>d.人間の介入による影響確認・考慮がなされていない</p> <p>人間の介入の負の効果により絶滅した種《日本オオカミなど》を歴史を鑑みて熟考すべき</p>	<p>外来生物法においても、日本の生態系等に被害を及ぼす外来種についての対策の実施を求めていることから、原案どおりとします。</p>	
667		指定無し	<p>一般的に外来種と言われるとブラックバスが外来種として思いつきます。滋賀県の琵琶湖では漁師さんが捕ったり珍しい在来の魚に対して悪影響だと言われていますが、ほんとに在来の魚が減ったのはブラックバスのせいでしょうか？</p> <p>琵琶湖の在来種にビワコオオナマズがいます、あの魚は産卵床として天然の岸を選びます。ですが、護岸工事によってビワコオオナマズは産卵床を多く失い個体数が減ってきていると聞きます。もちろんブラックバスやブルーギルがビワコオオナマズが成体に成長する間に捕食されることがあると思いますがそこが肝心なのではなく少なからず人間側にも責任がある事を自覚しないとだめだとおもいます。</p> <p>外来魚の主な駆除法としては電気ショッカーがもちいられていますね。確か5年前だと思いますが一年を通しての外来種の駆除量を達成できず来年からは違法なまでの協力的な電力で駆除してきたと聞きます。また違法な程の電力なので魚は即死する個体が多かったのですがこれは外来種だけを狙って行えるものではありませんね。在来種だって殺してきているはず。また、運良く即死レベルの感電を避けられても産卵の後遺症として脊椎を激しく損傷している個体が在来種、外来種問わず多くいるそうです。</p> <p>これがなにか意味を持つことでしょうか？矛盾したこの駆除法を今すぐ撤廃すべきです。</p> <p>在来種を守るために外来種を殺すといっているのだから在来種を殺さない、悪影響を及ぼさない方法で駆除をしてください。</p> <p>それにレジャーとしてブラックバスを相手に釣りを楽しむ人が日本には多くいます。その人たちの夢になっている釣りを奪わないでください</p>		<p>当然、在来種が減少している要因は外来種以外にも存在する可能性はありますが、本計画は、侵略的外来種による生態系等への被害の防止を目的としたものとなるため、外来種による生態系等への被害事例を表記しています。</p> <p>琵琶湖などで行われている電気ショッカーは電流により魚を殺処分するものではなく、一時的に魚に電流によるショックを与え不動化させ、浮上したもののうち駆除対象となる魚種を捕獲するものです。ご意見のとおり、電気ショックにより影響を受ける個体もありますが、不動化は一時的であり、一定時間が経過すれば魚は再び動くことが可能とするもので、電気ショッカーを使用した駆除により在来魚が回復している事例も確認されています。</p> <p>なお、ご意見の趣旨は今後の環境省においての施策の参考とさせていただきます。</p>	

668		全体	<p>●池原ダムなど、地域の活性化に繋がる、経済魚と受け入れている地域もある為、バスを緊急対策外来魚のカテゴリーから産業管理外来種にするべき。</p> <p>下北村漁業組合 http://www.vill.shimokitayama.nara.jp/shimokita/fishing.html</p> <p>●本来違法である電気ショック漁法は、在来種にも悪影響を及ぼす危険があり、駆除方法を他のやり方も検討すべき</p>		<p>「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」へのご意見と史料しますが、当該リストにおいて、産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているものではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。</p> <p>オオクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く釣りの対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。</p> <p>琵琶湖などで行われている電気ショッカーは電流により魚を殺処分するものではなく、一時的に魚に電流によるショックを与え不動化させ、浮上したもののうち駆除対象となる魚種を捕獲するものです。ご意見のとおり、電気ショックにより影響を受ける個体もありますが、不動化は一時的であり、一定時間が経過すれば魚は再び動くことが可能とするもので、電気ショッカーを使用した駆除により在来魚が回復している事例も確認されています。</p>
669		バスについて	<p>外来種被害防止行動計画(案)に関する意見 「オオクチバス、コクチバスに関して(スポテッドバス含む同魚類)」</p> <p>・バス防除の大前提となるバスの食害 p10京都市の深泥池の事例を根拠にバスの食害について説明されているが、東京ドーム約2個分の大きさの中で、魚類の判断としてアメリカの大きな湖や規模、例えば日本の琵琶湖や霞ヶ浦利根川水系で同じことが言えるとは思わない。また、同規模でも条件が違えば異なる結果となる可能性も十分にある。現存する外来種、例えば外来種で言えばニジマス、ブラウントラウト、鯉、雷魚、キャットフィッシュ、ブルーギルなどの分布や在来種の分布の在り方、水質、水生植物、水温差、他の外来種の食性(バス類だけではない)、その他地域性を持つ護岸や流れ、堰の有無などにより結果は大きく異なると予測される。色々な地域、大小の湖沼においてバス類や外来種が入った結果が深泥池の事例と同事例であるかは甚だ疑問であるので、一地域における一参考または一例として扱われるのが正当と思われる。</p> <p>上記を理由に案をそのように書面変更するべき。 反対に各地域大小複数湖沼の極めて科学的検証を追跡し正当性のある事例を持って正式な見解とするべき。在来種が絶滅した事例とは聞いたことはなく、外来種が在来種を食べる状態も普通に考えて起こりえている。例えばオオクチバスではブルーギルや鯉や雷魚やニジマスの小魚も食べ、同じ種族の生態系を保つために同じ種族をも食べる。また他の外来種も同じことである。外来種である鯉も小魚を食べ、また雑食である。在来種も小魚や卵のレベルでは外来種を駆逐している。科学的かつ総合的な見解を元に計画を立てるべきである。</p> <p>「行動計画への提案」 行動計画であるので、前回のパブリックコメントでも多数出た意見と思うが、オオクチバス コクチバスは経済効果の高い魚類として現在も広く認識されている。アメリカではもとより、日本でも河口湖に代表される。漁業組合での養殖放流での地域活性化、コンビニエンスストアやホテルや飲食店、釣り券など。他の富士五湖でも入漁料を支払う。また、管理釣り場での放流により同じ効果が認められる。むやみな税金を使った駆除を行うことも各人の認識が異なるので現在それを言っても前向きではない。現在対象魚で生計を立てている地域や団体、人がいる以上、経済効果の高い魚類としての切り口は絶対に対外されるべきでは無いので記載は絶対が必要。外来種だからと言って命を殺すことを平然と行う行政条例は、子供云々ではなく異常行為である。我が国の生態系等に被害をもたらす外来種リスト(案)についての意見「オオクチバス、コクチバス」が入れられている項目に関して①生態系に係る潜在的な影響・被害が特に甚大。意見・生態系は大正14年に既に芦ノ湖に放流され、他の魚種に小魚が紛れて広まった説、嗜好的釣り人が釣りを楽しむため放流された説、釣具業界が利益のために計画的に放流した説、またアメリカからフロリダバスを輸入した説などがあるが、生態系の見識考察をみる経過観察で大正14年から平成27年までの間で不十分であるのか疑問であるので歴史を鑑みるべき。②生物多様性保全上重要な地域に侵入・定着し被害をもたらす可能性が高い。生物多様性保全上重要な地域とはどこか?何をもちってその地域を設けるのかははっきりと科学的根拠をもとに場所明確にするべき。③絶滅危惧種等の生息・生育に甚大な被害を及ぼす可能性が高い科学的知見、経過観察をもって絶滅危惧種への被害地域を明記すること。④人の生命・身体や農林水産業等社会経済に対し甚大な被害を及ぼす。オオクチバスやコクチバス湖や河川に生息するもので、毒をもって噛みつきもしない、素手で持てる魚で、釣りや漁業をする方以外は実際に見た事がない魚種について、この項目に入るのは甚だ疑問である。即刻対象から外すべきである。水産産業社会経済に甚大な被害とは、淡水魚を対象とする一部の漁業が思いつづが、淡水魚と海水魚では日常食するのは殆ど海水魚である。またオオクチバス、コクチバスでは養殖、放流、地域社会への経済効果を実際に明確に数字に表れており、それ相応の税も直接的にせよ間接的にせよ支払っている。被害もあるが社会経済に貢献度が高い点を考慮し、それを明記し判断するべきである。⑤防除手法が開発されている。琵琶湖等での電気ショックによる駆除は、外来種にも在来種にも甚大な魚体的な被害が出ていることが明らかになってきており、中止するべきである。また、湖の規模により、駆除を完全にしきれないかを冷静かつ客観的に考えて欲しい。皆の税金を不確実なもの、在来種外来種共に危険が考えられるものにして良いのか慎重に考えるべきである。</p>		<p>有用な外来種の存在については、第1部第1章第2節3で説明しているところである。</p> <p>特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、現在も、防除等の対策が求められています。</p> <p>なお、オオクチバスは、外来生物法に基づく特定外来生物に指定されていますが、釣り自体が禁止されるものではなく、外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生態の運搬等を伴わない釣り等は行うことができるものです。</p>
670		外来種全般	<p>今国内にいる外来種を絶滅させても今の生態系に大きな影響が出ると思います。なぜなら、昔からいる外来生物も今では環境のバランスが取れてると思います。あと、環境のバランスが崩れるのは、ゴミの不法投棄や車などの排気ガスなどが断然大きいと思います。</p> <p>人間の手で外来種を入れてきて、それを駆除するのは勝手すぎると思います。</p>		<p>外来生物法においても、日本の生態系等に被害を及ぼす外来種についての対策の実施を求めていることから、原案どおりとします。</p>
671		電気ショック	<p>在来種を守る為の方法が電気ショック? これに対して!絶対的な反対意見を申し出ます 理由として 電気ショックと言う方法は あまりにも在来種に悪影響があるんじゃないですか? ならば!在来種を守っては全くもっていないと思います そしてよくよく調べると かなりの量の在来種を殺してしまっている!方法だと思いませんか? そしてこの反対意見書の1番の理由は 万が一、水辺で遊ぶ子供が事故にあったらどうするのでしょうか? 危険極まりない駆除のように思えて仕方ありません。 このような理由で 電気ショック大反対!致します</p>		<p>琵琶湖などで行われている電気ショッカーは電流により魚を殺処分するものではなく、一時的に魚に電流によるショックを与え不動化させ、浮上したもののうち駆除対象となる魚種を捕獲するものです。ご意見のとおり、電気ショックにより影響を受ける個体もありますが、不動化は一時的であり、一定時間が経過すれば魚は再び動くことが可能とするもので、電気ショッカーを使用した駆除により在来魚が回復している事例も確認されています。</p>
672		バスについて	<p>私は、生まれて気づいた時にはブラックバスフィッシングがありブラックバスは日本に生息していました。 調べてみると、日本にはブラックバスが80年も前から生息していて、すでに外来魚種なんですか? 長年にも亘って生息しているのだから、日本の固有種が減る原因は他にもあるのではないですか? 外来種を駆除するのではなく、固有種養殖で個体数増加して、固有種保護していくのはどうですか?</p>		<p>当然、在来種が減少している要因は外来種以外にも存在する可能性はありますが、本計画は、侵略的外来種による生態系等への被害の防止を目的としたものとなるため、外来種による生態系等への被害事例を表記しています。</p> <p>なお、ご意見の趣旨は今後の環境省においての施策の参考とさせていただきます。</p>
673		バスについて	<p>私は、2008年から知人の影響でブラックバスの釣りを始めました。 ルアーを使用した釣りをやってみようということから、対象魚種をブラックバスにしました。 釣りを始める前から、ブラックバスは外来種であるということは認識していましたが、既存の生物が減少しているという話も聞いていました。 その釣りを始めるきっかけとなったブラックバスが駆除され、根絶させられるということより、今回意見を述べる事としました。 釣りを始めた当初に感じたことは、釣りの道具といっても色々なメーカーや業者が関わっており、立派なビジネスになっているんだと感じました。 また、種類が多いことで、自分の釣りが確立でき、道具を購入する際は、まるでおもちゃを選んで子供のように真剣で、ワクワクしているのがわかります。 釣り経験を重ねることで、それが次第に興味となり、ストレス解消になり、さらなる技術向上を目指す自己啓発となりました。 近年、この釣りとSNSを通じて素晴らしいサークルと出会いました。 『SAVE THE FIELD』 釣りを楽しみ、釣り環境を自分たちで守り、この輪を広げていこうという目標のサークルです。 活動内容は具体的に、釣り場の清掃(糸、針、ゴミの除去)と、コミュニケーションです。 湖、池、川には釣り人の他にたくさんの観光客や、ツーリングの方が訪れる為、悲しい話ですがゴミが発生します。 その湖には、魚や鳥や猿や色々な生物がいます。もちろん外来種のブラックバスも。 それらの生物が少しでも住みやすく、共存できるようにゴミや糸や針を積極的に回収し、微力ではありますが活動をしています。 釣りを通じて、知り合ったメンバーもおり、個人としての活動の場、情報が広がり、得たものは大きいと実感しています。 また、フィッシングショーなどに家族で参加し、家族でのコミュニケーションにも良い影響があります。 子供が大きくなったら一緒に釣りに行き、釣りの面白さ、釣り場環境保護の大切さ、魚がいるから釣りができる感謝の気持ちを伝えようと思っています。 ですので、これからの釣り環境、状態が悪い方向になるような処置は考えて頂き、釣りの未来があるような処置をして頂く様、お願い致します。</p>		<p>特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、現在も、防除等の対策が求められています。</p> <p>なお、オオクチバスは、外来生物法に基づく特定外来生物に指定されていますが、釣り自体が禁止されるものではなく、外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生態の運搬等を伴わない釣り等は行うことができるものです。</p>

674		電気ショック	電気ショックによる駆除方法は、在来種にも大きなダメージがあるので、やめるべきではないでしょうか。電気ショックをかけ、浮いてきた在来種に関しては、回復させられているとのことだが、生殖機能の異常、脊椎への異常など、在来種へのダメージが大き過ぎます。実際、電気ショックにより、死滅している在来種は多いと考えます。小魚等は浮き袋が小さいので、水面まで浮いてくることなく、水中で死亡しているケースも非常に多いです。外来種を駆除するにも税金等のコストをかけても現実的に効果が薄いように感じます。在来種との棲み分けを推進する方が在来種へのダメージも少なく、現実的ではないでしょうか。		琵琶湖などで行われている電気ショックは電流により魚を殺処分するものではなく、一時的に魚に電流によるショックを与え不動化させ、浮上したもののうち駆除対象となる魚種を捕獲するものです。ご意見のとおり、電気ショックにより影響を受ける個体もありますが、不動化は一時的であり、一定時間が経過すれば魚は再び動くことが可能とするもので、電気ショックを使用した駆除により在来魚が回復している事例も確認されています。
675		バスについて	上記、計画において、ブラックバスの撲滅は反対です。ブラックバスが輸入されて、在来種が全く絶滅して、ブラックバスが溢れてるところまではきてません。ブラックバスも適正な増え方をしていると思います。在来種が減ってきた原因に環境汚染や地球温暖化などもあると思います。また、ブラックバスを釣るといふスポーツフィッシングという文化も日本に根付いてきてます。ブラックバスを釣ることで、ゴミを出さないことはもちろん、ゴミを拾うなどの釣りの環境保全も心がけてます。例えば、琵琶湖でもリリース禁止は無く、遊漁券などのお金を払う制度にして、そのお金を環境問題に使うなど、琵琶湖の釣り人は日本の中でも桁違いにいます。バス釣りをすることを楽しみにしている人は沢山います。これからの若者もバスをする人が多いです。本当にバスで環境が悪くなっているのでしょうか？国がもう一度、検討してほしいと思います。		特定外来生物は、我が国の生態系等に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、現在も、防除等の対策が求められています。 なお、オオクチバスは、外来生物法に基づく特定外来生物に指定されていますが、釣り自体が禁止されるものではなく、外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生態の運搬等を伴わない釣り等は行うことができるものです。
676		バスについて	私はブラックバス釣りを楽しんでいます。>ブラックバスが大正時代に日本へ輸入されてから100年以上経っており、外来種ですが、現在に至るまで他の生物と共に共存してきました。>バスフィッシングはレジャーとして人気も高く、知多半島には多くの釣り人が訪れているため、経済効果は大きいものと考えられます。これは、知多半島の池のみにならず、全国各地でも言えることで、釣具店や釣具メーカーに限らず、様々な職種である、ガソリンスタンド、飲食店など様々な場所で経済効果を発生していると思います。>ブラックバスは生存するため、生きているエサを捕食します。捕食の対象になるが在来種を含めた生物になるため、ブラックバスが与える在来種への影響は少なからずあると思います。しかし、これはブラックバスのみにならず、ニジマスやプラウトラウトも外来種であり、ブラックバスと同様に生きている生物を捕食しております。また、コイやフナもまた雑食性であるため同様のことが言えると思います。>そうしますと、ブラックバスのみにならず、全ての生物への駆除対応が必要になってくるのではないのでしょうか。>現状を考えると、外来種を駆除するのではなく、在来種の共存を考えていくことが大切だと思います。また、それによる経済効果も生まれると考えられます。>そして、在来種が減っている一番の原因は、生息域の人間による破壊ではないのでしょうか。工事などで生物が生息する場所(水草や木々など)を無くしているのも事実あると思います。>また滋賀県では違法漁法とされてきたバッテリーを使った電流を流しての漁法により、バスのみならず、様々な在来種、またプランクトンなどの微生物までも破壊し、水質に変化が起きたり、小型在来種等(モロコやオイカワ、アユやハス、エビetc)が死に、生態系に変化も起きてます。>電流死した魚以外に、大型魚を始め、亀や蛙など、魚以外にも大きな変化が起き、電流によるショックから脊椎などにダメージが残り、奇形の生物が増えている現状。>もっとこの先、在来種との共存で大きな経済効果を考え、自然を守る方向性を考えるべきだと思います。		特定外来生物は、我が国の生態系等に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、現在も、防除等の対策が求められています。 なお、オオクチバスは、外来生物法に基づく特定外来生物に指定されていますが、釣り自体が禁止されるものではなく、外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生態の運搬等を伴わない釣り等は行うことができるものです。
677		バスについて	意見677と同じ。		意見677と同じ。
678		バスについて	意見677と同じ。		意見677と同じ。
679		バスについて	難しい事はわかりませんが、私はバスフィッシングを趣味でやっているのですが、元々、ブルーギル、ブラックバスなどは日本人が食用魚として海外から輸入したと聞いています。それを増えた、生態系が崩れたからと、外来種だけを排除するのは間違っていると思います。持ってきたのも人間、増やしたのも人間です。彼ら生物の責任ではない。排除じゃなく、どおしたらうまく共存するかを考えるべきかと思えます。ブラックバスでいえば、ホント人気のスポーツフィッシングですし、それがなくなれば、ブラックバス関係で職を持っている方の生活にも関わってくると思えますし。守る事を考えてほしいと思います。		特定外来生物は、我が国の生態系等に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、現在も、防除等の対策が求められています。 なお、オオクチバスは、外来生物法に基づく特定外来生物に指定されていますが、釣り自体が禁止されるものではなく、外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生態の運搬等を伴わない釣り等は行うことができるものです。
680		全ての案件に	私は釣具やに勤務してブラックバスの駆除しております。正直、ブラックバスが居なくなれば潰れてなくなるでしょう。でも別に違う職につけばよい話であって生活がかかっているのは全ての人間がそうなのです。だから私は何も言う事はありません。 ただし本当にこのパブリックコメントをする必要があるのか？そこが一番の疑問でしかありません。まずひとつに私達アングラーが必死に書いたパブリックコメントが本当に読まれていて、しかも誰に読まれているのか？本当に一国民の意見として感じ取ってもらえているのか？その次に長い文で何十条にも及ぶ言葉で果たしてこのパブリックコメントが成立するのか？私には疑問でしかたがない。 例えばパブリックコメント全部に返答するなどそこまでしてのパブリックコメントな気がする。 一つ言えることは暴動、ストライキが当たり前のこの世の中で何も起きずただ平和にパブリックコメントを提出するつもりは日本人を誇りに思っています。なので自分勝手、経済のみを考えた意見、自然を壊すことそれだけはやめてほしい。皆が平和で幸せに共存できる日本にしてほしい。		特定外来生物は、我が国の生態系等に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、現在も、防除等の対策が求められています。 なお、オオクチバスは、外来生物法に基づく特定外来生物に指定されていますが、釣り自体が禁止されるものではなく、外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生態の運搬等を伴わない釣り等は行うことができるものです。
681		バスについて	意見677と同じ。		意見677と同じ。
682		バスについて	ブラックバスについて私なりをお願いしたいのですが 棲息域の拡散の仕方は異常で漁業従事者の方が迷惑しているのも理解しています もちろん駆除(他の生物に影響のない方法ならば)も必要かとは思いますが ただ 趣味としてバスを釣っている者に殺傷を強要するのだけでもやめてください 幼稚な文章で関係者の方に相手にしていただく自信はありませんが よろしく願いいたします		特定外来生物は、我が国の生態系等に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、現在も、防除等の対策が求められています。 なお上記は、オオクチバスの駆除を強要するものではありません。
683		バスについて	バス釣りを初めて2年になる会社員36才です。仕事が休みになる毎週末の釣行を楽しみに日々過ごしています。本題ですが、奈良県の池原ダムに泊まりで伺った際の地元の方のお話です。下北山村および上北山村は過疎化に悩んでおりバス釣りに訪れる人々による地域経済活性化、雇用の創出に大変な期待を寄せているそうです。そのお話し以来、私も多少なりとも貢献出来ないかと池原ダムになるべく通うようにして地元へ感謝の気持ちでお金を使うようにしています。地域によっては、害を与える魚ではなく人々の生活の糧になっている場所もあります。地元の暮らし、風土に根付いている地域によっては法律の管理のもとむしろ、観光資源としての活用という考えも必要だと思っています。		特定外来生物は、我が国の生態系等に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、現在も、防除等の対策が求められています。 なお、オオクチバスは、外来生物法に基づく特定外来生物に指定されていますが、釣り自体が禁止されるものではなく、外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生態の運搬等を伴わない釣り等は行うことができるものです。

684		バスについて	<p>バス釣りを唯一の楽しみとし、琵琶湖で釣りをしてもう20年以上になります。ブラックバスが原因で固有種が減少している話を聞くと辛くなります。多少なりともあるかとは思いますが、生きた魚をゴミ箱へ捨てる行為自体どうなんでしょうか</p> <p>2年前知らないおじいさんがお孫さんを連れて釣りをされていてお孫さんの目の前で釣った魚を生きたままゴミ箱に入れている姿を見てやるせなくなりました。これが本当の姿なのでしょう。</p> <p>全面的に駆除を否定はしませんが今の環境はどうかと思います。バス釣りに携わり生計を立てている方もいます。</p> <p>どこのフィールドも確かに良いですが中でも琵琶湖は特にバス釣りの聖地として広く知れ渡っているフィールドでもあるのに規制を設けて釣りを楽しめない状態は辛いです。</p> <p>会社でも話が出来ない程犯罪者扱いされている現状は悲しいです。地域の活性を促す為にも以前の様に活気溢れた土地になって欲しいと切に願います。</p> <p>特定外来種オオクチバスが横行するフィールドになる事を願っています。</p>		<p>特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、現在も、防除等の対策が求められています。</p> <p>なお、オオクチバスは、外来生物法に基づく特定外来生物に指定されていますが、釣り自体が禁止されるものではなく、外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生態の運搬等を伴わない釣り等は行うことができるものです。</p>
685		バスについて	<p>琵琶湖の固有種(日本魚等)被害が問題視され、一部の湖沼を除きほぼ全般的に駆除の対象となっています。</p> <p>しかし固有種の減少について、家庭・工場排水による水質汚染、並びに河川等の護岸工事による産卵床の減少等の環境変化は、因果関係はないのでしょうか。つまり琵琶湖における固有種の漁獲量の減少は数種類の外来魚の繁殖よりはこうした水質悪化の影響によるものが多いのではないのでしょうか。漁獲量の減少のデータはあるでしょうか、外来種に起因するものなのか、水質悪化によるものなのか客観的に判断できるデータではありません。</p> <p>滋賀県ではアユに禁漁期間を設けるといった保護対策をしていますが、水質の悪い湖や流入河川では効果的な保護対策とも思えません。</p> <p>データ分析に基づく論理的な検証をせずに、固有種保護対策も環境対策も怠り、感情論を優先させ、更には税金を使って外来種を駆除しているのが現状です。この政策のどこが建設的でしょうか。</p> <p>また駆除方法にしても、ブラックバスの産卵床にダンプカーで土砂を投入する方法(固有種の産卵床も消滅します)や同じく産卵床に電気ショックを与えて駆除する(一緒にプランクトンも死滅し赤潮の原因になります)等、逆に自然破壊につながる駆除も琵琶湖では多く見受けられます。これでは単なる自然破壊であっても、固有種の保護に繋がらないでしょう。</p> <p>上記の事由により、現状のままでは駆除活動も中止・見直すべきと考えますし、駆除を目的とした行動計画には反対します。</p> <p>ただしオオクチバス・コクチバスとも今回の外来種被害防止行動計画(案)のなかで設定された「産業管理外来種」に指定し管理するというのであれば、それは駆除一辺倒の政策ではないので評価できると考えます。</p> <p>税金を消費するだけの駆除活動よりは、釣り人から入漁料の名目で一定額を徴収し、その収益を国や自治体で管理し、環境対策や固有種保護を行った方が現状では得策と言えるからです。少なくともオオクチバス・コクチバスともゲームフィッシングの世界では人気の対象魚であり「人とお金を呼べる魚」です。駆除の対象ではありません。</p>		<p>当然、在来種が減少している要因は外来種以外にも存在する可能性はありますが、本計画は、侵略的外来種による生態系等への被害の防止を目的としたものとなるため、外来種による生態系等への被害事例を表記しています。</p> <p>なお、ご意見の趣旨は今後の環境省においての施策の参考とさせていただきます。</p>
686		電気ショック	<p>勝手につれて来られては釣られ殺され電氣流されおかしんじゃないかと、おもいます。</p> <p>例えば日本の魚を食べるといってもそうしざるをえないわけですから、それはしょうがないとおもいます。</p> <p>それなのに駆除はおかしいとおもいます。</p>		<p>特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、現在も、防除等の対策が求められています。</p>
687		バスについて	<p>ルアーマガジンは1998年から発行されている釣り雑誌で、取り扱っている魚はほぼブラックバスです。</p> <p>私は2003年4月から編集スタッフとして勤務し、2011年3月から編集長に就任しました。</p> <p>私自身30年近くブラックバス釣りを続けており、日本はもちろん世界各国でバス釣りを楽しんできました。ブラックバスの起源であるアメリカでは、どの釣り場で釣りをしてもフィッシングライセンスの購入が義務付けられています。フィッシングライセンスの収益で釣り場の環境保全がなされ、テキサス州などでは地域の大事な産業としてバス釣りが推進されています。</p> <p>ブラックバスが外来種であることは事実ですが、釣具メーカーや各地のレンタルポイント店、小売店、そしてルアーマガジンのような釣り雑誌など、ブラックバス釣りに多くの人間が関わって産業となっていることも事実です。</p> <p>フィッシングライセンス制度を導入して、産業としてのバス釣りを推進していくと、結果的にはバス釣り場のある地域の税収上昇にもつながります。</p> <p>ブラックバスを外来種として駆除するのではなく、お金をもたらす存在として公的に扱っていくことも、今後は必要だと考えています。</p>		<p>特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、現在も、防除等の対策が求められています。</p> <p>なお、オオクチバスは、外来生物法に基づく特定外来生物に指定されていますが、釣り自体が禁止されるものではなく、外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生態の運搬等を伴わない釣り等は行うことができるものです。</p>
688		バスについて	<p>ブラックバスの釣りを趣味としているので、ここではブラックバスのことについての意見を書きます。</p> <p>詳しい生態系はわからないのですが、ブラックバスが外来種と言う位置づけで、日本古来の生態系を脅かす存在であることは間違いない事実なのかもしれません。ただし、優先順位が高いようには思えない気がしてなりません。</p> <p>アメリカでは、バスフィッシングの人気は高く、経済効果の高いスポーツのひとつのようになっています。</p> <p>日本でも、バスフィッシングしている人はたくさん存在しており、これからももっと広まっていってほしいです。</p> <p>私は2年前からバスフィッシングを始めたのですが、それまでは「ブラックバスの影響で、日本の生物の生態系に影響があるんだよね。」って、ただそれだけのことでした。しかし、今ではバスフィッシングは大変人気があり、多くの人たちに支持されていることを知りました。</p> <p>また、その多くの人たちはマナーを守り、釣り場環境への配慮もしていることも知りました。</p> <p>単なるイメージで否定するのではなく、また外から入ってくるものすべてを否定するのではなく、ブラックバスに関する全体像をしっかり把握して優先順位をつけてくれることを願っています。</p> <p>このような形で意見できる場に感謝しています。この多くの意見書がしっかりと見つめられて、正しい外来種被害防止計画につながることを信じています。</p>		<p>特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、現在も、防除等の対策が求められています。</p> <p>なお、オオクチバスは、外来生物法に基づく特定外来生物に指定されていますが、釣り自体が禁止されるものではなく、外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生態の運搬等を伴わない釣り等は行うことができるものです。</p>
689		バスについて	意見677と同じ。		意見677と同じ。
690			意見677と同じ。		意見677と同じ。
691			意見677と同じ。		意見677と同じ。
692			<p>今回、この防止行動計画(案)の為に多くのバス釣り愛好家の大人の方が行動されているのを見て、自分でも行動したいと思いましたが、何をしても良いのやら分からなかった。分かってほしいこと、知ってほしいことだけを述べさせていただきます。</p> <p>僕はバス釣りで得たものが沢山あります。一つは人間関係、釣り場出会う人達と情報交換をしたり、釣りについて話した事はとても嬉しく、そこで出会った人とそれ以外の場所でも遊べる関係にもなれました。バス釣りは人と人を繋げられるのです。皆んな目標が一緒だから楽しめるのです。バス釣りが無かったら出会えなかった人が沢山います。だから、理由にはなっていないかもしれませんが、こんなにも楽しく、熱中できる「バス釣り」というものを奪わないでください。僕の思いはこれだけです。難しい事はわかりません。それは大人がやってくれるでしょう、繰り返しになりますが、まともな意見になっていなくて申し訳ないです。ただ、僕の気持ち、願いはただ一つ、もっともっとバス釣りを楽しみたい！です。</p>		<p>特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、現在も、防除等の対策が求められています。</p> <p>なお、オオクチバスは、外来生物法に基づく特定外来生物に指定されていますが、釣り自体が禁止されるものではなく、外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生態の運搬等を伴わない釣り等は行うことができるものです。</p>
693			<p>電気ショック駆除ですが、在来種などには一時的に気絶させているだけで、魚体には影響ないかと言いますが、骨など変形したりショックでしんでしまう魚も多数いると知りました。</p> <p>ブラックバス、ブルーギル以外の魚や生物にも影響を与え、琵琶湖や水系を汚してしまふことにもなると思います。</p> <p>浜に打ち寄せられた死亡個体の悪臭や水質悪化などにもなると思います。</p> <p>ブラックバスはなんでも食べると言われたりしていますが、逆に他の魚種に食べられたりもしているようです。</p> <p>一時的に気絶させてというだけではないようです。</p> <p>命あるものを人間が人間の都合で殺してしまうのは違うと思います。</p> <p>釣れた魚を食べるで処理したりするのには反対ではありません。</p>		<p>琵琶湖などで行われている電気ショックは電流により魚を殺処分するものではなく、一時的に魚に電流によるショックを与え不動化させ、浮上したもののうち駆除対象となる魚種を捕獲するものです。ご意見のとおり、電気ショックにより影響を受ける個体もありますが、不動化は一時的であり、一定時間が経過すれば魚は再び動くことが可能とするもので、電気ショックを使用した駆除により在来魚が回復している事例も確認されています。</p>
694		全体	<p>同じ文言の繰り返しが大変多く、気になる。</p> <p>文言を整理する事によって、全体的な文章量の軽減ならびに読み易さの向上につながるものとする。</p>		ご意見の趣旨は参考とさせていただきます。

695			<p>確かにバスは在来種を食べて、減らしたという意見があるかも知れないが、それはバスが入ってきた80年前からずっと一緒だと思う。</p> <p>それにバス釣りやる人は分かると思うが、バスは皆が思ってるほどエサをバンバン食べている訳ではない。フィールドで観察するとルアーはともかく横を通った魚にすら興味を示さない事も多く、良くエサを見極めて食べている。</p> <p>実際在来種を減らした原因なんて河川のコンクリート化や環境汚染などの方が多くは。そして在来種が減ってきていると同じようにバスも環境汚染などに影響を受けている。</p> <p>しかもバス釣りを楽しみに生きてる人も沢山いて、バス釣りを職業にして生きてる人も沢山いる。それを考えないでバスを駆除したら、バス釣りを職業にしている人はどうなるのか。バス釣りを楽しみにしてる人から楽しみを奪う権利はあるのか。</p> <p>良くも悪くもこれが80年前からできてきた日本の今の生態系はず。その生態系で生きてきた今の日本からバスを駆除の対象にしたりはおかしいと思う。</p> <p>元々バスを日本に連れてきたのは人間。バスは連れてこられた側なのに、バスはバスとして生きるためにエサを食べてるだけなのに完全に犯罪者扱いされる筋合いはないと思う。</p> <p>バス釣りしない人もする人も納得行くような社会になればいいと思います。</p>		<p>特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、現在も、防除等の対策が求められています。</p> <p>なお、オオクチバスは、外来生物法に基づく特定外来生物に指定されていますが、釣り自体が禁止されるものではなく、外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生態の運搬等を伴わない釣り等は行うことができるものです。</p>
696			<p>在来種を守る為の方法が電気ショック？</p> <p>これに対して！絶対的な反対意見を申し上げます</p>	<p>電気ショックと言う方法はあまりにも在来種に悪影響があるんじゃないですか？</p> <p>ならば！在来種を守っては全くもっていないと思います</p> <p>そしてよくよく調べるとかなりの量の在来種を殺してしまっている！方法だと思いませんか？</p> <p>そしてこの反対意見書の1番の理由は万が一、水辺で遊ぶ子供が事故にあつたらどうするのでしょうか？</p> <p>危険極まりない駆除のように思えて仕方ありません。</p> <p>このような理由で電気ショック大反対！致します</p>	<p>琵琶湖などで行われている電気ショックカーは電流により魚を殺処分するものではなく、一時的に魚に電流によるショックを与え不動化させ、浮上したもののうち駆除対象となる魚種を捕獲するものです。ご意見のとおり、電気ショックにより影響を受ける個体もありますが、不動化は一時的であり、一定時間が経過すれば魚は再び動くことが可能とするもので、電気ショックカーを使用した駆除により在来魚が回復している事例も確認されています。</p>
697	全般		<p>オオクチバスは特定外来種に指定されているが、レクリエーションとしての利用価値は大きく、他の特定外来種とは異なる扱いをすべきではないか。ニジマス等のような産業魚種としてのメリットに目を向けるべきである。</p>	<p>オオクチバスは日本へ持ち込まれてから時間がたっており、日本の生態系の一部となっている地域もある。新たな環境への侵入は避けるべきであるが、上記のようなレジャー等の産業的価値からも、必要以上の駆除は、産業的観点、定着しつつある生態系の最破壊等につながると思われる。今回の計画案においても、このような点からのオオクチバスに対する扱いの再考を求める。</p>	<p>特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、現在も、防除等の対策が求められています。</p> <p>なお、オオクチバスは、外来生物法に基づく特定外来生物に指定されていますが、釣り自体が禁止されるものではなく、外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生態の運搬等を伴わない釣り等は行うことができるものです。</p>
698			<p>生物多様性への考えには賛成ですが琵琶湖などでの電気ショックによる外来種駆除の方法は多くの在来種をも殺してしまうため断固反対であります。閉鎖的水域は水抜きで結果を出していますが、水抜きが不可能な水域においては駆除は不可能なため、経済効果を生み地域活性化につなげるよう利用すべきだと思います。</p>		<p>琵琶湖などで行われている電気ショックカーは電流により魚を殺処分するものではなく、一時的に魚に電流によるショックを与え不動化させ、浮上したもののうち駆除対象となる魚種を捕獲するものです。ご意見のとおり、電気ショックにより影響を受ける個体もありますが、不動化は一時的であり、一定時間が経過すれば魚は再び動くことが可能とするもので、電気ショックカーを使用した駆除により在来魚が回復している事例も確認されています。</p>
699			<p>私の住む地方ではもう数十年も昔からオオクチバスは棲息しています。当時から釣りを楽しんできましたが、近年、オオクチバスの個体数が極端に減少してきたと感じています。</p> <p>同時に、水辺に棲息する他の生き物達も減少するように感じます。</p> <p>オオクチバスがこの国に入ってきて数十年、オオクチバスは生態系へと取り込まれ、食物連鎖の頂点近くにたっていると思います。</p> <p>水辺に住む他の生き物が減ればオオクチバスも減る</p> <p>そうゆうことではないでしょうか</p> <p>今更、オオクチバスを害魚、外来種、と扱う事に疑問を感じます。</p> <p>あと、極端に魚が減ってきた要因に「鵜」の存在があると思います。鵜には天敵がおります、本来いるべき魚もオオクチバスもまとめて根こそぎ食べていると思います。護岸工事などで自然が破壊され、魚達の隠れる場所がなくなったのも原因の一つではないでしょうか</p> <p>そして私事ですが、現在はオオクチバスのフィッシングガイドで生計を立てております。長年水辺に立ち、自然を見てきたからこそ言える現場からの意見です。オオクチバスは決して害魚ではないと思います。オオクチバスが日本の生態系に悪影響を与えろとは考えられません。</p> <p>自然破壊や鳥害など、もっとしっかりとデータを取る必要があると思います。そしてオオクチバスが害魚扱いされ駆除される事で私は仕事を失います。家族が養えなくなってしまう。小さな意見かもしれませんが…どうか届きますように</p>		<p>特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、現在も、防除等の対策が求められています。</p> <p>なお、オオクチバスは、外来生物法に基づく特定外来生物に指定されていますが、釣り自体が禁止されるものではなく、外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生態の運搬等を伴わない釣り等は行うことができるものです。</p>
700			<p>今回の外来種の案件に関して、私の意見を言わせて頂きます</p> <p>昨今、いろいろな外来種が本国に存在し、在来種の存続を脅かす状況にあり又、外来種による環境被害も深刻な問題と深く受け止めています。しかし、今回の外来種問題で私の場合、ブラックバス釣りという長年慣れ親しんだ趣味があり、それが無くなるかもしれないとの事でメールをした次第です。釣りをする人、しない人考え方はいろいろあると思います。私には10歳の息子がいます。ある日琵琶湖に初めて釣りに連れて行った時、例の釣ったバス、ブルーギルを捨てる箱を見て息子が「釣れた魚生きてんのになんで捨てなアカんの？」と言われ答えられませんでした…。</p> <p>うまきは言えませんが、生き物を捨てるという行為を子供に説明できませんでした。私は子供とバス釣りという共通の趣味を持ち、友人とのコミュニケーションツールとしてこれからも末永くバス釣りが出来る環境を希望します。</p> <p>補足ですが、琵琶湖に関していうと、もはやリゾート地で、バス釣りは立派な商業として成り立っていないでしょうか？</p> <p>他府県から大勢釣り人が来るわけですから、そこから税金を徴収というのが適切かどうか分かりませんが、やはり根絶というよりも共存の方向を考えるべきだと思います。</p>		<p>特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、現在も、防除等の対策が求められています。</p> <p>なお、オオクチバスは、外来生物法に基づく特定外来生物に指定されていますが、釣り自体が禁止されるものではなく、外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生態の運搬等を伴わない釣り等は行うことができるものです。</p>
701			<p>2014年レジャー白書によると2013年の釣り参加人口は770万人、年間平均費用は35,700円、釣具市場規模は推計1,540億円であり、釣り産業は産業としての価値は十分と考えます。その中で愛好家の多いオオクチバス(現在、緊急対策外来種に指定予定)を主に対象魚としている釣り人が貢献している市場を仮に全体の2割とすると308億円です。</p> <p>魚の習性上、代替性がなく、適切な管理があれば産業に十分貢献できる産業管理外来種の枠に入れるべきと考えます。また、それが不適切であるならば、緊急対策外来種の枠から外し、新たに「危険性は高いが産業としての利用価値のある種」として別のカテゴリーを新設すべきと考えます。</p> <p>また、既存の関係釣り具メーカーや釣りポイント、釣りガイド業への配慮も考え、ある一定年数をかけてオオクチバスの生存数の推移を調査をし、その結果をふまえた上で慎重にことを進められることを願います。愛好家の間では生息数の減少傾向は間違いのない事実としてあり、緊急対策の必要性には疑問を感じます。</p>		<p>特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、現在も、防除等の対策が求められています。</p> <p>なお、オオクチバスは、外来生物法に基づく特定外来生物に指定されていますが、釣り自体が禁止されるものではなく、外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生態の運搬等を伴わない釣り等は行うことができるものです。</p>
702			<p>現代の国際社会に置いて各大陸の生物の移動は人的な物とそうで無いものがあり、現に人体に危険を及ぼす生物が日本国に多数侵入し繁殖をし始めている。</p> <p>まずは、危険な生物の新たな侵入経路を断つ事を最善に考えていただき移入からすでに80年を超えている物もしくはすでに我が国の生態系に組み込まれ、その生物を駆除することにより他の生物が増加し新たな生態系のバランスを崩す事が有っては本末転倒であり、国民の血税を注ぎ込んで行う駆除が無意味な事になりかねない。</p> <p>又、生物には私達と同じ生命があり無意味な殺生は現代の「命の重み」が失われつつ有る人間社会に本当に良い事と言えるのか？</p> <p>そして、その殺生を何のためと子供達に伝えれば良いのか…。</p> <p>私の願いは、「本当にその生物が日本国に悪影響をおよぼしているのか、共存できる事は策はないのか？」など、再度調査をして頂きもっと納得のできる内容にして頂きたい。</p> <p>殺生、殺生ではこの国の国民の心が荒んでしまうと私は思う。</p> <p>まずは、新たな生物が侵入又は移入されない様に努力して頂きたい。</p>		<p>ご意見の趣旨は今後の環境省における施策の参考とさせていただきます。</p>

703			図9と図10の間 外来種問題への理解「知ること」の段階 ●メディア等関係者による情報発信 ◇新聞報道・テレビニュース等 について 「わかること」 ●NGO・NPO等による情報発信 ◇ホームページ・パンフレット等 について	正確な情報を発信できないのなら、利用は逆効果であり、発信前には内容のチェックが必要 NGO・NPO等による情報発信を、「知ること」の段階に取り入れ、国民に拡散するルートを確認してゆく	2013年9月の一番最初の「ミドリガメが飼えなくなる!？」という誤報(意図的?)を筆頭にあまりに無責任・注目を集めたい、センセーショナルな内容で視聴率をとりたいたいというような内容も報道が一般の飼育者やボランティアなどの生態系保護活動に従事されている方などの怒りや混乱を招くのなら、TVや新聞はいっそ不要と感ずります。 確かにある意味注目をされるきっかけとなったのは事実で、環境省がしかけたこと、とも聞いていますが今後も繰り返しこのようなことが起こると、不安や怒りなどからは何も生まれず、けっきょく「地域愛」「生物への愛」が活動を動かす原動力となると考えているので、(取材された方も、結局編集されてほしい事実とちがっていた、面白く報道がしたいだけで失望した、なども聞きます)報道機関を使うのはあまり得策とは言えないと思います。 自分はSNSで発信・情報収集ともに恩恵にあずかっているため、実際そこからの出会いがきっかけで野外の活動をされている方とのつながりもあり、そこから得た情報を内容をチェックしていただきとくに一般のカメ飼育者さまに目につくように意識して流したりもしています。 正確な情報を得つつ、活動のお手伝いをさせていただきつつ、カメブログ・保護活動のHPなどの閲覧していただける機会を高めていけるように努めてゆこうと思っています。 なので、「もろ刃の剣」ともなりかねないニュース・新聞の利用は慎重にさせていただきたいと思います。 そして市や自治体の地域の生物多様性戦略のイベント関連は、ぜひ日々継続して広げていってほしいと思います。	ご意見を踏まえ、図10を、「NGO・NPO等による情報発信」を「知ること」の段階に移動します。
704			図9と図10の間 外来種問題への理解「知ること」の段階 ●教育機関による外来種・生物多様性の学習 ◇教科書・補助教材等 について	地域誌(フリーペーパー)などでの告知などは大賛成で、今自身伊丹市の「生物多様性地域戦略」の企画である「生き物マイスター講座」に参加中なのですが、そこで出会う方たち同士で地域の生物関連のイベントの情報交換をしていたり、講座内では質疑応答がすごく勉強になったり、毎回30人もメンバーが集まるようすを見てこの講座が終わったらこのメンバーで何かできるんじゃないか?と思うほどの皆さんの意識の高さを感じています。 (ほとんど自称「元気老人」さまたちなのですが…もっと若い世代につながる、おかあさんおとうさん世代にも広げたいですね) この国の税は本当になんとかしてほしいとは思いますが、まず豊かな状態でないと、ここのゆとりができず、自然をめぐる・という状態にはならず、それには「お金」もですが、「時間」のゆとりが必要だからです。これは環境省の提出物に書くべき事柄ではないかもしれませんが、一例として述べさせていただきます。自分は国が減びないように、生物多様性に貢献してゆきたいと思っています。そしてできればせつぱく2020年に向けての取り組みですので、日本が環境活動においては世界のモデルとなっていくように、まず環境省にはぜひがんばっていただきたいと思っています。 愛は地球を救う。		ご意見の趣旨は今後の環境省においての施策の参考とさせていただきます。
705				現状では「問題がある」事の周知が十分でなく、無関心よりも「そもそも知らない」という状態の人が大半で、その中には毒虫による被害など自身の生活に近い部分にその「問題」がある方も多と思われる。また、子供が知らずに連れ帰るなどの「周知の不足」による拡散や法令への抵触の危険性もあります。 本案が形骸化したり利権の温床になる事が無いよう、しっかりと広報体制をとるということを強く望みます。		ご意見の趣旨は今後の環境省においての施策の参考とさせていただきます。
706				深泥池では1972年に8.3%だった外来魚率が2000年には60%に達し、生息する在来魚は8種が絶滅し、15種類から7種に激減したというデータから全国のおオクチバス、コクチバスを駆除するという方向性に疑問を感じます。	私自身が栃木県在住という事もあり、深泥池がどのような沼なのかは分かりませんでした。 調べてみると、東西に400mほどの長さの湿地で、面積にして東京ドーム2個分ほどということでした。 規模としては決して大きいとはいえない池で起こった事例が、全国的に適用できるのかという点に疑問です。 オオクチバス、コクチバスの防除の大前提として食害が考えられると思います。食害が理由で考えた場合、単純に規模の大きな沼や湖、河川に至っては外来種の捕食の対象である在来種の逃げ込める場所が豊富にあります。 琵琶湖、霞ヶ浦等でも外来種の食害が原因で、在来種が絶滅したという事は聞いた事もあります。 また、私の住んでいる栃木県では、農業用の調整池などバスケットボールのコート半分にも満たない様な池が沢山あります。 そんな所にも外来種と在来種が生息していますが、私自身が確認している10年間の間でも、在来種が居なくなるという状況にはなっていません。 農業用の調整池なので、全面コンクリートで整備され、血池の様なものもあります。外来種に狙われた在来種が逃げ場、隠れる場所がほとんど無い様な場所でも在来種が居なくなるという事が無いのです。 そういった現実を目の当たりにしている状況から考えると、深泥池の事例は間違いなく外来種が原因なのか?という疑問が生まれてくるのです。 全国的に適用する為の事例としては根拠が乏しい様な気がしてなりません。 外来種の中でも、オオクチバス、コクチバスについては、釣りの規模、釣り人口、釣り人による釣り場周辺での経済効果は無視出来ない物だと思えます。 釣り具メーカー、釣りの為のレンタルボート、釣り場を案内するガイドサービス業、オオクチバス、コクチバスの釣り大会を運営する団体や、それに所属するプロの釣り人達、そのような人達は紛れもなく、その外来種によって生計を立てているのです。 このような大きな経済効果を生かすべきだと考えます。 全国全てでは無いにしても、河口湖を含めた富士五湖のようにルールを決め、環境を整え、入漁券を購入による収入で経済効果を大きくする、そのように外来種を産業として利用する事も必要ではないでしょうか?	本計画で挙げている事例は外来種問題の1事例です。 特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバス、コクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系の被害を及ぼすものとして評価されたものであり、防除等の対策が求められています。
707			在来魚の減少の理由としては、オオクチバスによる在来魚の食害被害量が無視できないほど大きいことが滋賀県水産試験場における胃内容物調査の結果や全国の湖沼における調査から明らかである。	オオクチバスによる食害被害によって在来魚の減少はあまり影響していないかと思われる。 その理由として私の地元石川県羽咋市にある邑知湯という釣り場は、オオクチバスも生息しているが、そのオオクチバスの餌となるワカサギやフナ、ザリガニなど沢山の稚魚から甲殻類まで生息しているのが現状です。 オオクチバスを含めた生物の食物繊維が成り立っているように感じます。また邑知湯に限らず、琵琶湖や野尻湖、津風呂湖、生野銀山湖などの釣り場にもオオクチバスはもちろん、他の生物も難なく食物繊維の上で生きて、成立しているように感じます。 在来魚の減少は科学汚染や水質汚染など、我々人間の生活の利便さの反面に森や湖沼などが傷ついていると感じています。 在来魚の減少理由はオオクチバスのみと決めつけずにバスの釣り人と対談したり、色々な視野でもう一度考えていただければ幸いです。		当然、在来種が減少している要因は外来種以外にも存在する可能性はありますが、本計画は、侵略的外来種による生態系等への被害の防止を目的としたものとなるため、外来種による生態系等への被害事例を表記しています。 なお、ご意見の趣旨は今後の環境省においての施策の参考とさせていただきます。
708				意見677と同じ。		意見677と同じ。
709			全体	「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」の構成と行動計画記載との整合性の調整が必要と思われる	外来種被害防止行動計画の実施については、同時に検討が進められている「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」が基礎となる。このリストは、 ・定着を予防する外来種(定着予防外来種) ・総合的に対策が必要な外来種(総合対策外来種) (i)緊急対策外来種、(ii)重点対策外来種、(iii)その他の総合対策外来種、産業管理外来種 に区分されている。この区分と具体的な対策実施との関係性について行動計画においても記載が必要と思われる。	「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」は、本計画に基づく実施していく外来種対策の基礎資料となるものです。 同リストにおいて、各カテゴリの対策の方向性については記載しているところです。より具体的な対策の実施については、種や地域ごとに検討・実施する必要があると考えますが、ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。
710			全体	ノネコや外来種ネズミ類の影響や対策についての記載が必要	ノネコやドブネズミ、クマネズミなどの外来種ネズミ類は、特に島嶼地域において鳥類や小動物に大きな影響を与えており、沖縄本島や小笠原諸島、御蔵島などでは対策も実施されている。これらについての記載がほとんどないのは、外来種被害行動計画としては不備が大きいと思われる。	本計画では、全ての侵略的外来種による生態系等への被害事例を掲載はしていないため、原案どおりとします。
711				意見677と同じ。		意見677と同じ。
712				意見677と同じ。		意見677と同じ。
713				意見677と同じ。		意見677と同じ。
714				意見677と同じ。		意見677と同じ。

715			<p>オオクチバスの駆除に関して</p> <p>○ 反対：生態系や漁業への影響について科学的調査データが十分になく、選定の基準が曖昧なので指定に反対します。かなり被害者意識のある漁業関係者側寄りの資料もあるのではないのでしょうか。科学的根拠をきちんと示すべきです。すべての人が納得する科学的調査を実施した上で、もっと時間をかけて慎重に評価すべきです。</p> <p>○ オオクチバスは、戦前に持ち込まれており、既に日本の生態系の一部です。いままら駆除するのは不可能ですし、オオクチバスが原因で在来種が絶滅したという事実はない。時間がたてば減少し、生態系と調和すると思います。実際、今、オオクチバスを防除すると、現在の生態系が崩れて、在来種に悪影響を与えたり、他の外来種が増加して新たな問題が生じます。バスを駆除した湖沼でザリガニが激増して問題になった例もあります。</p> <p>○ 水辺を護岸工事によりコンクリートで固めたことや、水質汚濁、農業の流入、周辺の森林伐採など湖沼の環境悪化が在来魚が減少した主たる原因です。また、コイなどの在来魚や他の外来魚の捕食なども考えるべきです。オオクチバスが原因ではない、と考える方が自然です。むしろバスは減少しています。環境省のレッドデータブックには、絶滅危惧種の存在を脅かすのは95%が環境汚染で5%がブラックバス・ブルーギルの影響とされています。まずは95%の原因を解決すべきです。</p> <p>池原ダム、七色ダム、芦ノ湖、河口湖など、駆除せず、活かす方向でうまく成り立っている湖沼もあります。これらの例を見習ってほしいです。</p>		<p>特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、現在も、防除等の対策が求められています。</p> <p>当然、在来種が減少している要因は外来種以外にも存在する可能性はありますが、本計画は、侵略的外来種による生態系等への被害の防止を目的としたものとなるため、外来種による生態系等への被害事例を表記しています。</p>
716			<p>優先度を踏まえた外来種対策はどのように優先度の順位を決めるのか非常に不透明であると感じます。優先度と表現された対策順位決定の理由、又、決定に至ったデータの公表が必要と考えます。</p>	<p>アミガメを駆除する前にフナガエルを駆除したためりました。生態系の上下位位の間隔を考えた優先順位であるという説明になっとくできました。が、現在も野放しにされている外来生物に順位をつけるときに本当に生態系を配慮して行われるか信用できません。利益を生むから後回し。駆除するとウケがいいから優先的に、とゆうことがおきているように思います。</p> <p>わたしは、生物、水辺に関係するものが好きで興味をもっていますが、アカミガメは侵略的外来生物といながら対策や駆除の話は聞いたことがありません。「人をかみ怪我をさせる恐れがある」、から目撃されただけで至急捕獲駆除されるカミツキガメ、フナガメとはずいぶん差を感じます。</p> <p>水辺で見かける亀のほとんどが石亀、クサガメではなくアカミガメである状態はもうだいぶ長い時間がたっています。侵略的外来種アカミガメはペットショップで一番安値で販売されている現状は、どう対策し優先度はどう決められるのですか？アカミガメを一番に駆除しろという意見、理由ではありません。</p> <p>「侵略的外来種対策に係る各省庁の所管事業ごとに必要に応じて対策の優先度を明らかにし、対策の優先度を踏まえた外来種対策を推進していきます。」と順位を決め各方面に指針をしめすのであれば、順位1位、2位と完全明確に発表してほしい。優先上位、中位、下位などと曖昧な表示では納得できません。あの生き物はどこかの誰かにはお金になるから後回しなんだと、思うことの方が多分あるんじゃないかと感じます。環境省のレッドデータブック、希少在来種の減少、消滅をいつも聞きます。しかし、いつもデータは示されず曖昧な話ばかり。むしろ水辺の公共事業の酷さに憤る。</p> <p>ラムサール条約に指定された貴重な場所でも被害があると書いてありますが、どんな被害ですか？侵略的外来種によりどれほど被害があるのですか？その被害は今の環境よりもひどい物ですか？侵略的外来種以外の生物による被害と比較した場合のデータは？生き物、自然に興味を持ち続けていけば水辺の環境悪化は皆ひどい物だと分かっていることでしょう。</p> <p>環境が改善の方向に大きく動いている場所の生物の種類、数の回復は、東京多摩川の鮎を例に見れば分かりやすい例です。レジャーとして、事業として、漁業として外来種は多く利用されているのに特にオオクチバスを優先順位の高い外来種としている理由がまったく理解できません。</p> <p>ニジマスは良、テラピアは良、なのにレジャー産業釣りの対象魚として十分利用できるのにあまりに差があります。オオクチバスを悪者にして本来改善すべき環境を後回しにしないで欲しい。</p> <p>オオクチバスを駆除うんぬんを聞いた時に、また逃げ口上を打てる、人気取りをやってるよ、漁師、とゆうより漁協組織に金配ってる、と思うようになりました。</p> <p>オオクチバスを指定からはずしても良いのではと思うくらい</p>	<p>ご意見の趣旨は今後の環境省においての施策の参考とさせていただきます。</p>
717			<p>オオクチバス、ブルーギルを侵略的外来種として希少在来種の減少、消滅の原因、理由にした言い方は、もうやめにして欲しい。</p>	<p>ラムサール条約に指定された貴重な場所でも被害があると書いてありますが、どんな被害ですか？侵略的外来種によりどれほど被害があるのですか？その被害は今の環境よりもひどい物ですか？侵略的外来種以外の生物による被害と比較した場合のデータは？生き物、自然に興味を持ち続けていけば水辺の環境悪化は皆ひどい物だと分かっていることでしょう。</p> <p>環境が改善の方向に大きく動いている場所の生物の種類、数の回復は、東京多摩川の鮎を例に見れば分かりやすい例です。レジャーとして、事業として、漁業として外来種は多く利用されているのに特にオオクチバスを優先順位の高い外来種としている理由がまったく理解できません。</p> <p>ニジマスは良、テラピアは良、なのにレジャー産業釣りの対象魚として十分利用できるのにあまりに差があります。オオクチバスを悪者にして本来改善すべき環境を後回しにしないで欲しい。</p> <p>オオクチバスを駆除うんぬんを聞いた時に、また逃げ口上を打てる、人気取りをやってるよ、漁師、とゆうより漁協組織に金配ってる、と思うようになりました。</p> <p>オオクチバスを指定からはずしても良いのではと思うくらい</p>	<p>特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、現在も、防除等の対策が求められています。</p>
718			<p>電気ショック法なんて絶対に認めません</p>	<p>電気ショック法、なぜ合法なのですか？生物多様性、在来種の保護、希少生物の保護、を目的としているのに意味が分かりません。一度も行政側から電気ショックの安全性や有効性、それに駆除対象以外の生物への影響は、証明されたことがないように思います。当然だと思います。安全じゃないし有効じゃないし、駆除対象の生物に影響するからでしょう。</p> <p>「電気ショック法により対象外来種を効果的に駆除する技術を開発します。(農林水産省)」とありますが、絶対に認めません。駆除する技術を開発する前にいままでも駆除対象以外の生物に影響は無いと言いつづけてきた理由を説明、証明しろといいたい。小さい魚は影響しない？ショック状態にあるだけだから大丈夫？ウソかホンとかいいかげん証明してください。デモンストレーションの記事を読んだことがあります。曖昧な説明しかしないところがいかにウソっぽい印象でした。</p> <p>「電気ショック法により対象外来種を効果的に駆除する技術を開発します。(農林水産省)」に反対します。電気ショックをやると水の中で何が起きるのですか？説明と実証試験のデータを公表してください。</p>	<p>琵琶湖などで行われている電気ショックは電流により魚を殺処分するものではなく、一時的に魚に電流によるショックを与え不動化させ、浮上したもののうち駆除対象となる魚種を捕獲するものです。ご意見のとおり、電気ショックにより影響を受ける個体もありますが、不動化は一時的であり、一定時間が経過すれば魚は再び動くことが可能とするもので、電気ショックを使用した駆除により在来魚が回復している事例も確認されています。</p>
719			<p>外来種(オオクチバス)の駆除に反対いたします。オオクチバスは医学的にも人間を癒す事が出来る魚だと思います。特に琵琶湖では66年ぶりに世界記録を更新する魚が釣られました。これは偉業です。アメリカ人も琵琶湖で釣りがしたい。という意見もたくさんありますが日本の駆除の活動を知り驚いております。海外から旅行者の増加も期待出来る資源ある魚だと思います。</p>	<p>特定外来生物は、我が国の生態系に係る被害を防止する目的で指定され、オオクチバスは特定外来生物専門家会合の検討において、生態系等に被害を及ぼすものとして評価されたものであり、現在も、防除等の対策が求められています。</p> <p>なお、オオクチバスは、外来生物法に基づく特定外来生物に指定されていますが、釣り自体が禁止されるものではなく、外来生物法の許可を得た施設での飼養等や生態の運搬等を伴わない場合は行うことが可能です。</p>	
720	全体		<p>外来種を移入する際に、その移入等による影響を懸念していたのにも関わらず、移入してしまい、現在その尻ぬぐいに莫大な費用がかかっていることをもっと周知させるべきでは。</p>	<p>セイウオオマルハナバチなどにおいては事前にその影響が懸念されていたのにも関わらず、導入してしまい現在の状況に至っているため、そこについてもっと強調すべきではないか。(そういった教訓を周知していくことが現在日本への導入を検討している外来種(特にペットや産業管理外来種)の導入を防ぐことに繋がる可能性があると考え)</p>	<p>防除にはコストがかかることについては本行動計画をおして記載しているほか、第1部第2章第1節2 I 意図的に導入される外来種の適正管理においても、導入後の費用負担も認識する必要がありますと記載しています。</p>
721			<p>意見677と同じ。</p>		<p>意見677と同じ。</p>
722			<p>意見677と同じ。</p>		<p>意見677と同じ。</p>
723			<p>意見677と同じ。</p>		<p>意見677と同じ。</p>
724			<p>意見677と同じ。</p>		<p>意見677と同じ。</p>
725			<p>意見677と同じ。</p>		<p>意見677と同じ。</p>
726			<p>意見677と同じ。</p>		<p>意見677と同じ。</p>
727			<p>意見677と同じ。</p>		<p>意見677と同じ。</p>
728			<p>意見677と同じ。</p>		<p>意見677と同じ。</p>
729			<p>ブラックバスは確かに在来種を食べる時もありますが普通に見るとアメリカザリガニやブルーギルなどをたべます</p> <p>どこかの湖ではワカサギなどをバスが食べてワカサギが減るなど言ってきましたが毎年毎年数えきれないほどのワカサギがいますしほぼ不可能な外来種駆除を目的にするより在来種をどう増やしていくかを考えた方がいいと思います</p>		<p>本計画では、外来種による被害を防止する観点で策定しており、外来種対策を実施することで、在来種の増加などの生態系等の保全につながると考えています。</p>
730			<p>ペットショップやネット販売で、日本の生態系を壊すと危惧されているものの販売を禁止すべきだ。特に昆虫は出てしまったなら、収集が大変だ。</p>		<p>外来生物法は我が国の生態系に係る被害を及ぼす又はそのおそれのある外来生物を特定外来生物として指定し、その輸入・飼養等を規制しています。ご意見の趣旨を踏まえ、特定外来生物の指定を適切に進めるとともに、法規制されていない種類についても「入れない・捨てない・拡げない」の外来種被害防止三原則を呼びかけます。</p>

731			<p>自分はオオクチバスを産業管理外来種にしてすべきだと思います。 理由は、多額の税金から予算を捻出して、藻狩りや電気ショッカーボートをやって、在来種の保護になっているとは思えません。 特に電気ショッカーボートが駆除をさせた後は、在来種の死骸が浮いているのをよく目にします。 藻狩りもそうですが、在来種の産卵にも影響すると思います。 それに小さい魚は、身を潜める場所も無くなりますし。 それなら遊魚券などを作って、釣りをする人から料金を徴収し、そのお金で在来種の養殖や保護に充てたほうが、はるかに在来種の保護という観点からすると、効果が期待出来ると思います</p>	<p>「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」へのご意見と史料しますが、当該リストにおいて、産業管理外来種には利用されていることのみをもって区分しているのではなく、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないもので生産等のその外来種を直接的に扱う産業段階における適切な管理の呼びかけに重点をおくべきものを選定しています。 オオクチバスについて、外来生物法に基づく許可を受けた施設における管理の徹底は必要ですが、管理外の野外に定着したものが多く釣りの対象となっており、これらの分布の拡大や被害を防止することが重要であるため、総合対策外来種の中に位置付けているものです。 なお、琵琶湖などで行われている電気ショッカーは電流により魚を殺処分するものではなく、一時的に魚に電流によるショックを与え不動化させ、浮上したもののうち駆除対象となる魚種を捕獲するものです。ご意見のとおり、電気ショックにより影響を受ける個体もありますが、不動化は一時的であり、一定時間が経過すれば魚は再び動くことが可能とするもので、電気ショッカーを使用し駆除により在来魚が回復してい</p>
-----	--	--	---	--